

令和 5 年 度

仙 台 市 環 境 局  
事 業 概 要

令和 5 年 8 月



# 目 次

## 第Ⅰ章 総 説

1 組織・人員	1
2 車両・施設	4
3 経 理	14
4 安全衛生・研修等	18
5 公衆衛生に係る環境関係功労者等表彰	20

## 第Ⅱ章 環境の保全

第1節 環境の現況	21
1 概 況	21
2 大気環境	21
3 水 環 境	25
4 土 壌 環 境	29
5 地 盤 環 境	29
6 自 然 環 境	30
第2節 環境の保全及び創造	31
1 概 況	31
2 「杜の都環境プラン」の推進	32
3 環境保全のための組織	48

## 第Ⅲ章 廃棄物の処理

第1節 ごみの処理	49
1 概 況	49
2 収集・運搬	52
3 処 分	55
4 ごみ処理の指導等	60
5 クリーン仙台推進員制度	62
6 災害廃棄物対策	63

第2節	ごみの減量・資源化等	64
1	概況	64
2	仙台市一般廃棄物処理基本計画	65
3	家庭ごみ等受益者負担制度（有料化）	66
4	生ごみの減量・食品ロス削減	67
5	リサイクル	73
6	普及啓発事業	80
7	仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター）の認定	84
8	レジ袋の削減に向けた取り組み	84
9	余熱利用	85
第3節	環境美化	87
1	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	87
2	ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画	87
3	ごみの散乱防止のための施策	87
第4節	し尿の処理	90
1	概況	90
2	処理	92
3	災害への備え	94
第5節	産業廃棄物	95
1	概況	95
2	産業廃棄物の発生状況	95
3	産業廃棄物の処理状況	96
4	適正処理指導	101
第IV章	資料	107

# 第 I 章 総

# 説



# 1 組織・人員

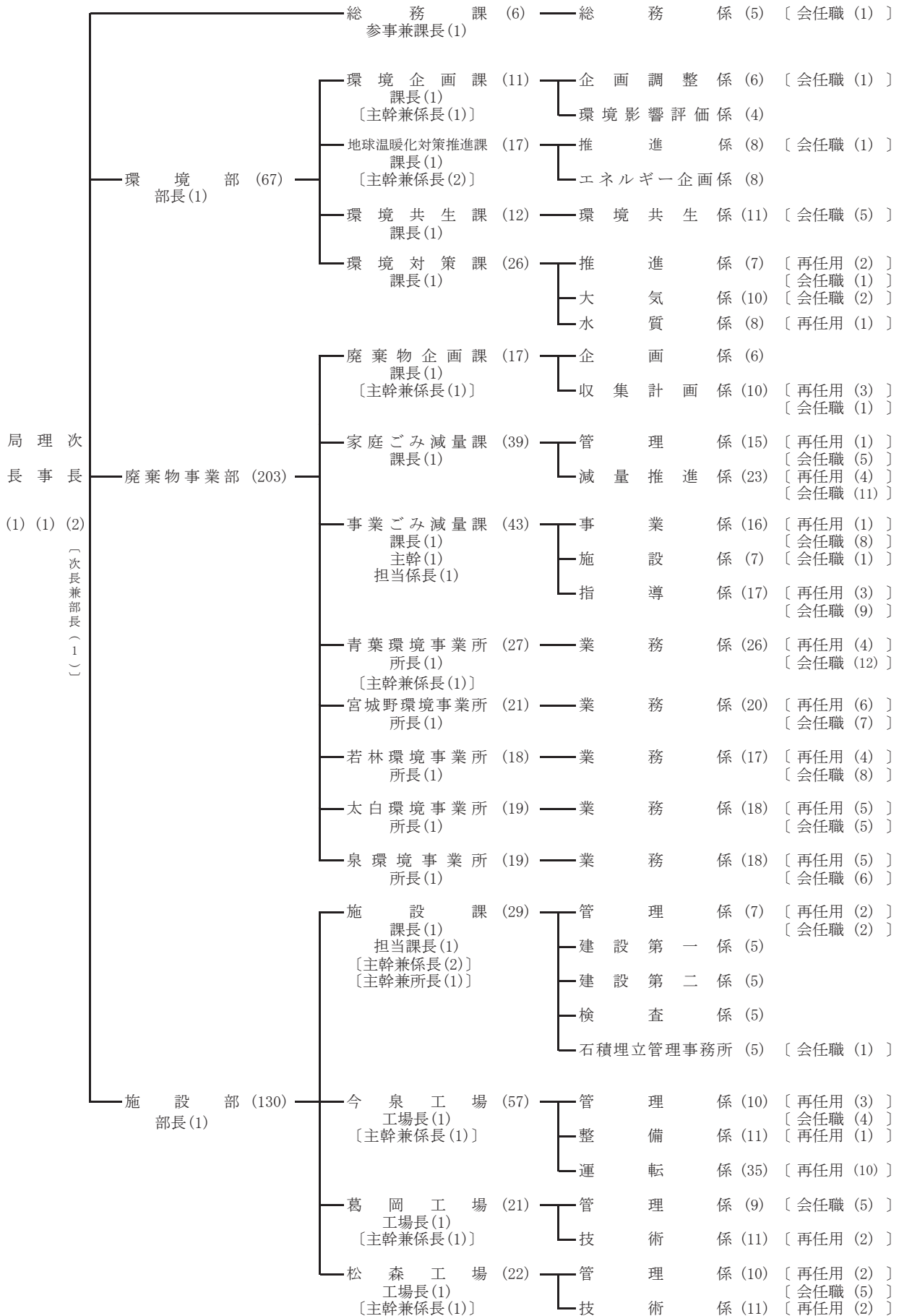
## (1) 機構

<図-1>

### 組織図及び職員数

(令和5年4月1日現在)

仙台市環境局410名(再任用61名, 会任職101名を含む。)



(注) [ ] 内は再掲

(2) 事務分掌

<表-1>

事務分掌

部	課公所名	事務分掌
一	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>局内の予算及び決算に関すること</li> <li>（株）仙台市環境整備公社に関すること</li> <li>局内事務の連絡調整に関すること</li> </ul>
環境部	環境企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に係る総合的な企画及び調整に関すること</li> <li>環境基本計画に関すること</li> <li>環境行動計画に関すること</li> <li>環境影響評価に関すること</li> <li>仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入，運用等の促進に関する条例（令和五年仙台市条例第三十号）に関すること</li> <li>仙台市環境審議会に関すること</li> <li>仙台市環境影響評価審査会に関すること</li> <li>部内事務の連絡調整に関すること</li> </ul>
	地球温暖化対策推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること</li> <li>再生可能エネルギーの利活用等の推進に係る企画及び調整に関すること</li> </ul>
	環境共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育及び環境学習に関すること</li> <li>環境保全活動に係る啓発に関すること</li> <li>自然環境の保全に関すること</li> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に係る事務の総括に関すること</li> </ul>
	環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止に係る企画及び調整に関すること</li> <li>公害防止に係る規制及び指導に関すること</li> <li>公害防止に係る監視及び調査に関すること</li> <li>広瀬川の清流を守る条例第八条第一項第二号に規定する水質保全区域における行為の許可に関すること</li> </ul>
廃棄物事業部	廃棄物企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物に係る施策の企画及び調整に関すること</li> <li>一般廃棄物の処理計画に関すること</li> <li>一般廃棄物の収集運搬の計画及びその実施並びに処理施設への搬入の調整に関すること</li> <li>一般廃棄物処理手数料（松森資源化センターに搬入された一般廃棄物に係るものに限る。）の徴収に関すること</li> <li>一般廃棄物処理手数料（犬猫等の死体，し尿に限る。）の徴収に関すること</li> <li>浄化槽清掃業の許可に関すること</li> <li>仙台市廃棄物対策審議会に関すること</li> <li>環境事業所に関すること</li> <li>部内事務の連絡調整に関すること</li> </ul>
	家庭ごみ減量課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の減量及びリサイクル並びに適正処理に係る指導及び啓発に関すること（他課公所の所管に属するものを除く。）</li> <li>一般廃棄物処理手数料（他課公所の所管に属するものを除く。）の徴収に関すること</li> <li>環境美化の推進に関すること</li> <li>リサイクルプラザに関すること</li> </ul>
	事業ごみ減量課	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関すること</li> <li>産業廃棄物の減量，リサイクル及び処理に係る企画及び調整に関すること</li> <li>一般廃棄物（事業者が排出するものに限る。）の減量（食品廃棄物の排出の抑制を除く。）及びリサイクル並びに適正処理に係る指導及び啓発に関すること</li> <li>廃棄物処理業の許可に関すること</li> <li>廃棄物再生輸送業及び廃棄物再生活用業の指定に関すること</li> <li>廃棄物処理施設の設置の許可に関すること</li> <li>使用済自動車に係る引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破砕業の許可に関すること</li> </ul>
	環境事業所 （青葉，宮城野，若林，太白，泉）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物（犬，猫等の死体及びし尿を除く。）の収集及び運搬に関すること</li> <li>一般廃棄物処理手数料（臨時に収集するものに限る。）の徴収に関すること</li> <li>一般廃棄物処理の指導及び相談に関すること</li> </ul>
施設部	施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設等の維持管理の総括及び建設に関すること</li> <li>一般廃棄物処理施設に係る技術開発の調査研究に関すること</li> <li>一般廃棄物の焼却業務の総括に関すること</li> <li>局の事業に係る廃棄物等の検査に関すること</li> <li>南蒲生環境センター，貯留槽及び堆肥化センターの運転管理に関すること</li> <li>石積埋立管理事務所及び工場に関すること</li> <li>部内事務の連絡調整に関すること</li> </ul>
	工場 （今泉，葛岡，松森）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の焼却処理に関すること</li> <li>一般廃棄物の破砕処理に関すること（松森工場を除く。）</li> <li>一般廃棄物処理手数料（工場に搬入された一般廃棄物に係るものに限る。）の徴収に関すること</li> </ul>



(3) 職員配置

<表-2>

各課公所別・職務別人員配置表

(令和5年4月1日現在)

所 属 職 種	総 数	局 長 ・ 理 事 ・ 次 長	総 務 課 (参 事 含 む )	環境部 〔67〕			廃棄物事業部 〔203〕							施設部 〔130〕									
				部 長	環 境 企 画 課	地 球 温 暖 化 対 策 推 進 課	環 境 共 生 課	環 境 対 策 課	部 長	廃 棄 物 企 画 課	家 庭 ご み 減 量 課	事 業 ご み 減 量 課	青 葉 環 境 事 業 所	宮 城 野 環 境 事 業 所	若 林 環 境 事 業 所	太 白 環 境 事 業 所	泉 環 境 事 業 所	部 長	施 設 課	今 泉 工 場	葛 岡 工 場	松 森 工 場	
総 (A)+(B) 数	410	4	6	1	11	17	12	26		17	39	43	27	21	18	19	19	1	29	57	21	22	
職 種 別	管 理 職	36	4	1	1	2	3	1	1		2	1	2	2	1	1	1	1	1	5	2	2	2
	事 務 職	69		4		5	6	6			8	16	8	2	1	1	2	3		2	2	2	1
	技 術 職	110				3	7		19		2		11							17	32	9	10
	技 能 職	33									1	1		7	6	4	6	4			3	1	
	再 任 用	61							3		3	5	4	4	6	4	5	5		2	14	2	4
	(環境衛生指導員)	(3)									(1)		(2)										
	(環境事業指導員)	(124)									(13)	(22)	(22)	(14)	(13)	(9)	(12)	(11)		(4)	(2)	(1)	(1)
	(A) 小 計	309	4	5	1	10	16	7	23		16	23	25	15	14	10	14	13	1	26	53	16	17
職務別 (管理職を除く)	ごみ 処理																						
	焼却施設 運転	35																			35		
	計量・ゲート	4																			2	1	1
事務その他	234		4		8	13	6	22		14	22	23	13	13	9	13	12		21	14	13	14	
(B) 会計年度 任用職員	101		1		1	1	5	3		1	16	18	12	7	8	5	6		3	4	5	5	

(注) ( ) 内は兼務者で再掲

## 2 車両・施設

### (1) 車両

<表-3>

環境局車両一覧表

(令和5年4月1日現在)(単位:台)

所 属 車 種	総 務 課	環 境 対 策 課	廃棄物事業部							施 設 部					合 計		
			廃 棄 物 企 画 課	家 庭 ご み 減 量 課	事 業 ご み 減 量 課	青 葉 環 境 事 業 所	宮 城 野 環 境 事 業 所	若 林 環 境 事 業 所	太 白 環 境 事 業 所	泉 環 境 事 業 所	施 設 課			今 泉 工 場		葛 岡 工 場	松 森 工 場
											本 庁 等	検 査 係 (松 森 工 場 内)	石 積 埋 立 管 理 事 務 所				
パッカー車(プレス式)・ 中 型						1											1
パッカー車(プレス式)・ 小 型						1	1	1	1	1							5
パッカー車(回転板式)・ 中 型 コ ン テ ナ							1		1	1							3
パッカー車(回転板式)・ 小 型 標 準						1		1									2
ダンプ車・臨時ごみ						2	2	2	2	2							10
ダンプ車・覆土運搬												1					1
重機・埋立												2					2
重機・ごみ積込等			18								2	1	2	2	2		27
ダンプカー車													1				1
バ ス				1													1
ワ ゴ ン 車		1									1						2
ライトバン・パトロール等						1		2	1	1		1					6
ライトバン・事務連絡等			1	1			1			1		1	1	1			7
軽 バ ン		3 (1)				3 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (1)	1	1						13 (5)
軽 ト ラ ッ ク				1								1					2
乗 用 車	1	1 (1)			4	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2					1 (1)	14 (7)
軽 乗 用 車					2												2
合 計	1	5 (2)	19	3	6	10 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (1)	5	1	7	4	3	3 (1)	99 (12)

(注) ( ) 内は電気自動車の台数で再掲

<表-4>

一般廃棄物（ごみ）収集運搬車両一覧表

(令和5年4月1日現在) (単位：台)

事業所・社名 区分	形態	直営（再掲）					小計	委託			委託許可					許可			小計	合計	
		青葉環境事業所	宮城野環境事業所	若林環境事業所	太白環境事業所	泉環境事業所		(株) 仙台台環境整備公社	(株) 仙台五陽環境(株)	一般社団法人 資源回収業者協議会	(株) 仙台台環境整備公社	(株) 宮城衛生環境公社	(株) 公害処理センター	協業組合 仙台清掃公社	(株) サイコロ	(株) 仙台リサイクルセンター	東北鉄道運輸(株)	(株) 東日本プラシス			改正環境整備(株)
パッカー車 (プレス式)		2	1	1	1	1	6	—	9	3	2	—	—	—	5	5	—	2	73	79	
パッカー車 (回転板式)		1	1	1	1	1	5	—	—	23	44	20	27	11	—	5	4	2	268	273	
ダンプ車		2	2	2	2	2	10	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	5	15	
平ボディ車		—	—	—	—	—	—	1	3	3	5	—	—	—	8	—	2	1	76	76	
バン型(ウィング)車		—	—	—	—	—	—	62	—	13	—	—	3	—	—	4	1	—	126	126	
コンテナ交換車		—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	2	—	—	—	1	44	44	
その他		—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	3	3	
合計		5	4	4	4	4	21	63	14	7	82	69	91	138	52	52	14	7	6	595	616

(注) 1 ごみの収集運搬に限った車両数であり、会社規模等を示すものではない。  
2 直営の車両台数は<表-3>の再掲の台数である。

<表-5>

一般廃棄物（し尿）収集運搬車両一覧表

(令和5年4月1日現在) (単位：台)

社名 区分	形態	委託									合計
		丸久(株)	(株) 公害処理センター	仙台協業組合 清掃公社	(株) 泉	(株) 宮城衛生環境公社	鈴木工業(株)	(株) 仙台アアメティセンター	(株) 宮城公害処理	(有) 宮広清掃社	
9.9 kℓ バキューム車		3	—	—	—	3	1	—	—	—	7
7.2 kℓ バキューム車		—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
3.6 kℓ バキューム車		—	1	1	1	1	2	2	3	—	11
2.7 kℓ バキューム車		—	—	3	1	3	—	1	5	—	13
1.8 kℓ バキューム車		—	1	—	—	1	1	—	—	2	5
合計		3	2	4	2	8	4	3	10	2	38

(注) 1 し尿の収集運搬に限った車両数であり、会社規模等を示すものではない。  
2 し尿の車両には浄化槽関係は含まない。

## (2) 施設

## ① 環境保全に係る施設

&lt;表-6&gt;

## 監視・測定施設一覧表

(令和5年4月1日現在)

区分	名称	所在地	開設年月	特記事項	
大気汚染測定局	一般環境大気測定局	中山測定局	青葉区中山六丁目16-1	昭和46年12月	中山中学校敷地内
		岩切測定局	宮城野区岩切字三所南88-1	昭和46年12月	
		鶴谷測定局	宮城野区鶴ヶ谷三丁目17-1	昭和46年12月	鶴谷小学校敷地内
		中野測定局	宮城野区白鳥一丁目32-1	昭和46年12月	高砂中学校敷地内
		福室測定局	宮城野区福室五丁目16-1	昭和53年1月	福室小学校敷地内
		榴岡測定局	宮城野区五輪一丁目2-3	昭和56年4月	榴岡公園内
		七郷測定局	若林区荒井三丁目17-1	昭和46年12月	七郷小学校敷地内
		長町測定局	太白区郡山六丁目5-1	昭和46年12月	東長町小学校敷地内
		山田測定局	太白区山田北前町36-1	昭和53年1月	山田中学校敷地内
		七北田測定局	泉区七北田字東裏90	昭和50年7月	七北田小学校敷地内
		広瀬測定局	青葉区下愛子字二本松40	平成8年4月	広瀬小学校敷地内
		宮総測定局	青葉区下愛子字観音堂5	平成28年11月	宮城総合支所敷地内
		秋総測定局	太白区秋保町長袋字大原45-1	平成28年11月	秋保総合支所敷地内
	自ガ自動車排出局	木町測定局	青葉区木町通一丁目7-36	昭和48年9月	木町通小学校国道48号沿い
		苦竹測定局	宮城野区原町三丁目7地先	昭和48年11月	坂下交差点国道45号沿い
		五橋測定局	若林区清水小路3-7	昭和56年2月	地下鉄五橋駅出口側
		将監測定局	泉区将監四丁目4-1	平成13年3月	泉消防署国道4号仙台バイパス沿い
		長命測定局	泉区長命ヶ丘二丁目22地先	平成13年3月	長命ヶ丘東交差点県道仙台北環状線沿い
		北根測定局	青葉区北根一丁目11地先	平成21年3月	県道仙台東線鶯ヶ森歩道橋側
	気象観測局	八木山測定局	太白区八木山香澄町26-1	昭和46年12月	東北放送(株)敷地内
その他	蒲生測定局	宮城野区蒲生字町90	平成30年7月	蒲生雨水ポンプ場敷地内	
地盤沈下測定局・観測井	中野測定局	宮城野区中野字高橋前65	平成2年1月	中野中学校敷地内	
	狐塚測定局	宮城野区岡田西町2	昭和51年4月	岡田西町公園敷地内	
	日の出町測定局	宮城野区日の出町三丁目6	昭和59年10月	日の出町公園敷地内	
	蒲町測定局	若林区蒲町41-1	平成7年3月	蒲町小学校敷地内	
	沖野観測井	若林区沖野六丁目20	昭和60年4月		
	片平観測井	青葉区片平二丁目1-1	昭和54年3月	東北大学片平キャンパス敷地内	
	郡山観測井	太白区郡山六丁目5-10	昭和57年4月	仙台郡山住宅7号棟東側	
	穴田観測井	太白区郡山行新田1-1	平成30年4月	郡山小学校敷地内	
	岡田観測井	宮城野区岡田字北在家67	平成30年4月	岡田小学校敷地内	
	仙台港観測井	宮城野区中野三丁目6	平成29年4月	中野中央公園敷地内	
荒井観測井	若林区荒井三丁目7	平成30年4月	荒井4号公園敷地内		

<表-7>

環境学習施設

(令和5年4月1日現在)

施設名	せんだい環境学習館 (たまきさんサロン)
所在地	仙台市青葉区荒巻字青葉 468-1 東北大学大学院環境科学研究科本館1階
開設年月	平成28年4月
延床面積	159 m <sup>2</sup>
施設内容	セミナースペース, サロンスペース, 児童スペース

② 廃棄物処理に係る施設

<表-8>

環境事業所一覧表

(令和5年4月1日現在)

事業所名 区分	青葉環境事業所	宮城野環境事業所	若林環境事業所	太白環境事業所	泉環境事業所
所在地	青葉区郷六字葛岡57-3	宮城野区仙石1-1	若林区今泉字上新田103	太白区郡山字上野4-1	泉区松森字阿比古33
建設年月	平成7年4月 現在地に新築移転	昭和54年4月 現在地に新築移転	昭和44年4月 平成2年6月新築	平成18年4月 現在地に移転	平成11年4月 現在地に開設
敷地面積	葛岡工場敷地内	8,998 m <sup>2</sup>	今泉工場敷地内	郡山監視センター敷地内	10,775 m <sup>2</sup>
建物延床面積	1,777 m <sup>2</sup>	1,011 m <sup>2</sup>	1,192 m <sup>2</sup>	224 m <sup>2</sup>	1,026 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄骨造 平屋建	鉄筋コンクリート 2階建

<表-9>

リサイクル推進啓発施設一覧表

(令和5年4月1日現在)

施設名 区分	葛岡リサイクルプラザ	今泉リサイクルプラザ
所在地	青葉区郷六字葛岡57-1	若林区今泉字上新田103
開設年月	平成7年9月	平成13年4月
敷地面積	葛岡工場敷地内	今泉工場敷地内
建物構造 建築・延床面積	鉄筋コンクリート 地下1階・地上2階 (2階は葛岡温水プール) 建築面積 1,758m <sup>2</sup> 延床面積 3,123m <sup>2</sup> (葛岡温水プールを除く。)	鉄筋コンクリート 地上2階 (2階は若林環境事業所) 建築面積 699m <sup>2</sup> (若林環境事業所を含む。) 延床面積 589m <sup>2</sup> (若林環境事業所を除く。)
施設内容	展示学習室, リサイクル工房, リサイクル情報コーナー	展示学習室, リサイクル工房, リサイクル情報コーナー
建設費	1,957,930千円 (起債 694,000千円, 宝くじ助成金 92,700千円, 一般財源 1,171,230千円)	89,985千円 (一般財源)

(注) 葛岡リサイクルプラザ建設費には、葛岡温水プールを含む。

<表-10>

焼却施設一覽表

(令和5年4月1日現在)

施設名		今泉工場	葛岡工場	
区分	所在地	若林区今泉字上新田103	青葉区郷六字葛岡57-1	
	着工 / 竣工	昭和58年1月 / 昭和60年12月	平成3年12月 / 平成7年8月	
	敷地面積	90,630m <sup>2</sup>	95,481m <sup>2</sup>	
	建物延床面積	17,104m <sup>2</sup>	26,325m <sup>2</sup>	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ・ロータリーキルン炉	全連続燃焼式ストーカ炉	
	プラントメーカー	日本鋼管(株)	日立造船(株)	
	処理能力	600 t / 24h (200 t / 24h × 3 炉)	600 t / 24h (300 t / 24h × 2 炉)	
	附帯設備等	自家発電設備 (出力3,500kW) ろ過式集じん器 (バグフィルター) 塩化水素ガス除去装置 (乾式)	自家発電設備 (出力11,600kW) ろ過式集じん器 (バグフィルター) 塩化水素ガス除去装置 (乾式)	
	余熱利用	場内給湯・冷暖房・発電 (売電) 電気供給 (若林環境事業所, リサイクルプラザ, 粗大ごみ処理施設) 電気・蒸気供給 (温水プール)	場内給湯・冷暖房・発電 (売電) 電気・温水供給 (青葉環境事業所, 粗大ごみ処理 施設・資源化センター) 電気 (葛岡斎場) 電気・蒸気供給 (温水プール, リサイクルプラザ)	
建設費	用地費	1,427,069千円	2,140,938千円	
	建築費等	12,725,066千円	30,593,880千円	
	計	14,152,135千円	32,734,818千円	
	財源内訳	国庫補助	4,590,000千円	4,845,000千円
	起債	7,952,400千円	24,771,000千円	
	一般財源	1,609,735千円	3,118,818千円	

施設名		松森工場	
区分	所在地	泉区松森字城前135	
	着工 / 竣工	平成12年12月 / 平成17年8月	
	敷地面積	37,571m <sup>2</sup>	
	建物延床面積	45,414m <sup>2</sup>	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉	
	プラントメーカー	三菱重工業(株)	
	処理能力	600 t / 24h (200 t / 24h × 3 炉)	
	附帯設備等	自家発電設備 (出力17,500kW) 活性炭吹込装置 ろ過式集じん器 (バグフィルター) 触媒反応装置	
	余熱利用	場内給湯・冷暖房, 発電 (売電) 電気・高温水供給 (工場関連市民利用施設) 構内ロードヒーティング	
建設費	用地費	7,041,133千円	
	建築費等	29,472,764千円	
	計	36,513,897千円	
	財源内訳	国庫補助	9,463,132千円
	起債	24,009,000千円	
	一般財源	3,041,765千円	

- (注) 1 今泉工場敷地面積には、粗大ごみ処理施設、若林環境事業所、リサイクルプラザ、今泉貯留槽、温水プール、テニスコート、野球場を含む。また、敷地面積、建設費には、平成7年12月に取得した用地(997 m<sup>2</sup>, 7,150千円)を含む。  
2 葛岡工場敷地面積には、粗大ごみ処理施設、資源化センター、青葉環境事業所、リサイクルプラザ、温水プールを含む。

<表-11>

粗大ごみ処理施設一覧表

(令和5年4月1日現在)

施設名		今泉粗大ごみ処理施設	葛岡粗大ごみ処理施設	
区分	所在地	若林区今泉字上新田103 (今泉工場敷地内)	青葉区郷六字葛岡57-1 (葛岡工場敷地内)	
着工/竣工		昭和60年6月/昭和61年7月	平成5年6月/平成7年8月	
処理能力		処理能力 120t/5h せん断式 90t/5h (45t/5h×2基) 回転式 30t/5h	処理能力 140t/5h せん断式 70t/5h (35t/5h×2基) 回転式 70t/5h	
建築構造 建築・延床面積		鉄筋コンクリート・鉄骨併用構造 地下2階・地上2階 建築面積 2,040㎡ 延床面積 3,642㎡	鉄筋コンクリート・鉄骨併用構造 地下2階・地上4階 建築面積 6,101㎡ 延床面積 13,421㎡	
建築費	建築費等	1,220,881千円	8,294,966千円	
	財源内	国庫補助	592,662千円	2,616,840千円
		起債	500,800千円	4,444,000千円
		一般財源	127,419千円	1,234,126千円

(注) 葛岡粗大ごみ処理施設の建築・延床面積及び建設費には、資源化センターを含む。

<表-12>

埋立処分場等一覧表

(令和5年4月1日現在)

施設名		石積埋立処分場	延寿埋立処分場	森郷埋立処分場跡地 排水処理施設	
区分	所在地	富谷市石積堀田26	泉区福岡字延寿地内	宮城郡利府町森郷字 内の目北17-1	
建設年月		昭和61年4月	昭和57年4月	昭和54年9月	
敷地面積		801,718㎡	447,727㎡	3,356㎡ (借地)	
埋立期間		昭和61年度～	昭和57年度～平成11年度	昭和46年度～昭和60年度	
埋立面積		約348,400㎡	約64,260㎡	—	
埋立容積		約6,412,000㎥	約491,100㎥	—	
浸出水処理方法		凝集沈殿→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着→滅菌→放流			
浸出水処理水量		200㎥/日, 150㎥/日	175㎥/日	50㎥/日	
処理排水水質		pH5.8～8.6, BOD20ppm以下, COD20ppm以下, SS20ppm以下			
建物延床面積	第1期	第2期	—	—	
	浸出水処理棟 2,101㎡	管理棟 770㎡	管理棟 106㎡	管理棟 261㎡	
	—	浸出水処理棟 945㎡	浸出水処理棟 372㎡	散水棟等 675㎡	
建設費	用地費	1,100,612千円		315,000千円	
	建築費等	第1期: 5,207,197千円 (昭和58年度～平成3年度) 第2期: 7,650,559千円 (平成24年度～平成30年度)		852,733千円	
		計	13,958,368千円		1,167,733千円
	財源内訳	国庫補助	第1期: 851,454千円 第2期: 1,842,165千円		309,150千円
		起債	第1期: 4,327,600千円 第2期: 1,763,729千円		383,800千円
		基金繰入	—		315,000千円
一般財源		第1期: 1,128,755千円 第2期: 4,044,665千円		159,783千円	

(注) 1 石積埋立処分場の敷地面積には、堆肥化センターを含む。

2 延寿埋立処分場は平成12年4月以降休止。

<表-13>

資源化施設一覧表

(令和5年4月1日現在)

施設名 区分	葛岡資源化センター	松森資源化センター	(協)仙台清掃公社 再資源化工場
所在地	青葉区郷六字葛岡57-1 (葛岡工場敷地内)	泉区松森字阿比古7-1	宮城野区扇町一丁目 6-21-2
建設年月	平成7年8月	平成4年8月 (平成5年9月選別機械増設)	平成18年11月
敷地面積	葛岡工場敷地内	17,035 m <sup>2</sup>	5,394 m <sup>2</sup>
建物延床面積	13,421 m <sup>2</sup>	1,475 m <sup>2</sup>	924 m <sup>2</sup>
型式	手選別機械選別併用	手選別機械選別併用	手選別機械選別併用
処理能力	70 t / 5 h (35 t / 5 h × 2 系列)	70 t / 5 h (35 t / 5 h × 2 系列)	40 t / 8 h
附帯設備	集じん設備 ペットボトル圧縮減容設備 (平成15年10月増設、 平成29年3月更新)	ペットボトル圧縮減容設備 (令和3年3月更新)	—
建設費	本体工事費	当初 8,294,966千円 増設平成9年 120,447千円 増設平成15年 55,440千円	当初 288,912千円 増設平成5年 139,390千円 増設平成9年 138,055千円 増設平成17年 61,950千円
	財源内訳	国庫補助 2,616,840千円 起債 4,444,000千円 一般財源 1,410,013千円	一般財源 628,307千円

(注) 葛岡資源化センターの建物延床面積及び建設費には、葛岡粗大ごみ処理施設を含む。

<表-14>

高速堆肥化施設

(令和5年4月1日現在)

施設名	堆肥化センター
所在地	富谷市石積堀田26
着工 / 竣工	平成12年12月 / 平成14年3月
敷地面積	石積埋立処分場敷地内(27,739 m <sup>2</sup> )
処理方式	横型平面式機械攪拌通気発酵方式 (パドル式)
発酵プラント	㈱荏原製作所
処理能力	25 t / 日
処理対象物	生ごみ, 剪定枝葉, し尿系脱水汚泥
附帯設備等	脱臭装置, 堆肥貯留庫
建設費(財源内訳)	1,061,414千円(国庫補助313,354千円, 市債681,000千円, 一般財源67,060千円)

(注) 処理対象物の受け入れは令和5年3月末で終了

<表-15>

犬猫等死体焼却施設

(令和5年4月1日現在)

施設名	ペット斎場
所在地	泉区松森字阿比古7-1 (松森資源化センター敷地内)
建築年月	平成4年3月 (平成15年2月改造)
炉メーカー	㈱DAITO
処理能力	175kg/h×1炉 60kg/h×1炉 30kg/h×1炉 計 265kg/h
建設費	110,880千円



&lt;表-16&gt;

## し尿処理施設

(令和5年4月1日現在)

施設名	南蒲生環境センター
所在地	宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二
建設年月	平成2年4月(平成13年3月改造)
敷地面積	南蒲生浄化センター敷地内
建物延床面積	1,535 m <sup>2</sup>
プラントメーカー	㈱荏原製作所
処理能力	160kℓ / 7h
型式	脱水処理→下水道施設にて処理
建設費	485,027千円(改造費 711,397千円)

&lt;表-17&gt;

## 貯留槽一覧表

(令和5年4月1日現在)

区分	今泉貯留槽	松森貯留槽	秋保貯留槽
名称			
所在地	若林区今泉字上新田103	泉区松森字阿比古7-1	太白区秋保町湯元字青木28
建設年月	平成元年3月	平成2年3月	昭和53年10月
敷地面積	今泉工場敷地内	松森資源化センター敷地内	973 m <sup>2</sup>
建物延床面積	86 m <sup>2</sup>	3.2 m <sup>2</sup>	—
貯留能力	800 kℓ	200 kℓ	200 kℓ
南蒲生環境センターまでの距離	14 km	15 km	33 km

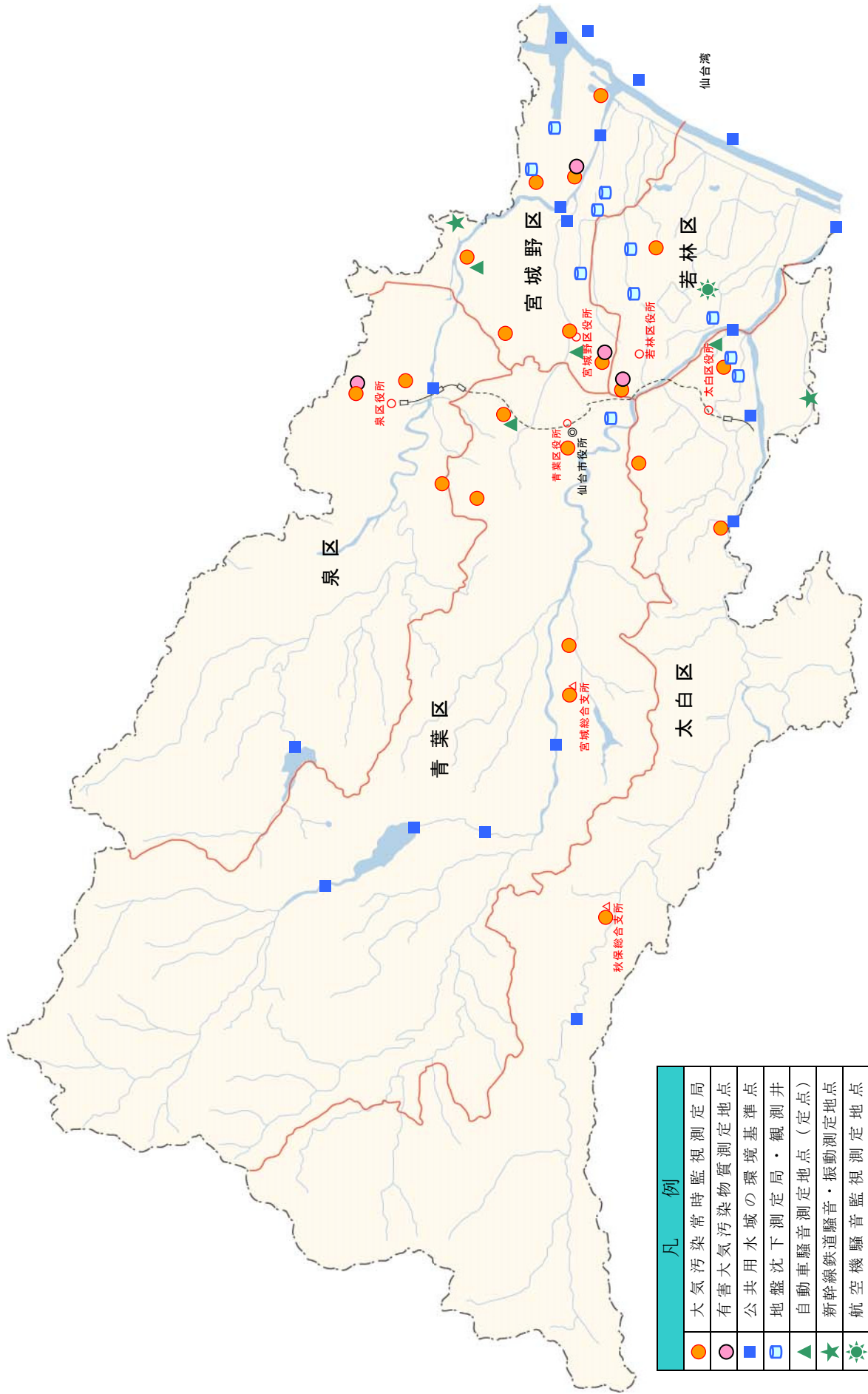
&lt;表-18&gt;

## 公衆便所一覧表(環境局所管分)

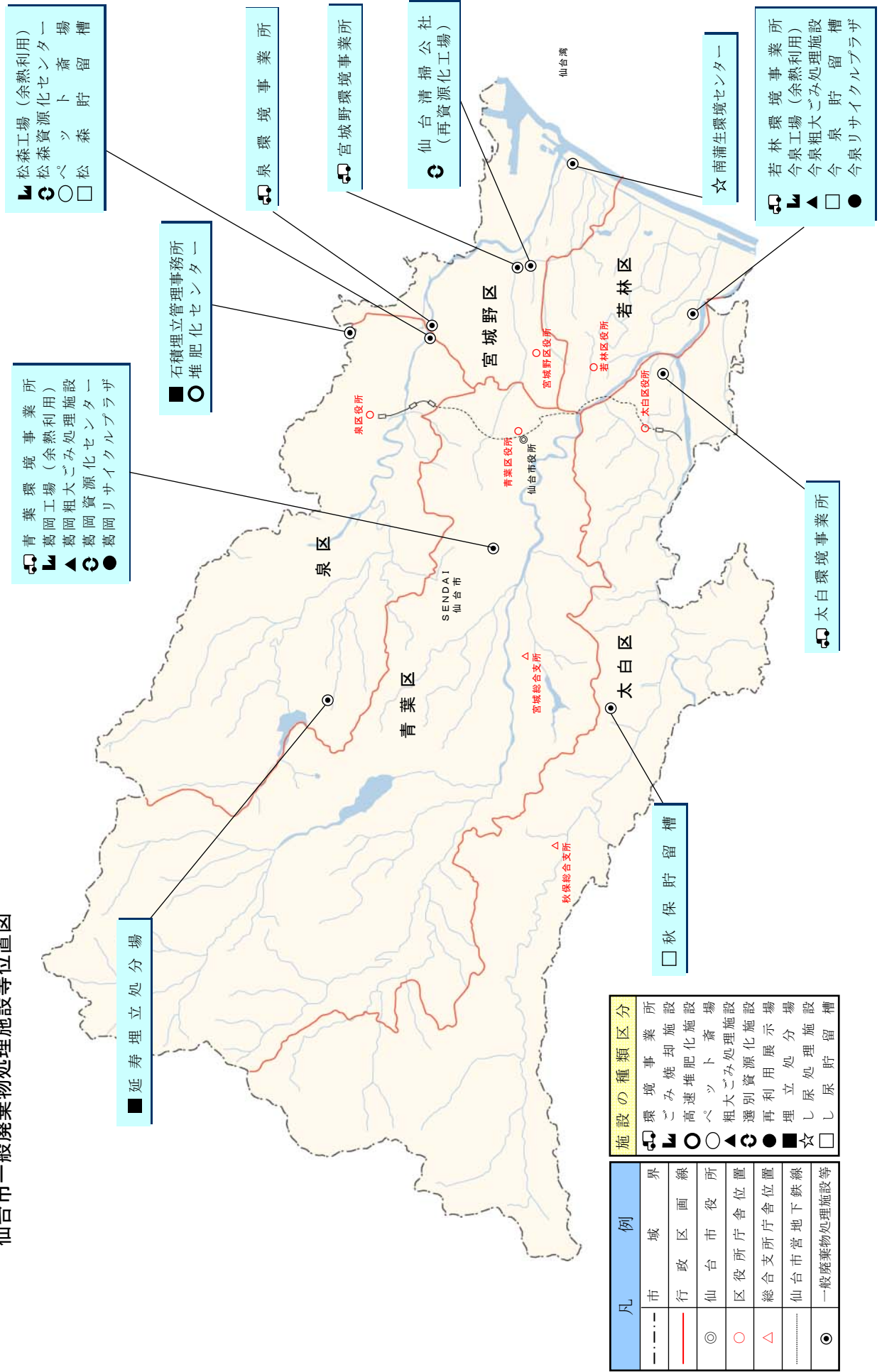
(令和5年4月1日現在)

	名称	所在地	建設年月	敷地面積 建物延床面積	特記事項
1	大崎八幡鳥居脇	青葉区八幡四丁目4	昭和51年3月 (平成5年3月新築)	52.89m <sup>2</sup> (借地) 11.06m <sup>2</sup>	水洗
2	三居沢	青葉区荒巻字三居沢11-6	昭和55年1月	31.40m <sup>2</sup> 6.94m <sup>2</sup>	〃
3	国見仏舎利塔	青葉区荒巻字仁田谷地42-3	昭和51年3月 (令和3年7月新築)	58.76m <sup>2</sup> (借地) 8.46m <sup>2</sup>	くみ取り

仙台市環境監視測定網



仙台市一般廃棄物処理施設等位置図



### 3 経 理

#### (1) 予算・決算

##### ① 環境費の推移

令和4年度の環境費決算見込額は、前年度決算額と比べて22.2%増の165億3,075万円であった。令和5年度の環境費当初予算額は178億2,565万円で、令和4年度決算見込額と比べて7.8%増となっている。

また、環境保全費、施設整備費、環境保全基金費を除いた額では、令和4年度決算見込額は前年度決算額と比べてほぼ横ばいの130億1,628万円、令和5年度当初予算額は令和4年度決算見込額と比べ、9.0%増の141億8,694万円である。

<表-19>

環境費及び災害復旧費の推移

(単位：千円)

項 目 \ 年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
環 境 総 務 費	2,936,645	2,916,860	2,835,662	2,853,480	2,912,770	3,047,883
環 境 保 全 費 (A)	366,086	384,636	330,521	373,187	488,249	856,315
ご み 処 理 費	8,219,753	8,464,986	9,459,191	9,962,451	9,810,903	10,844,940
し 尿 処 理 費	271,449	242,498	214,160	195,697	292,603	294,118
施 設 整 備 費 (B)	5,508,566	2,779,916	4,876,716	142,296	3,020,879	2,778,041
環 境 保 全 基 金 費 (C)	3,042	3,377	2,251	4,845	5,341	4,351
環 境 費 計	17,305,541	14,792,273	17,718,501	13,531,956	16,530,745	17,825,648
災 害 廃 棄 物 処 理 費 (D)	—	5,907	2,405	—	13,977	—
環 境 施 設 災 害 復 旧 費 (E)	—	86,022	26,609	303,391	228,630	100,000
災 害 復 旧 費 (環 境 局) 計	0	91,929	29,014	303,391	242,607	100,000
計 (F)	17,305,541	14,884,202	17,747,515	13,835,347	16,773,352	17,925,648
指 数 (H30 年 度 = 100)	100	86	103	80	97	104
(A) ~ (E) を 除 いた 計	11,427,847	11,624,344	12,509,013	13,011,628	13,016,276	14,186,941
指 数 (H30 年 度 = 100)	100	102	109	114	114	124
一 般 会 計 歳 出 (G)	501,918,536	524,022,251	653,994,120	629,801,462	585,293,412	614,651,000
一 般 会 計 歳 出 に 占 め る 環 境 費 及 び 災 害 復 旧 費 (環 境 局) の 割 合 (F)/(G)	3.4%	2.8%	2.7%	2.2%	2.9%	2.9%

(注) 1 令和3年度までは決算額、令和4年度は決算見込額、令和5年度は当初予算額である。

2 環境局職員の人件費は、環境総務費に一括計上されている。

3 災害復旧費（環境局）は、令和元～2年度：令和元年東日本台風による災害廃棄物処理・被災施設復旧等、令和3年度：令和3年福島県沖地震による被災施設復旧、令和4年度：令和4年福島県沖地震による損壊家屋の解体撤去・被災施設復旧に要する費用を計上している。

##### ② 廃棄物処理に係る手数料収入の推移

令和4年度のごみ処理手数料決算見込額は、前年度決算額と比べて2,915万円増の37億37万円、令和4年度のし尿処理手数料決算見込額は、前年度決算額と比べて1万円増の2,360万円で、廃棄物処理に係る手数料収入に占めるそれぞれの割合は99.3%、0.6%となっている。

<表-20>

廃棄物処理に係る手数料収入の推移

(単位：千円)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
ごみ処理手数料	3,753,976	3,787,899	3,603,853	3,671,225	3,700,370	3,801,180
し尿処理手数料	27,075	25,618	24,100	23,596	23,605	24,846
廃棄物諸手数料※	4,936	6,154	4,925	3,195	3,345	5,836
計	3,785,987	3,819,671	3,632,878	3,698,016	3,727,320	3,831,862

(注) 令和3年度までは決算額，令和4年度は決算見込額，令和5年度は当初予算額である。

※一般廃棄物収集運搬業許可申請，産業廃棄物収集運搬業許可申請，自動車リサイクル法許可申請等の手数料

(2) 廃棄物処理原価

① 原価計算について

ア 目的

原価計算は，多額の経費を必要とする廃棄物処理事業について，その行政効果と経済性を考慮するため行っている。また，ごみ及びし尿の処理手数料や他の自治体からの受託処分単価の設定の参考にしている。

イ 方法

廃棄物処理事業は，ごみ及びし尿を収集・運搬し，それを処分するという段階的な処理過程で運営されている。

原価計算では，廃棄物処理に要した費用を大きくごみとし尿の2部門に分け，それぞれの処理過程等に分類して集計している。さらに，ごみ処分については，焼却，埋立，破碎といった各処分の内容ごとに集計している。なお，共通経費である一般管理費（間接経費）については，直接経費の比率等により各部門に配賦している。

原価要素は，人件費，物件費，減価償却費，起債利子の4費目で，年度中に発生した費用を決算額等により集計している。人件費は，報酬，給料，共済費，職員手当，退職給付引当金繰入額相当額等を，減価償却費は，資本的支出と認められる工事請負費や車両購入に係る費用等を対象とし，物件費は，人件費，減価償却費及び起債利子以外のものとしている。減価償却における償却期間は，原則として，「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に基づくこととし，償却法は定額法によっている。起債利子については，ごみ及びし尿に係る市債の償還利子を算入している。

② ごみ処理原価

令和4年度のごみ処理原価は，総原価では157億3,607万円であった。資源物や犬猫等に係る処理を除いた1t当たりの処理原価は，収集原価が15,096円，焼却，埋立，破碎の各処分原価の平均が24,506円であった。これらを加えると39,602円となり，これを市民1人当たりに換算すると11,291円，1世帯当たりでは22,997円であった。（令和4年10月1日現在推計人口1,099,239人，世帯数539,705世帯）

定日収集している家庭ごみについては，1t当たりの収集原価が12,370円，焼却処分原価が25,336円であり，これに焼却量に相当する埋立処分原価を加えると，合計で40,310円となる。



<表-21>

令和4年度 ごみ処理原価等

項目	原価 (千円)	処理量 (t, 頭)	1t(頭)当たり 原価(円)
ごみ収集(A)	2,818,376	186,691	15,096
ごみ処分(B)	9,592,976	391,458	24,506
処分内訳	焼却	311,392	25,336
	埋立	48,637	18,824
	破砕	31,429	25,074
ごみ収集+処分 (A+B)	12,411,352	—	39,602
資源物収集運搬	1,827,644	46,024	39,711
資源物処理	1,429,838	37,837	37,789
犬猫等死体処理	67,240	8,520	7,892
総原価	15,736,074	—	—
その他の費用	ごみ減量運動	55,233	16,365
	産廃処理指導	—	—
	環境美化運動	1,512	—
合計	16,874,516	—	—

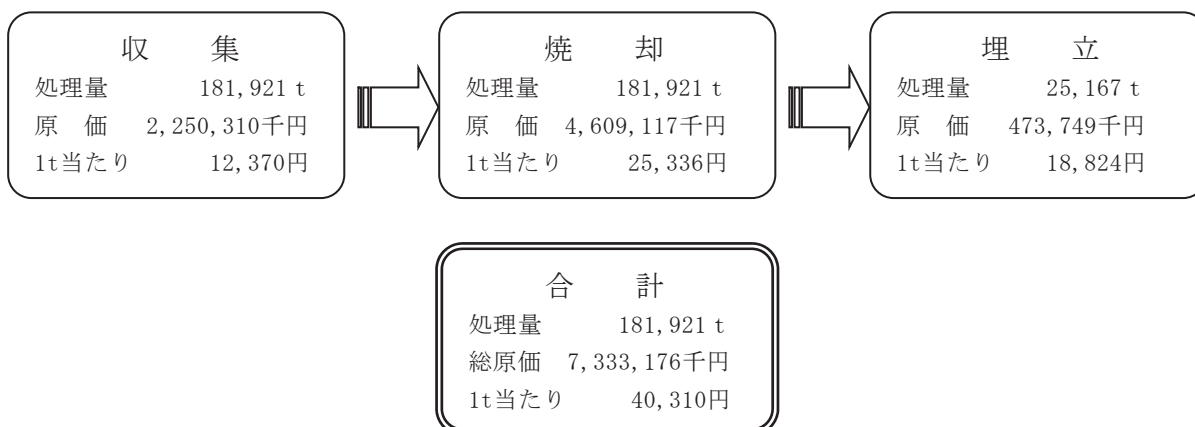
<表-22>

ごみ処理原価の推移

(円/t)

項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4
	ごみ収集(A)		12,443	13,053	12,913	12,777
ごみ処分(B)		19,718	20,438	23,584	23,692	24,506
処分内訳	焼却	20,088	21,142	25,032	24,620	25,336
	埋立	16,151	15,389	16,238	18,160	18,824
	破砕	21,638	21,464	20,852	22,779	25,074
ごみ収集+処分 (A+B)		32,161	33,491	36,497	36,469	39,602

<図-4> 令和4年度 家庭ごみの処理原価



③ し尿処理原価

令和4年度のし尿処理原価は、総原価では3億2,890万円であった。公衆便所維持管理に係る経費を除いた1.8kℓ当たりの処理原価は、収集原価が15,988円、後方輸送原価が7,692円、し尿脱水処理が14,783円であった。これらを加えると合計で38,463円となる。

<表-23>

令和4年度 し尿処理原価等

項 目	原 価 (千円)	処理量 (kℓ)	1.8kℓ当たり 原価 (円)
し 尿 収 集 (A)	93,848	10,566	15,988
し 尿 後 方 輸 送 (B)	45,150	10,566	7,692
し 尿 処 分 (浄化槽汚泥含) (C)	187,665	22,851	14,783
収集+後方輸送+処分 (A + B + C)	326,663	—	38,463
公衆便所維持管理	2,240	—	—
総 原 価	328,903	—	—

<表-24>

し尿処理原価の推移

(円/1.8kℓ)

項 目 \ 年 度	H30	R元	R2	R3	R4
し 尿 収 集 (A)	17,579	17,031	13,858	13,711	15,988
し 尿 後 方 輸 送 (B)	7,326	7,541	7,698	7,368	7,692
し 尿 処 分 (浄化槽汚泥含) (C)	10,479	8,715	8,896	6,749	14,783
収集+後方輸送+処分 (A + B + C)	35,384	33,287	30,452	27,828	38,463

## 4 安全衛生・研修等

環境局では、廃棄物処理事業の現業業務に多くの職員が従事していることなどから、快適な職場環境の実現、労働条件の改善を通じて、職場における職員の安全と健康を確保するため、安全衛生対策の充実に努めている。

また、職員の職務に対する意識向上と事業の円滑な運営を図るために各種の研修を実施している。

### (1) 安全衛生管理

#### ① 健康診断

法に基づく定期健康診断を、年1回（現場職員に対しては年2回）実施しているほか、各種がん検診、情報機器業務従事者健康診断、人間ドック等を希望者に実施している。そのほか、施設課検査係職員を対象に有機溶剤業務従事者健康診断を、環境事業所職員を対象に腰痛健康診断を実施している。

#### ② 予防接種

環境事業所・工場・施設課（検査係、石積埋立管理事務所）職員を対象に破傷風の予防接種を実施している。

#### ③ 安全衛生教育

法定資格取得のための講習会や各種安全教育への派遣を行うとともに、本市主催による安全管理者・衛生管理者等の研修会やメンタルヘルス、腰痛予防等の講習会への参加を推進している。

そのほか、公務災害や交通事故の防止のため、各職場において、事例研究等の各種研修を行っている。

なお、令和元年度から令和4年度の公務災害発生状況及び自動車事故発生状況は、それぞれ<表-25>及び<表-26>のとおりとなっている。

#### ④ 安全衛生委員会

局及び各職場において、労使双方で安全衛生委員会を組織している。令和4年度は、局においては年4回、各職場においても適宜委員会を開催し、安全衛生意識の向上、事故防止対策、職場点検に伴う改善策等の協議を行っている。

また、工場・埋立・し尿・検査分析の「安全作業の手引き」及び収集部門の「安全作業手順」を職場の安全教育に活用している。

#### ⑤ 救急常備薬品

各公所において必要となる救急常備薬品を準備するほか、収集車1台に1箱の救急薬品を備えている。



## ⑥ 職場環境測定

3工場等において、粉じんと騒音に関する職場環境測定を年2回（6カ月毎）実施している。

また、平成10年度からはダイオキシン類、平成17年度からは空気中のアスベスト濃度に関する作業環境測定もそれぞれ実施している。平成28年度からは施設課検査係において、有機溶剤の作業環境測定も実施している。

<表-25>

### 公務災害発生状況

(件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
R 4	0	0	1	0	1	0	1	2	0	1	1	0	7
R 3	1	2	0	2	0	0	0	0	1	1	0	3	10
R 2	2	2	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0	10

(注) 通勤災害及び労災を含む。

<表-26>

### 自動車事故発生状況

(件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
R 4	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
R 3	1	1	1	2	0	2	0	0	0	0	2	1	10
R 2	0	1	0	1	0	0	2	0	2	2	0	3	11

(注) 自損を含む。

## (2) 研修

職員の資質の向上と事故防止を図るため、例年、各種の局内研修を実施している。（①、②は昨年度の実績）

[局で実施するもの]

### ① 新任職員局内研修（講義39人）

- 趣旨：廃棄物処理事業及び環境保全事業の概要を把握し、今後の日常業務の円滑な遂行を図る。

（杜の都環境プラン、仙台市環境行動計画、地球温暖化対策、環境教育・学習、環境対策への取組みと課題、ごみ減量・リサイクル、産業廃棄物の適正処理、各課の業務内容）

- 対象：新規採用職員及び配置転換職員
- 時期：令和4年5月24日、25日
- 期間：講義 半日

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設見学は中止とした。

## ② 他都市視察研修

### 公所職員他都市視察研修

- ・趣旨：公所職員の従業務に対する問題意識の醸成と事務改善を図る。
- ・対象：廃棄物事業部及び施設部に属する公所の係長以下の職員
- ・時期：令和4年11月10日～11日（廃棄物事業部 2人 横須賀市）

[各課公所で実施するもの]

- ・各課公所で1日から2日間、独自に現場研修を実施している。
- ・時期は4月から5月上旬に新規採用職員及び配置転換職員を対象にした研修が多いが、ごみ焼却工場の定期整備の期間に工場の運転係職員を対象として実施する場合もある。

## 5 公衆衛生に係る環境関係功労者等表彰

「仙台市公衆衛生に係る環境関係功労者等表彰実施要綱」に基づき、多年にわたり本市の環境美化、リサイクル推進、環境保全の各分野において、公衆衛生の向上に著しい功績のあった個人又は団体に対し、表彰又は感謝状を贈呈している。

表彰式：令和4年11月14日

### (1) 表彰

- ・環境美化活動優良団体 6団体
- ・環境保全活動優良団体 2団体

### (2) 感謝状

- ・環境美化活動優良団体 5団体

## 第Ⅱ章 環境の保全



# 第1節 環境の現況

## 1 概況

本市は、奥羽山脈から仙台湾に至る市域に、山、川、海と豊かな自然が広がっており、暖温帯と冷温帯の間に位置する中間温帯にあるため、野生動植物の豊かな生態系が形成されている。市街地においても広瀬川や青葉山、ケヤキ並木等の良好な環境を有しており、自然と都市が共生する「杜の都」として市民の意識の中に深く浸透している。また、わが国が深刻な公害問題で揺れ動いた時期にも、市民、行政相互の努力によってその未然防止に取り組み、大気や水環境など大都市の中では比較的良好な状況を現在まで保ってきた。このような環境を維持し、市民の生活環境を守るため、大気、水環境、土壌等について定期的な調査・測定を通して現況を把握する環境監視を行うとともに、法・条例に基づく規制・指導等を行っている。

## 2 大気環境

### (1) 大気汚染

#### ① 常時監視大気汚染物質

令和4年度は、ばい煙や自動車排出ガス等に含まれる大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素等）について、一般環境大気測定局13地点と自動車排出ガス測定局6地点、さらに気象状況を観測する気象観測局1地点で監視・測定を行った。また、仙台港周辺における火力発電所の立地を踏まえ、蒲生測定局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行った。

測定結果は仙台市ホームページでリアルタイムに表示するとともに、情報提供を拡充するため、市役所本庁舎に加え、平成28年11月から区役所（青葉区を除く）、総合支所にも増設した大気環境情報表示装置（ディスプレイ）にて微小粒子状物質（PM2.5）と光化学オキシダントの濃度のほか、仙台港周辺の環境調査の結果なども表示している。

<表-27>

大気汚染監視地点

一般環境大気測定局 (13地点)				自動車排出ガス測定局 (6地点)		気象観測局 (1地点)		その他 (1地点)	
測定局名	設置場所	測定局名	設置場所	測定局名	設置場所	測定局名	設置場所	測定局名	設置場所
福室	福室小学校	中野	高砂中学校	五橋	地下鉄五橋駅出口側	八木山	東北放送俵	蒲生	蒲生雨水ポンプ場
岩切	宮城野区岩切	七郷	七郷小学校	苦竹	R45坂下交差点				
	字三所南88-1	山田	山田中学校	木町	木町通小学校				
鶴谷	鶴谷小学校	七北田	七北田小学校	将監	泉消防署				
榴岡	榴岡公園	広瀬	広瀬小学校	長命	長命ヶ丘東交差点				
長町	東長町小学校	宮総	宮城総合支所	北根	県道仙台泉線				
中山	中山中学校	秋総	秋保総合支所		鷲ヶ森歩道橋側				

有害大気汚染物質測定地点 (4地点)	ダイオキシン類測定地点 (11地点)		
	一般環境地点		発生源周辺地点
榴岡測定局	中山市民センター		松森市民センター
中野測定局	榴岡測定局		岩切小学校
五橋測定局	若林区役所		六郷小学校
将監測定局	カメイアリーナ仙台(仙台市体育館)		東四郎丸小学校
	泉区役所		吉成中学校
			広瀬川浄化センター

大気汚染の状況を環境基準により評価する場合、環境省通知で短期的評価と長期的評価の2通りの方法が示されている。短期的評価は、測定を行った日の各1時間値、1時間値の8時間平均値または1時間値の1日平均値を環境基準と比較し、評価する方法である。長期的評価は、年間を通した測定結果を長期的に観察した上で環境基準と比較し、評価する方法であり、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえで用いられている。

<表-28>は、令和4年度の各測定局の環境基準等達成状況である。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5）は、すべての測定局で長期的評価による環境基準を達成している。光化学オキシダントは、全国的な傾向と同様にすべての測定局で環境基準が非達成の状況である。

なお、微小粒子状物質は、平成21年9月に環境基準が設定され、平成23年度当初2地点より測定を開始し、現在では15地点で測定している。また、成分分析についても、平成24年度より調査を開始している。

大気汚染の発生源対策としては、「大気汚染防止法」及び「宮城県公害防止条例」により、工場・事業場から排出されるばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）及び粉じんの排出を規制・指導している。

さらに、仙台港周辺に立地する大規模な工場に対しては、宮城県及び周辺自治体とともに公害防止協定を締結し、大気汚染の未然防止に努めている。

<表-28>

令和4年度 大気汚染に係る環境基準等達成状況

測定局名 測定項目	一般環境大気測定局												自動車排出ガス測定局						その他		
	福室	岩切	鶴谷	榴岡	長町	中山	中野	七郷	山田	七北田	広瀬	宮総	秋総	五橋	苦竹	木町	将監	長命	北根	※蒲生	
二酸化硫黄	○			○			○								○						
二酸化窒素	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○		
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○		
光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×											
一酸化炭素																	○		○		
微小粒子状物質(PM2.5)	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○				—
非メタン炭化水素				(×)			(○)										(×)				

(注) 1 環境基準

○：達成 ×：非達成 空欄：測定していない項目 ( ) は指針値評価

※：環境基準適用除外局のため環境基準の評価はしない

2 評価方法

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質は、長期的評価

光化学オキシダントは、1時間値における評価

非メタン炭化水素は、6時から9時における3時間平均値における指針(0.20ppmC~0.31ppmC)に基づく評価

② 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、大気中の濃度が低濃度であっても、長期間に曝露された場合には健康影響が懸念される物質で、環境省は現在 248 種類の物質をリストアップしている。有害大気汚染物質のうち、早急に対策が必要な物質を優先取組物質とし、22 種類の物質が選定されている。

令和4年度は、優先取組物質のうち、環境省が測定対象とした20物質と、法改正により有害大気汚染物質から除外されたが、引き続き常時監視の対象である水銀について、榴岡測定局、中野測定局、五橋測定局、将監測定局において毎月調査を行った（将監測定局のみ揮発性有機化合物に絞って8月と12月の年2回調査）。

環境基準が定められている4項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）はすべての測定地点で環境基準を達成しており、指針値の設定されている11項目（アクリロニトリル等）もすべての測定地点で指針値を下回っている。その他、トルエン等6項目についてもほぼ横ばいで推移している。

<表-29>

令和4年度 有害大気汚染物質の環境基準等達成状況

測定項目		測定地点			
		榴岡測定局	中野測定局	五橋測定局	将監測定局
環境基準項目	ベンゼン	○	○	○	○
	トリクロロエチレン	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○	○
指針項目	アクリロニトリル	(○)	(○)	(○)	(○)
	塩化ビニルモノマー	(○)	(○)	(○)	(○)
	水銀及びその化合物	(○)	(○)	(○)	—
	ニッケル化合物	(○)	(○)	(○)	—
	クロロホルム	(○)	(○)	(○)	(○)
	1,2-ジクロロエタン	(○)	(○)	(○)	(○)
	1,3-ブタジエン	(○)	(○)	(○)	(○)
	ヒ素及びその化合物	(○)	(○)	(○)	—
	マンガン及びその化合物	(○)	(○)	(○)	—
	塩化メチル	(○)	(○)	(○)	(○)
アセトアルデヒド	(○)	(○)	(○)	—	

(注) 環境基準及び指針値 ○：達成 ×：非達成 ( ) は指針値評価

③ ダイオキシン類

令和4年度は一般環境5地点（中山市民センター、榴岡測定局、若林区役所、カメイアリーナ仙台（仙台市体育館）、泉区役所）、発生源周辺6地点（松森市民センター、岩切小学校、六郷小学校、東四郎丸小学校、吉成中学校、広瀬川浄化センター）で測定を実施した。すべての測定地点で大気環境基準（年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成している。

<表-30>

令和4年度 ダイオキシン類測定結果

環境基準値 年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>

一般環境	中山市民センター	榴岡測定局	若林区役所	カメイアリーナ仙台 (仙台市体育館)	泉区役所
年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.0045	0.0053	0.0045	0.0046	0.0047

発生源周辺	松森市民センター	岩切小学校	六郷小学校	東四郎丸小学校	吉成中学校	広瀬川浄化センター
年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.0046	0.0054	0.0049	0.0045	0.0068	0.0043

#### ④ アスベスト

令和4年度は、環境大気中のアスベスト濃度モニタリング計画に基づき、一般環境（市庁舎、公園、学校等延べ54地点）、発生源周辺（建築物の解体現場等延べ66地点）において測定を行った。その結果、市内のアスベスト濃度は、すべての地点でWHO（世界保健機関）が示す、都市における大気中アスベスト濃度（一般環境：1.0本/L以下～10本/L）の範囲内であり、健康に影響を与えるレベルではなかった。

#### (2) 騒音・振動

自動車騒音については、平成30年度に設定した市内の主要な幹線道路94路線、399評価区間について、令和4年度に16地点で実施した実測データを取り入れ、道路から50mの区間にある建物を対象に面的評価を行った。路線ごとの結果では、＜表-31＞に示すとおり、市道や県道に比べ、国道、特に高速自動車国道で環境基準の達成率が低かった。対象となった建物について、市域全体で評価すると、重複を除いた対象建物98,684戸のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは95,090戸で、達成率は96.4%であった。

新幹線鉄道騒音・振動については、毎年2地区4地点で定点測定を行っているが、＜表-32＞に示すとおり、騒音については、軌道中心から12.5m並びに25mのすべての地点において環境基準を達成していなかった。このため、関係機関と連携し、JR東日本へ騒音低減対策の推進を要望しているところである。また、振動については、すべての地点において環境省が定める『環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について』の指針値を下回っていた。

航空機騒音については、陸上自衛隊霞目飛行場の飛行コース下の沖野東小学校と周辺住宅地内の計6地点で測定を行っているが、＜表-33＞に示すとおり、すべての地点において環境基準を達成していた。

工場・事業場の騒音・振動については、近年の防音防振技術の向上により広範囲に被害が及ぶような事例は少なく、屋外に設置された空調等の機器や開放型事業場での作業による騒音に関する申立の占める割合が多い傾向にある。

<表-31>

自動車騒音の面的評価による環境基準達成状況

道路種別	評価対象戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
高速自動車国道	381	229	60.1
一般国道	21,953	19,672	89.6
県道	33,640	32,752	97.4
市道（4車線以上）	48,582	47,912	98.6

(注) 環境基準達成戸数は昼間・夜間とも達成したもの



<表-32>

東北新幹線鉄道騒音・振動の環境基準等達成状況

測定場所		測定日	面する車線	地域類型	騒音測定値及び環境基準達成状況								振動測定値及び指針値達成状況					
					環境基準	測定本数	軌道中心からの距離						指針値	測定本数	軌道中心からの距離			
							12.5m	25m	50m	指針値	測定本数	12.5m			25m	指針値		
太白区	西中田 6 丁目	6/2	上り	I	70	20	80	×	77	×	70	○	70	20	53	(○)	51	(○)
	西中田 7 丁目	6/16	下り		70	20	81	×	74	×	69	○	70	20	54	(○)	49	(○)
宮城野区	岩切字東河原	6/9	上り	I	70	20	81	×	78	×	68	○	70	20	57	(○)	55	(○)
	岩切字東河原	6/14	下り		70	20	82	×	80	×	70	○	70	20	57	(○)	53	(○)

(注) 1 環境基準 ○：達成 ×：非達成 ( )は指針値評価  
 2 地域類型 I：主として住居の用に供される地域  
 II：商工業の用に供される地域等 I 以外の区域であって通常の生活を保全する必要がある地域

<表-33>

航空機騒音の環境基準達成状況

調査地域	測定日数	地域類型	環境基準 (Lden)	測定値 (Lden)	環境基準達成状況
若林区古城	7	II	62	34	○
若林区霞目	7	II	62	45	○
若林区沖野東小学校	365	II	62	41	○
若林区沖野(1)	7	I	57	42	○
若林区遠見塚東	7	II	62	44	○
若林区沖野(2)	7	I	57	44	○

(注) 1 環境基準 ○：達成 ×：非達成  
 2 地域類型 I：専ら住居の用に供される地域  
 II：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(3) 悪臭

本市では、工場・事業場から発生する悪臭について、市街化区域を悪臭防止法の規制地域に指定して、特定悪臭物質による規制及び指導をしているほか、仙台市悪臭対策指導要綱に基づき工場・事業場を指導している。

令和4年度に受理した悪臭苦情は飲食店など39件で、公害苦情全体に対し約18%であり騒音に次ぐ割合である。

3 水環境

(1) 公共用水域の状況

令和4年度の公共用水域調査は、市内の河川43地点、湖沼6地点及び海域26地点で定期的実施している。

人の健康の保護に関する環境基準27項目に関しては、すべての地点で環境基準を達成している。また、生活環境の保全に関する項目に関しては、代表的な指標であるBOD、CODでみると、河川の環境基準点についてはすべて環境基準を達成、海域（仙台港地先海域(丙)）及び湖沼（大倉ダム、七北田ダム）では環境基準非達成となっており、昨年と同様の状況で推移している。

水質汚濁の発生源対策としては、水質汚濁防止法、宮城県公害防止条例、広瀬川の清流を守る条例など関係法令に基づき、工場及び事業場の排水規制及び指導を行っている。

さらに、仙台港周辺に立地する大規模な工場に対しては、公害防止協定を締結し、水質汚濁の未然防止に努めている。

<表-34>

公共用水域の環境基準達成状況（河川BOD，湖沼・海域COD）

◆河川水質

調査地点名		類型	BOD (mg/L)		環境基準達成状況	x/y
			環境基準値	測定値		
大倉川上流	滝の上橋	AA	1	<0.5	○	0/12
大倉川下流	大倉川最下流	AA	1	<0.5	○	0/12
広瀬川	鳴合橋	A	2	0.7	○	0/12
名取川上流	深野橋	AA	1	<0.5	○	0/12
名取川中流	栗木橋	A	2	0.8	○	0/12
七北田川上流	七北田橋	A	2	2.0	○	3/12
七北田川中流	福田大橋	B	3	1.5	○	0/12
七北田川下流	高砂橋	C	5	1.2	○	0/12
梅田川	福田橋	C	5	2.0	○	0/12

◆湖沼水質

調査地点名		類型	COD (mg/L)		環境基準達成状況	x/y
			環境基準値	測定値		
大倉ダム	ダムサイト	AA	1	2.7	×	12/12
七北田ダム	ダムサイト	A	3	3.4	×	5/12

◆海域水質

調査地点名		類型	COD (mg/L)		環境基準達成状況	x/y
			環境基準値	測定値		
仙台港地先海域（甲）	内港4内	C	8	4.0	○	0/12
仙台港地先海域（乙）	外港3	B	3	0.8	○	0/12
	蒲生3	B	3	0.8	○	0/12
仙台港地先海域（丙）	荒浜3	A	2	3.3	×	6/12

（注）環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

BOD・CODの測定結果は75%水質値

x：環境基準を達成しない日数 y：総測定日数

類型：河川、湖沼及び海域別に、利水目的に応じて指定されている区分各類型ごとに環境基準が定められている

\*環境基準達成状況は、本市が実施した基準点の調査結果から評価している



### (3) ダイオキシン類

令和4年度の公共用水域における調査は、河川10地点、湖沼2地点、海域4地点において実施した。

すべての調査地点で水質環境基準（1pg-TEQ/L）及び底質環境基準（150pg-TEQ/g）を達成している。

令和4年度の地下水における調査は、市内5地点において実施し、すべての調査地点で水質環境基準（1pg-TEQ/L）を達成している。

<表-35>

#### ダイオキシン類調査結果

##### ◆河川・湖沼・海域

調査地点名		水質 pg-TEQ/L	底質 pg-TEQ/g	
河川	大倉川	滝の上橋	0.058	0.39
	広瀬川	鳴合橋	0.060	0.22
		愛宕橋	0.061	0.82
	斉勝川	斉勝川最下流	0.071	1.5
	名取川	深野橋	0.058	0.10
		栗木橋	0.076	0.40
	七北田川	福岡大堰	0.061	0.68
		七北田橋	0.064	0.93
		福田大橋	0.067	0.68
梅田川	福田橋	0.18	0.69	
湖沼	大倉ダム	ダムサイト	0.059	2.6
	七北田ダム	ダムサイト	0.059	4.0
海域	仙台港地先 海域	内港4内	0.062	7.1
		外港3	0.062	0.49
		蒲生3	0.076	0.37
		荒浜3	0.061	2.1
環境基準値		1	150	

##### ◆地下水

調査地点	水質 pg-TEQ/L
青葉区（1地点）	0.058
宮城野区（1地点）	0.058
若林区（1地点）	0.058
太白区（1地点）	0.058
泉区（1地点）	0.060
環境基準値	1

## 4 土 壤 環 境

### (1) 土壌汚染対策法

重金属・揮発性有機化合物等の特定有害物質によって汚染された土壌による人の健康への影響を防止するために土壌汚染対策法が定められており、令和5年4月1日現在、特定有害物質として26物質が定められている。

令和5年4月1日現在、市内の指定区域は形質変更時要届出区域（土地の形質の変更を行う場合に届出が必要な区域）22件・要措置区域（汚染土壌への対策が必要な区域）7件である。

### (2) ダイオキシン類

令和4年度は、一般環境把握調査として市内3地点にて土壌のダイオキシン類の測定を行った。その結果、いずれの調査地点もダイオキシン類による土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g）を達成している。

<表-36>

#### ◆土壌のダイオキシン類

調査地点			土壌 pg-TEQ/g
一般環境 把握調査	新田公園	宮城野区	1.5
	八本松小学校	太白区	0.25
	七北田小学校	泉区	0.016

## 5 地 盤 環 境

<表-37>は平成24年度からの地盤沈下の状況である。平成24年度の測定を除き地盤沈下の目安となる年間沈下量20mm以上の地点は観測されていない。なお、平成19年度以降の水準測量は隔年調査に、平成24年度からは3年に一度の調査に移行している。

<表-37>

### 地盤沈下の状況

#### ◆年度別地盤沈下状況

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
測定地点数		219			219			220			218	
沈下量 (注)	5mm 以上 10mm 未満	31			0			0			1	
	10mm 以上 20mm 未満	36			0			0			0	
	20mm 以上	107			0			0			0	

- (注) 1 1年間の平均沈下量に換算  
2 仮不動産の改測による影響を除いて算出している

## 6 自然環境

本市は、東北地方の東南、宮城県の中央部に位置し、東は太平洋から、西は奥羽脊梁山脈の稜線を境として山形県と接している。西部の奥羽脊梁山脈には船形山、白髪山、面白山等の標高1,200メートル以上の山々が南北に連なっており、山地に連続して富谷、七北田、国見、蕃山、青葉山の5つの丘陵が東走している。また、山脈を源とする七北田川、広瀬川、名取川が山地や丘陵地を分断しながら東流し、途中いくつもの支流を集め太平洋に注いでいる。これら3河川の堆積によって形成された平野が丘陵地の東側に広がっており、中流域には河岸台地や段丘も発達している。河口付近は干潟が形成され、七北田川河口には蒲生干潟、名取川河口には井土浦の干潟がある。

本市は奥羽脊梁山脈から海岸までの広がりを持つことや、暖温帯と冷温帯の間に位置する中間温帯と呼ばれる領域が丘陵地の広い地域を占めていることから、大都市としてはまれにみる豊かな生態系が形成されている。

令和2年度及び令和3年度に実施した第5回仙台市自然環境に関する基礎調査によれば、山地帯はブナを主体とする冷温帯の植生が分布し、船形山の山頂近くではキンロバイ、ウスユキソウ、コケモモなどの高山から亜高山帯の植物がみられる。国の天然記念物であるイヌワシやヤマネをはじめ、クマタカなど希少な動物種の重要な分布地ともなっている。

丘陵地は冷温帯と暖温帯の間に位置し、多様な植物相を呈している。動物にとっても格好の生息地になっており、国の特別天然記念物でもあるニホンカモシカを含め多種多様な動物が生息している。市街地に突き出た青葉山一帯も自然植生であるモミーヌブナ群が残されており、動植物の重要な分布地となっている。

低地部はその大半が市街地や耕作地として利用され、七北田川、広瀬川、名取川沿いではヤナギ林、ハンノキ林、ヨシ群落等が分布している。

海岸部では、海浜植物群落が見られ、河口付近の蒲生干潟等がシギ・チドリ類の主要な渡来地や、海浜性昆虫及び底生動物の重要な生息地となっている。これらの干潟・湿地等は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな影響を受けたが、その後、生態系の回復がみられている。

## 第2節 環境の保全及び創造

### 1 概 況

本市では、杜の都の良好な環境を保全し、将来へと確実に継承するため、平成8年3月に、環境の保全と創造に関する基本理念とそれに基づく新たな環境行政の枠組みを示した「仙台市環境基本条例」を制定し、翌年3月には、仙台市環境基本条例に基づく環境基本計画として「杜の都環境プラン」を策定した。

この計画は、平成22年度までを計画期間とし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境面から見た目指すべき都市像、環境施策の基本的方向、市民・事業者の環境配慮行動の指針、土地利用面からの環境配慮指針などを示したもので、市の環境行政の最も基本に据えられるものである。すなわち、本市の環境の保全と創造に関する計画や施策は「杜の都環境プラン」に基づいて展開され、環境に影響を及ぼすおそれのある事業は同計画に基づいて必要な配慮や調整等が行われるものである。

平成23年3月には、この間の成果をもとに、環境問題に関する社会情勢の変化や市民意識の向上、科学的知見や技術の進展といった状況を踏まえつつ、世界共通のテーマである地球温暖化問題への対応あるいは低炭素社会の構築、そしてまた生物多様性の確保など、重要課題への取り組みを進めるため、新たな計画を策定した。平成23年度から令和2年度までを計画期間とする本計画では、これまでの計画の理念や考え方を継承しつつ、杜の都・仙台の受け継がれてきた豊かな環境と、仙台の環境づくりを担ってきた市民の力を生かし、持続可能で質の高い環境都市を目指す観点から、環境面から目指すべき都市像を新たに「【杜】と生き、【人】が活きる都・仙台」と設定した。


平成27年度に実施した計画の中間評価では、本市の復興に伴う経済活動の活発化や人口の増加が、ごみの総量の増加やリサイクル率の低下となって表れていることや、震災等による樹林地の減少が猛禽類の生息環境に影響を与えていること、火力発電比率の増大による電力の二酸化炭素排出係数の上昇が本市の温室効果ガス排出量の増加をもたらしていること等が明らかになり、それらに対応するため、平成28年3月に計画を改定し、温室効果ガスの削減やごみ減量等に関する目標、施策の一部を見直した。

令和2年度に計画期間の満了を迎え、令和3年3月に改定した現計画では、目指す環境都市像として「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を掲げ、環境都市像の実現に向けて5つの分野別の環境施策を推進し、世界的に喫緊の課題である地球温暖化対策やプラスチック資源循環等に率先して取り組むこととしている。また、環境都市像のもと目指すまちのあり方の具現化に向け、分野別の環境施策の中から特に効果的なものを組み合わせ、新たに重点的な取り組みとして設定している。計画期間は令和12年度までの10年間であり、中間年度である令和7年度に計画の中間評価を行うこととしている。



## 2 「杜の都環境プラン」の推進

「杜の都環境プラン」（令和3年3月策定）においては、「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指す環境都市像とし、その下で実現を目指す3つのまちのあり方を掲げている。また、環境都市像の実現に向けては、5つの分野別の環境施策を推進するとともに、これらの施策の中から特に効果的な施策を組み合わせた重点的な取り組みとして、3つのプロジェクトを設定している。

【環境都市像】 杜の恵みを活かした、持続可能なまち		
～目指すまちのあり方～		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての主体が環境のことを考え、行動するまち</li> <li>○ 『杜の都』の資源が活用され、循環するまち</li> <li>○ 環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち</li> </ul>		
<p>&lt;分野別の環境施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 脱炭素都市づくり</li> <li>2 自然共生都市づくり</li> <li>3 資源循環都市づくり</li> <li>4 快適環境都市づくり</li> <li>5 行動する人づくり</li> </ol>		<p>&lt;重点的な取り組み&gt;</p> <p>「輝く！グリーン&amp;クリーン都市プロジェクト」  「つながる！エネルギー循環プロジェクト」  「広がる！エコアクションプロジェクト」</p>

本計画では、環境の現状と課題を踏まえ、定量目標を掲げるとともに目標達成のための主要な環境施策を示している。

計画推進にあたっては、市長を本部長とし、副市長を副本部長、会計管理者、公営企業管理者並びに局及び区役所の長を委員とする「杜の都環境プラン推進本部」を設置している。

また、「杜の都環境プラン」の関連施策の実施状況と仙台市の環境の現況を「仙台市の環境」としてまとめ、毎年度公表している。

本市が将来にわたり魅力的な都市として持続的に発展していくためには、良好な環境を保全・継承することはもとより、本市の強みを活かしながら、環境面から都市の質を高め、まちの成長へとつなげていくことが重要であり、効果的な施策の展開を図っていく。

### 【1】脱炭素都市づくりに向けた取り組み

「杜の都環境プラン」では、分野別の環境施策として「脱炭素都市づくり」を掲げ、活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動による影響への適応が実現したまちを目指した取り組みを推進していくこととしている。これまで本市では、平成27年度に改定した「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」に基づき「低炭素都市」に「災害に強いまちづくり」の視点を加え、温室効果ガスの削減のみならず温暖化への適応に係る取り組みを進めてきたが、令和2年度に計画の満了期間を迎えたことから、令和3年3月に計画を改定した。改定後の「仙台市地球温暖化対策推進計画2021-2030」では、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を長期目標として、地球温暖化の緩和策と気候変動への適応策を施策の2つの大きな柱として取り組みを進めていくこととしており、令和3年度からはこの計画に基づいて「脱炭素都市づくり」を進めるための施策に取り組んでいる。



### (1) 家庭における地球温暖化対策の推進

熱エネルギーを有効活用することにより効果的に温室効果ガス排出量を削減するため、平成28年5月から建築物の窓断熱改修及び熱利用システム導入に対する補助事業（熱エネルギー有効活用支援補助制度）を実施しており、令和4年度は、343件に対し補助を行った。（令和3年度は336件）

また、令和3年度から引き続き、省エネルギー性能の高い家電への買い替えを促進するためのキャンペーン（省エネ家電買い替えキャンペーン）を実施し、395件の申し込みを受け付けたほか、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に設置する太陽光発電システム等に対する補助事業を実施し、35件の申し込みを受けた。令和4年度から、住宅向け太陽光発電システム導入促進の取り組み（太陽光発電設備等共同購入、初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助）を開始し、69件の住宅に太陽光発電・蓄電池が導入されたほか、高断熱住宅のメリットにかかる市民向けの普及啓発や、地元工務店等の育成を行った。

令和5年度は、国の省エネ基準を上回る市独自の断熱基準を満たす高断熱住宅や、V2H（ビークル・トゥ・ホーム）充放電設備の普及に向けた補助事業を新たに創設し、温室効果ガス排出削減の更なる推進に取り組んでいる。また、本市の家庭向け施策をまとめてパッケージ化し市民に発信することで、プロモーションの強化を図っていく。

### (2) 事業活動における地球温暖化対策の推進

市域の温室効果ガス排出量の約6割を占める事業活動からの排出を削減するため、事業者と市が協働し計画的な排出削減を目指す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を令和2年4月から開始している。制度に参加する中小企業者等に対し省エネルギー設備、再生可能エネルギー利用設備及び次世代自動車の導入を支援する補助事業を行うなどの参加促進を行い、令和3年度は、一般事業者178事業所、令和4年度は16事業所（特定事業者2事業所、一般事業者14事業所）から削減計画書の提出があった。

令和5年度は、これまで運送事業者を補助対象としていた次世代自動車について、新たに、運送事業者以外向けの補助事業を創設し、更なる参加事業者の拡大及び温室効果ガス排出削減を図っていく。

### (3) 避難所等への防災対応型太陽光発電システム導入事業等

温室効果ガスの排出抑制と合わせ、災害時に停電が発生した際にも避難所運営に最低限必要となる電力を確保するため、国や県の財源を活用し、平成24年度から令和4年度末までに指定避難所など市内の防災拠点199カ所に、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた防災対応型太陽光発電システムを導入している。

平成29年度からは、当該システムの遠隔監視・制御等により、設備異常の早期発見や電力コストの低減、蓄電池の長寿命化などを図ることを目的に、大学・民間企業等との連携による実証にも取り組んでいる。

また、民間施設の温室効果ガス排出抑制及び防災力強化を促進するため、災害時に地域の防災拠点となる民間施設等に再生可能エネルギー等設備を導入する際、設置費用の一部を補助する支援を行っている。（令和4年度までの実績：15件）

#### (4) 分散型エネルギーの創出や次世代エネルギー等の研究開発の推進

平成27年度から、災害に強くエネルギー効率が高い分散型エネルギーの創出や環境負荷の小さい次世代エネルギー等の研究開発を推進するため、「創エネルギー導入促進助成制度」を創設し、エネルギー関連事業の立地や研究開発の促進を図っている。(令和4年度までの実績：4件)

また、次世代エネルギーに関する研究開発として、平成23年11月に筑波大学・東北大学と本市の3者間で連携協定を締結、平成25年4月には南蒲生浄化センター内に共同実験施設を新たに設置し、下水を活用した藻類の培養やオイルの抽出・精製といった基礎実験を行ったほか、平成27年度には、屋外パイロットプラントを建設し、事業規模の拡大を図った。平成30年度からは、民間企業3者を加え、オイルの燃料としての活用のほか、事業性の向上につながるオイル以外の活用を検証する新たな取り組みを推進している。

#### (5) 地域と共生する太陽光発電事業の普及促進

太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続を定め、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与するため、令和5年3月14日、市議会の提案による「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」が可決・成立し、同日公布した。令和5年10月1日から施行する。

#### (6) 地球温暖化防止に向けた啓発の推進

市民、企業、行政の協働により、省エネ・創エネ・蓄エネの「3E」実践に向けた普及啓発を行う「せんだいE-Action 実行委員会」の事業を展開し、平成30年度からは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域協議会である「仙台市地球温暖化対策推進協議会」を統合し、より多様なメンバーが協働しながら啓発活動に取り組んでいる。令和4年度はInstagramを通じた啓発や「わたしの杜の都スタイル」Instagramキャンペーン、動画の作成等オンラインコンテンツの充実に取り組んだほか、打ち水イベントや大規模イベントへの出展などコロナ禍で休止していたイベントを再開し、幅広い市民への啓発活動に取り組んだ。

また、子供や家庭に向けた3E啓発強化のため、小学校及びせんだい環境学習館たまきさんサロンにおいて、緑のカーテンの設置を通じた環境学習と各種啓発を重点的に実施した。(令和4年度南小泉小学校)

#### (7) 市役所自らの地球温暖化対策の推進

大規模な事業者・消費者である本市自らが排出する温室効果ガスの削減については、平成14年度から「仙台市地球温暖化対策実行計画」として取り組んできたが、平成18年3月に策定した「新・仙台市環境行動計画」に引き継がれ、令和3年度からは「仙台市環境行動計画」(令和3年3月改定)の下で取り組みを進めている。(詳しくは44ページ参照)

## 【2】自然共生都市づくりに向けた取り組み

### (1) 生物多様性保全の推進

「仙台市生物多様性地域戦略」（平成29年3月。令和3年4月から杜の都環境プランに内包）に基づき、市民、NPO、学生、有識者等と連携しながら、カジカガエル、カッコウ、スズムシなど本市に関わりの深い生きものを五感で感じることに着目した啓発事業「生物多様性保全推進事業～感じる、つながる、杜の都の生き物語～」を通じ、本市の豊かな自然や多様な生きものに対する市民の理解と関心を高める取り組みを進めている。

令和4年度は、市の鳥であるカッコウの生態や生息するヨシ原の生物多様性について学びながら観察する「生きもの観察会～夏の生きものを観察しよう～」、「残したい日本の音風景100選」にも選ばれ美しい声で鳴くカジカガエルや市民に親しみ深い広瀬川を遡上するサケなど水辺の生きものに親しみを持っていただく講座、市の虫スズムシをはじめとした身近な鳴く虫を探して身近な自然を楽しむ「虫の声を楽しむ会（市民センター共催）」、防災集団移転跡地を活用した新浜の多様な生態系を感じることでできる田んぼやビオトープにおいて、稲刈り等と組み合わせた生きもの観察会などを開催した。

また、カジカガエルの美しい鳴き声等の高音質（ハイレゾ）音源や生息地マップ、生きものに関する動画などをインターネットで配信し、本市の豊かな自然環境を紹介している。

### (2) 野生鳥獣対策

各区、総合支所における野生鳥獣捕獲の許可や鳥獣飼養登録に関する事務の総括、鳥獣保護区等の設定に関する宮城県との連絡調整を行っている。

また、ツキノワグマ及びニホンザルについては、人身被害の未然防止と生活被害の減少を図るため、毎年度、実施計画を策定し管理事業に取り組んでいる。ツキノワグマについては、出没に係る情報が寄せられた際に、出没地域の学校や保育所等への迅速な注意喚起や、メール配信サービス及び市公式LINEによる幅広い周知、専門家による誘引物等に関する現地調査を実施するとともに、クマが市街地に留まるなど特に危険な場合には、平成30年4月に県から移譲を受けた緊急捕獲許可権限により対応する。また、平成29年度から本市ホームページに「クマ出沒情報マップ」を掲載するとともに、出沒が多い地域での啓発講座の開催や市ホームページへの啓発動画掲載など、クマに出会わないための広報の強化に努めている。

ニホンザルについては、平成30年度から本市ホームページに「サル群れ情報マップ」を掲載するとともに、人馴れが進んだサルの群れ等に対する多頭捕獲や、必要に応じて関係機関と連携した大規模追い上げ・捕獲などを実施している。

また、県民の森周辺の住宅地に出没するイノシシに対応するため、令和4年度から啓発チラシの作成・配布や注意看板の設置、市管理地への侵入防止柵の設置などを行っている。

なお、市域内のツキノワグマの出没件数及びニホンザルの捕獲頭数の推移は〈表-38〉のとおりである。

〈表-38〉

市域内のツキノワグマ出没件数及びニホンザル捕獲頭数の推移

年度	H30	R元	R2	R3	R4
ツキノワグマ出没件数	214件	211件	431件	123件	170件
ニホンザル捕獲頭数	108頭	87頭	63頭	57頭	42頭

### (3) 開発事業等における環境配慮に関するシステムの推進

#### ① 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、開発事業者自らが環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境に配慮した事業の展開を促していく仕組みである。

本市では、平成10年8月の仙台市環境審議会からの答申を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行した。

平成25年3月には「仙台市環境影響評価条例施行規則」を改正し、風力発電所の設置又は変更の事業を本市条例の対象事業に追加するとともに、平成27年12月には太陽光発電所、火力発電所、地熱発電所、水力発電所の設置又は変更の事業についても追加した（平成28年5月1日施行）。

また、仙台港周辺で石炭火力発電所の建設計画が相次いだことを踏まえ、平成29年5月には、条例施行規則を改正（即日施行）し、石炭火力発電所については、規模を問わず、全てを環境影響評価の手続の対象とするとともに、同年12月には、市域内への立地自粛を促す「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定した。

平成31年1月には、環境影響評価の実施にあたっての技術的事項を解説する「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」について、これまでの事例の積み重ねや制度改定の内容を反映するため、全面改定した。

令和2年12月には、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定し、都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正した。また、太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件の見直しを行い、併せて「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定した（令和3年4月1日施行）。

この条例施行後の運用状況は<表-39>のとおりである。

環境影響評価条例施行後の運用状況

(令和5年3月31日現在)

該当法令	事業の名称	手続き段階
環境影響評価法	仙台市高速鉄道東西線建設事業	R元.6 全手続終了
	新仙台火力発電所リプレース計画	事後調査手続中
	(仮称) 太白CC太陽光発電事業	R4.12 方法書手続終了
	(仮称) 菅生太陽光発電事業	R4.7 配慮書手続終了
仙台市環境影響評価条例	大年寺山テレビ放送所送信鉄塔建設事業	H14.8 全手続終了
	NTTドコモ東北ビル建築工事	H17.11 全手続終了
	都市計画道路川内旗立線整備事業	事後調査手続中
	主要地方道仙台南環状線整備事業	H17.10 評価書手続終了
	仙台市茂庭土地区画整理事業	R3.9 全手続終了
	東北大学青葉山新キャンパス整備事業	R2.5 全手続終了
	仙台一番町プロジェクト	H24.8 全手続終了
	仙台市荒井東土地区画整理事業	H30.4 全手続終了
	仙台市新墓園建設事業(第2期)	事後調査手続中
	市立病院移転新築事業	H28.11 全手続終了
	仙台市富沢駅西土地区画整理事業	R3.9 全手続終了
	仙台駅東口開発計画	事後調査手続中
	仙台市荒井南土地区画整理事業	H29.5 全手続終了
	仙台市荒井西土地区画整理事業	H31.3 全手続終了
	仙台東部復興道路整備事業	事後調査手続中
	仙台医療センター建替等整備計画	R5.1 全手続終了
	ヨドバシ仙台第1ビル計画	H28.11 評価書手続終了
	(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画	事後調査手続中
	仙台貨物ターミナル駅移転計画	H29.11 評価書手続終了
	プロロジスパーク仙台東2プロジェクト	H29.1 規模縮小による廃止届出
	雨宮キャンパス跡地利用計画	H30.2 評価書手続終了
	仙台港バイオマスパワー発電所建設計画	R2.3 評価書手続終了
	杜の都バイオマス発電事業	R2.7 評価書手続終了
	東北学院大学五橋キャンパス整備計画	事後調査手続中
	仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業	R2.7 評価書手続終了
	仙台市愛子土地区画整理事業	R3.7 評価書手続終了
	宮城丸森幹線新設事業	R4.4 評価書手続終了
	鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業	R3.8 評価書手続終了
	(仮称) 仙台芋沢太陽光発電事業	R2.1 方法書手続終了
	仙台市役所本庁舎建替事業	R3.1 方法書手続終了
(仮称) ニトリ仙台DC新築工事	評価書手続中	

② 環境調整システムの実施

環境調整システムは、本市が実施する公共事業について、事業の実施による環境への配慮を徹底するため、立地選定といった計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について検討・調整する仕組みである。この制度は平成12年10月に施行しており、令和4年度は1件の構想段階手続きを実施した。



#### (4) 水環境の保全と創出

市街地の拡大や人口の集中といった都市化の進展は、アスファルトなどの不浸透面の増加や河川の水源となる森林の減少等をもたらし、河川や地下水量の減少、市街地の乾燥化など様々な現象を引き起こしている。こうした問題に積極的に対処するため、水循環や生態系といった新たな視点を盛り込んでよりよい水環境を保全・創造していくための施策を推進している。

この取り組みの一環として「災害応急用井戸登録事業」を実施し、水循環の重要性等の情報発信を行っている。また、平成17年1月4日に水利使用の許可の取得（許可期間3年）により実現した「六郷堀・七郷掘 通水事業」については、平成19年4月5日、平成22年9月10日、平成25年7月22日、平成28年8月19日、平成31年4月9日及び令和4年9月7日に許可の再取得を行い、令和4年度も非かんがい期における通水を実施した。平成19年度からは建設局が事業を継承し、環境局では水質調査を担当している。

これらの事業は平成11年3月に策定された「仙台市水環境プラン」の施策として行われてきたが、平成23年4月から「杜の都環境プラン」に統合され、実施されている。

### 【3】快適環境都市づくりに向けた取り組み

#### (1) 公害防止対策の推進

##### ① 苦情対策

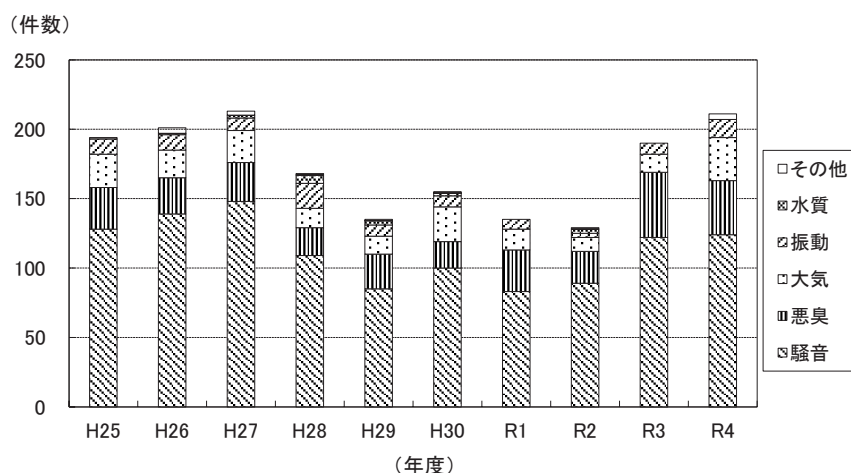
令和4年度に受理した公害苦情の総数は211件で、前年度に比べて増加した。公害苦情の内訳は、＜図－6＞に示すとおり、騒音に関する苦情が最も多く124件（59%）であり、次いで悪臭、大気汚染の順となっている。

これらの苦情のうち、日常生活に伴って発生する騒音や悪臭及び飲食店に係る深夜のカラオケ騒音などの生活公害苦情は41件（19%）であった。

公害苦情は相談としての性格を持つことから、その対応にあたっては当事者間での解決を促し、助言等の協力により解決に努めている。

＜図－6＞

公害苦情件数の推移



## ② 発生源対策

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、製造業等で一定規模以上の施設を持つ工場では、公害防止組織を整備し公害防止に万全を期すことを目的として、公害防止管理者の選任などが義務付けられている。令和5年3月末現在、この法律の対象工場は25工場となっており、これらの特定工場について、法的な届出あるいは自主点検などの指導を行っている。

## ③ 広域的環境施策の推進

本市は宮城県、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町の6自治体とともに、令和5年3月末現在、仙台港周辺に立地する8企業との間で公害防止協定を結んでいる。

この協定は、法令等の基準より厳しい内容の協定を結ぶことにより、公害を未然に防止し市民の健康と生活環境の保全を図ろうとするものである。

## (2) 自動車環境負荷低減対策

自動車は市民の日常生活や経済活動に不可欠なものであるが、その保有台数の増加と都市部への集中により、自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質等による大気汚染、騒音など地域の生活環境を脅かす公害問題を引き起こすだけでなく、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題の一因にもなっている。

こうした自動車が環境に及ぼす負荷（自動車環境負荷）を低減し、より良好な環境を積極的に実現するために、庁内関係部局との連携のもと、各種施策を総合的・計画的に推進している。そのうち、環境局では次の施策について主体的に取り組んでいる。

### ① 電動車等の普及促進

脱炭素社会の実現に向けた取り組みの一つである自動車の電動化の流れが世界的に加速していることから、本市でも従来の「仙台市次世代自動車等導入方針」を「仙台市電動車等導入方針」へと改正（令和4年8月）、対象車を原則電動車等とし、走行時の二酸化炭素排出量が少ない順に検討の上、公用車へ導入することとした。

令和4年度末現在における電動車等の保有台数は計193台であり、内訳は電気自動車59台、プラグインハイブリッド自動車14台、ハイブリッド自動車120台となっている。

平成22年度以降導入してきた電気自動車は専用ロゴマーク「でんでんくん」をラッピングし、業務で使用するにより市民への普及啓発を実施している。



公用車への電気自動車導入例

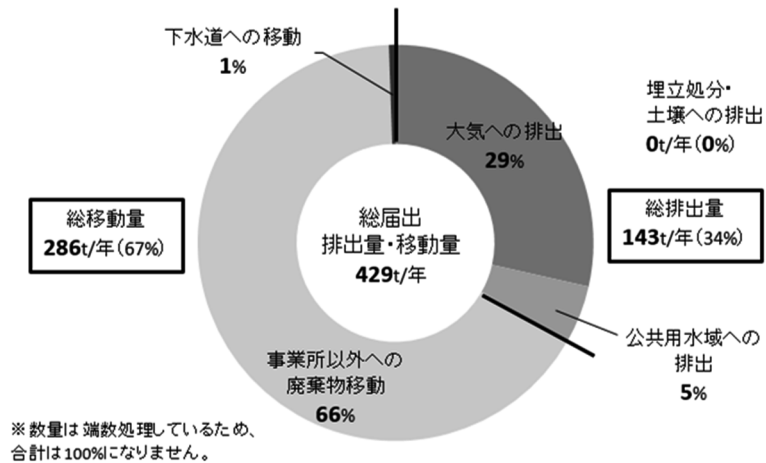
## (3) P R T R制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」により、人の健康や生態系に有害な影響をおよぼすおそれのある特定の化学物質について、事業者自らが環境中へ排出する量や廃棄物等に含まれ事業所の外に移動する量を把握して、毎年県もしくは市経由で国に届け出ている（P R T R制度）。

令和3年度実績分として、市内の220事業所から68種類の化学物質の届出があり、排出量・移動量の合計は429tであった。この量は、全国の届出排出量・移動量383,660tの0.11%、宮城県全体の届出排出量・移動量1,718tの25%であった。内訳は、総排出量が143t(34%)、総移動量が286t(67%)である。排出・移動先別の割合は<図-7>のとおりである。

<図-7>

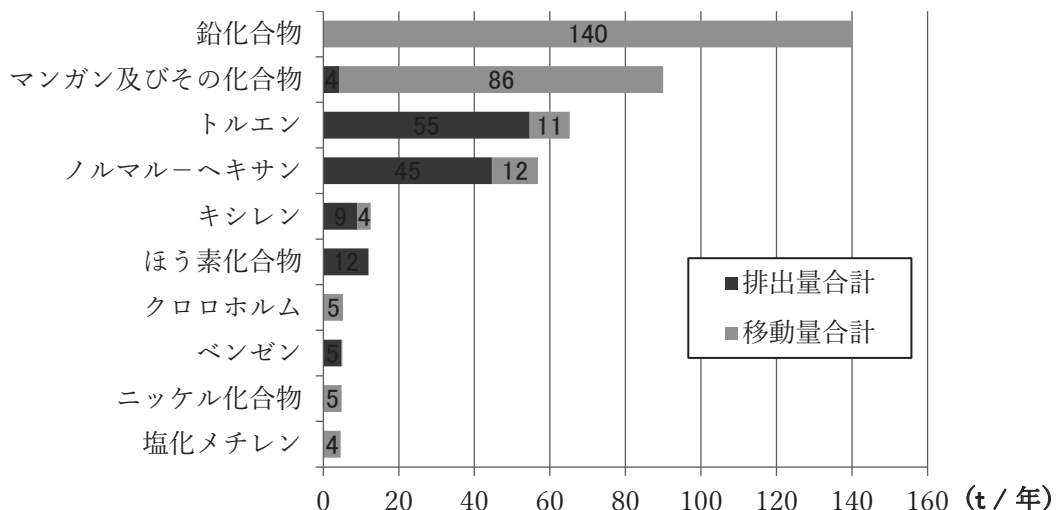
届出排出量・移動量の合計（令和3年度実績）



届出排出量・移動量の多い物質は、鉛化合物、マンガン及びその化合物、トルエンの順で、上位10物質を合計すると計397tとなり、届出排出量・移動量合計の92%を占める。上位10物質の内訳は<図-8>のとおりである。

<図-8>

届出排出量・移動量の多い10物質の内訳



届出排出量・移動量の合計の最も多い業種は鉄鋼業(223t)、排出量の最も多い業種は燃料小売業で、移動量の最も多い業種は鉄鋼業であった。



#### 【4】行動する人づくりに向けた取り組み

##### (1) せんだい環境学習館（たまきさんサロン）の運営

環境教育・学習について、情報の収集・提供や活動支援を行うため、平成3年6月に環境学習コーナーを市役所1階の市政情報センター内に開設し、平成16年2月に「環境交流サロン」として拡充した。平成18年5月に小田急仙台ビル9階に移転し、環境関連の図書等のほか、環境各分野の環境学習教材を備え、環境学習の情報提供などを行ってきたが、環境学習施設としての機能の充実を図るため、平成28年4月に東北大学青葉山新キャンパス内の環境科学研究科本館内に移転し、「せんだい環境学習館（たまきさんサロン）」として開館した。

せんだい環境学習館では、親子向けや一般向けなど環境に関する多様なテーマの「サロン講座」を開催するほか、小学校の授業での利用など子供たちへの環境学習の場としての活用、セミナースペースや図書等の貸出しなど市民の学習活動や交流の場としての利用を推進している。なお、令和4年度利用実績は<表-40>のとおりとなっている。

#### <表-40>

せんだい環境学習館（たまきさんサロン）利用実績（令和4年度）

	利用者数（人）		蔵書数（冊）	図書貸出数（冊）
	講座等参加者	自由来館		
3,143	799	2,344	3,378	1,549

##### (2) 環境教育・学習の推進

環境教育・学習の推進を図るため、平成3年に「環境学習コーナー」を開設し、市民の環境保全活動への支援を行うとともに、「仙台市環境保全基金」（平成2年3月設置）の益金を活用し、「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」の運営と事業の支援、地域や学校での環境学習講座実施等へ取り組むなど、他部局との連携も含めた事業を展開してきた。

また、地球環境の保全をはじめとする環境問題を解決し、持続可能な社会を目指すため、「杜の都環境プラン」に基づき、より多くの市民が環境配慮型の行動をとれるよう、環境教育・学習を推進する様々な施策を展開している。

#### 杜の都の市民環境教育・学習推進会議（愛称：フィール センダイ）

平成16年5月に環境に配慮する人材を育成するための組織として「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」（愛称：FEEL Sendai）を設立した。市民・NPO・学校・事業者・行政などのメンバーによる幅広いネットワークを活用し、学校教育や生涯学習も含めた総合的な環境教育・学習を包括的に推進している。

#### ◆ もりもり 杜々かんきょうレスキュー隊

本市の自然環境を体験的な学習のフィールドとして活用する環境学習プログラムを整備する事業で、プログラムを学校等で体験実践することにより、環境問題に気づき、考え、行

動する人を育てることを目的としている。

令和4年度は、新規プログラム作成を行わず、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じた上で、既存プログラムの体験実践を62件行った。

#### ◆ [環境社会実験] 未来プロジェクト in 仙台

持続可能な社会の実現を目指すため、環境配慮型の行動を社会に広げる企画を募集し、採用した企画を委託により実施している。

令和4年度は4件の応募があり、全ての企画を実施した。

#### ◆ 環境フォーラムせんだいの開催

市民が気軽に環境について学べる機会を提供するための啓発イベントである。令和4年度はせんだい防災未来フォーラム内で実施し、3,900名が来場した。

#### ◆ せんだい環境ユースカレッジ

環境教育・学習に携わる若い世代（18歳～30代）の人材育成を目的とした事業で、環境に関する講義、環境活動体験、「環境フォーラムせんだい」への参加という3つのプログラムを実施している。令和4年度は事業内容の見直しを行うため、事業を休止した。

#### ◆ 各種フォーラムの開催

環境教育・学習に関する啓発のため、各種フォーラムを開催している。令和4年度は公開フォーラムを環境フォーラムせんだい内で実施した。

### (3) WebやSNSを活用した環境啓発・情報発信

持続可能なライフスタイルを提唱するせんだい環境Webサイトたまきさんの運営や「杜の都スタイル」を発信する環境局公式Instagramアカウントの運営を通じた情報発信を行っている。

### (4) グリーン購入推進事業

製品やサービスを購入するときに必要な性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選ぶ「グリーン購入」の取り組みは、製品やサービスを供給する企業に環境配慮型商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになり、やがては社会全体の環境負荷を低減させる大きな力になると考えられている。

本市は、環境負荷の少ない循環型社会形成に向け、市民や地域の事業者グリーン購入の取り組みを促すことを目的とした啓発活動を行うとともに、地域の商店と連携し、だれもがグリーン購入を実践しやすい仕組みづくりを進めている。

#### ① 仙台市環境配慮型商品推奨制度と仙台市環境配慮事業者認定制度の一元化

市民がグリーン購入を手軽に実践できる本市独自の仕組みとして、平成15年2月から「仙台市環境配慮型商品推奨制度」を実施していたが、環境に配慮した製品が広く流通するとともに、消費者への意識の定着も進んできた。平成31年4月に、グリーン購入をはじめとする環境配慮の

取り組みをさらに推進するため、「仙台市環境配慮型商品推奨制度」を「仙台市環境配慮事業者認定制度」と一元化した。引き続き、環境配慮型製品等の購入を通じ、グリーン購入のさらなる推進に努めている。

## ② 各種イベント等での普及啓発

グリーン購入に関する消費者への意識の定着のため、啓発グッズとして、クリアファイル、ノート、かるた等を制作し、エコフェスタなどのイベントで配布しているほか、せんだいE-Action等と連携しながら環境ラベルに着目したお買い物体験、啓発動画の配信等を行っている。また、平成15年度から、教育委員会と連携し、新入学の時期に合わせてグリーン文具の購入を推奨するチラシを配布している。

## ③ 本市の取り組み

「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」を制定し、グリーン購入ネットワーク等と連携しながら各課公所でのグリーン購入推進に努めている。

## (5) 地域版環境マネジメントシステムの普及支援

近年の環境問題に対する事業者の関心の高まりを背景に、平成15年12月に、中小の事業者が比較的容易に取り組むことのできる地域版の環境マネジメントシステムである「みちのく環境管理規格（みちのくEMS）」を策定するとともに、この規格を推進するための第三者認証機関である「みちのく環境管理規格認証機構」を設立した。

平成18年度には、認証登録事業及び事務局運営をNPO法人に移管し、事業運営を見直した。令和4年度末現在で164事業所が認証登録を受けている。

また、認証登録に必要な経費の一部を補助する「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」を創設し、当該規格の取得を支援している。令和4年度は8件の交付を行った。

## (6) 環境国際交流

地球規模の環境問題を解決していくためには、国際的な自治体間の連携や情報交換が有効であるとの視点から、平成14年のヨハネスブルク・サミットへの参加、平成16年の「第1回グリーン購入世界会議」の開催及び、平成18年の「第2回グリーン購入世界会議（スペインバルセロナ市）」、平成21年の「第3回グリーン購入世界会議（韓国水原市）」への参加など、様々な国際交流を推進し、平成15年11月から平成18年3月まで「イクレイ（ICLEI）－持続可能性をめざす自治体協議会」世界理事を務めた。また「国連・持続可能な開発のための教育（ESD）の10年（平成17年から平成26年）」で認定された国内外のRCE（Regional Centres of Expertise on ESDの略称。ESDを実践していく地域の拠点。）等との連携・意見交換の場として令和4年2月にオンラインで開催されたRCE実務者会議、RCE日本ユース会議に参加するなど環境国際交流に継続して取り組んでいる。

## 【5】仙台市役所としての取り組み

本市は、行政機関であると同時に大規模な事業者として地域に大きな影響を及ぼす立場にあることから、その社会的責任を果たすとともに、市民・事業者の取り組みを先導することを目的に、平成10年3月に「仙台市環境率先行動計画」を策定し、事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んできた。

平成11年度には、本庁・区役所等において政令指定都市としては初めて「ISO14001」の認証を取得し、国際規格に沿った環境マネジメントシステムの運用も行った。

平成18年度からは、「仙台市環境率先行動計画」と「ISO14001」の仕組みを集約し、本市独自の環境マネジメントシステムである「新・仙台市環境行動計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する地方公共団体実行計画、いわゆる事務事業編に位置付けた上で、さらなる取り組みを進めてきた。

計画については適宜見直しを行っており、平成30年11月に計画を改定し、計画期間を令和2年度まで2年間延長した。計画期間満了により令和3年3月に計画を改定し、令和3年度からは、令和7年度までの5年間の計画期間とする「仙台市環境行動計画」を運用している。

計画では、世界的に喫緊の課題である地球温暖化対策や、プラスチック資源循環を含めたごみ減量に重点的に取り組むため、前計画から引き続き目標項目を「エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量」及び「一般廃棄物排出量」とし、本市が率先的に環境負荷の低減に取り組む姿勢を明確にするため、「杜の都環境プラン」等で掲げる市域全体での目標を上回る水準の目標値を設定している。

### (1) 仙台市環境行動計画〔計画期間：令和3年度～令和7年度〕

①計画の構成 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の過程を繰り返す、PDCAサイクルを運用

②対象範囲 公の施設を含む全庁

#### ③基本指針

- ・本市の事業実施に伴う環境負荷の最小化を図る
- ・本市の環境行動に関して説明責任を果たす
- ・人材を育てる
- ・市民・事業者と協働して環境負荷低減を図る

#### ④計画の主な内容

##### 環境負荷の低減

- ・目標設定（全庁共通目標と各部署の業務に関連した独自目標）
- ・目標達成状況の評価（達成・非達成等の原因分析、改善の取り組みの実施）

##### 情報公開による透明性の確保

- ・環境監査の実施
- ・環境報告書による実施状況の公表

## 1. 管理項目

本市の事務事業に伴う環境影響を踏まえ、計画の指標となる管理項目を次のとおりとし、適切に進捗管理を行う。

<表-41>

分類	管理項目
①エネルギーの使用量の削減	「購入電力量」、「都市ガス使用量」、「プロパンガス使用量」、「重油使用量」、「灯油使用量」、「ガソリン使用量」、「軽油使用量」、「圧縮天然ガス（自動車用）使用量」
②資源の有効利用、廃棄物の減量とリサイクル推進	「上水道使用量」、「紙類使用量（P P C用紙及び外注印刷物）」、「一般廃棄物排出量」、「一般廃棄物のリサイクル率」、「産業廃棄物排出量」、「建設副産物のリサイクル率」
③再生可能エネルギー等導入の推進	「再生可能エネルギー等導入施設数及び発電量」、「公用車に占める次世代自動車等の割合」
④大気・水環境等の保全	「汚染物質の排出状況及び自主基準による管理」、「P C Bの適正管理」、「フロン・ハロンの適正管理」、「産業廃棄物の適正処理」、「アスベストの飛散防止」、「その他の法規制遵守」、「緊急事態の対応」
⑤グリーン購入の推進	「グリーン購入法適合商品等の調達の状況」
⑥温室効果ガス排出量の削減	「エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量」、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項に定める「一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量」、「下水汚泥の焼却に伴う温室効果ガス排出量」、「下水等の処理に伴う温室効果ガス排出量」、「麻酔（笑気ガス）の使用に伴う温室効果ガス排出量」

## 2. 目標

### ① 二酸化炭素排出量

令和7年度（2025年度）におけるエネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量（※）を、平成25年度（2013年度）比で24%以上削減する。

※電力、都市ガス、プロパンガス、重油、灯油、ガソリン、軽油、圧縮天然ガスの使用に伴う排出量の合計

※地下鉄東西線に係る二酸化炭素排出量については、平成25年度（2013年度）と比較し純増であり、全体の実績に占める割合も大きいため対象外とするが、管理項目の中で実績を把握する

### ② 一般廃棄物排出量

令和7年度（2025年度）における一般廃棄物排出量（※）を令和元年度（2019年度）比で8%以上削減する。

※事業系一般廃棄物のうち、可燃ごみの排出量（公園・道路における清掃ごみや剪定枝、ポンプ場等における流入ごみを除く）

### 3. 令和3年度の実績と評価

<表-42>

#### 目標項目の実績

目標項目	目標	令和2年度実績値 (基準年度比)	令和3年度実績値 (基準年度比)
① エネルギーの使用に伴う 二酸化炭素排出量(※1)	令和7年度において平成25年度比 で24%以上削減	166,778t- CO <sub>2</sub> (▲11.1%)	156,624t- CO <sub>2</sub> (▲16.5%)
② 一般廃棄物排出量	令和7年度において令和元年度比 で8%以上削減	3,194t (▲2.0%)	3,397t (4.3%)

※1 地下鉄東西線動力に伴う二酸化炭素排出量については、基準年である平成25年度と比較し純増であるため対象外

<表-43>

#### その他の主な管理項目の実績値

実績把握項目	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	前年度比
③購入電力量(千kWh)	251,587	253,975	+2,388
④二酸化炭素総排出量(t-CO <sub>2</sub> ) (⑤と⑥の合計)	180,243	169,213	-11,030
⑤庁舎・施設からの二酸化炭素排出量※(t-CO <sub>2</sub> ) (購入電力・都市ガス・プロパンガス・灯油・重油)	160,385	149,637	-10,748
⑥自動車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量(t-CO <sub>2</sub> ) (自動車燃料のガソリン・軽油・CNG)	19,858	19,576	-282
⑦温室効果ガス総排出量(t-CO <sub>2</sub> ) (④の二酸化炭素総排出量・ごみ及び下水汚泥の焼却、下水等の処理、麻酔の使用による温室効果ガス排出量)	340,057	329,064	-10,993
⑧水道使用量(千m <sup>3</sup> )	2,032	2,195	+163
⑨次世代自動車等の比率(%)	49.2	47.5	-1.7
⑩再生可能エネルギー等利用施設数(施設)	238	238	±0
⑪PPC用紙の総量(t)	956	938	-18
⑫外注印刷物紙使用量の総量(t)	674	777	+103

※ 庁舎・施設からの二酸化炭素排出量については、契約している電気事業者別の排出係数で算定している。  
(東北電力の場合、令和2年度：519g-CO<sub>2</sub>/kWh、令和3年度：476g-CO<sub>2</sub>/kWh)



<表-44>

資源の有効利用，廃棄物の減量とリサイクル推進（建設副産物関係）

（「仙台市発注工事における建設副産物リサイクルガイドライン（平成12年3月27日都市整備局長決裁）」に定める目標）

⑬ 建設副産物リサイクル	対象品目	目標値(%)		令和3年度 実績値 (%)	評価
	アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	100%		100%
コンクリート塊	100%		100%	達成	
建設発生木材	再資源化・縮減率	100%		99.8%	未達成
建設汚泥		95%以上		99.9%	達成
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下		0.3%	達成
	再資源化・縮減率	60%以上		97.9%	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上		99.9%	達成
建設発生土	有効利用率	80%以上		90.2%	達成

(2) グリーン購入の推進

平成10年3月に策定した「仙台市環境率先行動計画（平成18年3月廃止）」や平成11年9月に認証取得したISO14001（平成18年3月認証登録終了）の取り組みの中で，グリーン購入は重要な柱と位置づけられていたが，平成13年4月1日からグリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）が全面施行となったことを受け，より総合的かつ計画的なグリーン購入の推進を図るべく，平成13年3月に「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」を制定した。この要綱により，市のあらゆる事業で必要となる物品等に環境物品等を調達することを定めるとともに，毎年度重点的にグリーン購入に取り組む具体的な品目及び調達率の目標を「仙台市グリーン購入推進方針」として策定することとした。

対象品目については，平成20年度までは本市独自の判断基準に基づいて品目を定めていたが，平成21年度からは，国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針にならうこととし，令和4年度は22分野287品目を対象として定めた。

### 3 環境保全のための組織

#### (1) 仙台市環境審議会

平成8年3月に制定した仙台市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長の諮問に応じ調査審議するため、学識経験者、市議会議員、各種団体、関係行政機関等の代表によって構成する「仙台市環境審議会」を設置している。(委員数25名)

令和4年度は2回開催し、令和4年12月に「杜の都環境プラン」及びその個別計画である「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について市長が諮問を行うとともに、計画の改定について専門的な審議を行うために設置された「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会が2回開催された。

#### (2) 仙台市環境影響評価審査会

平成10年12月に制定した仙台市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価等に関する重要な技術的事項等の調査審議のため、環境の保全及び創造について知識経験を有する者によって構成する「仙台市環境影響評価審査会」を設置している。(委員数15名)

令和4年度は5回開催し、(仮称)ニトリ仙台DC新築工事に係る環境影響評価準備書等について審査がなされた。

#### (3) 仙台市廃棄物対策審議会

平成5年3月に制定した仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量及び適正処理の推進等に関する事項について調査審議するため、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の代表によって構成する「仙台市廃棄物対策審議会」を設置している。(委員数20名)

令和4年度は2回開催し、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」に係る目標の達成状況等について審議がなされた。

#### (4) 他の自治体との連携

近隣自治体と各種施策や事業の促進について連携と協力を図るため、仙塩地域七自治体公害防止協議会のほか、東北都市環境問題対策協議会などに参加している。また、大都市環境保全主管局長会議等に参加し、全国の自治体と協力して、国への要望行動や情報交換を行っている。

#### (5) 杜の都環境プラン推進本部

「杜の都環境プラン」を推進するため、市長を本部長とし、副市長を副本部長、会計管理者、公営企業管理者並びに局及び区役所の長を委員とする「杜の都環境プラン推進本部」を設置している。



## 第Ⅲ章 廃棄物の処理



# 第1節 ごみの処理

## 1 概況

本市におけるごみの分別形態及び収集形態は、〈表-45〉のとおりとなっている。

生活ごみは、臨時ごみ等の一部を除き委託により収集し、その全量を市が処分している。

事業ごみは、排出者責任の原則に基づき、事業者自らの運搬又は許可業者との契約による収集・運搬とし、缶・びん・ペットボトル等の一部を除き市が処分している。

犬猫等の死体については、委託又は自己搬入により収集し、その全量を市が処分している。

〈表-45〉

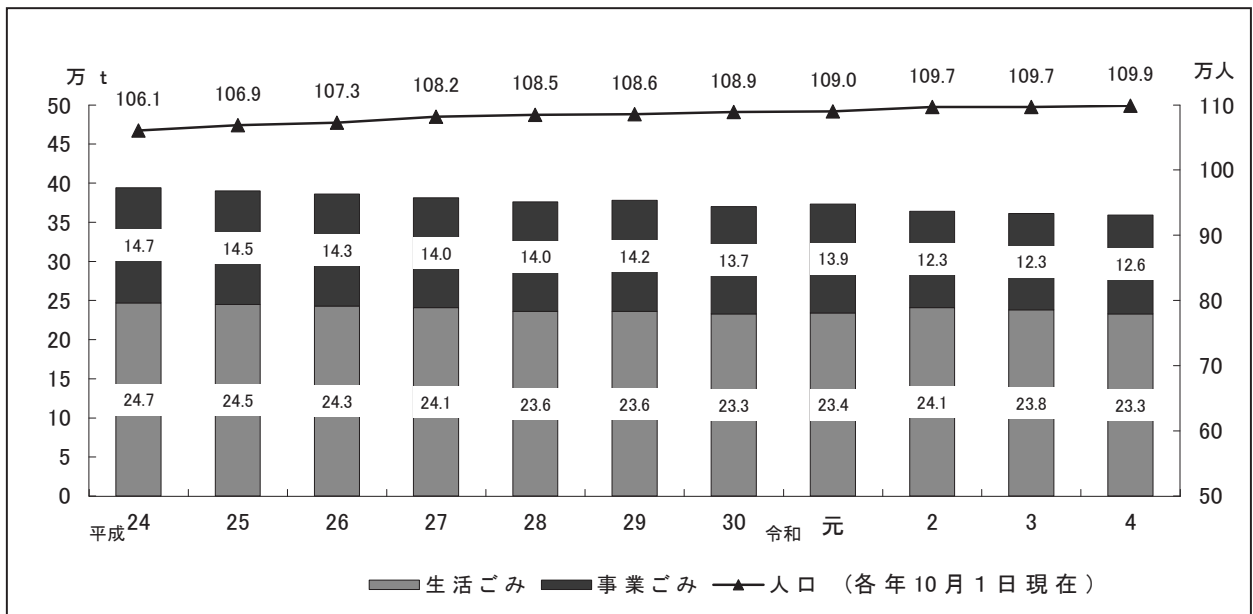
ごみの分別・収集形態

分別形態				収集形態	
生活 ご み	定 日 収 集 生 活 ご み	家庭ごみ	週 2 回	有 料	委 託
		プラスチック資源	週 1 回		
		缶・びん・ペットボトル	週 1 回		
		廃乾電池類	週 1 回	無 料	
		紙類	月 2 回		
		剪定枝	2 週 1 回		
		粗大ごみ	2 週 1 回		
臨時ごみ			有 料	直営又は許可	
自己搬入				—	
可燃ごみ				許 可	
不燃ごみ					
缶・びん・ペットボトル（飲料用）					
事 業 ご み	紙類（事業系紙類回収庫等）		無料	—	
	自己搬入		—		
	随時収集		有 料	委 託	
自己搬入		—			

本市におけるごみ処理量及び人口は、〈図-9〉及び〈表-46〉のとおり推移している。また、ごみ処理の流れは〈図-10〉及び〈図-11〉のとおりである。

〈図-9〉

ごみ処理量及び人口の推移



<表-46>

ごみ量の推移（生活ごみ・事業ごみ）

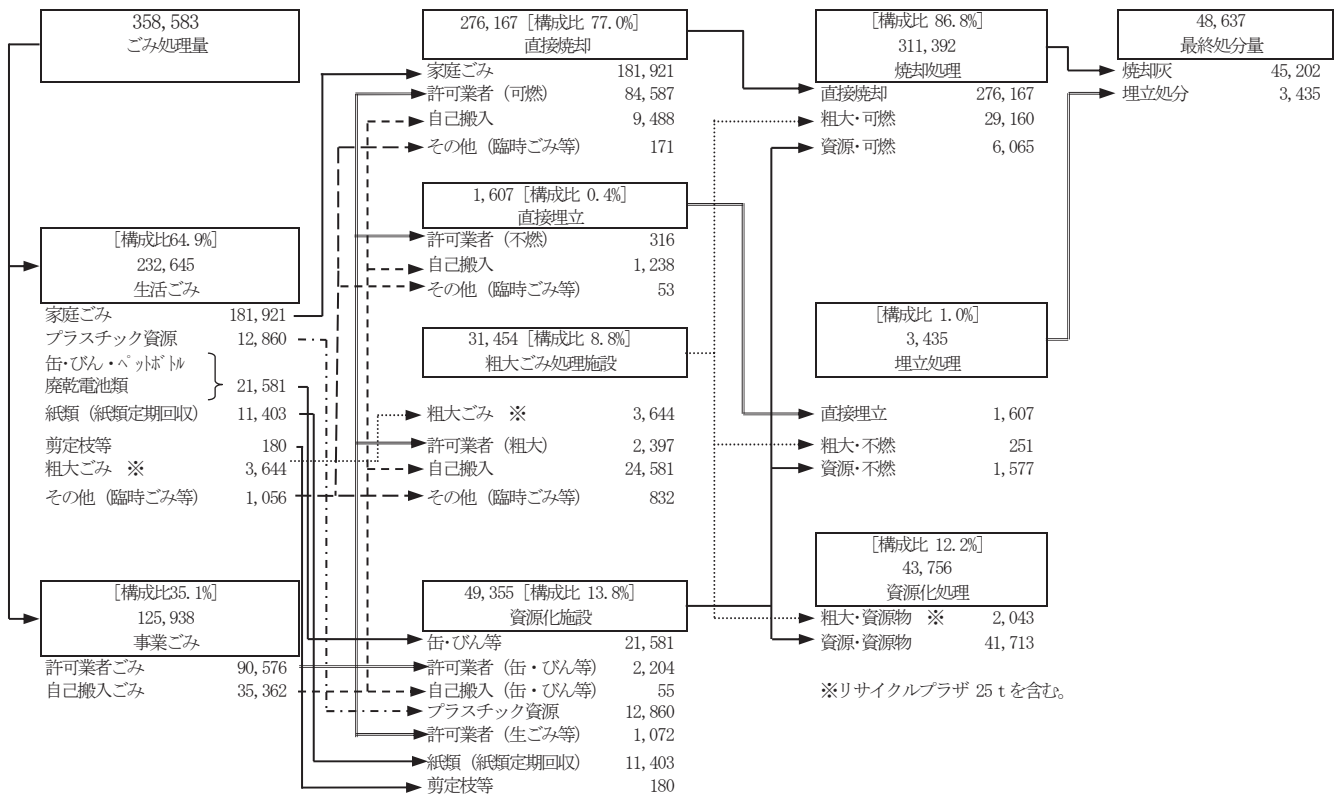
項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4
人口（各年10月1日現在）		1,088,669人	1,090,263人	1,097,196人	1,097,237人	1,099,239人
（対前年度比）		+0.2%	+0.1%	+0.6%	+0.0%	+0.2%
ごみ総量		370,566 t	373,373 t	363,336 t	361,199 t	358,583 t
（対前年度比）		-1.9%	+0.8%	-2.7%	-0.6%	-0.7%
生活ごみ		233,408 t	234,235 t	240,647 t	238,107 t	232,645 t
（対前年度比）		-1.1%	+0.4%	+2.7%	-1.1%	-2.3%
家庭ごみ量		183,513 t	184,794 t	188,759 t	186,169 t	181,921 t
（対前年度比）		-1.3%	+0.7%	+2.1%	-1.4%	-2.3%
家庭ごみ1人1日当たり		462 g	463 g	471 g	465 g	453 g
（対前年度比）		-1.5%	+0.3%	+1.8%	-1.4%	-2.5%
プラスチック資源の量		12,633 t	12,616 t	13,181 t	13,162 t	12,860 t
（対前年度比）		+0.4%	-0.1%	+4.5%	-0.1%	-2.3%
缶・びん・ペットボトル等の量		20,981 t	20,621 t	21,906 t	21,914 t	21,581 t
（対前年度比）		-0.5%	-1.7%	+6.2%	+0.0%	-1.5%
紙類定期回収量		12,028 t	11,347 t	11,842 t	11,806 t	11,403 t
（対前年度比）		-4.4%	-5.7%	+4.4%	-0.3%	-3.4%
剪定枝の量		58 t	194 t	159 t	229 t	180 t
（対前年度比）		-	+234.5%	-18.0%	+44.0%	-21.4%
粗大ごみ量		2,958 t	3,106 t	3,571 t	3,657 t	3,644 t
（対前年度比）		+8.5%	+5.0%	+15.0%	+2.4%	-0.4%
その他		1,237 t	1,557 t	1,229 t	1,170 t	1,056 t
（対前年度比）		-2.4%	+25.9%	-21.1%	-4.8%	-9.7%
事業ごみ		137,158 t	139,138 t	122,689 t	123,092 t	125,938 t
（対前年度比）		-3.1%	+1.4%	-11.8%	+0.3%	+2.3%
許可業者収集量		105,918 t	104,843 t	86,725 t	88,614 t	90,576 t
（対前年度比）		-2.2%	-1.0%	-17.3%	+2.2%	+2.2%
自己搬入量		31,240 t	34,295 t	35,964 t	34,478 t	35,362 t
（対前年度比）		-5.8%	+9.8%	+4.9%	-4.1%	+2.6%

（注）災害による罹災ごみ等を含む。（【R元年度】生活ごみ：298t、事業ごみ：2,739t 【R2年度】生活ごみ：56t、事業ごみ：1,189t 【R3年度】事業ごみ：317t 【R4年度】事業ごみ：393t）

<図-10>

令和4年度 ごみ処理の流れ (実績)

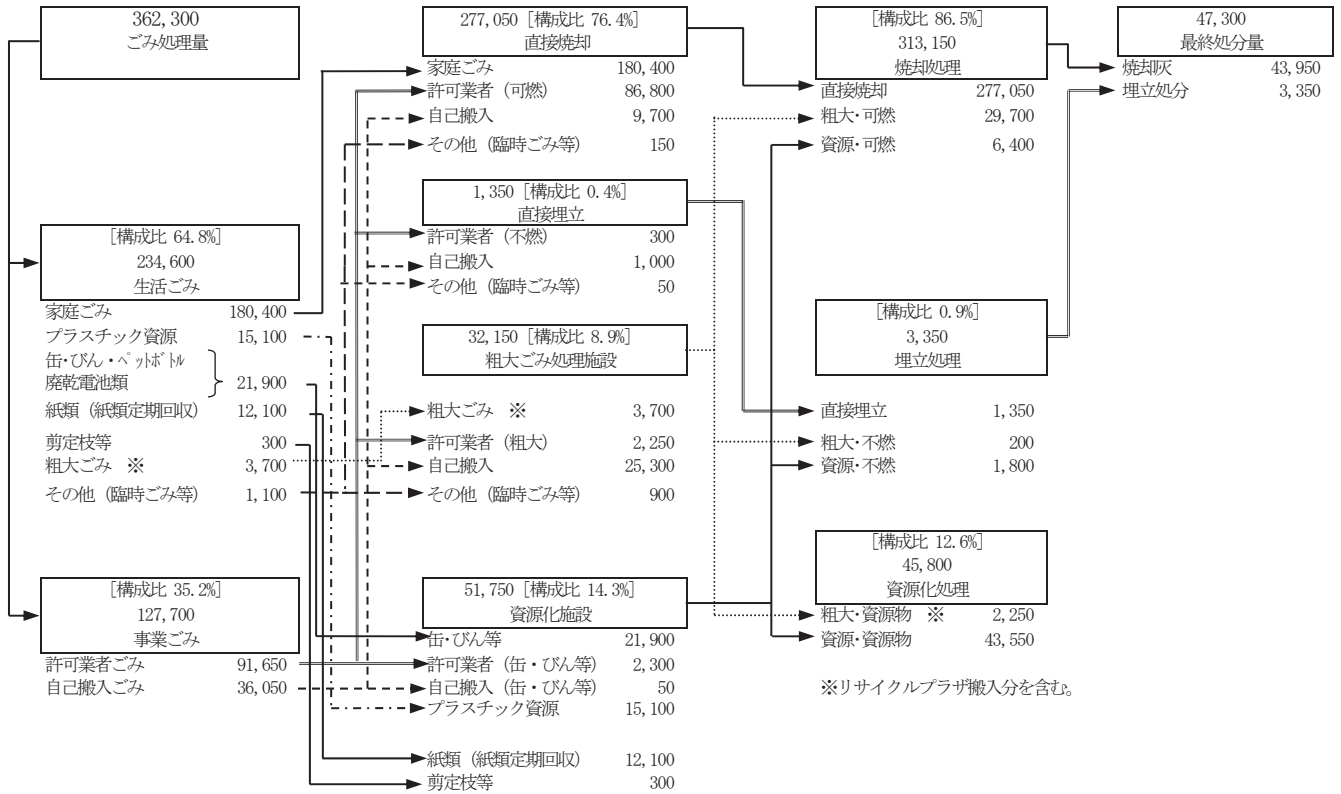
(単位: t)



<図-11>

令和5年度 ごみ処理の流れ (推計)

(単位: t)



## 2 収集・運搬

### (1) 生活ごみ

本市における生活ごみの排出方法は、＜表-47＞のとおりになっており、生活ごみの定日収集については、剪定枝及び粗大ごみを除き集積所（ステーション）方式により行っている。

なお、本市における集積所数の推移及び内訳は、＜表-48＞、＜表-49＞のとおりである。

＜表-47＞

生活ごみの排出方法

種類	対 象	収集回数	排 出 方 法	
家庭ごみ	生ごみ、ゴム製品、皮製品、農薬・劇薬の空びん、食用油(紙などにしみこませるか凝固剤で固めて)、紙おむつ(汚物は取り除く)、アイロン・ポットなど(30cm以下のもの)、ポリタンク(20ℓまで)、せともの、板ガラス、コップ、電球、刃物など	週 2 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集 (注) 1	収 集 日 の 朝 8 時 30 分 ま で に 決 め ら れ た 集 積 所 に 排 出	
プラスチック資源	○プラスチック製容器包装 ボトル類、カップ・パック類、袋、チューブ類、トレイ類、ペットボトルなどのふた・ラベル(プラスチック製)、錠剤やカプセルなどの薬の容器包装、その他緩衝材など(♻️マークが目安) ○製品プラスチック 文具用品、おもちゃ、植木鉢、じょうろ、ハンガー、かご、バケツ、ストロー、ざる、ボウル、保存容器など(プラスチック素材 100%に限る)	週 1 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集		家庭ごみ指定袋(種類:大・中・小・特小)に入れて排出する。1回に出せる量は45ℓかつ10kg以下とする。(注) 2 ・せともの、ガラス片、刃物などは、厚手の紙や布等で包み、他のごみと一緒に指定袋に入れ、指定袋に「危険」と明示する。
びん・ペットボトル	・缶類:18ℓ(1斗缶)以下の大きさの缶・なべ・フライパン(ホーローも含む)等の金属類、スプレー缶 ・びん類:ガラスびん(農薬・劇薬のびんや割れたびんは除く) ・ペットボトル:清涼飲料用・酒類用・しょうゆ用・めんつゆ用等の♻️PETのマークがついたペットボトル	週 1 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集		プラスチック資源指定袋(種類:大・中・小)に入れて排出する。 ・魚箱などの大きい発泡スチロールは、指定袋(大)を表面に貼り付けてから、ひもで十文字にしぼって出す。
廃乾電池類	・乾電池(ボタン電池・コイン電池含む) ・小型充電式電池(リチウムイオン電池等) ・小型充電式電池使用機器のうち電池を容易に取り外せないもの(モバイルバッテリー、加熱式たばこ等) ・蛍光管(電球型を含む) ・水銀体温計	週 1 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集		配布される回収容器の中に直接入れる。 ・びん・ペットボトルのふたははずす。 ・缶やびん・ペットボトルは中を水で軽くすすぐ。 ・ペットボトルのラベルははがす。 ・ペットボトルはつぶす。 ・スプレー缶は使い切る。
紙類	新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ	月 2 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集 (注) 3		種類ごとにひもで十文字にしぼって出す。 ・折込チラシは新聞紙と一緒に出す。 ・紙パックは洗って開き乾かして出す。 ・紙以外は取り除く。

種類	対 象	収集回数	排 出 方 法
剪定枝	家庭で剪定した庭木の枝や幹。戸別収集の場合には、下記のとおり処理したもの。 ・枝:直径 30cm 以内、長さ 80cm 以内の束にする。 ・幹:高さ 60cm 以内、直径 50cm 以内に切断する。	概ね2週間に1回 粗大ごみ受付センターに申し込み(インターネットでの受付も実施)、受付番号を記入した紙を代表の束又は幹の見やすい場所に貼り、指定された日の朝8時30分までに自宅前等に出す(立会は不要)。 (注)4	
粗大ごみ	一番長い部分が概ね30cmを超え、100kg以下の耐久消費財等。家庭用電気製品(家電リサイクル法対象品・パソコンを除く)、家具、寝具類、自転車、趣味用品、50cc以下のオートバイなど。	概ね2週間に1回 粗大ごみ受付センターに申し込み(255品目はインターネットでの受付も実施)、粗大ごみの品目に応じた金額の手数料納付券をコンビニエンスストア等から購入し、粗大ごみに貼って指定された日の朝8時30分までに自宅前等に出す(立会は不要)。	
臨ごみ	引越し、大掃除などで臨時的に多量に出るごみ(粗大ごみを含む)	各環境事業所又は許可業者へ申し込み、収集車両が入れる場所にまとめて出す(立会が必要)。	
自己搬入ごみ		市の処理施設へ直接自分でごみを持ち込む。	

- (注) 1 地域により、(月・木)、(火・金)、(水・土)  
2 ポリバケツ(ふた付きで45ℓ以下のものに限る。)やコンテナボックスを利用する際も指定袋を使用して排出  
3 地域により、月の1・3回目又は月の2・4回目の指定曜日  
4 枝は、家庭ごみとして集積所に1回1束まで出すことも可能。また、枝・幹は事前申込みのうえ、指定の処理施設へ直接自分で持ち込むことも可能

<表-48>

ごみ集積所(ステーション)数の推移

項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4
人 口(人)		1,088,669	1,090,263	1,097,196	1,097,237	1,099,239
世 帯 数(世帯)		514,509	520,556	523,620	531,764	539,705
集 積 所 数(カ所)		21,861	22,385	22,874	23,192	23,599

(注) 集積所数は各年度3月31日現在、人口及び世帯数は10月1日現在

<表-49>

ごみ集積所(ステーション)の内訳

(令和5年3月31日現在)

区分	区名	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
帰属(市所有)		826	323	242	491	1,246	3,128
共同住宅		3,143	2,555	1,687	2,232	1,238	10,855
コンテナBOX設置		(73)	(31)	(24)	(32)	0	(160)
空地		1,274	446	515	958	315	3,508
公園		17	6	14	18	10	65
道路上		1,506	879	543	997	493	4,418
歩道上		611	266	420	256	72	1,625
合計		7,377	4,475	3,421	4,952	3,374	23,599

## (2) 事業ごみ

本市においては、昭和44年8月に、事業ごみ（一般廃棄物）の収集を市の直営から切り離し、排出事業者自らの責任において適正に処理することとした。これにより、事業者は自己処理又は処理施設へ自ら搬入する、若しくは許可業者に収集運搬を委託することになった。

許可業者に対しては分別収集徹底等の指導や搬入先の指示を行うとともに、事業者に対しても適正な料金の負担や分別排出等についての指導を行っている。

また、事業ごみ等を市処理施設に搬入する際の処分手数料の改定を平成30年4月に実施した。

<表-50>

事業ごみの処理形態

区 分		排出方法
許可業者に収集を依頼するとき	地区毎に担当する収集運搬業者（4社） 一定要件を充たす場合は、その他の収集運搬業者（5社）も可	可燃ごみ 不燃ごみ 缶・びん ペットボトル 紙類 に分別してから排出
自分で直接ごみを持ち込むとき		各処理施設の搬入遵守事項、受入基準による

(注) 一定要件とは、資源ごみを除くごみの排出量が、月平均3 t以上の見込みのある事業用大規模建築物の所有者等又は多量排出事業者。

## (3) 犬猫等の死体処理

本市においては、犬・猫等の動物の死体を、定日収集生活ごみとは別に収集し、処分している。

処理については、市民からの申し込みにより戸別に収集したもの、市民が直接施設に搬入したもの及び飼い主が不明なもの等をペット斎場において焼却し、希望者には焼却後の遺骨の引き渡しを行っている。なお、遺骨引き渡しを希望しない場合や飼い主不明の動物の焼却後の遺骨は、一部を仙台市愛玩動物納骨堂に納め、残りは石積埋立処分場に埋め立てている。犬猫等死体処理頭数の推移は、<表-51>のとおりである。

<表-51>

犬猫等死体処理頭数

(単位：頭)

項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4
総処理頭数 (対前年度比)		9,793 -0.4%	9,350 -4.5%	9,116 -2.5%	8,737 -4.2%	8,520 -2.5%
内	一頭焼却炉処理頭数	2,801	2,665	2,721	2,697	2,676
	複数頭焼却処理頭数	6,992	6,685	6,395	6,040	5,844
訳	有 料	5,502	5,213	5,071	5,129	4,957
	無 料	4,291	4,137	4,045	3,608	3,563

(注) 焼却された犬猫等の死体は、本市のごみ処理量には含まれていない。

## (4) その他

ピアノ、自動車、50ccを超えるオートバイ、タイヤ、消火器、ガスボンベ等については、排出禁止物に指定（資料9参照）し、販売店等での引取り又は専門業者による有料での処理としている。

また、平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象品目を、平成15年10



月から家庭用パソコン（資源有効利用促進法）を排出禁止物に指定し、排出者が再商品化料金及び収集運搬料金を負担のうえ、メーカー及び販売店又は許可業者に収集運搬を依頼することにした。

まちぐるみ清掃等による地域清掃ごみは、無料配布する「地域清掃ごみ袋」に入れ集積所への排出又は、担当環境事業所による収集をしているが、通常の道路清掃に伴う土砂などについては、それぞれの管理者が処理している。

### 3 処分

#### (1) 処分の形態

本市のごみの処分の形態は、おおむね<図-12>のとおりとなっている。

家庭ごみと事業ごみのうち可燃ごみは焼却工場で焼却し、埋立処分している。

プラスチック資源及び缶・びん・ペットボトルについては、資源化施設において選別し、資源化している。

廃乾電池類については、缶・びん・ペットボトルとともに資源化施設で選別した後に、資源化業者によりリサイクルされている。

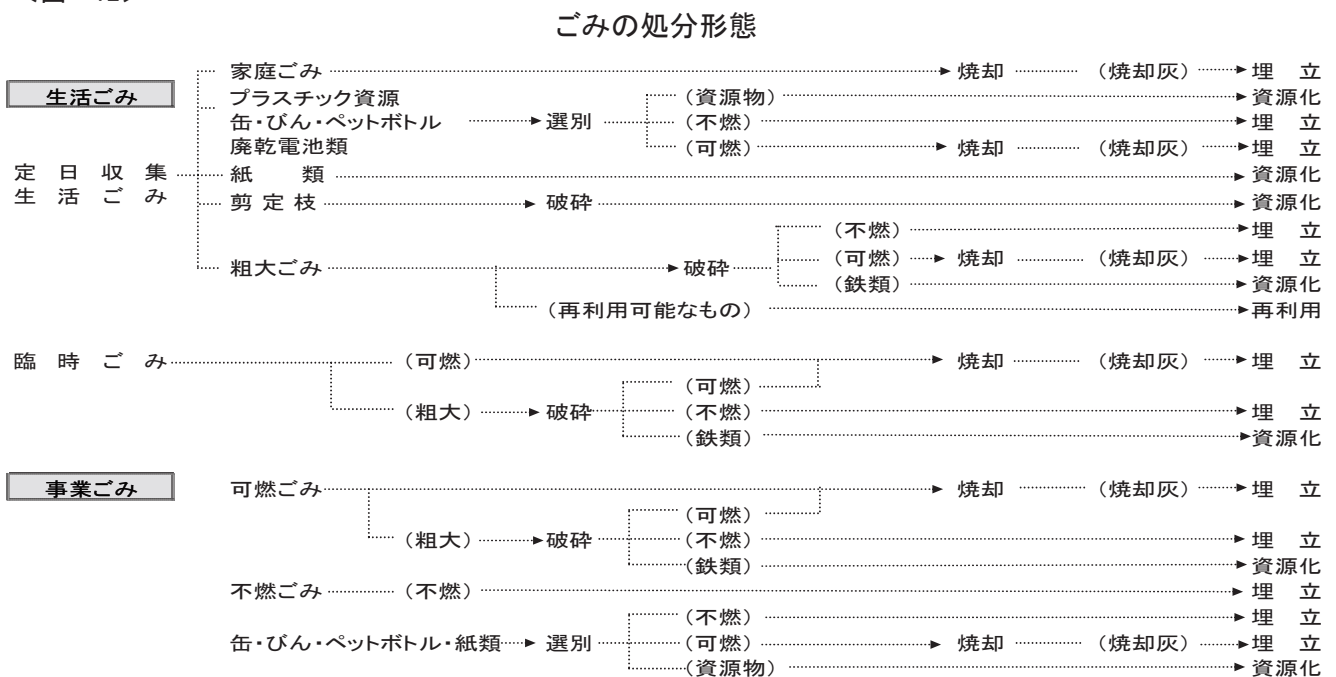
紙類（新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ）及び剪定枝（家庭で剪定した庭木の枝・幹）については、それぞれ資源化業者によりリサイクルされている。

粗大ごみは、破碎後資源化できる鉄類を選別し回収した後、可燃物は焼却処分し、不燃物は埋立処分している。なお、粗大ごみの中で、再使用可能なもの（排出者の申出のあったもの）は、リサイクルプラザで補修し、抽選で希望する市民に提供している。

粗大ごみ又は臨時ごみとして排出されるごみのうちスプリングマットレスについては、今泉工場においてスプリングは資源化し、可燃物は焼却している。

事業ごみのうちの不燃ごみは、埋立処分している。

<図-12>



<表-52>

ごみ処分量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
人口 (各年10月1日現在)			1,088,669人	1,090,263人	1,097,196人	1,097,237人	1,099,239人
ごみ総量			370,566 t	373,373 t	363,336 t	361,199 t	358,583 t
処分の内訳	焼却量 (対前年度比)		322,515 t -1.8%	326,017 t +1.1%	314,499 t -3.5%	312,684 t -0.6%	311,392 t -0.4%
	埋立量 (対前年度比)		3,709 t -14.6%	3,857 t +4.0%	4,064 t +5.4%	3,616 t -11.0%	3,435 t -5.0%
	資源化量 (対前年度比)		44,342 t -0.9%	43,499 t -1.9%	44,773 t +2.9%	44,899 t +0.3%	43,756 t -2.5%

<表-53>

資源化施設への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
搬入量 (対前年度比)			49,401 t -1.4%	48,365 t -2.1%	50,082 t +3.6%	50,357 t +0.5%	49,355 t -2.0%
搬入の内訳	生活ごみ (対前年度比)		45,700 t -1.2%	44,778 t -2.0%	47,088 t +5.2%	47,111 t +0.0%	46,024 t -2.3%
	許可業者 (対前年度比)		3,685 t -4.3%	3,549 t -3.7%	2,946 t -17.0%	3,199 t +8.6%	3,276 t +2.4%
	自己搬入 (対前年度比)		16 t +0.0%	38 t +137.5%	48 t +26.3%	47 t -2.1%	55 t +17.0%
資源化処理施設内訳	松森資源化センター (対前年度比)		8,806 t -0.6%	8,508 t -3.4%	8,301 t -2.4%	8,947 t +7.8%	8,799 t -1.7%
	葛岡資源化センター (対前年度比)		12,723 t -0.3%	12,638 t -0.7%	13,926 t +10.2%	13,268 t -4.7%	13,088 t -1.4%
	J & T 環境(株) (対前年度比)		12,633 t +0.4%	12,616 t -0.1%	13,181 t +4.5%	13,162 t -0.1%	12,860 t -2.3%
	堆肥化センター (対前年度比)		875 t -11.3%	851 t -2.7%	946 t +11.2%	1,129 t +19.3%	1,072 t -5.0%
	仙台清掃公社再資源化工場 (対前年度比)		2,278 t -2.9%	2,211 t -2.9%	1,727 t -21.9%	1,816 t +5.2%	1,953 t +7.5%
	資源化業者(紙類) (対前年度比)		12,028 t -4.4%	11,347 t -5.7%	11,842 t +4.4%	11,806 t -0.3%	11,403 t -3.4%
	資源化業者(剪定枝) (対前年度比)		58 t -	194 t +234.5%	159 t -18.0%	229 t +44.0%	180 t -21.4%
処分の内訳	資源化		42,014 t	41,224 t	42,503 t	42,739 t	41,713 t
	焼却(可燃残渣)		5,517 t	5,396 t	5,786 t	5,952 t	6,065 t
	埋立(不燃残渣)		1,870 t	1,745 t	1,793 t	1,666 t	1,577 t

(注) 堆肥化センターは、令和4年度末で受入を停止している。

<表-54>

破碎処理施設への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
搬入量 (対前年度比)			29,884 t -4.7%	30,695 t +2.7%	32,361 t +5.4%	31,016 t -4.2%	31,454 t +1.4%
搬入の内訳	生活ごみ (対前年度比)		3,955 t +5.2%	4,389 t +11.0%	4,578 t +4.3%	4,609 t +0.7%	4,476 t -2.9%
	許可業者 (対前年度比)		3,121 t +4.6%	2,926 t -6.2%	2,504 t -14.4%	2,387 t -4.7%	2,397 t +0.4%
	自己搬入 (対前年度比)		22,808 t -7.4%	23,380 t +2.5%	25,279 t +8.1%	24,020 t -5.0%	24,581 t +2.3%
施設内訳	今泉粗大ごみ処理施設 (対前年度比)		11,808 t -5.3%	12,828 t +8.6%	11,822 t -7.8%	13,652 t +15.5%	14,314 t +4.8%
	葛岡粗大ごみ処理施設 (対前年度比)		18,038 t -4.4%	17,836 t -1.1%	20,508 t +15.0%	17,341 t -15.4%	17,115 t -1.3%
	リサイクルプラザ		38 t	31 t	31 t	23 t	25 t
処分内訳	焼却		27,496 t	28,241 t	29,681 t	28,693 t	29,160 t
	埋立		60 t	179 t	410 t	163 t	251 t
	資源化		2,328 t	2,275 t	2,270 t	2,160 t	2,043 t

<表-55>

焼却処理施設への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
搬入量 (対前年度比)			322,515 t -1.8%	326,017 t +1.1%	314,499 t -3.5%	312,684 t -0.6%	311,392 t -0.4%
搬入の内訳	直接焼却	生活ごみ (対前年度比)	183,706 t -1.3%	185,014 t +0.7%	188,921 t +2.1%	186,323 t -1.4%	182,092 t -2.3%
		許可業者 (対前年度比)	98,684 t -2.3%	97,938 t -0.8%	80,989 t -17.3%	82,742 t +2.2%	84,587 t +2.2%
		自己搬入 (対前年度比)	7,112 t +3.6%	9,428 t +32.6%	9,122 t -3.2%	8,974 t -1.6%	9,488 t +5.7%
		計 (対前年度比)	289,502 t -1.5%	292,380 t +1.0%	279,032 t -4.6%	278,039 t -0.4%	276,167 t -0.7%
	粗大ごみ可燃残渣 (対前年度比)	27,496 t -5.3%	28,241 t +2.7%	29,681 t +5.1%	28,693 t -3.3%	29,160 t +1.6%	
	資源可燃残渣 (対前年度比)	5,517 t +0.4%	5,396 t -2.2%	5,786 t +7.2%	5,952 t +2.9%	6,065 t +1.9%	
焼却施設内訳	今泉工場 (対前年度比)		74,094 t -16.6%	78,666 t +6.2%	60,298 t -23.3%	82,497 t +36.8%	93,645 t +13.5%
	葛岡工場 (対前年度比)		125,143 t +7.9%	120,277 t -3.9%	125,824 t +4.6%	111,899 t -11.1%	124,121 t +10.9%
	松森工場 (対前年度比)		123,278 t -0.3%	127,074 t +3.1%	128,377 t +1.0%	118,288 t -7.9%	93,626 t -20.8%
富谷市搬入分 (処理量に含まず)			15,087 t	15,838 t	15,584 t	15,450 t	15,232 t

- (注) 1 粗大ごみ可燃残渣：粗大ごみ処理施設から排出される可燃ごみ  
 2 資源可燃残渣：資源化施設から排出される可燃ごみ  
 3 平成17年度より富谷市のごみ処理を仙台市で受託

<表-56>

埋立処分場への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
石積埋立処分場搬入量 (対前年度比)			49,546 t -2.7%	51,662 t +4.3%	49,993 t -3.2%	47,379 t -5.2%	48,637 t +2.7%
搬入 の内 訳	直 接 埋 立	生活ごみ (対前年度比)	47 t -6.0%	54 t +14.9%	60 t +11.1%	64 t +6.7%	53 t -17.2%
		許可業者 (対前年度比)	428 t -8.4%	430 t +0.5%	286 t -33.5%	286 t +0.0%	316 t +10.5%
		自己搬入 (対前年度比)	1,304 t -20.9%	1,449 t +11.1%	1,515 t +4.6%	1,437 t -5.1%	1,238 t -13.8%
		計 (対前年度比)	1,779 t -17.9%	1,933 t +8.7%	1,861 t -3.7%	1,787 t -4.0%	1,607 t -10.1%
	粗大ごみ不燃残渣 (対前年度比)		60 t -14.3%	179 t +198.3%	410 t +129.1%	163 t -60.2%	251 t +54.0%
	資源不燃残渣 (対前年度比)		1,870 t -11.2%	1,745 t -6.7%	1,793 t +2.8%	1,666 t -7.1%	1,577 t -5.3%
	焼 却 灰 排 出 内 訳	今泉工場 (対前年度比)	9,323 t -19.4%	10,580 t +13.5%	7,915 t -25.2%	10,449 t +32.0%	11,711 t +12.1%
		葛岡工場 (対前年度比)	17,455 t +9.4%	17,391 t -0.4%	17,013 t -2.2%	15,125 t -11.1%	17,410 t +15.1%
		松森工場 (対前年度比)	19,059 t -0.0%	19,834 t +4.1%	21,001 t +5.9%	18,189 t -13.4%	16,081 t -11.6%
		計 (対前年度比)	45,837 t -1.6%	47,805 t +4.3%	45,929 t -3.9%	43,763 t -4.7%	45,202 t +3.3%
	その他 (対前年度比) (処理量に含まず)		244 t -15.6%	248 t +1.6%	265 t +6.9%	296 t +11.7%	341 t +15.2%

- (注) 1 その他は富谷市搬入分、し尿処理施設等から出る汚泥等を計上している。  
 2 平成17年度より富谷市のごみ処理を仙台市で受託  
 3 焼却灰には、工場搬入がれき由来のものを含む。

(2) 家庭ごみの性状

① 焼却される家庭ごみの物理的組成

今泉工場・葛岡工場・松森工場に搬入された家庭ごみの物理的組成平均値は<表-57>のとおりである。

<表-57>

焼却される家庭ごみの物理的組成

(単位：%)

項目		年 度		乾ベース					湿ベース				
		H30	R元	R2	R3	R4	H30	R元	R2	R3	R4		
不 燃 物	ガラス類	0.7	0.6	0.7	1.2	0.7	0.3	0.3	0.4	0.7	0.4		
	陶器・石類	0.5	0.7	0.3	0.2	0.7	0.3	0.4	0.1	0.1	0.4		
	金属類	0.9	1.8	1.1	1.7	1.1	0.6	1.1	0.7	1.0	0.7		
	小 計	2.1	3.1	2.1	3.1	2.5	1.2	1.8	1.2	1.8	1.5		
可 燃 物	ゴム・皮革類	1.1	1.7	1.8	1.8	1.9	0.6	1.0	1.0	1.0	1.1		
	プラスチック類	23.4	20.3	21.6	23.0	23.0	16.5	14.2	15.2	16.3	16.4		
	厨 芥 類	15.1	15.9	13.3	15.3	13.3	32.7	34.3	30.0	34.5	30.7		
	木 類	2.8	2.6	5.0	2.3	3.4	3.3	2.9	5.8	2.3	3.8		
	紙 類	44.3	43.9	42.9	41.3	43.3	38.0	37.7	38.3	35.2	37.4		
	布 類	9.7	10.9	11.7	11.4	10.3	6.3	6.8	7.4	7.6	7.0		
	小 計	96.4	95.3	96.3	95.1	95.2	97.4	96.9	97.7	96.9	96.4		
雑物類		1.5	1.6	1.6	1.8	2.3	1.4	1.3	1.1	1.3	2.1		
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

(注) 乾ベースとは、分析対象ごみを乾燥器により、一定温度で乾燥させ水分を取り除いたごみについての分析をいい、湿ベースとは、採取した直後のごみについての分析をいう。

② 焼却される家庭ごみの化学的組成

今泉工場・葛岡工場・松森工場に搬入された家庭ごみの化学的組成平均値は<表-58>のとおりである。

<表-58>

焼却される家庭ごみの化学的組成

項目		年 度		H30	R元	R2	R3	R4
		H30	R元	R2	R3	R4		
見 掛 比 重 (t/m <sup>3</sup> )				0.12	0.12	0.12	0.11	0.10
三 成 分	水 分 (%)			47.66	46.30	45.71	46.14	43.87
	可 燃 分 (%)			46.49	47.48	48.24	47.75	49.58
	不 燃 分 (%)			5.85	6.22	6.05	6.11	6.55
可 燃 物 の 元 素 分 析	炭 素 (%)			25.01	25.65	26.01	26.65	27.58
	水 素 (%)			3.52	3.60	3.84	3.81	3.94
	窒 素 (%)			0.39	0.48	0.50	0.48	0.35
	塩 素 (%)			0.12	0.13	0.19	0.11	0.20
	硫 黄 (%)			0.01	0.02	0.02	0.01	0.01
	酸素及びその他 (%)			17.44	17.60	17.68	16.69	17.50
発 熱 量	低 位	(kJ/kg)		8,980	9,170	9,500	9,740	9,980
		(kcal/kg)		2,140	2,190	2,270	2,330	2,380
	高 位	(kJ/kg)		10,960	11,130	11,510	11,750	11,980
		(kcal/kg)		2,620	2,660	2,750	2,810	2,860

## 4 ごみ処理の指導等

本市では、生活環境の清潔保持やごみの適正処理のため、市民や事業者に対して各区の環境事業所が生活ごみ及び事業ごみの分別・排出方法に関する指導やごみ集積所の調査・指導等を行っている。

### (1) ごみ集積施設の設置指導

「仙台市開発指導要綱」又は「ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の建築物の建設や宅地の造成事業等を行う者に対し、ごみ集積施設を設置するよう指導している。

#### 【指導対象】

- ・ 仙台市開発指導要綱：1,000㎡以上の開発行為を行う者
- ・ ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱：次の①～③に掲げる規模の建築物の建設事業又は当該建築物の敷地となる宅地等の造成事業を実施しようとする者（仙台市開発指導要綱の適用対象事業を除く） ①10戸以上の戸建住宅 ②4戸以上の共同住宅等 ③延床面積1,000㎡以上の事業所

### (2) 家庭ごみの不適正排出の指導等

家庭ごみ集積所への不適正排出に対する指導のほか、排出禁止物についても処理指導を行っている。

令和4年度は、273点の排出禁止物（市で処理できない家電4品目・パソコン・タイヤ・消火器等）（資料9参照）がごみ集積所等に排出された。これらについては、収集できない旨を表示したシールを貼付し、排出者の責任において、販売店や処理業者などに連絡し処理するよう指導している。

### (3) 「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」の実施

平成26年度からごみ減量キャンペーンの取組みの一環として、「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」を実施している。これは、町内会等が管理するごみ集積所について、出されたごみがきちんと分別されているか、排出ルールが守られているか、清潔に保たれているかなどを環境局職員が診断し、結果が良好なごみ集積所に認定証を交付するもので、令和4年度は35カ所から応募があり、34カ所を「五つ星☆集積所」、1カ所を「四つ星☆集積所」として認定証を交付した。

### (4) 事業ごみの適正処理の指導

平成25年度から市内3カ所の清掃工場で、収集運搬許可業者が搬入するごみをピットの前に広げて展開検査を実施していたが、平成29年度に3カ所の清掃工場に搬入物検査装置を設置し、平成30年2月から専任の検査員が装置を使用して事業ごみの検査を行い、より排出実態を踏まえた指導啓発を行っている（令和4年度3,198車両）。資源物や産業廃棄物の混入が認められる場合に、収集運搬許可業者に指導を行うとともに、搬入禁止物の混入が著しい排出事業者には、訪問指導等を行う。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業者への負担を考慮したうえで、商業施設等へ計14件の訪問指導を行った。

事業用大規模建築物所有者及び多量排出事業者（以下、「大規模事業者等」という。）に対しては、平成29年度までは定期的な立入調査を実施していたが、平成30年度、令和元年度は展開検査結果に基づく訪問指導を中心に実施した。令和2年度からはこれに加えてごみ処理の状況等を確認する立入調査を行っている。

また、平成27年度より事業者からの申し込みを受け、事業所を訪問し「事業ごみの分け方・出し方」を説明する出前講座を実施している（令和4年度5事業所・5回開催）。

## (5) 広報リーフレットの配布・PR

ごみ排出ルールの周知については、市政だよりへの啓発記事の掲載をはじめ、ホームページにより随時更新された情報を公開している。また次のような各種印刷物及び動画を随時市民・事業者配布・公開し、指導・啓発に努めている。令和5年4月からの製品プラスチック分別収集開始にあたっては、啓発リーフレットを全戸配布したほか、「資源とごみの分け方・出し方」の改訂を行った。

- ・配布用「資源とごみの分け方・出し方」(保存版パンフレット)
- ・配布用「引越しの手引き」
- ・外国語版「資源とごみの分け方・出し方」(英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・簡易版「外国語ごみ出しリーフレット」(英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・多言語ごみ排出ルールビデオ「ごみの出し方のルール知っていますか？」(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・点字・音声版「資源とごみの分け方・出し方」
- ・配布用「感染を拡げないためのごみの捨て方」、「集積所清掃を行う場合の注意点」(チラシ)
- ・外国語版「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのごみの出し方」(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・外国語版「新型コロナウイルス感染症になった場合やコロナかもしれない場合のごみの出し方」(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・事業者向け「事業ごみの分け方・出し方」「産業廃棄物の適正処理のために」
- ・外国語版「事業ごみの分け方・出し方(チラシ)」(やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語・ネパール語)

さらに、町内会等を対象とした出前講座の開催や小学校を対象としたゲストティーチャーの派遣事業、3月から4月の引越・入学シーズンには、各区役所でのちらし等の配布や大学・専門学校等での新入生や外国人学生を対象とした「ごみの出し方説明会」等、生活ごみの分け方・出し方について周知を図っている。

## (6) 地域ごみ出し支援活動促進事業

「高齢や障害等により集積所へのごみ出しが難しい世帯がある」との市民の声に応えるため、平成30年10月から、地域ごみ出し支援活動の実施団体が、支援を求めている世帯のごみ出し支援活動を実施する場合に、支援活動の実施回数に応じて年2回、実施団体に対して奨励金を交付する事業を開始した。実施団体は登録制をとっており、令和4年度は52団体が登録している。

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金の算定基準

- ① 家庭ごみ等：1回あたり140円/世帯
- ② 粗大ごみ等：1回あたり280円/世帯 【令和4年度より新規追加】

※ 半期分奨励金は1団体100,000円を上限としている。



<表-59>

地域ごみ出し支援活動促進事業実績

	活動団体数	支援世帯数	支援回数		交付金額 (円)
			家庭	粗大ごみ等	
H30	5	11	179		25,060
R1	12	21	1,436		200,180
R2	16	63	3,796		531,440
R3	18	74	5,355		737,100
R4	30	104	6,787	3	939,120

5 クリーン仙台推進員制度

ごみ減量・リサイクルの推進や地域環境美化などの課題に地域で取り組むリーダーを育成するため、平成4年度からモデル事業として始まり、平成7年8月には「クリーン仙台推進員設置要綱」を制定し、事業として制度化している。また、平成17年度よりクリーン仙台推進員の活動に協力していただくことを目的にクリーン仙台推進員協力者（クリーンメイト）制度を設けた。クリーン仙台推進員及びクリーンメイトは、町内会等からの推薦に基づき委嘱することとしている。

なお、平成20年10月の家庭ごみ等有料化開始により、不法投棄・不適正排出の増加をはじめ、ごみ減量・リサイクルの促進に関して地域レベルで取り組む課題が多くなることが懸念されたことから、平成20年3月に同要綱の一部改正により推進員推薦枠を拡充し、推進員の大幅な増員を図った。また、平成27年3月に、「クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱」を制定し、推進員を継続して10年以上務めた方に感謝状を贈呈することとした。

クリーン仙台推進員及びクリーンメイトは各地域の実情に応じて、ごみの適正排出及び分別の推進、ごみの減量・リサイクル、環境意識の普及啓発、不法投棄の巡視、地域環境美化などに関して、市と連携を図りながら主体的に活動している。

本市では、研修会や施設見学会、活動発表会などを開催し、推進員等の育成を図っている。また、推進員相互の連携づくりと情報の共有を目的とした「仙台メビウス通信」（年4回）や、制度の概要や推進員の活動事例などを掲載した「活動の手引き」（2年ごと）を作成、配布し、その活動を支援している。

<表-60>

推進員の委嘱状況

(令和5年4月1日現在) (人)

区名	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
クリーン仙台推進員	658	412	415	521	432	2,438
クリーンメイト	392	274	162	324	272	1,424

(各年4月1日現在) (人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
クリーン仙台推進員	2,484	2,494	2,497	2,418	2,438
クリーンメイト	1,699	1,782	1,706	1,533	1,424



## 6 災害廃棄物対策

東日本大震災の経験や近年の水害等を踏まえ、令和2年3月に「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、具体のマニュアルを整備するなど、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう体制の確保に努めている。

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震では、災害廃棄物の迅速な処理に向け、ごみの自己搬入手数料の減免を実施するとともに、損壊家屋等の解体・撤去を実施している。

## 第2節 ごみの減量・資源化等

### 1 概況

本市では、ごみ減量・リサイクル推進のため、平成11年度から「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーンを開始した。平成14年度にキャンペーンキャラクター“ワケルくん”が登場、その後セツコさんやワケミちゃんなどの“ワケルくんファミリー”が本市のごみ減量・リサイクルのイメージキャラクターとして市民に広く定着している。

また、生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業などの排出抑制に係る制度や、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の資源化事業、集団資源回収事業などに取り組むとともに、事業用大規模建築物所有者等への指導等を実施してきた。特に、焼却される家庭ごみへの混入が多い紙類の分別・リサイクル推進を図るため、集団資源回収実施団体への支援や、公共施設等への資源回収庫の設置、民間事業者の協力による紙類回収ステーションの開設を行っている。

さらに、平成20年10月にはさらなるごみ減量・リサイクル推進と、ごみの排出量に応じた負担の適正化を図るため、家庭ごみ等の有料化を導入するとともに、月2回の紙類定期回収を開始した。事業ごみの減量・リサイクル促進に向けては、平成15年9月に環境事業所へ事業系紙類回収庫を整備し、平成17年4月から再生可能な事業系紙類の焼却工場への搬入を全面禁止とした。

こうした取り組みにより、平成21年度にはごみ排出量が大幅に減少したが、平成23年の東日本大震災の発生により、ごみ排出量が急増し、家庭ごみへの資源物混入率が約5割まで上昇したことから、平成26年度に「緊急分別宣言!!」、平成27年度に「続・緊急分別宣言!!」と題したキャンペーンを実施し、資源物の分別徹底の取り組みを進めた。特に、「雑がみ」の混入が多いことから、啓発用雑がみ回収袋の配布や、雑がみ回収ロゴマークの紙製買物袋への印刷を事業者に働きかけ、雑がみ分別の啓発を行った。

また、平成28年度から「ワケアップ! 仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンを開始し、学生による資源分別プロジェクトチーム「ワケアップキャンパス」による情報発信やイベントでの啓発活動を実施しているほか、平成30年度から家庭ごみとして排出され焼却されている剪定枝や防水加工等が施された紙製容器包装を資源化する取り組みとして、家庭系剪定枝資源化事業や紙製容器包装分別拠点回収事業を実施し、一層のごみ減量・リサイクル推進に取り組んでいる。

食べ残しや手つかず食品など本来は食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」の削減に向けては、平成29年度に食の3R推進サイト「モッタイナイキッチン」を開設したほか、平成30年度からは市の施設等に食品を回収するボックスを設置し、家庭での余剰食品の有効活用を図るフードドライブを実施している。さらに、食品ロス削減の先導役である「せんだい食エコリーダー」による講座やセミナーを開催するなど、市民協働による取り組みを進めている。また、事業系食品ロスの削減に向けては、小売店等から生じる消費期限間近の食品を消費者に割り引いて提供するマッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」を令和4年度から開始している。

世界的に喫緊の課題であるプラスチック資源循環の推進に向けては、他の政令市に先駆け令和5年度より、従来のプラスチック製容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックの分別収集を全市域で実施している。また、株式会社伊藤園及びティーツーエムパック株式会社との連携協定に基づき、令和4年度より家庭から収集した使用済みペットボトルを約1億本のペットボトルへと水平リサイクルして循環利用する取り組みを開始している。さらに、令和4年4月の「プラスチック資源循環促進法」施行を契機として、

フォークやスプーン等、特定12品目のワンウェイプラスチック削減を図るため、事業者と連携して「プラスチックは必要な分だけキャンペーン」を実施した。

事業ごみについては、平成29年度に搬入物検査装置を3カ所の清掃工場に設置し、平成30年2月から専任の検査員により装置を使用した事業ごみの内容物検査を行い、搬入禁止物の混入を調査しており、搬入禁止物の排出者が特定された場合は訪問し、適正排出指導を行っている。また、事業ごみ等を市処理施設に搬入する際の処分手数料について、平成30年4月に引き上げ改定を行い、費用負担の適正化と減量・リサイクルの取り組みの強化を行った。

## 2 仙台市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月に策定した仙台市一般廃棄物処理基本計画は、計画期間を令和3年度から12年度とし、「杜の都の資源」を次の世代へ、持続可能な資源循環都市をめざして」の考え方のもと、基本目標を以下のように設定するとともに、喫緊の課題であるプラスチックごみや食品ロス削減に重点的に取り組み、ごみ減量・リサイクルを一層推進することとしている。

<表-61>

計画の基本目標及び令和4年度実績

	R元 基準値	R3 実績値	R4		R7 中間目標	R12 最終目標
			実績値	前年度比		
①ごみ総量	37.3万 t	361,199 t	<b>358,583 t</b>	<b>-0.7%</b>	35万 t	33万 t
生活ごみ量	23.4万 t	238,107 t	232,645 t	-2.3%	22万 t	21万 t
事業ごみ量	13.9万 t	123,092 t	125,938 t	+2.3%	13万 t	12万 t
②最終処分量	5.2万 t	47,379 t	<b>48,637 t</b>	<b>+2.7%</b>	4.9万 t	4.6万 t
③1人1日当たりの家庭ごみ排出量	463 g	465 g	<b>453 g</b>	<b>-12 g</b>	430 g	400 g
④家庭ごみに占める資源物の割合	42.5%	42.0%	<b>41.9%</b>	<b>-0.1pt</b>	35%	30%

基本方針と施策の体系

- ◎ **基本方針1** 発生抑制を中心とした3Rの推進
  - 施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環
  - 施策2 ごみの適正排出と分別の推進
- ◎ **基本方針2** わかりやすい情報発信と行動する人づくり
  - 施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底
  - 施策4 社会環境の変化への対応
  - 施策5 環境美化の推進
- ◎ **基本方針3** 安全安心かつ安定的な処理体制の確保
  - 施策6 ごみの適正処理体制の確立
  - 施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

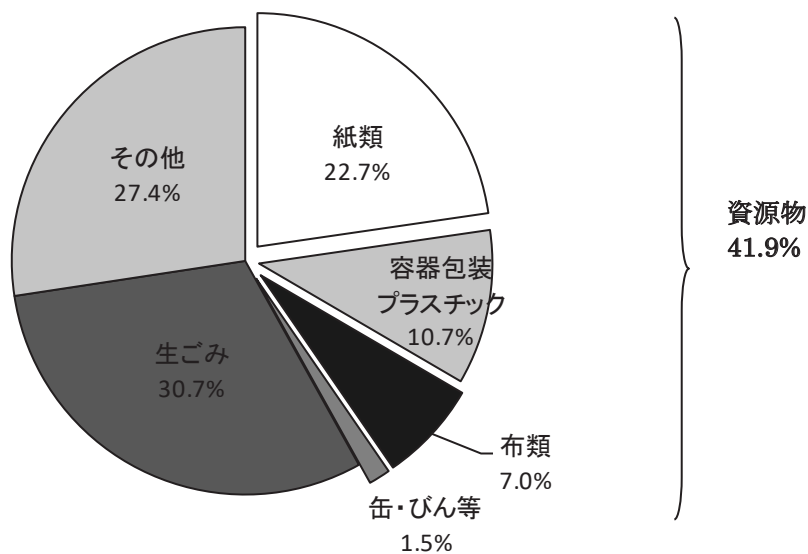
令和4年度のごみ総量は、前年度に比べて0.7%減の358,583tとなった。生活ごみ量が前年度比で2.3%減少した一方で、事業ごみ量は2.3%増加しており、コロナ禍による行動自粛の緩和が影響しているものと考えられる。

最終処分量は、前年度に比べて2.7%増の48,637tとなっている。

1人1日当たりの家庭ごみ排出量は453gとなり、前年度に比べて12g減少した。一方、家庭ごみに占める資源物の割合は41.9%となり、0.1ポイント減にとどまっている。＜図-13＞のとおり、家庭ごみの中には、紙類やプラスチックなどの資源物が多く含まれており、目標達成に向けては、令和5年4月からの製品プラスチック分別収集の機会を捉え、さらなる分別徹底に向けた取り組みを推進する必要がある。

＜図-13＞

家庭ごみに占める資源物の割合（令和4年度）



（注）各清掃工場で月に1度実施している家庭ごみの物理組成調査（湿ベース）に基づく。

### 3 家庭ごみ等受益者負担制度（有料化）

#### (1) 導入までの経緯

- 平成18年4月 廃棄物対策審議会に「ごみ処理費用の負担のあり方」について具体的検討を依頼
- 平成19年6月 廃棄物対策審議会より、意見書「定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方とごみ減量・適正処理施策の推進方向について」を市長に提出
- 10月 仙台市議会において家庭ごみ等受益者負担制度導入に係る条例改正案が可決
- 平成20年2月 全町内会対象の市民説明会を開始（9月末まで、広報・説明会等実績 208,025人、3,627団体）
- 10月 有料化導入、地域協力員延べ9,458人、市職員延べ5,162人による早朝巡回指導を実施

#### (2) ごみ処理手数料の負担方法

平成20年10月1日より指定袋による受益者負担制度（有料化）を導入しており、対象は「家庭ごみ」及び「プラスチック資源」としている。袋の価格（手数料）は以下のとおり。（10枚セットで販売）

<表-62>

指定袋のサイズと価格

袋の種類及び価格（1枚当たり）	大袋	中袋	小袋	特小袋
家庭ごみ	40円(45ℓ)	27円(30ℓ)	18円(20ℓ)	9円(10ℓ)
プラスチック資源	25円(45ℓ)	16円(30ℓ)	8円(15ℓ)	—

(3) ごみ処理手数料の減免制度

ボランティア活動や支援，育児・介護支援等の観点から，以下の品目等について，指定袋以外の方法での排出を認める，あるいは指定袋を一定枚数配布することで減免の取り扱いを行っている。

- ボランティア団体，町内会等が地域清掃活動で集めたごみ …地域清掃ごみ袋を使用して排出（随時）
- 指定袋に入れて排出するのが困難な庭木の剪定枝 …直径30cm以内・長さ80cm以内に束ねて排出（1回に1束まで）
- 満1歳までの乳児の養育者 …申請により家庭ごみ指定袋(中)50枚を配布（1回のみ）
- 紙おむつ（介護用・障害者用）支給サービス対象者等 …申請により家庭ごみ指定袋(中)50枚を配布（年1回）

(4) 手数料収入額と使途

指定袋による手数料収入は，ごみの排出抑制や，紙類，缶・びん・ペットボトル，プラスチック資源等のリサイクル費用に充当している。収入額及び使途は<表-63>のとおりである。

<表-63>

指定袋による手数料収入の使途

（単位：百万円）

使途	年度	H30	R元	R2	R3	R4
指定袋製造・保管配送		545	624	594	583	774
缶びん等・プラスチック資源選別		609	523	559	596	437
3R推進 (ごみ減量に係る啓発，紙類リサイクル推進等)		371	414	418	431	396
合計		1,525	1,561	1,571	1,610	1,607

4 生ごみの減量・食品ロス削減

(1) 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進し，ごみの減量・リサイクルに対する市民意識の向上を図ることを目的として，平成4年6月から屋外設置型の容器を対象とした購入費補助事業を開始した。平成11年6月からは，屋内設置型の容器を補助対象に加えた。

補助の内容は，1基につき2,000円で1世帯あたり2基までとしている。

<表-64>

生ごみ堆肥化容器の補助状況

区分	年度	H30	R元	R2	R3	R4
購入世帯数（世帯）	1基	66	75	86	86	91
	2基	66	32	43	44	47
	合計	132	107	129	130	138
補助基数（基）		198	139	172	174	185

## (2) 家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助事業

平成12年2月から、家庭用電気式生ごみ処理機の購入費補助事業を実施している。補助の内容は、1世帯に対して1台、補助金の額は、消費税を含む購入金額の2分の1（上限25,000円）としていたが、平成20年度からは、補助割合を購入金額の5分の3、上限金額を30,000円に拡充している。

<表-65>

電気式生ごみ処理機の補助状況

年度	H30	R元	R2	R3	R4
補助台数（台）	184	196	312	392	292

## (3) 事業系生ごみ処理機等設置補助

平成29年度から、事業系の一般廃棄物に当たる生ごみの減量、資源化を目的に生ごみ処理機を導入する事業者への補助制度（200万円を上限に対象経費の2/3を補助）を実施している。平成29年度は4件、平成30年度から令和3年度までは各1件の補助を行った。

## (4) 生ごみリサイクル関連講座の実施

### ① 生ごみ減量・リサイクル実践講座

生ごみを資源としてリサイクルすることの意識向上や生ごみ堆肥化容器購入後のフォローアップと補助事業の普及拡大を図るため、平成13年度から補助対象者や生ごみの減量・リサイクルに関心のある市民向けに、「生ごみリサイクル実践講座」（講師：仙台生ごみリサイクルネットワーク）を実施している。平成15年度に家庭用電気式生ごみ処理機による堆肥化方法、平成16年度に家庭で手軽に取り組める生ごみ堆肥化方法として、腐葉土・米ぬか等を利用するダンボール式堆肥化方法も加えるなど、様々な生ごみリサイクル方法を紹介している。平成25年度から講座の名称を「生ごみ減量・リサイクル実践講座」へ変更し、これまでの内容に加え、生ごみ減量のコツなども紹介している。

### ② 生ごみリサイクル出前講座

平成17年度から、地域ぐるみでの取り組みを推進するため、町内会等に出向いて「ダンボール式生ごみリサイクル出前講座」（講師：仙台生ごみリサイクルネットワーク）を実施し、ダンボール式堆肥化方法を中心に説明及び実演を行っている。令和3年度からは、新たに「コンポスター式生ごみリサイクル出前講座」（講師：仙台生ごみリサイクルネットワーク）も開始した。

## (5) ダンボール式生ごみ堆肥化モニター事業

平成16年度に、ダンボール式生ごみ堆肥化に取り組むモニターの募集を開始した。

平成17年度からは、「ダンボール式生ごみリサイクル出前講座」で、平成26年度からは「生ごみ減量・リサイクル実践講座」でモニターの募集を行っている。

## (6) 乾燥生ごみと野菜の交換事業

平成15年11月に電気式生ごみ処理機補助対象者に行ったアンケート調査において、回答者の約1割が、堆肥として利用可能な電気式生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみの回収を希望していたことを受けて、NPOの「朝市夕市ネットワーク」が自主的に実施していた乾燥生ごみと野菜の交換の取り組みを本市



が中心となって実施することとし、併せて各区野菜市実施団体への呼びかけを行い、平成16年4月から全区の野菜市会場で開始している。同年6月からは各環境事業所でも受付を開始し、野菜市での野菜交換券等を発行した。

さらに、平成20年5月から回収拠点を現在の家庭ごみ減量課、市内10カ所の市民センター（落合・柏木・水の森・高砂・幸町・若林・八本松・茂庭台・松陵・寺岡）に拡充するとともに、ごみ減量・リサイクルグッズと交換できる「スタンプカード制度」を導入した。回収された乾燥生ごみは、各区野菜市実施団体等を通じて市内農家で堆肥化され、野菜づくりに活用されている。

<表-66>

乾燥生ごみ回収実績

(単位：kg)

回収場所	年度	H30	R元	R2	R3	R4
各区野菜市		1,228	1,092	1,028	548	569
各環境事業所		690	568	526	672	436
各市民センター（10カ所）		4,171	3,354	3,362	3,359	1,306
家庭ごみ減量課		45	56	80	75	57
合計		6,134	5,070	4,996	4,654	2,368

<表-67>

スタンプカードポイント交換実績（グッズ）

(単位：個)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
スタンプ交換数	4,410	3,900	2,920	3,350	3,100
グッズ交換数（のべ）	321	304	257	319	277

(7) 学校給食生ごみのリサイクル推進

食品リサイクルを推進するため、学校給食等から出た生ごみについて、市内の民間処理施設でリサイクルを行っている。製造された肥料は「杜のめぐみ」の愛称で、町内会や学校等へ無償配布しており、花壇造り等に活用されている。

また、本市の単独調理校76校のうち、3校については独自に生ごみ処理機を設置しており、生成された堆肥は学校花壇や菜園等で活用することにより児童生徒への環境学習に役立っている。

なお、これまで給食生ごみ等のリサイクルを担ってきた堆肥化センターについては、施設が老朽化するとともに、先導的な役割を終えたことから、令和4年度末に受け入れを停止し、施設の廃止に向けた整理を行っている。

(8) 生ごみ排出抑制に向けた食品ロス削減事業

① 食品ロス削減講座の実施

令和4年度は令和4年11月から令和5年1月にかけて、せんだい食エコリーダーによる食品ロス削減講座を会場参加型およびアーカイブ視聴型で全3回6講座を実施し、食品ロス削減につながる情報を発信する取り組みを行った（会場参加者：119人、アーカイブ申込者：111人）。また、家庭から出る

食品ロスを日記形式で記録し、気づきのきっかけとする「食品ロスダイアリー」の普及を図るため、講座受講者を対象にダイアリーチャレンジを実施した（参加人数：10人）。

## ② フードドライブの実施

家庭にある余剰食品をフードバンク団体に寄付し有効活用を行う取り組みとして平成30年度より「フードドライブ」を実施している。当初は市有施設やイベントでの実施であったが、回収拠点の設置や食品の運搬において民間事業者・団体の協力を得ながら、拠点及び期間を拡大して実施している。

令和4年度は市有施設や商業施設等の32カ所で実施し、合計約24tの未利用食品を回収した。

また、民間事業者等が行うフードドライブ活動を支援するため、希望する企業等に回収ボックス等の貸出を行っており、令和4年度の支援件数は39件であった。

さらに、令和4年度より本市で実施するフードドライブ事業に協力する等、食品ロス削減に積極的に取り組むとともに、食料の確保に困難を抱えた生活困窮者に食料提供を行うフードバンク団体の活動を支援するため助成金を交付している。令和4年度の交付件数は3件。

<表-68>

フードドライブ実績

年度	H30	R元	R2	R3	R4
拠点数	9	17	18	25	32
回収実績	約485kg	約1,764kg	約7,604kg	約18,779kg	約24,317kg

## ③ せんだい食品ロス削減ガイドブックの発行等

食品ロスの現状や削減活動についての説明、買い物のコツや冷蔵庫の整理収納術、食べ残しを減らすためにできることなど、家庭でできる食品ロス削減につながる取り組みをまとめた「せんだい食品ロス削減ガイドブック」を発行し、電子版も市ホームページ（ワケルネット）に掲載した。

また、平成29年9月に、家庭からの生ごみや食品ロスの削減を目指し食の3Rを進めるサイト「モッタイナイキッチン」を開設。令和4年10月からは、市ホームページ（ワケルネット）に統合し、情報発信に努めている。

## ④ せんだい食エコリーダーによる啓発

令和元年度から、食を通じてエコな暮らしを提案する市民リーダー「せんだい食エコリーダー」による啓発講座を実施している。令和4年度はせんだい食エコリーダーによる冷蔵庫収納や食品保存の方法、計量を中心とした適量調理のコツなどの食品ロス削減講座を開催し、家庭でもできる食品ロス削減につながる取り組みをより広く市民に啓発した。

## ⑤ 事業系食品ロス削減マッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」

小売店等から生じる消費期限間近の食品を消費者に割引いて提供するマッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」を令和4年10月より開始した。マッチングサイトの利用料を市が負担し、小売店等及び市民の登録料や利用料は無料となる仕組み。令和4年度実績は、協力店舗数20店舗、市内ユーザー数6,770人、食品ロス削減量1,096kgであった。



(9) 家庭ごみ等排出実態調査

家庭から出る食品ロス量を把握するため、令和4年12月に5地区（各区1か所）を対象とし、家庭ごみ袋の開封調査を実施した。また、併せてごみの組成変化を把握するため、プラスチック製容器包装及び事業ごみ（可燃）についても開封調査を実施した。

調査の結果、令和4年度の生ごみに占める食品ロス量の割合は18.5%と、令和3年度に比べて2.0ポイント減少した。

プラスチック製容器包装については、「菓子袋等」が約32.7%と最も多く、次いで「食用容器」が約31.1%と多く、全体の約6割を占めている。「製品プラスチック」については、前回調査に比べて4.9ポイント減少している。

事業ごみ（可燃）については、プラスチックが22.7%と最も多く、前回調査した令和元年度に比べて8.8ポイント増加している。厨芥類は15.9%、リサイクル可能な紙類は14.4%と、令和元年度比で、それぞれ9.3ポイント、5.1ポイント減少している。

<表-69>

生ごみに占める食品ロスの割合

(単位：%)

区分	年度	R元	R3	R4	
				実績値	前年度比
食品ロス		34.5	20.5	18.5	-2.0 pt
全く手付かず（100%残存）		17.0	8.7	6.0	-2.7 pt
ほとんど手付かず（50%以上）		4.5	1.7	2.9	+1.2 pt
一定程度手付かず（50%未満）		1.9	2.7	1.1	-1.6 pt
食べ残し等		11.1	7.4	8.5	+1.1 pt
調理くず		62.7	75.5	78.1	+2.6 pt
その他（茶殻等）		2.8	4.0	3.4	-0.6 pt

<表-70>

プラスチック製容器包装の組成

(単位：%)

区分	年度	R元	R3	R4	
				実績値	前年度比
プラスチック製 容器包装	食用容器	29.1	32.2	31.1	-1.1 pt
	菓子袋等	24.9	31.8	32.7	+0.9 pt
	シャンプー、洗剤等容器	5.3	10.9	6.0	-4.9 pt
	飲料用容器	3.2	1.1	1.9	+0.8 pt
	発泡トレイ(白色)	2.3	0.9	1.3	+0.4 pt
	トレイ(白色以外,プラスチック製トレイ等)	3.4	2.3	1.4	-0.9 pt
	トレイのラップ,タバコの包装等	9.4	0.9	9.2	+8.3 pt
	保護材・緩衝材等	1.4	2.0	0.9	-1.1 pt
	レジ袋	2.6	1.6	1.0	-0.6 pt
	その他PET製ボトル類(食用油等)	1.2	0.1	0.4	+0.3 pt
製品プラスチック		5.1	7.7	2.8	-4.9 pt
仙台市指定袋		3.3	3.9	3.5	-0.4 pt
ペットボトル		1.5	1.2	1.7	+0.5 pt
プラスチック以外のもの		7.3	3.4	6.1	+2.7 pt

<表-71>

事業ごみの組成

(単位：%)

区分	年度	R元	R4	
			実績値	前回比
厨芥類		25.2	15.9	-9.3 pt
リサイクル可能な紙類		19.5	14.4	-5.1 pt
プラスチック		13.9	22.7	+8.8 pt
ペットボトル		0.5	0.6	+0.1 pt
金属類		1.9	1.1	-0.8 pt
その他		39.0	45.3	+6.3 pt

## 5 リサイクル

本市における資源化量の推移は<表-72>のとおりである。

<表-72>

資源化量の推移

区分		年度	H30	R元	R2	R3	R4		
人口〈各年10月1日現在〉			1,088,669人	1,090,263人	1,097,196人	1,097,237人	1,099,239人		
(対前年度比)			+0.2%	+0.1%	+0.6%	+0.0%	+0.2%		
ごみ総量 (A)			370,566 t	373,373 t	363,336 t	361,199 t	358,583 t		
(対前年度比)			-1.9%	+0.8%	-2.7%	-0.6%	-0.7%		
資 源 化 量	本市による資源化量	缶・びん等資源化量	16,885 t	16,668 t	16,840 t	16,914 t	16,734 t		
		鉄類	2,185 t	2,112 t	2,119 t	2,048 t	1,973 t		
		アルミ類	2,171 t	2,208 t	2,358 t	2,353 t	2,312 t		
		生きびん類	504 t	454 t	424 t	362 t	360 t		
		カレット類	7,228 t	7,052 t	7,102 t	7,095 t	6,990 t		
		廃乾電池類・廃蛍光管	275 t	284 t	303 t	291 t	284 t		
		ペットボトル	4,522 t	4,558 t	4,534 t	4,765 t	4,815 t		
		プラスチック資源	12,168 t	12,164 t	12,716 t	12,661 t	12,324 t		
		紙類定期回収	12,028 t	11,347 t	11,842 t	11,806 t	11,403 t		
		有機性堆肥	875 t	851 t	946 t	1,129 t	1,072 t		
		剪定枝等	58 t	194 t	159 t	229 t	180 t		
		破砕施設鉄類回収量等	2,348 t	2,293 t	2,291 t	2,160 t	2,068 t		
		合計 (B)	44,362 t	43,517 t	44,794 t	44,899 t	43,781 t		
		民間リサイクル量	民間リサイクル量	集団資源回収量等	27,019 t	28,936 t	25,999 t	25,234 t	23,905 t
				古紙類	25,922 t	27,804 t	24,839 t	24,075 t	22,818 t
				金属類	216 t	222 t	229 t	228 t	216 t
繊維類	840 t			874 t	902 t	907 t	850 t		
生きびん類	41 t			36 t	29 t	24 t	21 t		
養豚飼料回収量	1,294 t			1,285 t	355 t	194 t	198 t		
事業用大規模建築物等	44,760 t			41,073 t	31,918 t	33,801 t	31,080 t		
事業系紙類	12,037 t			13,620 t	12,999 t	11,960 t	12,281 t		
剪定枝等チップ化	1,574 t			2,451 t	1,664 t	1,826 t	1,571 t		
生ごみ堆肥化	2,409 t			366 t	1,879 t	2,076 t	2,297 t		
合計 (C)	89,093 t	87,731 t	74,814 t	75,091 t	71,332 t				
資源化総量 (B+C)			133,455 t	131,248 t	119,608 t	119,990 t	115,113 t		
(前年度比)			-1.5%	-1.7%	-8.9%	+0.3%	-4.1%		
参考値	排出総量 (A+C)		459,659 t	461,104 t	438,150 t	436,290 t	429,915 t		
	リサイクル率 (%) (B+C)/(A+C)		29.0	28.5	27.3	27.5	26.8		

- (注) 1 廃乾電池類には、R4年7月より収集を開始したリチウムイオン電池等を含む。  
 2 有機性堆肥の資源化施設である堆肥化センターは、R4年度で受入を停止している。  
 3 剪定枝等には、割りばし回収分としてR2年度1t、R3年度2t、R4年度1tを含む。  
 4 破砕施設鉄類回収量等には、リサイクルプラザ搬入分としてH30年度38t、R元年度31t、R2年度31t、R3年度23t、R4年度25tを、リユースプティック持込分としてH30年度20t、R元年度18t、R2年度21t、R3年度22t、R4年度25tをそれぞれ含む。  
 5 集団資源回収量等には、紙類等拠点回収分を含む。  
 6 事業用大規模建築物等には、割りばし回収分としてH30年度2t、R元年度1tを含む。

## (1) 本市による資源化

### ① 紙類定期回収事業

本市の紙類のリサイクルについては、地域で取り組んでいる集団資源回収事業や、公共施設、民間商業施設における拠点回収等により推進してきた。一方で、これらの回収システムを利用できない世帯もあったことから、地域のごみ集積所を利用した古紙等定期回収モデル事業（平成17年9月から平成20年9月）を約2万世帯で実施し、このモデル事業を踏まえ、さらなる紙類分別の促進を図ることを目的に、平成20年10月からの家庭ごみ等有料化と同時に、月2回、ごみ集積所を利用した紙類の定期回収を委託により市内全域にて開始した。

回収品目は新聞（折込チラシを含む）、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみとし、種類ごとにひもで十文字に縛った状態で、地域ごとに月2回の指定された曜日に、ごみ集積所へ出すルールとしている。当該事業で回収した紙類は、別途売払い契約を締結している市内の古紙問屋へ搬入しリサイクルされ、市の収入となっている。

なお、令和4年度の収集量は11,403tと前年度より約3.4%減少している。

### ② プラスチック資源分別収集事業

本市では、平成14年4月にプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。これは平成12年4月の容器包装リサイクル法の完全施行を受け、平成12年12月からモデル事業として一部地域を対象に分別収集を開始し、平成14年4月から全市域への拡大を行ったものである。

令和5年4月からは、製品プラスチックの分別収集についても開始している。プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）における製品プラスチックのリサイクル制度の導入の動きを捉え、令和2年度、3年度に一部地域で実証事業を行ったうえで、令和4年9月に法に基づく再商品化計画について全国で第1号となる環境大臣及び経済産業大臣の認定を取得した。また令和5年1月から市内10地区（各区2か所）で先行実施し、同年4月から全市域へ拡大している。この際、分別の名称を「プラスチック資源」へと変更している。

排出方法は、週1回、プラスチック製容器包装及び製品プラスチック（プラスチック素材100%に限る）をまとめて指定袋に入れて排出する。収集したプラスチック資源は、J&T環境(株)仙台工場（宮城野区港）に運ばれ、物流用のパレット等へリサイクルを行っている。

なお令和4年度の資源化量は、12,324tとなっている。

### ③ 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類資源化事業

本市では、昭和59年に市と民間清掃業者の出資による「(株)仙台市環境整備公社」を設立し、同年10月から市域の約9割の地域を対象に缶・びんの分別収集を開始した。その後、収集地域・回数を順次拡大し、平成5年10月から全市域で週1回の収集としている。また、平成9年10月からペットボトルの分別収集も実施している。

令和2年3月からは、スプレー缶・カセットボンベについて穴開け不要に排出ルールを変更するとともに、令和4年7月からは、リチウムイオン電池等について収集を開始している。

#### ア 生活系の缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の収集、選別

週1回専用の回収容器をごみ集積所に配布し、市民からの缶・びん・ペットボトル、金属製のなべやフライパン等の金属類、廃乾電池（リチウムイオン電池等を含む）・廃蛍光管、スプレー缶等を一括して収集している。

収集された缶・びん・ペットボトル等は、鉄・アルミ・生きびん・3種類のカレット・ペットボトルなど素材や色別に選別され、指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）が委託する再商品化事業者又は資源再生業者によって引き取られ、資源化されている。

廃乾電池類は、民間の資源化業者に委託するなどし、水銀と金属の処理及び資源化を行っている。また、廃蛍光管についても、民間の資源化業者に委託し、資源化している。

#### イ 事業系の缶・びん・ペットボトルの収集、選別

事業系の缶・びんは、事業者自ら又は収集運搬許可業者による本市選別施設への搬入を認めている。ペットボトルは事業者による自己搬入のみを受け入れていたが、平成13年2月からは事業者による店頭回収を促進するため、収集運搬許可業者による搬入を認めている。

搬入された缶・びん・ペットボトルは、市民からのものと同様に選別・資源化している。

#### ウ 缶・びん・ペットボトル等回収容器洗浄事業

缶・びん・ペットボトル等回収容器の洗浄を行い、回収容器の清潔さを確保するとともに、障害者の雇用促進による社会参加を支援する観点で、平成14年2月から社会福祉法人「手をつなぐ育成会」に回収容器の洗浄業務を委託している。

コンベア式洗浄機による洗浄に加え、汚れのひどいものは手洗浄を行っており、令和4年度の洗浄実績は延べ約31万箱となっている（令和3年度約30万箱）。

### ④ 資源物店頭回収事業

市民の利便性の向上を図り、ごみ減量及び資源の有効利用を一層推進するため、平成13年2月から事業者の協力のもと、家庭から排出される資源物で店舗等にて回収されたものを本市の資源化施設で受け入れ、リサイクルしている。

店頭回収実施事業者は、排出ルールの掲示など積極的な市民啓発等に取り組んでいることから、「仙台市資源物店頭回収優良事業者」として、資源化手数料を減免している。

#### ア 対象となる資源物の種類

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類

イ 仙台市資源物店頭回収優良事業者 3事業者 （34店舗：令和5年4月現在）

### ⑤ 粗大ごみ処理施設等からの鉄・アルミ回収事業

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎処理後、磁力による選別等を行い、鉄及びアルミを回収し、資源回収業者に引渡し、資源化を図っている。

### ⑥ 家庭用使用済み食用油リサイクル事業

平成23年10月から、市内の民間商業施設及び資源化業者と連携し、家庭から排出される使用済み天ぷら油などの食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）等に資源化して再利用するモデル事業を開始した。平成30年11月から本格事業として実施している。回収する油は、サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど液状の植物油を対象としており、油を500mlのペットボトルに入れて、市内13カ所の民間商業施設に設置する専用のボックスへ持ち込み、ペットボトルごと回収している。精製されたBDFは資源化業者が所有するごみ収集車などの燃料に利用されている。

令和4年度のリサイクル量は22,030ℓと前年度より2,781ℓ減少した。

### ⑦ 小型家電リサイクル事業

平成25年4月の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行を受け、平成26年9月から平成27年3月まで、環境省が実施する小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（再資源化事業者提案型）を活用したモデル事業として開始し、平成27年4月からは市の事業として実施している。令和5年3月末現在、区役所や環境施設、一部の民間商業施設に専用のボックスを設置し、市内36カ所の拠点で回収している。回収した小型家電は環境事業所が拠点から収集し、小型家電リサイクル法に基づき、国の認定事業者へ引き渡し再資源化されている。

また、リネットジャパンリサイクル㈱と平成28年2月に小型家電リサイクルの促進に関する協定を締結し、小型家電リサイクル法に基づく宅配便を利用した回収を開始したほか、独自に回収を行う家電量販店の回収方法や㈱青南商事が泉区市名坂に設置したステーション「リサイクルモア」を広報するなど、小型家電リサイクル制度の普及と啓発に努めている。

さらに、平成30年8月より粗大ごみから小型家電を回収するピックアップ回収事業を本格実施している。

令和4年度の回収量は、拠点回収が約39t、ピックアップ回収が約21tで、合計約60tであった。

### ⑧ 家庭系剪定枝資源化事業

平成30年9月から11月にかけて、粗大ごみの戸別収集体制を活用し、家庭で剪定した庭木の枝や幹を戸別回収して民間の処理施設において破碎し、ボイラー燃料や堆肥の原料となるチップにリサイクルするモデル事業を実施した。また、令和元年度は5月から7月及び9月から11月にかけて、前年度に実施した戸別収集のほか、市民による処理施設への自己搬入も実施した。これらの取り組みを経て、令和2年度からは戸別収集及び自己搬入による本格事業として実施し、令和5年度からは、受付期間を通年に拡充するとともに、インターネットでの受付も開始している。令和4年度の資源化量は180tであった。

### ⑨ リチウムイオン電池等分別収集事業

近年急速に普及が進んでいるリチウムイオン電池等が家庭ごみ等に混入し、収集運搬や処理の際に発火する事例が発生していることを踏まえ、事故の未然防止と一層のリサイクルを図るため、令和4年7月から、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の日（週1回）に収集を開始した。令和4年度の収集量は6tとなっている。

また、令和3年12月から、区役所などの公共施設13カ所に設置した「充電電池等回収ボックス」で拠点回収を実施している。

### ⑩ ペットボトル水平リサイクル事業

プラスチック資源の有効利用に向けて、令和3年10月に、株式会社伊藤園及びティーエムパック株式会社と「仙台市におけるペットボトルの水平リサイクルによる資源循環の推進に関する連携協定」を締結し、家庭から収集した使用済みペットボトルを、年間約1億本の新たなペットボトルへ水平リサイクルする取り組みを令和4年4月から開始している。

地域内の資源循環を「見える化」するため、リサイクルされたペットボトルの一部を利用し、本市のごみ減量キャラクター「ワケルくんファミリー」がデザインされた特製ボトル飲料が、令和4年5月より市内の自動販売機、一部小売店で販売されている。



## ⑪ 家庭用除湿器等からのフロン回収事業

家庭用の除湿器や冷水器等には、冷媒としてフロン類（代替フロンを含む）が使用されており、本市粗大ごみ処理施設には年間 4,000 台程度が搬入されている。フロン類は二酸化炭素に比べて温室効果が高く、少量が排出された場合であっても地球温暖化への影響が大きいことを踏まえ、令和 4 年 9 月にフロン含有の除湿器等の破砕処理を停止した。令和 5 年 4 月には粗大ごみ処理施設にフロン回収機を設置し、フロン類を効率的かつ安全に回収する作業手順を確立するための実証事業を実施しており、年間約 1,100t-CO<sub>2</sub> 相当のフロン類を適正に処理する。

## (2) 民間リサイクル

### ① 集団資源回収事業

昭和48年に通産省から古紙回収のモデル都市に指定されたことを契機に、ごみ減量の推進と資源の有効利用を図るとともに地域のコミュニティづくりに資するため、地域における資源物（紙類・布類・アルミ缶など）の集団回収体制づくりを進め、実施団体の育成強化に努めてきた。令和 4 年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により活動を休止する団体も多く、令和 4 年度の回収実績は12,659tと前年度に比べ6.3%減少した。また、実施団体は年度ごとの登録制をとっているが、新型コロナウイルス感染症拡大や少子高齢化等の影響により、活動の継続が困難となった団体の廃止が多く、令和 4 年度の実施団体数は1,219団体（うち60%は子供会）と前年度（1,238団体）より19団体減少した。

本市では、事業の推進を目的として、回収量や実施回数に応じて年 2 回、集団資源回収実施団体に対して奨励金を交付している。

#### 集団資源回収奨励金の算定基準

半期分奨励金＝実施回数割額（※1）＋回収量割額（※2）

※1 紙類定期回収日と異なる週に月 2 回以上実施した場合2,000円/月、それ以外の場合は1,000円/月

※2 対象地域の全世帯で「実施団体による各戸回収」（町内会や子供会の役員や子供たちが対象地域の各戸から資源物を回収する方法）を行っている場合4.0円/kg、それ以外の場合は3.5円/kg

また、実施団体に対して、地域住民が資源物を随時持ち込むための保管庫の無償貸与及び無償譲渡を平成12年度から行っており、令和 4 年度末現在、全市で162基設置している。その他、町内会や子供会での回覧用リーフレット・集積所表示幕の提供、事業説明会の開催などの支援策も講じている。

回収業者については、年度ごとに登録制をとっており、令和 5 年度は52業者が登録（令和 5 年 4 月 1 日現在）している。なお、本市では、「一般社団法人 仙台市集団資源回収業者協議会」と連携し、業界の現状や要望を把握し、回収事業の安定化、事業の改善に努めている。

集団資源回収実施団体と奨励金交付の推移

区 分 \ 年 度	H30	R元	R2	R3	R4
実施団体数	1,322 [構成比]	1,314 [構成比]	1,246 [構成比]	1,238 [構成比]	1,219 [構成比]
子 供 会	871 [66%]	848 [65%]	774 [62%]	759 [61%]	738 [60%]
町 内 会	260 [20%]	279 [21%]	284 [23%]	283 [23%]	275 [23%]
マンション管理組合	161 [12%]	158 [12%]	159 [13%]	168 [14%]	180 [15%]
そ の 他	30 [2%]	29 [2%]	29 [2%]	28 [2%]	26 [2%]
回 収 総 量	18,403 t	16,841 t	14,046 t	13,509 t	12,659 t
回 収 収 益 金	8,727万円	7,252万円	4,423万円	4,432万円	4,247万円
市 奨 励 金	8,161万円	7,564万円	6,432万円	6,246万円	5,942万円
年 平 均 実 施 回 数	13.8回	13.8回	13.9回	14.0回	14.2回
団 体 平 均 回 収 量	13.9t	12.8t	11.3t	10.9t	10.4t

## ② 紙類等拠点回収事業

### ア 資源回収庫

区役所や市民センター等の公共施設37か所に設置した資源回収庫で、家庭から出る紙類や布類等の回収を行っている。地域の集団資源回収を利用できない等の市民の声に応えるため、平成12年度から紙類を随時持ち込める常設の「紙類回収庫」を設置してきたが、平成25年9月より「資源回収庫」と改称し、紙類に加えて布類の回収を開始した。令和4年度の回収量は、紙類が783t、布類が330tとなっている。

また平成30年9月からは、紙製容器包装の回収をモデル事業として開始し、令和4年度は5tを回収した。

### イ 紙類回収ステーション

平成17年度から民間の事業所の協力により、その敷地を紙類の回収拠点場所として開放する「紙類回収ステーション」事業を開始し、令和4年度末時点で市内128カ所の拠点で紙類の持込を受け入れている。令和4年度の回収量は9,684tとなっている。

### ウ 事業系紙類拠点回収

事業系紙類のリサイクルを促進するため、青葉環境事業所（平成16年12月開設）、宮城野環境事業所（平成19年12月開設）、若林環境事業所（平成15年9月開設）、泉環境事業所（平成15年9月開設）に事業者が無料で利用できる事業系紙類回収庫を設置している。また平成29年3月には古紙問屋等の協力を得て「事業系紙類回収ステーション」を設置し（令和4年度末現在：19カ所）、事業系の紙類を無料で受け入れている。これらによる令和4年度の回収量は447tとなっている。



&lt;表-74&gt;

**集団資源回収量等の推移**

年度		H30	R元	R2	R3	R4
区分						
紙類	小計 (前年度比)	25,922 t (+0.3%)	27,804 t (+7.3%)	24,839 t (-10.7%)	24,075 t (-3.1%)	22,818 t (-5.2%)
	集団資源回収 (前年度比)	17,532 t (-6.7%)	15,966 t (-8.9%)	13,188 t (-17.4%)	12,672 t (-3.9%)	11,903 t (-6.1%)
	拠点回収(生活系) (前年度比)	8,176 t (+20.1%)	11,331 t (+38.6%)	11,109 t (-2.0%)	10,861 t (-2.2%)	10,468 t (-3.6%)
	拠点回収(事業系) (前年度比)	214 t (-10.5%)	507 t (+136.9%)	542 t (+6.9%)	542 t (+0.0%)	447 t (-17.5%)
布類	小計 (前年度比)	840 t (+1.2%)	874 t (+4.0%)	902 t (+3.2%)	907 t (+0.6%)	850 t (-6.3%)
	集団資源回収 (前年度比)	614 t (-3.5%)	618 t (+0.7%)	600 t (-2.9%)	584 t (-2.7%)	520 t (-11.0%)
	拠点回収(生活系) (前年度比)	226 t (+16.5%)	256 t (+13.3%)	302 t (+18.0%)	323 t (+7.0%)	330 t (+2.2%)
アルミ類	集団資源回収 (前年度比)	216 t (+3.3%)	222 t (+2.8%)	229 t (+3.2%)	228 t (-0.4%)	216 t (-5.3%)
生きびん類	集団資源回収 (前年度比)	41 t (-12.8%)	36 t (-12.2%)	29 t (-19.4%)	24 t (-17.2%)	21 t (-12.5%)
合計 (前年度比)		27,019 t (+0.4%)	28,936 t (+7.1%)	25,999 t (-10.1%)	25,234 t (-2.9%)	23,905 t (-5.3%)

- (注) 1 紙類拠点回収(生活系)には紙類回収ステーションでの回収分を含む。  
 2 紙類拠点回収(事業系)は令和元年度から事業系紙類回収ステーションと環境事業所の事業系紙類回収庫の合計である。

**③ 事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者のごみ減量推進**

「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物の所有者等及び年間36t以上または月平均3t以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者として認定された多量排出事業者には、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の提出と事業系一般廃棄物管理責任者の選任届出を義務付け、立入による減量及び適正処理の指導も行っている。また、計画書に基づく実績報告を受けているほか、事業ごみの減量及びリサイクルを促進するための研修等も実施している。

<表-75>

事業用大規模建築物等及び多量排出事業者による資源化量の推移等

区分		年度				
		H30	R元	R2	R3	R4
大規模建築物 所有者等	事業者数	788	796	805	809	815
	資源化量	32,192t	29,604t	26,410t	29,386t	26,758t
多量排出 事業者	事業者数	296	288	280	273	276
	資源化量	12,108t	11,061t	9,702t	9,086t	10,554t
対象事業者合計		1,084	1,084	1,085	1,082	1,091
資源化量合計		44,300t	40,665t	36,112t	38,472t	37,312t

(注) 資源化量は実績報告書による上質紙、新聞、雑誌、段ボール等の数量

④ 使用済みわりばしの回収事業

本市では、リユース食器の使用を呼びかけるとともに、平成16年8月からリサイクルプラザ等3カ所でわりばしを回収し、リサイクルしている。令和4年度は1,370kgのわりばしを回収した。

<表-76>

使用済みわりばしの回収実績

年度		H30	R元	R2	R3	R4
回	収量 (kg)	1,912	1,343	945	1,633	1,370

6 普及啓発事業

ごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、市民一人ひとりの意識の高まりと正しい知識の習得が不可欠であることから、キャンペーンやイベントの開催、実践につながる広報啓発物の作成、施設見学バスの運行やリサイクルプラザの運営等、様々な体験ができる機会の提供により、ごみ減量・リサイクル意識の向上や、正しい分別ルール等について普及啓発に努めている。

今後は、令和3年3月に策定した「仙台市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、基本目標の一つである「1人1日当たりの家庭ごみ排出量：400g」の達成に向けて、ごみ減量やリサイクルなどに関する取り組みをより一層進めていくこととしている。

(1) 使い捨てプラスチックの削減

「プラスチック資源循環促進法」(令和4年4月施行)に基づき、事業者が使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを求められる状況を踏まえ、事業者と連携し、特定プラスチック(フォーク、歯ブラシ、衣類用ハンガーなど12品目)の削減に向け、「プラスチックは必要な分だけキャンペーン」を実施し、店舗等へポスター、ポップを掲出するとともに事業者の取り組みをホームページ・SNSを通じ情報発信を行った。

(2) リサイクルプラザの運営

平成7年9月、市民の廃棄物に対する関心や理解を深め、廃棄物の減量・再生利用及び適正処理についての市民意識の啓発を図るため、青葉区葛岡に仙台市葛岡リサイクルプラザ(葛岡工場と併設)を開

設し、平成13年4月には、若林区今泉に市内2カ所目となる仙台市今泉リサイクルプラザ（若林環境事業所と併設）を開設した。

リサイクルプラザには、リサイクル品の補修等を行う「リサイクル工房」、リサイクル品や古本についての情報提供・相談及びまだ利用可能な粗大ごみや市民から持ち込まれたリサイクル品の展示・提供等を行う「リサイクル情報コーナー」を設けているほか、市民活動の支援事業やリサイクルについての各種教室・講座などを実施している。また、平成17年10月からは、家庭で不要になった衣類を必要な方に提供する「リユース・ブティック」を月1回開設、平成18年4月からは常設している。なお、葛岡リサイクルプラザには、ごみ処理の流れを体験学習できる「展示学習室」もある。

平成18年4月からは、リサイクル品や衣類の引取りの際に、仙台市環境保全基金への募金協力を呼びかけている。

葛岡リサイクルプラザについては、令和3年10月に開館以来の来館者数が200万人を突破した。

<表-77>

リサイクルプラザ利用状況

区分	年度	H30	R元	R2	R3	R4
	入館者数合計（人）		69,456	73,011	51,388	50,007
	葛岡	50,276	55,690	39,802	38,914	45,917
	今泉	19,180	17,321	11,586	11,093	15,330

(注) 1 令和2年3月から5月まで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部利用休止

2 令和4年3月16日に発生した地震の影響により令和4年3月から4月まで一部利用休止

<表-78>

リサイクルプラザにおける募金額の推移

年度	H30	R元	R2	R3	R4
募金額(円)	1,374,322	1,225,305	972,978	901,503	1,055,002

### (3) 環境施設見学バスの運行

環境についての啓発を図り、ごみ減量・リサイクルの実践活動を促すため、昭和48年度から町内会などの団体を対象に「環境施設を見る会」を開催し、祝日を除く火曜日から金曜日まで専用見学バス「ワケルくんバス」を運行している。

平成12年度からは、夏休み親子企画等の一般公募企画を実施し、ごみの収集・焼却・資源化・埋め立て過程の見学と併せて、リサイクルプラザでの工作教室なども行っている。

<表-79>

環境施設見学バスの運行状況

区分		年度				
		H30	R元	R2	R3	R4
団体貸出	件数(件)	106	89	8	11	31
	見学者数(人)	2,838	2,407	119	196	602
一般公募企画	件数(件)	8	9	0	0	0
	見学者数(人)	216	187	0	0	0
合計	件数(件)	114	98	8	11	31
	見学者数(人)	3,054	2,594	119	196	602

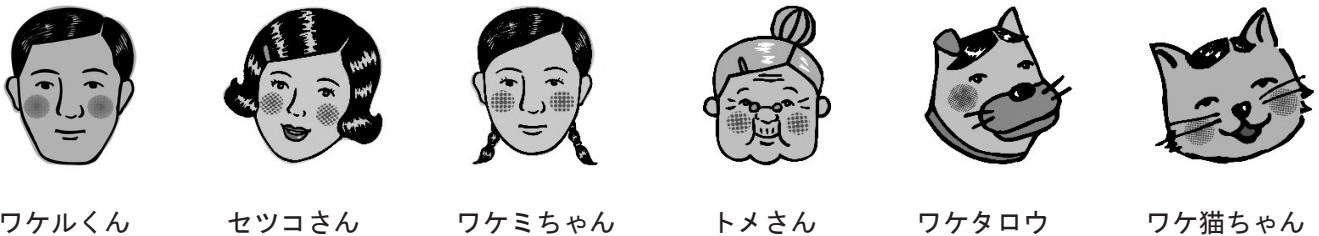
(注) 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、乗車人数及び見学施設を制限して運行

(4) ごみ減量・リサイクル啓発キャラクター

①ワケルくんファミリー

平成14年度から、キャンペーンキャラクター「ワケルくん」をはじめとする「ワケルくんファミリー」を活用した啓発活動を開始している。ワケルくんのほか「ほとんどの紙分けられます」と呼びかける妹の「ワケミちゃん」や、レジ袋削減を推進する祖母の「トメさん」、「ワケルだけじゃないんです」とものを大切にするリデュース、リユース、リサイクルの3Rを呼びかけるワケルくんのパートナーの「セツコさん」や、「ワケタロウ」、「ワケ猫ちゃん」がいる。

<図-14> ワケルくんファミリー



②メビウスちゃん

市民からの公募により、応募総数78点の中から、平成7年9月1日に決定し、啓発活動に広く活用している。

<図-15> メビウスちゃん



リサイクルマークをモチーフにキャラクター化している。再生のシンボルが歩き出した姿をイメージし、右手には無限（無限の再生）を意味するメビウスの帯を象徴とした杖を持っている。

メビウスちゃんはごみ減量・リサイクル推進をみんなに知ってもらおうと活動している。

(5) アメニティ・せんだい推進協議会

市民団体、事業者及び市による「アメニティ・せんだい実行委員会」を昭和63年に組織し、平成13年度に名称を「アメニティ・せんだい推進協議会」と改称した。昭和63年度から平成6年度までは環境衛生週

間（9/24～10/1）に様々な行事を展開してリサイクルや清潔で快適なまちづくりをアピールしてきた。平成7年度からは、ごみ減量・リサイクルや環境美化を含めた環境問題について市民に広く訴えるため、イベントを開催しているほか、啓発冊子の作成など様々な活動を行っている。

平成30年4月からは、新規事業及び各種啓発事業への提言及び意見交換を行う企画検討部会と各種啓発事業、イベント及びキャンペーンを実施する啓発活動部会を設置。啓発活動部会には「レジ袋削減に関する懇談会」と「仙台まち美化ネットワーク世話人会」を統合し、多様なメンバーのもとで幅広く活動に取り組むこととなった。

#### [令和4年度の開催行事]

##### エコフェスタ2022

参加者一人ひとりが楽しみながら自らのライフスタイルを見直し、ごみ減量・リサイクルや地球環境保全への理解を深めることを目的として、第31回「エコフェスタ2022」を開催した。

開催日：令和4年9月4日（日）

場 所：勾当台公園市民広場

内 容：・ごみ収集車の展示  
・ふぞろい野菜市、フードドライブ  
・古布の山 ほか

来場者：約4,000人

#### (6) 仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイトの展開

ごみ減量やリサイクルなどの情報を市民に伝える広報手段の一つとして、ホームページ「仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト ワケルネット」を平成16年11月に開設した。

このサイトでは、「100万人のごみ減量大作戦キャンペーン」のキャラクター「ワケルくん」とその仲間の「ワケルくんファミリー」を使用するとともに、子供向けのコーナーなども設け、分かりやすくごみ減量やリサイクルに取り組むことができるようにした。令和4年度のアクセス数は310,553件（25,879件/月）となった。

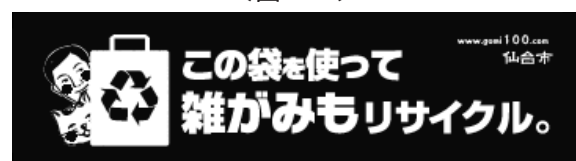
また、平成19年11月には、主に若者を対象とした携帯電話サイト「ワケルモバイル」を開設し、平成27年4月に、スマートフォンでも閲覧しやすいサイトに改修した。平成22年10月からは、よりタイムリーな情報発信を行うため、「ワケルくんファミリー」の一員である「ワケ猫ちゃん」のツイッターを開始した。

さらに、平成28年6月から、ごみ出しや分別に便利な機能を備えたスマートフォン用アプリ「さんあ〜る」（仙台版）の運用を開始した。なお、令和4年度のダウンロード数は約7,100件であった。

#### (7) 啓発用雑がみ回収袋の配布及び雑がみ回収ロゴマークの活用

雑がみの分別・リサイクルを推進するため、イベント等で、啓発用雑がみ回収袋の配布を行っているほか、平成25年度に「雑がみ回収ロゴマーク」を製作し、紙製買物袋に記載していただくよう事業者へ働きかけた。令和5年4月現在、ロゴマークの採用件数は5件となった。

<図-16>



## (8) 海岸漂着物等実態調査

海洋プラスチックごみについて、本市の現状を把握するとともに、市民へ周知啓発するため、海岸漂着物実態調査（令和4年7月）及び河川漂着物の実態調査（令和4年11月）を実施した。調査結果は、プラスチックごみ削減に向けた広報等に活用している。

<表-80>

令和4年度海岸漂着物等実態調査結果

	プラスチック・発 泡スチロール類	ガラス・ 陶器類	木製製品・布類・ その他人工物	自 然 物	合 計
海岸漂着物 (kg)	5.38 kg	0.2 kg	2.2 kg	7.5 kg	15.28 kg
重量比 (%)	35%	1%	15%	49%	100%
河川漂着物 (kg)	1.2 kg	3.0 kg	0.3 kg	2.5 kg	7.0 kg
重量比 (%)	17%	43%	4%	36%	100%

## 7 仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター）の認定

平成12年度から市民団体や事業者団体及び市による「仙台市環境配慮型店舗認定委員会」を組織し、環境に配慮し、ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる小売店舗を環境配慮型店舗（エコにこショップ）として、また、平成17年度からは、事業所も対象に加え、環境配慮型事業所（エコにこオフィス）として認定してきた。

平成29年度に認定制度の見直しを行い、平成30年4月から「仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター）認定制度」へ移行した。新制度では、店舗・事業所の区分を撤廃し、これまで対象ではなかった病院や学校なども含め、仙台市内で事業活動を行うすべての事業者を対象を拡大した。また、取組内容に応じてエコにこマイスター、エコにこゴールドマイスターの2つのランクで認定を実施し、事業者の更なる環境配慮の取り組みを促進することとした。

令和5年3月末現在の認定事業者の数は142、認定店舗・事業所等の数は505となっている。

## 8 レジ袋の削減に向けた取り組み

市民団体・事業者・行政で構成する「レジ袋削減に関する懇談会」を平成18年11月に設置して以降、マイバッグの持参等によるレジ袋の削減方策について、意見・情報交換を行ってきた。

その中で、事業者、市民団体及び行政の協働で「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」の締結や同内容の確認書の交付により、レジ袋の有償提供による削減に取り組んでいる。

平成30年4月からは「アメニティ・せんだい推進協議会」の啓発活動部会に統合された。



レジ袋辞退率の推移（実績報告店舗数 11事業者90店舗）

年度	レジ袋辞退率（％）	主な取り組み
H19	83.5	シンポジウム「仙台市で広げようレジ袋削減～未来の子供たちと地球のために～」開催
H20	84.0	仙台アーティスティックデザインマイバッグキャンペーンの実施
H21	85.6	
H22	85.5	「CO <sub>2</sub> CO <sub>2</sub> （コツコツ）減らしていいもの当てようキャンペーン」実施
H23	81.1	「省エネ・節電・ごみ減量 冬の毎日コツコツキャンペーン」実施
H24	83.1	レジ袋削減キャンペーンの実施（6月）
H25	83.3	包装削減キャンペーンの実施
H26	82.9	包装削減キャンペーンの実施
H27	82.9	包装削減キャンペーンの実施
H28	82.9	包装削減キャンペーンの実施
H29	82.9	包装削減キャンペーンの実施
H30	82.9	包装削減キャンペーンの実施
R元	84.0	包装削減キャンペーンの実施
R2	86.9	包装削減キャンペーンの実施
R3	86.2	ワンウェイプラスチック削減キャンペーンの実施
R4	86.6	プラスチックは必要な分だけキャンペーンの実施

- (注) 1 集計年度について、平成19年度は平成19年6月～平成20年3月のデータ  
 2 平成22年度・23年度は、3R推進の最終的な目的であるCO<sub>2</sub>の削減をより明確にするため、環境に配慮した行動についてWebやはがきで報告するとプレゼントが当たるキャンペーンを実施し、市民に参加を呼びかけた。  
 3 令和2年7月1日より全国でレジ袋の有料化が開始となったことに伴い、令和2年度以降は、一部店舗において食品の他、衣料品・住居品におけるレジ袋有償提供分も集計に含む。  
 4 令和4年度実績は速報値

## 9 余熱利用

工場におけるごみの焼却処理の際に発生する熱は、蒸気や温水として工場内で給湯・冷暖房などに利用するとともに、自家発電を行い電力としても利用している。また、隣接する市有施設に対しても<表-82>のとおり電力・熱供給を行っている。

さらに、工場内や他施設での消費分を除いた余剰電力を電気事業者等に売却している。<表-83>

なお、葛岡工場については、平成26年10月からの基幹的設備改良工事（平成29年3月完了）に伴い、自家発電設備出力を9,000kWから11,600kWに改良した。



<表-82>

余熱利用の状況

処理施設	利用状況
今泉工場	蒸気の工場内利用 ⇒ 給湯, 冷暖房 自家発電 ⇒ 工場内利用及び売電 他施設への供給 ⇒ [今泉工場] 温水プールへ電気・蒸気 若林環境事業所, 今泉リサイクルプラザ及び粗大ごみ処理施設へ電気
葛岡工場	⇒ [葛岡工場] 葛岡リサイクルプラザ及び温水プールへ電気・蒸気 青葉環境事業所及び粗大ごみ処理施設, 資源化センターへ電気・温水
松森工場	⇒ [松森工場] 松森工場関連市民利用施設へ電気・高温水

<表-83>

発電状況の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
焼却施設内訳	今泉工場	場内消費量 (kWh)	8,016,869	8,645,547	6,226,113	8,410,838	10,166,498
		他施設供給量 (kWh)	545,180	552,260	520,850	547,610	569,070
		売却電力量 (kWh)	4,675,931	6,956,683	5,216,957	7,902,902	9,735,832
		(収入額:円)	(49,461,815)	(83,010,615)	(64,350,340)	(64,661,291)	(129,691,007)
		小計	13,237,980	16,154,490	11,963,920	16,861,350	20,471,400
	葛岡工場	場内消費量 (kWh)	14,686,352	14,162,364	14,399,030	13,772,353	14,538,110
		他施設供給量 (kWh)	3,516,930	3,547,980	3,413,390	3,642,150	3,641,880
		売却電力量 (kWh)	39,875,958	37,343,166	37,637,500	32,158,017	38,012,650
		(収入額:円)	(458,814,417)	(453,807,865)	(444,546,989)	(283,850,859)	(542,990,412)
		小計	58,079,240	55,053,510	55,449,920	49,572,520	56,192,640
	松森工場	場内消費量 (kWh)	27,663,240	27,623,360	27,942,650	26,646,230	22,244,500
		他施設供給量 (kWh)	1,706,840	1,691,830	1,550,030	1,649,750	1,741,970
		売却電力量 (kWh)	27,260,720	31,485,410	32,625,520	28,326,120	21,992,830
		(収入額:円)	(386,449,733)	(463,826,913)	(479,797,642)	(382,541,905)	(372,004,750)
		小計	56,630,800	60,800,600	62,118,200	56,622,100	45,979,300
使用内訳	場内消費量 (A) (kWh)	50,366,461	50,431,271	48,567,793	48,829,421	46,949,108	
	他施設供給量 (B) (kWh)	5,768,950	5,792,070	5,484,270	5,839,510	5,952,920	
	売却電力量 (C) (kWh)	71,812,609	75,785,259	75,479,977	68,387,039	69,741,312	
	(収入額:円)	(894,725,965)	(1,000,645,393)	(988,694,971)	(731,054,055)	(1,044,686,169)	
発電量計 (A+B+C) (kWh)			127,948,020	132,008,600	129,532,040	123,055,970	122,643,340

## 第3節 環境美化

### 1 ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例

本市では、昭和63年3月に空き缶・空きびんやたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止することを目的に「仙台市環境美化の促進に関する条例」を施行し、市民意識の高揚に努めてきた。

平成11年3月には、ごみの散乱の問題を「まちづくり」という視点でとらえ、市民、事業者と市が協働して快適なまちづくりを進めることを目指して、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」へと全面改定を行い、同年5月30日に施行した。

この条例では、ごみの散乱の防止のため自主的に活動する団体等に対する支援や、「行動計画」の策定のほか、容器入り飲料やたばこの販売業者に対する回収容器や吸い殻入れの設置義務等について規定している。

### 2 ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画（アレマ・アクションプラン）

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、ごみの散乱防止についての基本的な考え方と具体的な施策を推進するために市が果たすべき役割を明らかにし、市民や事業者の行動の指針となるものとして、平成11年12月に策定した。

この行動計画には、平成10年度に実施した「ポイ捨てごみから、まちづくりを考えるキャンペーン」を通して寄せられた市民の意見やアイデアを取り入れたほか、新聞広告やリーフレット等により公表した計画案に対する意見を反映させるなど、策定の過程において多くの市民が参加している。

現在、この計画に基づき、ごみの散乱防止のための各種施策を実施している。

### 3 ごみの散乱防止のための施策

「ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画」に基づき、「ポイ捨てしない人づくり」「ポイ捨てしにくい環境づくり」を目標に、市民・事業者との協働により各種の施策を展開している。

#### (1) 「ポイ捨てしない人づくり」のための施策

##### ① 各種啓発活動

市政だよりやホームページに加え、各種広報媒体を利用した啓発活動を行っている。

- ・ 広告の掲載
- ・ チラシ、ポスターの配布、横断幕の掲出

##### ② アレマキャンペーンの実施

多くの市民がまちづくりに主体的に参加できる事業として、「全市一斉『ポイ捨てごみ』調査・清掃活動」を中心とする「アレマキャンペーン」を平成11年9月から実施している。平成12年度からは、毎年、春・秋の年2回実施している。

全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃活動の参加者は、自分で選んだ場所でごみを拾う「キレイにし隊コース」、拾ったごみを種類別に数え、調査票に記入する「数えてみ隊コース」、散乱状況の解決策を話し合い、行動する「考えてみ隊コース」の中から選択して活動し、活動報告書を本市に提出。本市は、提出された報告書をもとに集計し、ホームページで公開する。令和4年度については、春のキャンペーンに555人が参加し、秋は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とした。

## (2) 「ポイ捨てしにくい環境づくり」のための施策

### ① ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、特にごみの散乱を防止する必要がある地区として市長が指定している。指定された地区内で清掃活動や調査・学習活動等を実施する自主的活動団体を「推進団体」といい、現在7団体を認定している<表-84>。認定団体へは清掃用具やキャンペーン用啓発物資の提供、集めたごみの収集等、必要な支援を行っている。

### ② 仙台まち美化サポート・プログラム

「ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画」に基づき、新たな「まち美化」の取り組みとして「アダプト・プログラム」を採用して平成13年10月より本格的に実施し、令和4年度末には283の市民団体、企業、学校などの団体が登録している（令和3年度は276の市民団体、企業、学校などの団体が登録）。

### ③ 仙台まち美化ネットワーク

市民、事業者、行政が、連携・協力してごみの散乱を防止し、清潔で快適なまちづくりを推進するため、会員が相互に情報交換を行い、協力しあって活動を進めるための連絡組織「仙台まち美化ネットワーク」を平成12年8月29日に設立している。

### ④ 地域清掃に対する支援

ボランティア清掃やまちぐるみ清掃などの地域清掃に使用するためのごみ袋（バイオマスプラスチック35%配合）を、環境局、各区役所、総合支所を通じて配布するとともに、集めたごみの収集を無料で行っている。また、火ばさみなどの清掃用具の貸与も行っている。

令和4年度は、ごみ袋大サイズを339,176枚、ごみ袋小サイズを120,691枚配布した（令和3年度はごみ袋大サイズを315,017枚、ごみ袋小サイズを110,648枚配布）。

<表-84>

ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区

	青葉区	宮城野区		若林区	太白区		泉区
地区	仙台中央地区	原町地区	宮城野通	宮城の萩大通り	長町地区	秋保地区	泉中央地区
認定日	平成12年5月30日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日
団体名	仙台中央地区環境美化推進実行委員会	原町地区美化推進実行委員会	宮城野通愛護協力会	宮城の萩大通り美化推進実行委員会	長町美化推進実行委員会	秋保地区美化推進実行委員会	泉中央地区美化推進実行委員会
活動地域	JR仙台駅前～中央通り～東一番丁通り	原町本通	宮城野通	宮城の萩大通り	国道4号市道長町折立線	秋保温泉湯元・東湯元・上湯向地区	地下鉄泉中央駅付近

[令和5年度 全国都市緑化仙台フェア期間中の対応]

- ・みんなでまちをきれいにしようキャンペーン

市民や企業に対し、期間中に任意の場所で清掃活動を行うキャンペーンを実施した（キャンペーン期間：4/19～6/18）。

また、キャンペーン初日には、オープニングイベントとして、企業・団体や仙台まち美化サポーター等の参加のもと、市内中心部での一斉清掃やポイ捨て禁止の啓発パレードを実施し、約740名の参加があった。

- ・全国都市緑化仙台フェア会場の街並み景観の保全

まちなかエリア会場にある事業ごみの集積所9箇所において、早朝収集（午前4時15分頃からの収集）や鳥獣害対策用具の使用、パトロールの実施などにより、ごみの散乱や不適正排出などを防止し、良好な街並みを保全した。

## 第4節 し尿の処理

### 1 概況

本市では、市民の要望の強い水洗化を促進し、公衆衛生の向上を図るため、公共下水道、合併処理浄化槽（農業集落排水事業を含む。）の整備に努めている。

生活排水の処理については、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」及び仙台市汚水処理適正化構想に基づき、未処理地域の解消を推進してきた結果、令和4年度の水洗化率は99.7%に達し、くみ取りし尿等は、年々減少傾向にある。〈表-85〉

本市におけるし尿の処理方法を排出者側から大別すると、水洗処理とくみ取り処理に分けられるが、処理方法別に分けると〈表-86〉のとおりとなっている。

〈表-85〉

し尿等収集量及び対象人口の推移

区分		年度				
		H30	R元	R2	R3	R4
人口	人口：3月31日	1,085,235人	1,087,723人	1,094,919人	1,093,543人	1,094,520人
	対前年度比	+0.2%	+0.2%	+0.7%	-0.1%	+0.1%
し尿等	(A)年量(B+C)	23,740 kℓ	22,984 kℓ	22,428 kℓ	22,532 kℓ	22,851 kℓ
	対前年度比	-2.0%	-3.2%	-2.4%	+0.5%	+1.4%
し尿	(B)年量	12,249 kℓ	11,677 kℓ	11,021 kℓ	10,796 kℓ	10,566 kℓ
	対前年度比	-7.0%	-4.7%	-5.6%	-2.0%	-2.1%
	くみ取り収集人口	6,859人	6,624人	6,406人	6,139人	5,854人
	対前年度比	-3.8%	-3.4%	-3.3%	-4.2%	-4.6%
浄化槽汚泥	(C)年量	11,491 kℓ	11,307 kℓ	11,407 kℓ	11,736 kℓ	12,285 kℓ
	対前年度比	+3.9%	-1.6%	+0.9%	+2.9%	+4.7%

(注) 1 くみ取り収集人口は工事現場等の仮設トイレを除いて概算した数値。

2 浄化槽汚泥の年量には、農業集落排水事業分を含む。

<表-86>

仙台市における生活排水の処理の種類

(令和5年4月1日現在)

処理区分	処理対象			仙台市における位置付	処 理 施 設	根 拠 法 令 等	国 の 所 管 省	市 の 所 管 局	処 理 主 体
	し 尿	雑 排 水	雨 水						
公共下水道	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南蒲生処理区</li> <li>・宮城処理区</li> <li>・秋保温泉処理区</li> <li>・定義処理区</li> <li>・上谷刈処理区</li> <li>・仙塩流域関連公共下水道</li> <li>・阿武隈川下流流域関連公共下水道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南蒲生浄化センター</li> <li>・広瀬川浄化センター</li> <li>・秋保温泉浄化センター</li> <li>・定義浄化センター</li> <li>・上谷刈浄化センター</li> <li>・仙塩浄化センター</li> <li>・県南浄化センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法</li> <li>・仙台市下水道条例</li> </ul>	国土交通省	建設局	市 県
合併処理浄化槽	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域下水道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新川団地汚水処理施設</li> <li>・新川別荘団地汚水処理施設</li> </ul>	浄 化 槽 法	環境省	環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市地域下水道条例</li> </ul>
				その他の合併処理浄化槽 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等浄化槽</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各合併処理浄化槽</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市浄化槽事業条例</li> <li>・環境省補助金</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小在家クリーンセンター 他12施設</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市農業集落排水事業条例</li> <li>・農水省補助金</li> </ul>
単独処理浄化槽	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各単独処理浄化槽</li> </ul>		環境省	環境局	個人等 市
し尿処理施設	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南蒲生環境センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法</li> </ul>	環境省	環境局	市

## 2 処理

### (1) 処理の申出

し尿収集作業の開始、変更及び中止の申出は、住民異動届、出生届、死亡届の提出により行われるほか、電話による受付も行っている。また、工事現場などの仮設トイレについては、申出者が許可業者に直接依頼している。

### (2) し尿処理の流れ

環境局が行っているくみ取りし尿は、委託業者8社（仮設トイレについては、平成13年4月から許可業者8社）により収集し、市内3カ所の貯留槽に搬入した後、委託業者3社により南蒲生環境センターに後方輸送して処理している。

浄化槽汚泥は一般廃棄物収集運搬業許可業者20社が収集し、ほぼ全量を南蒲生環境センターに搬入し処理している。ただし、公設・公管理浄化槽については、建設局が委託する業者が収集・運搬を行っている。

南蒲生環境センターへ搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量脱水処理を行っている（分離液は南蒲生浄化センターで再処理後海域へ放流）。脱水汚泥については、民間リサイクル施設で資源化处理している。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる手数料については<表-87>参照。

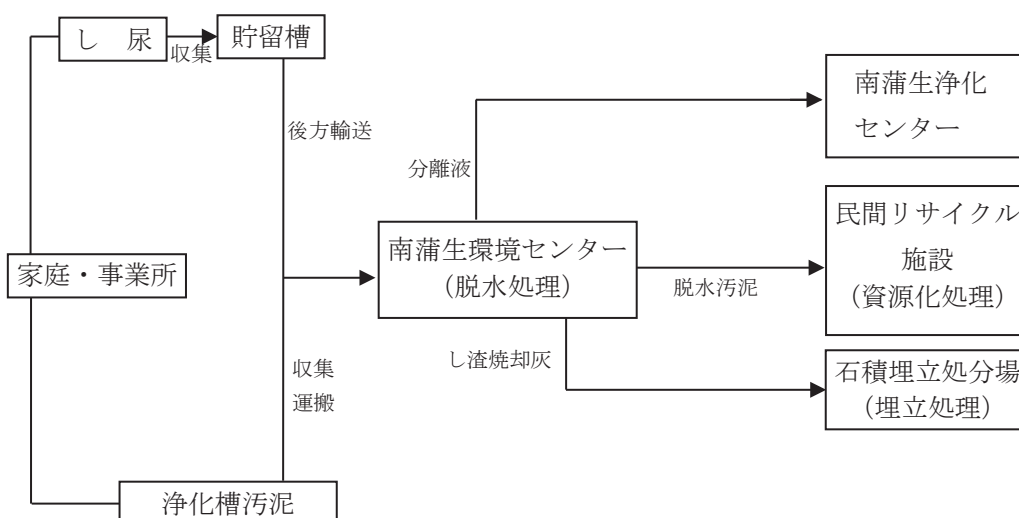
<表-87>

し尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる手数料

し尿の収集運搬・処分	浄化槽汚泥の収集運搬・処分
〈手数料〉 ●定額制：一般家庭のし尿（くみ取り式水洗し尿を除く）で 月1回の定日収集 1人月額 160円 ●従量制：上記以外のし尿（くみ取り式水洗し尿・臨時等） 月1回又は随時収集 90リットル又はその端数毎 320円	〈収集運搬料金〉 許可業者と排出者との契約による 〈処分手数料〉 ●無料

<図-17>

し尿の処理形態

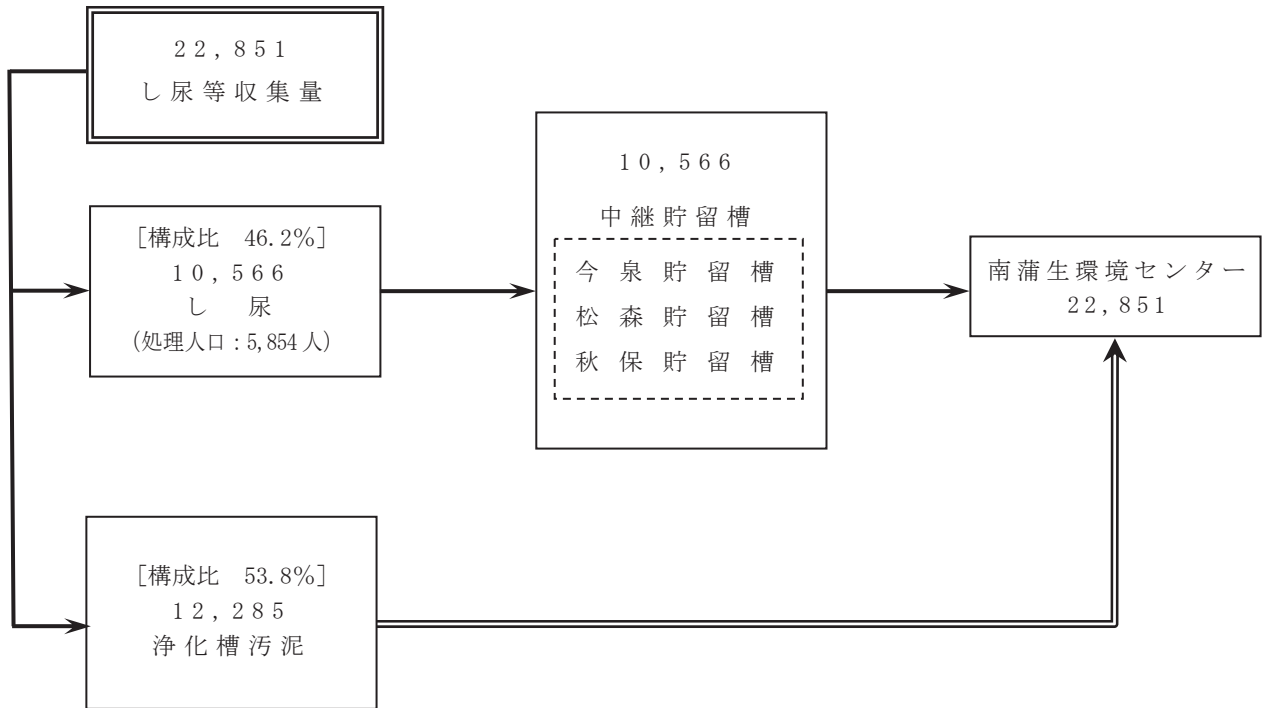




<図-18>

令和4年度 し尿等処理の流れ（実績）

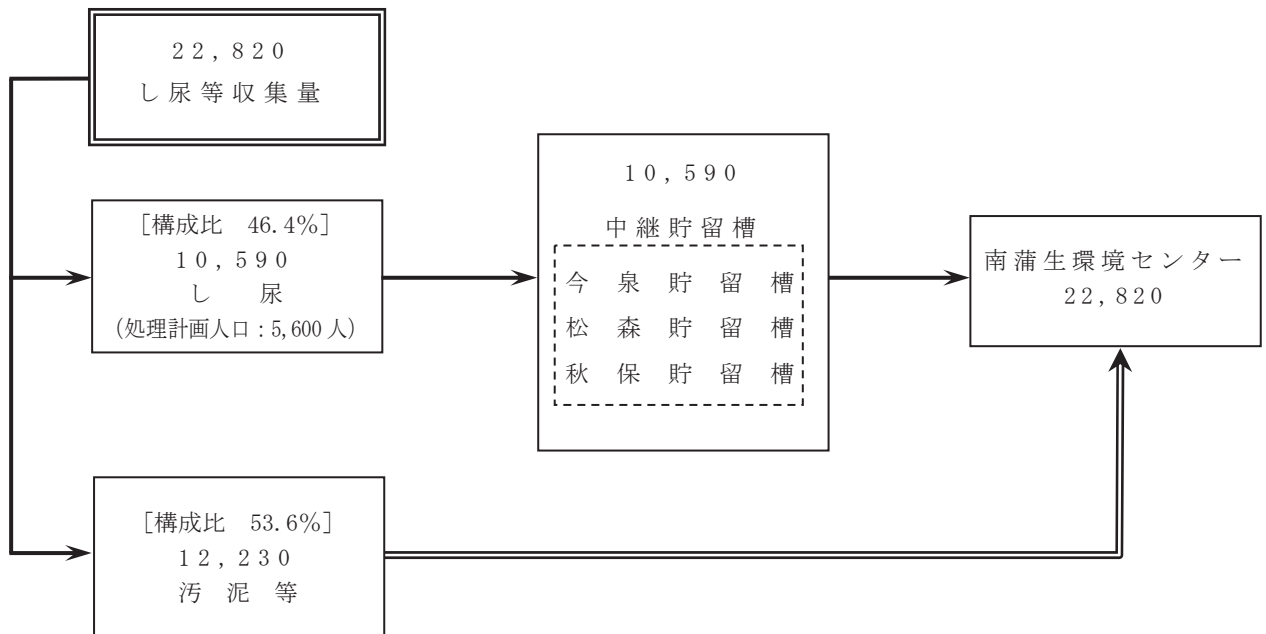
（単位：kℓ）



<図-19>

令和5年度 し尿等処理の流れ（推計）

（単位：kℓ）



### 3 災害への備え

仙台市災害救助物資管理要綱（平成7年12月27日市長決裁）に基づき、平成8年度から平成12年度にかけて、災害用簡易組立トイレを調達し、各指定避難所へ1箇所あたり5基を配備した。なお、令和5年4月1日現在で指定避難所は本市内に195箇所ある。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害用簡易組立トイレを最大493基を使用した。震災時に使用したもの等の補充として、平成23年度から平成27年度までの間に506基を新たに配備した。平成28年度以降は、不具合があるものを中心に古くなったものを含め計画的に更新を行っている。なお、和式トイレと洋式トイレの配備割合は、震災前は4：1であったが、洋式トイレの普及や高齢者等への配慮から、震災後に2：3へ変更し、さらに全基洋式トイレに更新することを目標に、令和4年度より和式トイレから洋式トイレへの更新を順次行っている。

平成29年度からは、各課・公所に指定避難所の担当が割り振られていることを踏まえ、組立トイレ組立講習会を開催している。職員が、避難所運営に欠かせない組立トイレの組立と使用について知識・技術を習得すること、及び指定避難所を会場として行う防災訓練等において、災害時に運営の主体となる住民に対し組立指導・説明を行うことが出来るようにすることを目的としている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の発生に伴い感染リスクの回避を図る必要性があることから開催を見合わせたが、令和4年度末までに対象となる全課を対象に講習会を開催し、延べ564名の職員が受講済である。令和5年度以降も継続して開催する予定である。

災害用携帯型簡易トイレは各指定避難所に58,500枚（1箇所あたり300枚）、5つの環境事業所に約71,500枚の合計約130,000枚を備蓄している。なお、平成28年4月に発生した熊本地震では、災害用携帯型簡易トイレを約20,000枚、支援物資として提供した。

## 第5節 産業廃棄物

### 1 概況

産業廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により、排出する事業者の責任で行うこととされている。この排出者責任の考え方は年々厳しくなっており、たびたびこれに対応する法改正等がなされている。

実際の処理については、そのほとんどが処理業者（収集運搬又は処分の許可を受けた業者）に委託して行われている。委託の場合、排出事業者には委託基準の厳守と産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられている。

本市では、法に基づく産業廃棄物処理業の許可関係事務や、処理業者等への立入検査等を中心とした各種の施策を通じて、排出事業者や処理業者に対し、適正処理等の指導を行っている。また、環境関連法規の頻繁な制定・改廃に柔軟に対応し、適正な目標の設定と有意な達成評価を行うため、平成9年度から5年ごとに策定していた「仙台市産業廃棄物処理指導計画」に代えて、平成18年度に基本的な方針や施策を体系化した「仙台市産業廃棄物処理指導方針」を新たに策定し、併せて「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」を各年度に策定することとして、計画的な指導を実施している。

### 2 産業廃棄物の発生状況

産業廃棄物対策を進める上で、市内の発生・排出・処理等の実態把握が不可欠であるため、本市では、毎年度宮城県が行う「宮城県産業廃棄物実態推定業務報告書」の調査データを活用して、仙台市内における産業廃棄物の発生状況を推計している。

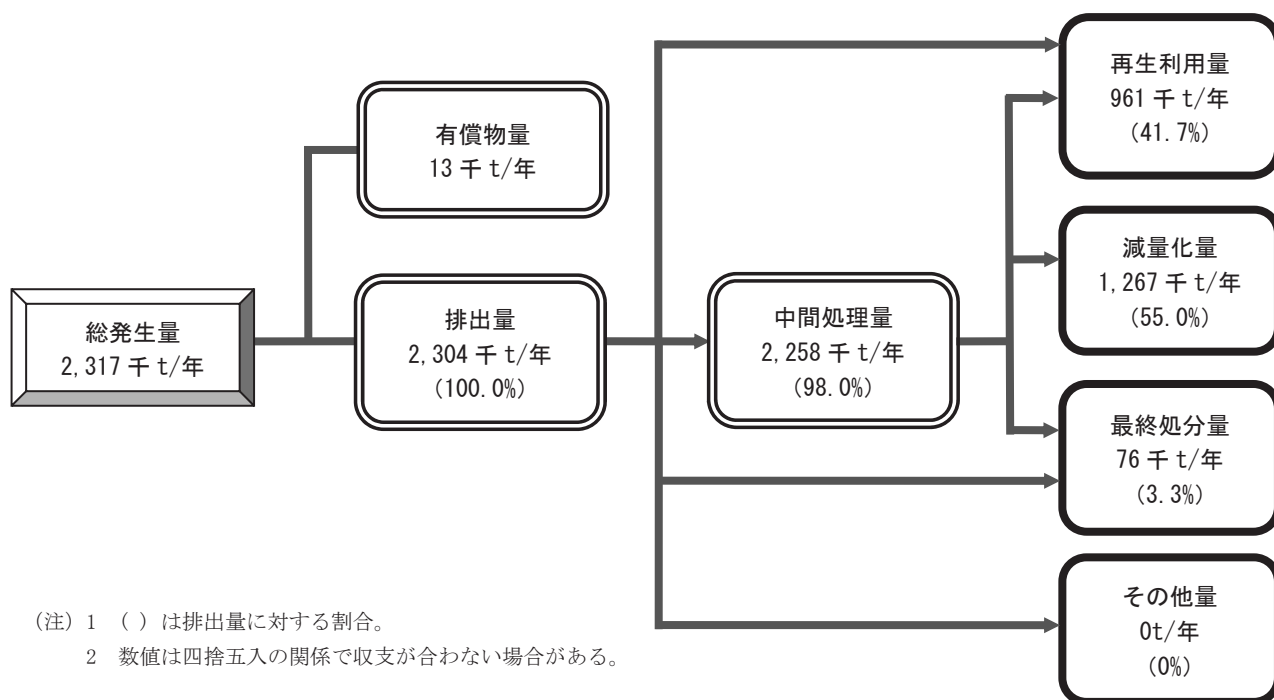
これによると、令和3年度に市内で発生した産業廃棄物の総発生量は約232万t、うち中間処理されることなく他者に有償で売却された有償物量が約1万3千t、これを除いた、中間・最終処理の対象となった排出量は約230万tと推計される。

排出量の内訳としては、下水道等から排出される汚泥が約131万1千t（56.9%）、解体工事現場等から排出されるがれき類が約59万9千t（26.0%）であり、これら2種類で全体の約8割を占めている。

処理状況をみると、＜図-20＞に示すとおり、中間処理を経るかあるいは直接そのまま再生利用された量は約96万1千t（41.7%）、焼却等の中間処理により減量化されている量が約126万7千t（55.0%）、最終（埋立）処分されている量が約7万6千t（3.3%）である。

<図-20>

産業廃棄物の発生及び処理状況（令和3年度）



### 3 産業廃棄物の処理状況

#### (1) 産業廃棄物処理業者の処理

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業者は、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」により、本市内で収集運搬や処分した量を市長に報告することと定められている。令和3年度に処理業者が取り扱った産業廃棄物の年間処理量は、<図-21>のとおりである。

##### ① 収集運搬

産業廃棄物の収集運搬量について取りまとめたものが<図-22>、<図-23>及び<表-88>である。令和3年度は、がれき類、燃え殻等の収集運搬量が増加したことにより、令和2年度に比べて約5万5千t増加し、合計約187万7千tとなった。

産業廃棄物の収集運搬量のうち、特別管理産業廃棄物について取りまとめたものが、<表-89>である。総計は、約2万2千tとなっており、廃酸・廃アルカリや廃石綿等の収集運搬量が増加したこと等により、令和2年度の約1.8倍となった。

##### ② 処分

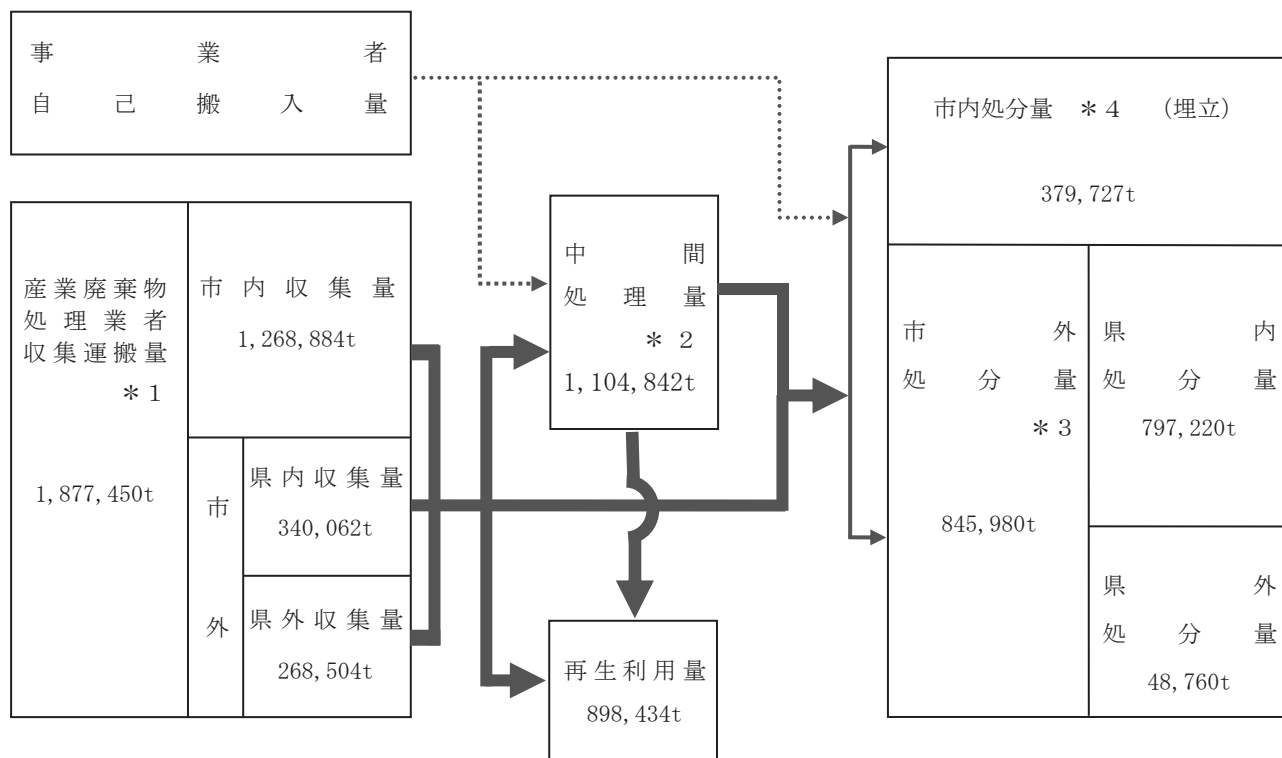
産業廃棄物の中間処理量及び埋立処分量は、<図-21>のとおり、合計約148万5千tとなっており、令和2年度から約4千tの減少となった。

そのうち、中間処理量は約110万5千tであり、令和2年度と比べて約8万3千t減少している。市内の埋立処分量は約38万tであり、令和2年度に比べ約7万9千tの増加となっている。

なお、再生利用量については約89万8千tであり、令和2年度と比べて約3万7千tの増加となっている。

<図-21>

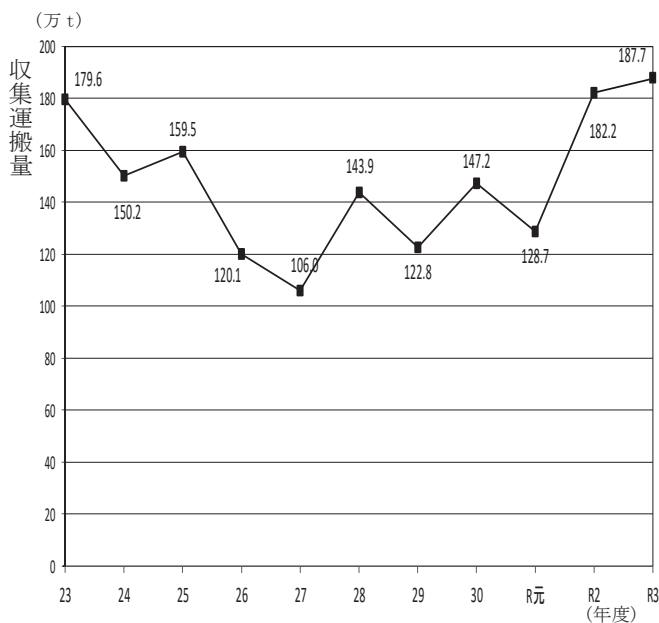
処理業者による産業廃棄物年間処理量（令和3年度）



(注) \* 1 収集運搬業者からの実績報告による。  
 \* 2 市内処分業者からの実績報告（自己搬入を含む）による。  
 \* 3 収集運搬業者からの実績報告による。また、市外処分量については、市内から搬出されたものに限る。  
 \* 4 市内最終処分業者からの実績報告による。

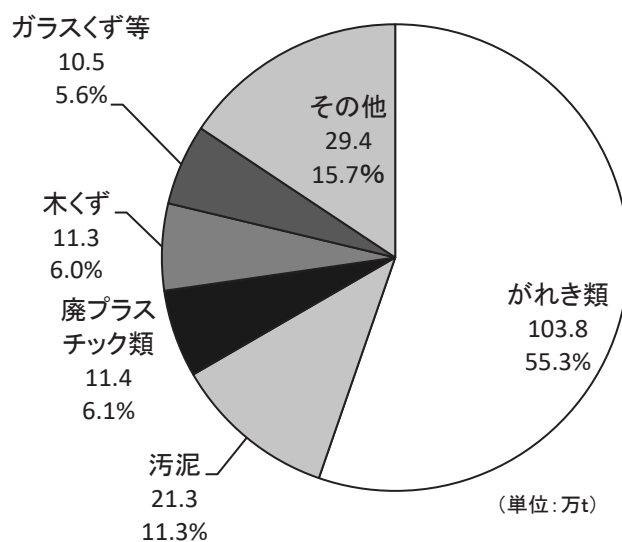
<図-22>

産業廃棄物の収集運搬量の推移（総量）



<図-23>

収集運搬量の種類別割合（令和3年度）



<表-88>

産業廃棄物の収集運搬量の推移（種類別）

(単位：t)

種類 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3	対前年度比(%)
燃 え 殻	27,151	27,572	24,247	39,027	53,127	136.1
汚 泥	225,294	253,550	217,477	274,847	213,057	77.5
廃 油	8,660	12,567	13,290	14,578	15,435	105.9
廃酸・廃アルカリ	3,820	4,196	6,103	2,472	2,846	115.1
廃プラスチック類	77,750	96,118	107,387	105,594	113,659	107.6
ゴムくず	645	43	463	139	249	179.1
紙 く ず	14,346	12,181	11,715	14,789	15,234	103.0
木 く ず	74,354	102,526	91,892	139,346	113,031	81.1
繊維くず	2,442	3,770	4,178	5,809	8,433	145.2
動植物性残さ	3,690	8,250	6,135	4,499	8,625	191.7
金属くず	22,167	33,315	36,120	29,085	35,878	123.4
ガラスくず類	68,999	82,245	83,312	82,006	105,090	128.1
鋳 さ い	5,337	9,207	20,567	23,919	11,658	48.7
がれき類	601,954	717,258	497,688	714,539	1,038,613	145.4
動物のふん尿	74	248	756	44	81	184.1
動物の死体	51	46	63	46	46	100.0
ばいじん	25,335	47,155	28,914	28,818	29,447	102.2
動物系固形不要物	492	596	540	588	603	102.6
政令第13号廃棄物	50,851	48,397	121,183	330,255	90,306	27.3
特別管理産業廃棄物	14,493	13,172	15,080	11,988	22,032	183.8
計	1,227,905	1,472,412	1,287,110	1,822,388	1,877,450	103.0

(注) 本表では特別管理産業廃棄物を含む総量を集計。

<表-89>

特別管理産業廃棄物の収集運搬量の推移（種類別）

(単位：t)

種類 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3	対前年度比(%)
廃 油	1,468	1,492	1,945	1,788	2,166	121.1
廃酸・廃アルカリ	2,464	1,844	1,375	450	895	198.9
感染性産業廃棄物	1,940	2,215	4,070	3,786	3,708	97.9
PCB廃棄物	235	392	213	133	162	121.8
廃水銀等	6	0	0	9	1	11.1
廃石綿等	7,009	4,743	5,803	4,456	13,164	295.4
その他の特定有害産業廃棄物	1,371	2,486	1,674	1,366	1,936	141.7
計	14,493	13,172	15,080	11,988	22,032	183.8

(2) 産業廃棄物再生利用の状況

処理業者による処理量のうち、市内の処理施設で再生利用されていることが明らかなものを、実績報告に基づき集計したのが<表-90>である。産業廃棄物再生利用量の経年変化は<図-24>に示すとおりである。

<表-90>

再生利用量の推移（種類別）

（単位：t）

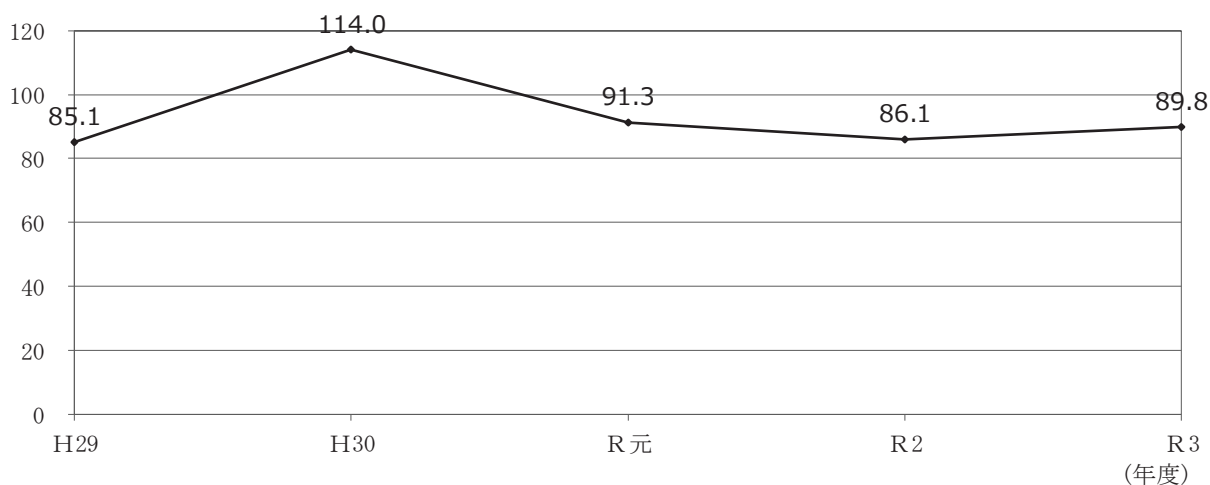
種類	年度	H29	H30	R元	R2	R3	対前年度比 （%）	備考
汚泥		169,675	272,139	214,344	119,972	68,536	57.1	再生土 土壌改良剤 コンポスト等
廃油		1,966	2,091	2,031	4,164	2,133	51.2	再生油
廃プラスチック類		3,922	4,957	5,613	4,300	5,570	129.5	原料，燃料等
紙くず		1,627	2,512	2,469	998	778	78.0	原料，燃料等
木くず		75,381	82,382	31,932	59,239	83,639	141.2	燃料，チップ等
金属くず		6,089	6,610	6,299	4,472	4,584	102.5	再生原料
ガラスくず類		40,348	62,958	54,561	125,923	136,519	108.4	路盤材等
鉱さい		0	0	0	0	0	-	
がれき類		545,716	699,964	592,137	539,269	593,027	110.0	建設資材
繊維くず		812	1,156	1,014	794	1,285	161.8	燃料用
動植物性残さ		4,988	5,422	2,781	1,942	2,363	121.7	
その他		0	0	0	0	0	-	
合計		850,522	1,140,191	913,181	861,073	898,434	104.3	

（注）数値は端数処理のため誤差がある。

<図-24>

再生利用量の推移（総量）

（単位：万t）



(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設には、排出事業者が自ら処理する自己処理用施設と排出事業者の委託により処理を行う処理業用の施設がある。また、いずれの施設もその種類と処理能力により法に基づく設置許可を要する場合がある。

施設の内訳については、設置許可施設が<表-91>、<表-92>、設置許可対象外の間接処理施設は<表-93>、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設のうち産業廃棄物に係るものは<表-94>のとおりである。令和4年度中に新たに設置許可を得た施設は、汚泥の脱水施設の1施設であった。

最終処分場の総残存容量については、令和2年度末には約243万4千m<sup>3</sup>（覆土分を含む）であったが、令和3年度中の埋め立てにより約47万2千m<sup>3</sup>減少したことと、埋立容量増により170万7千m<sup>3</sup>増加したことから、令和3年度末には約366万8千m<sup>3</sup>となっている。引き続き廃棄物の排出抑制や分別、再生利用の推進などが求められている。



<表-91>

産業廃棄物中間処理施設の設置許可状況

(令和5年4月1日現在)

設置主体 施設の種別	処 理 業 者						排 出 事 業 者					
	令和4年度						令和4年度					
	許 可		廃 止		許 可		廃 止		許 可		廃 止	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設 (10m <sup>3</sup> /日超)	10	1,165.9	0	—	0	—	5	592.2	1	80.0	0	—
汚泥の焼却施設 (5m <sup>3</sup> /日超または200kg/h以上)	2	24.8	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃油の油水分離施設 (10m <sup>3</sup> /日超)	1	24.0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃油の焼却施設 (1m <sup>3</sup> /日超または200kg/h以上)	2	14.6	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃プラスチック類の破碎施設 (5t/日超)	13	546.7	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
木くずの破碎施設 (5t/日超)	35	7,916.2	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
かたき類の破碎施設 (5t/日超)	43	27,404.9	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃プラスチック類の焼却施設 (0.1t/日超)	2	9.1	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
焼却施設 (200kg/h以上) (上記以外の焼却施設)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃酸、廃アルカリの中和施設 (50m <sup>3</sup> /日超)	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
合 計	108	—	0	—	0	—	5	—	1	—	0	—

- (注) 1 施設数は許可の延べ数である(重複有り)。  
 2 処理能力は日量である。  
 3 焼却施設はすべて、火格子面積2m<sup>2</sup>以上のものを含む。  
 4 許可は新規及び変更許可の数値

<表-92>

産業廃棄物最終処分場の設置許可状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		設 置 数	前年度増減	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容積 (m <sup>3</sup> )
管 理 型 処 分 場	処 理 業 者	2	0	240,742	6,697,736
	排 出 事 業 者	3	0	25,084	118,799
	計	5	0	265,826	6,816,535
安 定 型 処 分 場	処 理 業 者	2	0	127,985	3,330,346
	排 出 事 業 者	0	0	0	0
	計	2	0	127,985	3,330,346
合 計		7	0	393,811	10,146,881

(注) 設置数・埋立面積等は、埋立中の施設の合計

<表-93>

設置許可対象外の中間処理施設の設置状況

(令和5年4月1日現在)

施設の種類	処理業者の施設数	前年度増減
汚泥の脱水施設	10	0
汚泥の乾燥施設	2	0
焼却施設	0	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	4	0
破 碎 施 設	廃プラスチック類	32
	木  く  ず	11
	が れ き 類	2
その他の施設*	116	0
合 計	177	0

(注) \*汚泥の造粒固化施設、廃プラスチック類の圧縮梱包施設など

<表-94>

ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置届出状況

(令和5年4月1日現在)

	施 設 数	前年度増減
廃棄物処理法設置許可対象	2	0
処 理 業 者	2	0
排 出 事 業 者	0	0
廃棄物処理法設置許可対象外	3	0
処 理 業 者	0	0
排 出 事 業 者	3	0
合 計	5	0

#### 4 適正処理指導

本市では、法に基づき排出事業者や処理業者が行う届出や許可申請の際の指導のほか、立入検査やパトロール、講習会、講演会及びパンフレット等による広報、来庁者への説明等、様々な機会を利用し適正処理の指導を行っている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化義務やPCB特別措置法に基づく保管状況届出義務についても、指導の徹底を図っている。さらに、自動車リサイクル法に基づく適正処理に関する指導及び排出者に対する普及啓発を行っている。

##### (1) 排出事業者に対する指導

###### ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

循環型社会の構築を目指すために事業者に求められていることは、まず廃棄物の排出量及び有害性を低減すること、すなわち発生抑制であり、次がリサイクルである。そのうえでどうしてもリサイクルできないものについては、法に定められた排出事業者責任の原則に基づき、生活環境保全上支障を及ぼさないように適正に処理しなければならない。

法では委託により処理することが認められているが、それも排出事業者の適正処理責任を前提にしたことであり、その場合には価格の安さのみをもって処理業者を選定するようなことがあってはならない。事業者には許可された事業範囲を確認した上で、必要事項を記載した契約書により、収集運搬業者及び処分業者と個別に契約を結び、実際の処理段階ではマニフェストを使用し、それを適正管理することにより、処理状況を最後まで把握することが最低条件として求められており、今後更に事業者の理解を求め、周知を図っていく必要がある。

これに加え、廃棄物の発生段階までさかのぼって産業廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、平成7年度から平成9年度には、法及び仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき、産業廃棄物の発生量が多い排出事業者には、廃棄物の減量化、再生利用の促進に向けた処理計画書（5カ年計画）を提出させ、その実施状況について報告させた。平成13年度からは、法改正により、法に定める多量排出事業者は産業廃棄物処理計画を作成するとともに市長はこれを縦覧に供することとなったため、上記事業者等に対する処理計画書の提出指導及び提出された処理計画書の本市HP上での縦覧を行っている。

産業廃棄物の処理を委託する際に用いるマニフェストについて、国は排出事業者に対し、従来の紙マニフェストに代わり電子マニフェストの使用を推奨している。電子マニフェストの使用により、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者による情報共有の効率化とともに事務ミスの防止が期待できる。また、自治体は、随時照会可能な電子マニフェストの内容を根拠に、不適正処理に対する原因究明や指導等を迅速かつ効果的に実施できるようになる。市内の民間事業者における電子マニフェスト導入を進めるため、本市は令和5年度から排出事業者としての電子マニフェスト使用を原則としている。

また、産業廃棄物のうち、爆発性や毒性、感染性など人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものは「特別管理産業廃棄物」として、管理責任者の設置や処理実績の報告などが義務付けられるなど特に厳しい管理が求められているため、排出事業者に対する周知徹底に努めるとともに、立入検査等により適正処理の指導を行っている。

病院に対しては、仙台市保健所が行う医療法に基づく医療監視に帯同して立入検査を行い、国が示した感染性廃棄物処理マニュアルに従い適正処理がなされているかどうかを確認し、不適正な点については助言・指導を行っている。

## ② PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

特別管理産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（PCB）は主に電気機器等の絶縁油として用いられた物質であるが、PCB廃棄物は難分解性で、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれがあるため、PCB特別措置法によって処理期限や保管状況届出義務等が定められている。しかし、そのことを知らずにPCB廃棄物を保管している事例等があるため環境省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に従い、平成27年度以降継続的にアンケート調査及びそのフォローアップを実施してきた。高濃度PCB廃棄物の処理期限は、機器等の種類に応じて令和4年3月31日及び令和5年3月31日で終了したが、掘り起こし調査により新規発見された機器等の保管事業者や、既存の保管状況届出事業者に期限内処理を指導してきた結果、令和4年度末時点では、期限経過後も未処理の事業者に対する改善命令及び行政代執行を要する案件は無かった。一方で、低濃度PCB廃棄物については処理期限が令和9年3月31日と定められていることから、引き続き、関係機関等と連携して、保管事業者に対する期限内処理の指導啓発等に取り組む必要がある。併せて、適正処理推進のため電気工事業者等に対する判別方法の周知も必要である。

## (2) 立入指導

### ① 処理業者に対する指導

本市内で他人の産業廃棄物の収集、運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者は、法に基づく市長等の許可が必要である。

産業廃棄物処理業の許可は、取り扱う産業廃棄物の種類及び処理方法により、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4業種に区分されており、その許可期限はそれぞれ5年間である。なお、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により認定された業者の許可期限は7年間となる。

令和5年4月1日現在の、本市による処理業の許可状況は〈表-95〉のとおりである。このうち収集運搬業は68件、処分業は101件となっている。なお、法改正により、平成23年度から許可の合理化が行われ、収集運搬業の許可について一部例外を除き宮城県知事に一本化されたことに伴い、収集運搬業の許可件数はそれ以前に比して減少している。

処理業者に対しては、適正な受託、マニフェストの適正な使用、帳簿の管理、処理実績報告書の提出、施設の維持管理基準の遵守等について、立入検査その他の機会において指導している。

<表-95>

処理業の許可状況

(令和5年4月1日現在)

許可区分	許可件数*1	前年度増減	許可業者所在地別内訳*2			優良産業廃棄物 処理業者*3
			市内	県内	県外	
産業廃棄物収集運搬業	49	-2	23	1	25	5
産業廃棄物処分業	94	0	61	9	24	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業	19	-2	7	0	12	6
特別管理産業廃棄物処分業	7	0	6	0	1	2
合計	169	-4	97	10	62	22

(注) \*1 許可件数は延べ数。  
 \*2 許可業者が個人にあってはその住所、法人にあってはその本店の所在地である。  
 \*3 認定業者は延べ数。

② 産業廃棄物処理施設に対する指導

設置許可対象施設及び処理業の用に供する全ての処理施設を設置又は変更する場合は、法及び要綱に定める構造基準に基づき適正な設置及び維持管理を指導している。小規模な自己処理用施設に対しても、適正処理のため要綱に準じた施設設置を指導している。

また、埋立中及び埋立完了の最終処分場、焼却施設、脱水施設等を対象として立入を行い、処理施設からの排水並びに地下水の水質検査、汚泥等の溶出検査を実施している。産業廃棄物処理施設の水質検査等の実施件数は〈表-96〉のとおりである。その他にも、調査・苦情関連で随時、検査を実施している。

さらに、平成9年に法改正及び焼却炉排ガス中のダイオキシン類濃度規制等の政省令改正があり、廃棄物の処理に関する規制が強化されたことを受け、平成10年度からは、焼却施設に対し、構造基準・維持管理基準適合状況調査、排ガス自主検査への立会い、本市による排ガス濃度調査などを実施するなど、ダイオキシン類排出抑制の指導を進めている。

ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設（廃棄物焼却炉）を設置している事業場に対する測定等の実施件数は〈表-97〉のとおりである。

<表-96>

令和4年度 産業廃棄物処理施設における水質検査等の件数

区 分		水質検査					溶出検査								
		放流水		地下水		その他	汚泥		燃え殻		ばいじん		その他		
最終処分場	処理業者	安定型処分場	2	(2)	4	(2)	5	(2)							
		管理型処分場	3	(2)	8	(2)	5	(2)	3	(2)					
		安定型処分場 (埋立終了)	1	(1)	1	(1)	1	(1)							
		管理型処分場 (埋立終了)	12	(1)	19	(1)									
	排出事業者	管理型処分場	3	(3)											
中間処理施設		6	(5)					6	(4)	3	(2)	1	(1)	4	(4)
小 計		27	(14)	32	(6)	11	(5)	9	(6)	3	(2)	1	(1)	4	(4)
合 計		70					17								

(注) 検査件数は延べ件数であり、( )内は検査事業所数である。

<表-97>

令和4年度 ダイオキシン類対策特別措置法特定施設におけるダイオキシン類測定等の実施件数

	行政測定		自主測定時の立会い	
	件数	事業場数	件数	事業場数
廃棄物処理法設置許可対象	3	2	3	2
処理業者	3	2	3	2
排出事業者	0	0	0	0
廃棄物処理法設置許可対象外	3	3	3	3
処理業者	0	0	0	0
排出事業者	3	3	3	3
合 計	6	5	6	5

③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく指導

平成17年1月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車は最終所有者から引取り(引取業)、エアコン等に使用されているフロン類を回収(フロン類回収業)し、その後外装、内装を取外し解体(解体業)、最終的に破砕処理(破砕業)することとなっており、各行程において登録(引取業、フロン類回収業)または許可(解体業、破砕業)が必要である。登録及び許可の期限はそれぞれ5年間である。登録及び許可状況は<表-98>のとおりである。

登録又は許可業者に対しては、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが運用する自動車リサイクルシステムの適正な使用、施設の維持管理基準の順守等について、立入検査等により指導している。

<表-98>

使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可の件数

区分 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4
引取業	143	141	140	134	121
フロン類回収業	58	58	57	58	52
解体業	23	21	21	21	21
破砕業	3	3	3	3	3



### (3) 市内搬入処分の事前届出

本市は、平成3年7月より平成29年3月まで、特定有害産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の中で特に有害な廃石綿や指定下水汚泥等）又は1月に5tを超える産業廃棄物の県外搬出又は市内搬入による処分を行おうとする者について、あらかじめ市長の承認を受けなければならないことを定め、要綱に基づく指導を行っていた。

平成29年4月からは、他自治体の状況等も踏まえて手続きを簡略化することとし、事前承認制から事前届出制に変更する要綱改正を行った。届出の対象についても、市内搬入については、特定有害産業廃棄物も他の産業廃棄物と同様、1月に5tを超えるものとするよう要件を緩和し、県外搬出については手続き自体を廃止した。

令和4年度までの近年の届出状況は、〈表-99〉のとおりである。

〈表-99〉

市内搬入処分の届出状況

排出者	H30		R元		R2		R3		R4	
	事業者数	届出量	事業者数	届出量	事業者数	届出量	事業者数	届出量	事業者数	届出量
建設業者	393	127,613	528	127,744	474	91,863	589	190,651	570	127,645
中間処理業者	351	534,665	311	523,689	313	557,735	338	601,066	339	594,515
製造業・その他	77	99,674	102	146,458	99	91,697	104	120,591	81	83,425
合計	821	761,952	941	797,891	886	741,295	1,031	912,308	990	805,585

(注) 届出量は、各年度で受付をした数量（予定）の合計であり、単位はt/年である。

産業廃棄物の市内搬入処分については、搬入先における適正処理量を超えることのないよう確認し、また、排出者に対して減量化・再生利用に関する計画や管理体制等についての資料提出を求める等の指導を行っている。各年度の届出量は、建築物の解体・新築工事の着工件数や最終処分場の整備状況等の要因により変動がある。

### (4) 不法投棄等対策

産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等について適正処理の指導を行っているほか、パトロールの実施等により、不適正処理の防止に努めている。

#### ① 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）

産業廃棄物の不適正処理等に迅速かつ的確に対応するとともに、当事者等に対し原状回復及び適正処理の指導を行い、未然防止や再発防止に努めることを目的として、警察OBの嘱託職員を専任として配置している。平成9年度に1人からスタートし、その後増員して、平成20年度から平成28年度までは9人、平成29年度からは7人となっている。令和4年度の排出事業者や処理施設等への立入指導の回数は、延べ261回であった。

また、平成20年度から、本市一般廃棄物焼却工場への産業廃棄物の搬入を防止するため、粗大ごみ破砕施設のある葛岡工場及び今泉工場の搬入窓口で年間を通じて随時監視・指導を行っている。

#### ② 通報窓口「産廃110番」

不適正処理について市民からの情報を得ることにより早期発見等に努めるため、平成10年度から開設しており、令和4年度の受付・対応件数は236件であった。

### ③ 現職警察官の配置

悪質な事案や解決に時間を要する事案の増加に対応するため、平成15年度から現職警察官1人を配置し、調査体制を強化するとともに、産廃Gメンと連携し告発を含めた厳正な対処を行っている。

### ④ 関係機関等の連携

宮城県警察・仙台市産廃Gメン連絡協議会による宮城県警察との連携のほか、「南東北産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」による宮城県・福島県・山形県等との連携などを通じ、不適正処理に関する情報交換や合同パトロール等を行い、不適正処理の防止に努めている。

### ⑤ 不法投棄監視カメラの設置

悪質な不法投棄に対応するため、平成18年1月から監視カメラを導入し、監視カメラ設置告知看板と併せて、不法投棄が多発している重点地区に設置して、監視体制を強化している。

### ⑥ 休日パトロール等の実施

休日等における不法投棄等の未然防止及び迅速な対応を図るため、平成18年度から民間業者に委託してパトロールを実施している。

<表-100>

不法投棄の処理状況

区 分 \ 年 度	H30	R元	R2	R3	R4
処 理 件 数 (内・集積所)	2,486 (2,277)	1,804 (1,701)	1,682 (1,597)	1,429 (1,359)	1,248 (1,186)
処 理 量 ( t )	71	69	56	48	39

(注) 集積所に出された不適正排出物の処理事案を含む。

### (5) 啓発

法の内容等について周知徹底を図るため、排出事業者向けのパンフレットの作成や文書の送付、講演会を開催しているほか、業界団体主催の講習会に講師を派遣し、指導・啓発を行っている。また、産業廃棄物に関する許可、処理施設設置等の手続きについては、各種の手引書を作成し、仙台市ホームページに掲載している。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業者の名簿や不法投棄対策についてなどを仙台市ホームページに掲載することで、市民に向け情報を提供している。



# 第Ⅳ章 資 料

1	仙台市環境基本条例	107
2	仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例	110
3	仙台市環境影響評価条例	114
4	仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例	123
5	仙台市公害防止条例	127
6	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	131
7	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	140
8	廃棄物処理手数料等	142
9	廃棄物処理施設の受入基準等	143
10	(株)仙台市環境整備公社(概要)	145
11	仙台市の環境保全事業の歩み及び年表	146
12	仙台市の廃棄物処理事業の歩み及び年表	154



## ○仙台市環境基本条例

平成八年三月一九日  
仙台市条例第三号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則(第一条—第六条)

## 第二章 環境の保全及び創造に関する施策

## 第一節 施策の基本方針等(第七条—第十条)

## 第二節 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第十一条—第二十五条)

## 第三節 地球環境保全の推進(第二十六条・第二十七条)

## 第三章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制(第二十八条・第二十九条)

## 第四章 環境審議会(第三十条)

## 附則

わたしたちは、これまで、「公害市民憲章」や「仙台市公害防止条例」を制定し、公害の未然防止及び排除に努めるとともに、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」を制定するなど、積極的に「杜の都」の環境を守るための努力を続けてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組だけでは対応が困難な都市型、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきており、さらに、個々人の活動及び都市の活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有する。

特に、わたしたちは、日々の暮らしが、先人のたゆまぬ努力によって守られ、かつ、築き上げられてきた「杜の都」の自然環境及び歴史的、文化的な所産の恵沢によって支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという重要な使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この仙台が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な、世界に誇りうる都市となることをめざし、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代の市民に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## (市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第六条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第二章 環境の保全及び創造に関する施策

### 第一節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第七条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること
- 三 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、杜の都の自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること
- 四 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること
- 五 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること

(環境基本計画)

第八条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 環境の保全及び創造に関する目標
  - 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
  - 三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
  - 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、仙台市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第九条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との

整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第十条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第二節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の措置)

第十一条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、あらかじめ適切な段階で、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講じなければならない。

(規制の措置)

第十二条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第十三条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第十四条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るように誘導するため、必要かつ適正な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(杜の都の緑豊かな環境の確保等の推進)

第十五条 市は、森林その他の杜の都の風土を象徴する緑が有する環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備並びに市街地等における緑化の推進に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、杜の都の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共的施設の整備その他の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための事業の推進及び水、緑等に包まれた魅力ある都市空間の形成に関し必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第十六条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量等の推進)

第十七条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第十八条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第十九条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第二十条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。))が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(事業者の環境管理の促進)

第二十一条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減についての取組を実効あるものとするため、事業者の環境管理(環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、担当部署の設置等の体制整備及びこれらの監査の実施等をいう。))の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第二十二条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に提供するように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第二十三条 前四条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第二十四条 市は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十五条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

### 第三節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第二十六条 市は、前節に掲げる施策と相まって、地球環境保全に貢献することのできる施策を積極的に推進しなければならない。

(地球環境保全に関する国際協力)

第二十七条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

### 第三章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

(総合的な調整等のための体制)

第二十八条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

(市民等との協働体制)

第二十九条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民、事業者及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めなければならない。

### 第四章 環境審議会

第三十条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、仙台市環境審議会(以下「審議会」という。))を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画に関すること

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員三十人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。



## 資料2

### ○仙台市地球温暖化対策等の推進に関する 条例

令和元年一〇月二三日  
仙台市条例第一二号

#### 目次

#### 第一章 総則（第一条一第七条）

#### 第二章 地球温暖化対策等の推進

##### 第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画（第八条）

##### 第二節 地球温暖化の防止

###### 第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等（第九条一第十五条）

###### 第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第十六条一第二十六条）

##### 第三節 気候変動適応（第二十七条）

#### 第三章 雑則（第二十八条一第三十三条）

#### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策等 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。第三十二条において同じ。）及び気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。以下同じ。）に関する施策をいう。
- 三 温室効果ガス 法第二条第三項各号に掲げる物質をいう。
- 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- 五 特定事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - イ 本市の区域内に、年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者
  - ロ 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの物質の排出の量が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者（イに掲げる者を除く。）

- ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を営業者で、使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十九条第一項において同じ。）（市長が定めるものに限る。）の総数が当該年度の前年度の末日において市長が定める台数以上であるもの

##### 六 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。

##### （基本理念）

第三条 地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- 二 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
- 三 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 四 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

##### （市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念（第七条において「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策等を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、地球温暖化対策等について、事業者及び市民等の関心と理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するものとする。

##### （事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応について、その従業員の関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

##### （市民等の責務）

第六条 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

##### （協働による取組）

第七条 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動適応に取り組むものとする。

#### 第二章 地球温暖化対策等の推進

##### 第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画

第八条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関

する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 推進計画の目標
  - 三 法第二十一条第三項各号に掲げる事項
  - 四 気候変動適応に関し市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境基本条例（平成八年仙台市条例第三号）第三十条第一項の仙台市環境審議会（第七項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による推進計画の変更について準用する。
- 7 市長は、推進計画の実施状況について、毎年度、審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

## 第二節 地球温暖化の防止

### 第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等 （事業者温室効果ガス削減指針）

第九条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資するため、事業者がその事業活動において温室効果ガスの排出の量を削減するために講ずべき措置に関する指針（以下「事業者温室効果ガス削減指針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、事業者温室効果ガス削減指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。  
（事業者温室効果ガス削減計画書の提出）
- 第十条 特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間（特定年度（令和二年度及び同年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。）の初日から同日から起算して三年を経過する日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該計画期間におけるその事業活動（第二条第五号イに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号イの事業所におけるもの、同号ロに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号ロの事業所におけるものに限る。以下この款において同じ。）に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者温室効果ガス削減計画書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、事業者が計画期間の中途において特定事業者となったときは、特定事業者となった年度前の年度におけるその事業活動に関する事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、及び提出することを要しない。
- 2 事業者温室効果ガス削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 二 事業者温室効果ガス削減計画書を提出する年度の前年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- 三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標
- 四 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容
- 五 前号の措置を推進するための体制
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 市長は、第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。
- 4 第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、当該事業者温室効果ガス削減計画に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書を市長に提出しなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項の規定による事業者温室効果ガス削減計画書の提出について準用する。  
（事業者温室効果ガス削減報告書の提出）

第十一条 計画書提出特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間の各年度について、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業者温室効果ガス削減報告書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない。

- 一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- 二 前条第二項第三号の目標を達成するために実施した措置の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。  
（事業者温室効果ガス削減報告書の評価）

第十二条 市長は、前条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書（計画期間の最後の年度に係るものに限る。）が提出されたときは、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該事業者温室効果ガス削減報告書について評価を行うものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行ったときは、当該評価に係る計画書提出特定事業者に対し、速やかに、当該評価の結果を通知するものとする。
- 3 市長は、第一項の評価の結果が優良であると認める計画書提出特定事業者について、速やかに、その旨を公表するものとする。  
（表彰）

第十三条 市長は、前条第一項の評価の結果が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰することができる。  
（助言）

第十四条 市長は、計画書提出特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が効果的に行われるよう、当該計画書提出特定事業者に対し、必要な助言をすることができる。



(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出等)

第十五条 特定事業者以外の事業者(次項において「一般事業者」という。)は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該計画期間に係る事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

- 2 第十条(第一項を除く。)から前条までの規定は、一般事業者が前項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第十条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)」とあり、並びに第十一条第一項本文、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「第十五条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と、第十条第四項中「提出しなければならない」とあり、及び第十一条第一項中「提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない」とあるのは「提出することができる」と、前条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「次条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と読み替えるものとする。

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組

(エネルギーの使用の合理化)

第十六条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(設備等の使用の方法)

第十七条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、その日常生活において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

(環境物品等の選択)

第十八条 事業者及び市民等は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるときは、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めなければならない。

(公共交通機関の利用の推進等)

第十九条 事業者は、その事業活動及びその従業員の通勤において、自動車等(自動車及び道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。次項及び次条において同じ。)の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、自動車等の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩により移動するよう努めなければならない。

(自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十条 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。

- 2 自動車等を運転し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、当該自動車等を適切に運転し、又は整備するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギーの優先的な利用)

第二十一条 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用するよう努めなければならない。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十二条 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。第二十五条において同じ。)を新築し、増築し、又は改築しようとする者は、当該建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第二十三条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第二十四条 森林を所有し、又は管理する者は、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、その森林を適切に保全し、及び整備するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第二十五条 土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その土地又は建築物に係る緑化の推進に努めなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 市は、事業者及び市民等が行う地球温暖化の防止に資する各種の取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第三節 気候変動適応

第二十七条 市は、地域の特性を踏まえ、気候の変動による影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候の変動による影響の効果的な活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。
- 3 市民等は、その日常生活に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識の習得に努めなければならない。

### 第三章 雑則

(報告の徴収等)

第二十八条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者その他の関係者に対し、この条例に基づく必要な措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第二十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計画書提出特定事業者その他の

関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勸告)

第三十条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 第十条第一項若しくは第四項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減計画書を提出せず、又は第十一条第一項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなかった者
- 二 事業者温室効果ガス削減計画書又は事業者温室効果ガス削減報告書に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第二十八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表)

第三十一条 市長は、前条の規定による勸告を受けた者が、当該勸告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 当該勸告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - 二 公表の原因となる事実
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(電気事業者等の協力)

第三十二条 市長は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及びガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス事業者(本市の区域内にエネルギーを供給しているものに限る。)に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 資料3

### ○仙台市環境影響評価条例

平成一〇年一月一六日  
仙台市条例第四四号

#### 目次

- 第一章 総則(第一条一第三條)
- 第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針(第四条・第五條)
- 第三章 環境影響評価に関する手続
  - 第一節 事前調査書(第六條)
  - 第二節 方法書(第七條一第十條)
  - 第三節 環境影響評価の実施等(第十一條・第十二條)
  - 第四節 準備書(第十三條一第十八條)
  - 第五節 評価書(第十九條一第二十一條)
  - 第六節 対象事業の実施の制限等(第二十二條・第二十三條)
- 第四章 事後調査に関する手続(第二十四條一第三十一條)
- 第五章 対象事業の内容の変更等(第三十二條一第三十四條)
- 第六章 都市計画対象事業に関する特例(第三十五條一第三十七條)
- 第七章 法対象事業等に係る条例の手続(第三十八條一第四十五條)
- 第八章 仙台市環境影響評価審査会(第四十六條)
- 第九章 雑則(第四十七條一第五十三條)

#### 附則

##### 第一章 総則

###### (目的)

第一条 この条例は、環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号。以下「基本条例」という。)の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

###### (定義)

- 第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- 2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に、当該事業に係る環境影響について行う調査をいう。
- 3 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であって、規模、実施される地域等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)

第二条第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)及び法第四条第三項第一号又は第二号の措置がとられる前の法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。

- 一 道路の新設又は改築の事業
  - 二 ダム、堰せき又は放水路の新築又は改築の事業
  - 三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
  - 四 飛行場の設置又は変更の事業
  - 五 工場、事業場又は研究所の建設の事業
  - 六 電気工作物の設置又は変更の事業
  - 七 廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業
  - 八 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
  - 九 下水道の終末処理場の設置又は変更の事業
  - 十 住宅団地又は別荘団地の造成の事業
  - 十一 工業団地、研究所団地又は流通業務団地の造成の事業
  - 十二 学校用地の造成の事業
  - 十三 スポーツ施設又はレクリエーション施設の用地の造成の事業
  - 十四 浄水施設又は配水施設の用地の造成の事業
  - 十五 公園の建設の事業
  - 十六 墓地又は墓園の造成の事業
  - 十七 畜産施設の設置又は変更の事業
  - 十八 土石の採取の事業
  - 十九 土地区画整理事業
  - 二十 公有水面の埋立て又は干拓の事業
  - 二十一 大規模建築物又は高層の建築物若しくは工作物の建設の事業(前各号に掲げる事業の種類に該当するものを除く。)
  - 二十二 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類
- 4 この条例(次条第二項を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施し、又は実施しようとする者(国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をし、又はしようとする者)をいう。(平二三、一二・改正)
- (市等の責務)

第三条 市は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集、整理及び提供に努めるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究並びにその成果の普及に努めなければならない。

- 2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない。
- 3 市民は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの有益な情報の提供その他の方法により、当該手続の実施に協力するように努めなければならない。

#### 第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針 (環境の構成要素に係る項目)

第四条 市長は、基本条例第七条に規定する環境の保全及び創造に関する施策の基本方針を踏まえ、対象事業に係る環境影響についての調査、予測及び評価を行うべき

環境の構成要素に係る項目として一般的に認められるものを規則で定めなければならない。

(技術指針)

第五条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に係る指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。

- 一 第六条第一項の規定による事前調査の実施の手法及び事前調査書の作成の方法
  - 二 第七条第一項の規定による環境影響評価方法書の作成の方法
  - 三 第十一条第一項の規定による環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の方法
  - 四 第十二条及び第十九条第一項第三号の規定による環境影響評価の実施の手法並びに第十三条第一項の規定による環境影響評価準備書の作成及び第十九条第二項の規定による環境影響評価書の作成の方法
  - 五 第二十六条(第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事後調査の実施の手法及び事後調査報告書の作成の方法
  - 六 第四十二条第一項の規定による事後調査計画書の作成の方法
  - 七 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項で必要と認められるもの
- 2 市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。
  - 3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。
  - 4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。

### 第三章 環境影響評価に関する手続

#### 第一節 事前調査書

第六条 事業者は、対象事業の立案に際し(法第四条第三項第二号の措置がとられた対象事業にあっては、当該措置がとられた後、速やかに)、技術指針で定めるところにより、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、文献調査その他の方法により、規則で定める項目ごとの調査(以下「事前調査」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した事前調査書を作成しなければならない。

- 一 事前調査の対象とした地域の範囲
  - 二 事前調査の結果をその項目ごとに取りまとめたもの
  - 三 第一号の地域に存する野生生物、地形その他の自然物及び森林、水辺地その他の地域のうち事業の実施に当たり保全しようとするもの
  - 四 前号に掲げるもののほか、事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮しようとする内容
- 2 事業者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項の記載に際しては、基本条例第八条の規定に基づき定められた仙台市環境基本計画との整合が図られるよう十分に配慮しなければならない。
  - 3 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて事前調査書を作成することができる。
  - 4 市長は、事前調査を行うべき項目に関する基礎的な情報を収集し、かつ、整理し、事業者にこれを提供するように努めなければならない。

#### 第二節 方法書

(方法書等の提出)

第七条 事業者は、事前調査書に記載されているところにより環境の保全及び創造についての適正な配慮をして対象事業の計画を検討した後、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成し、これを要約した書類(第三項において「要約書」という。)及び当該方法書に係る事前調査書と併せて、市長に提出しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - 二 対象事業の名称、目的及び内容
  - 三 対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)の範囲及びその概況
  - 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 前条第三項の規定は、方法書の作成について準用する。
  - 3 第一項の規定による方法書、要約書及び事前調査書(以下「方法書等」という。)の提出は、当該対象事業の内容がおおむね特定され、かつ、環境影響評価の結果に基づいてその計画を修正することが可能な時期に行わなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書等の公告及び縦覧等)

第八条 市長は、方法書等の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、方法書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書等を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- 2 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(第四十三条第三項及び第五十条第六項を除き、以下「免許等」という。)又は届出(当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)が必要とされる対象事業について、前項の規定による公告を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る方法書等を送付するものとする。

(平一一、一二・平二三、一二・改正)

(方法書説明会の開催等)

第八条の二 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る方法書に記載された関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書



説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

4 事業者は、方法書説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由を、書面により市長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三、一二・追加)

(方法書についての意見書の提出等)

第九条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第八条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し(意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面)を市長に送付しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書についての市長の意見)

第十条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、前条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

(平一一、一二・改正)

### 第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定等)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の意見に配慮して関係地域の範囲及び第七条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、必要があると認めるときは関係地域の範囲を修正し、かつ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

### 第四節 準備書

(準備書の提出)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを要約した書類(次条において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第九条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の市長の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 関係地域の範囲及びその概況

六 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

七 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

八 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

九 事後調査(前号イに掲げる措置が事業に係る工事の着手後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの

ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間

イ その他規則で定める事項

十 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第六条第三項の規定は、準備書の作成について準用する。

3 第一項の規定による準備書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期までに行わなければならない。

(平二三、一二・改正)

(準備書の公告及び縦覧等)

第十四条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、準備書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 第八条第二項の規定は、準備書及び要約書の送付について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書説明会の開催等)

第十五条 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る準備書に記載された関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十五条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十五条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書についての意見書の提出等)

第十六条 準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第十四条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写し(意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面)を市長に送付しなければならない。

(公聴会の開催)

第十七条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けた場合において、次条第一項の意見を述べるため必要があると認めるときは、遅滞なく、公聴会を開催するものとする。

2 市長は、事業者に対し、公聴会への同席について協力を求めることができる。  
3 市長は、第一項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、聴取した意見の概要その他の公聴会の結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての市長の意見)

第十八条 市長は、第十六条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、第十六条第一項の意見、同条第二項の事業者の見解及び前条第三項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。  
3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

#### 第五節 評価書

(評価書の提出)

第十九条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十六条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第七条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 第六条から第二十一条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ること
- 二 第七条第一項第一号又は第十三条第一項第二号から第四号まで、第七号、第九号若しくは第十号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項、次条及び第二十一条の規定による環境影響評価に関する手続を経ること
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと
- 2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、技術指針で定めるところにより作成し、これを要約した書類

(次条及び第二十一条において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

- 一 第十三条第一項各号に掲げる事項
- 二 第十六条第一項の意見の概要
- 三 前条第一項の市長の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

第二十条 市長は、評価書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、評価書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(免許等を行う者等への要請)

第二十一条 市長は、対象事業の実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる場合において、前条の規定による公告の日までに当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る評価書及び要約書を送付するとともに、当該免許等又は特定届出の審査に際し、当該評価書の記載事項に配慮し、当該事業に関する環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

(平二三、一二・改正)

#### 第六節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第二十二条 事業者は、第二十条の規定による公告の日以後でなければ、対象事業(第十九条第一項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

(事業者の環境の保全及び創造についての配慮)

第二十三条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全及び創造についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

#### 第四章 事後調査に関する手続

(工事着手届)

第二十四条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときは、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(工事完了届)

第二十五条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したとき(当該工事の完了前に、当該工事に係る土地又は工作物の供用(土地又は工作物において当該事業の目的である活動が行われることをいう。以下同じ。))が開始されたときを含む。)は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事後調査の実施等)

第二十六条 事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に基づいて、技術指針で定めるところにより、事後調査を行い、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を適切な時期ごとに作成しなければならない。

- 一 第十三条第一項第一号に掲げる事項
- 二 対象事業が実施される区域

- 三 対象事業に係る評価書に記載された関係地域の範囲
- 四 対象事業に係る工事の進捗状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用の状況
- 五 環境の保全及び創造のための措置の実施状況
- 六 事後調査の項目、手法及び対象とする地域
- 七 事後調査の結果
- 八 前号の結果に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとし、又は講じた場合にあっては、その内容
- 九 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 十 その他規則で定める事項

(事後調査報告書の提出)

第二十七条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、遅滞なく、これを市長に提出しなければならない。

(事後調査報告書の公告及び縦覧)

第二十八条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、事後調査報告書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(工事着手後の環境の状況等に対する意見の申出)

第二十九条 事業者が対象事業に係る工事に着手した日(以下「工事着手日」という。)以後、当該対象事業に係る評価書に記載された関係地域における環境の状況又は第二十六条第五号の措置の実施状況が明らかに評価書に記載されているところと異なり、かつ、環境の保全及び創造の見地から当該異なる状況について是正の必要があると認める者は、工事着手日から当該対象事業に係る最後の事後調査報告書の縦覧期間満了の日までの間に、その旨を書面により市長に申し出ることができる。

(実態調査等)

第三十条 市長は、第二十七条の規定による事後調査報告書の提出、前条の規定による申出その他の事由により、同条の環境の状況又は第二十六条第五号の措置の実施状況が評価書に記載されているところと異なっているおそれがあると認めるときは、工事着手日から前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間を経過する日までの間に、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、当該対象事業に係る同号の措置の実施状況又は対象事業に係る工事の実施状況、工事の完了時の状況、土地若しくは工作物の供用後の状況その他の対象事業に係る工事の着手後の状況について、職員に実態調査をさせ、又は当該対象事業に係る事業者に対し、期限を付して報告を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせ、又は報告を求めるときは、これらに協力しなければならない。
- 3 第一項の規定による実態調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。(技術の向上のための措置)

第三十一条 市長は、事後調査報告書の内容並びに前条第一項の規定による実態調査の結果及び報告の内容について、評価書との関連において必要な分析及び検討を加え、環境影響評価に関する技術の向上に努めなければならない。

- 2 市長は、前条第一項の規則で定める期間を経過した日後において、環境影響評価に関する技術の向上のため必要があると認めるときは、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、職員に同項の規定の例による実態調査をさせることができる。
- 3 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせるときは、これに協力するように努めなければならない。
- 4 前条第三項の規定は、第二項の規定による実態調査について準用する。

## 第五章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の手続)

第三十二条 事業者は、第七条第一項の規定による方法書等の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合(第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業について、改めて環境影響評価に関する手続を経なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の規定により当該変更後の事業について環境影響評価に関する手続を経る場合は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 3 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 4 第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(第一項ただし書の規定により環境影響評価に関する手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)に対する第二十三条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「対象事業」とあるのは「、第三十二条第一項の規定の適用を受ける変更後の事業」とする。

(対象事業の廃止等)

第三十三条 事業者は、第七条第一項の規定による方法書等の提出後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

- 一 対象事業を実施しないこととしたとき
  - 二 第七条第一項第二号に掲げる事項の変更をした場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき
  - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき
  - 四 対象事業に係る工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用が開始された後、当該土地又は工作物の管理を事業者以外の者に引き継いだとき
- 2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
  - 3 第一項第三号の場合において、前項において準用する第二十四条第二項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価及び事後調査に関する手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価及び事後調査に関する手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。



- 4 第一項第四号の場合において、第二十六条、第二十七条、第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第三項の規定による事後調査に関する手続は、同号に規定する引継ぎを受けた者(以下「管理者」という。)が事業者に代わって行うことができる。
- 5 管理者は、前項の規定により事後調査に関する手続を行うこととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。  
(長期間工事に未着手である場合等の手続の再実施の要請)
- 第三十四条 市長は、事業者が第二十条の規定による公告の日から起算して五年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手する場合(第三十二条第一項の規定の適用を受ける変更後の事業について第二十条の規定による公告が行われたときは、当該公告の日から起算して五年を経過した日以後に当該変更後の事業に係る工事に着手する場合)において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価に関する手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。
- 2 市長は、事業者が対象事業に係る工事を五年を超えて中断した後再開しようとする場合において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価に関する手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。
- 3 前二項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による市長の求めにより改めて環境影響評価に関する手続を経る事業者に対する第二十二條の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「実施して」とあるのは「実施し、又は中断した工事を再開して」とする。
- 第六章 都市計画対象事業に関する特例  
(都市計画決定権者による手続)
- 第三十五条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業(以下これらを「都市計画対象事業」という。)については、第三章、第三十二条及び第三十三条(第一項第三号及び第四号並びに第三項から第五項までを除く。)の規定による環境影響評価に関する手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該対象事業に係る事業者に代わって行うことができる。この場合において、第六条第三項(第七条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。
- 2 前項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行う場合において、都市計画決定権者は、事業者に対し、同項の環境影響評価に関する手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 都市計画決定権者は、第一項の規定により環境影響評価に関する手続を行うこととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に通知しなければならない。
- 4 前三項及び次条に定めるもののほか、都市計画対象事業に係る環境影響評価に関する手続について必要な事項は、規則で定める。  
(平二三、一二・改正)  
(都市計画決定手続との連携の確保)
- 第三十六条 第十三条第三項の規定にかかわらず、都市計画対象事業に係る準備書の提出の時期は、都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告の前までとするものとする。
- 2 都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による協議を要するものである場合においては、第八条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十一条の規定による送付又は要請は、当該協議の相手方に対しても行うものとする。
- 3 市長は、都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更環境影響評価の結果が反映されるようにするため、当該決定又は変更をする都市計画決定権者と十分な連携を確保し、必要な調整を行うように努めなければならない。  
(平一一、一二・平二四、三・改正)  
(事後調査に関する手続についての調整)
- 第三十七条 市長は、第三十五条第一項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行った場合は、事業者又は管理者(以下「事業者等」という。)が行う事後調査に関する手続が円滑に行われるよう、都市計画決定権者及び事業者等と必要な調整を行うものとする。
- 第七章 法対象事業等に係る条例の手続  
(計画段階環境配慮書についての市長の意見)
- 第三十七条の二 市長は、法第三条の七第一項の規定に基づいて法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者(法第三条の十第二項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者を含む。)に意見を述べるときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。  
(平二四、一二・追加)  
(法対象事業に係る方法書についての市長の意見)
- 第三十八条 市長は、法第十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づいて法第二条第五項に規定する事業者(以下「法対象事業者」という。)に意見を述べるときは、法第八条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。  
(平二三、一二・改正)  
(法対象事業に係る公聴会の開催)
- 第三十九条 第十七条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第二十条第二項及び第四項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者」と読み替えるものとする。  
(平二三、一二・改正)  
(法対象事業に係る準備書についての市長の意見)

第四十条 市長は、法第二十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づいて法対象事業者に意見を述べるときは、法第十九条の意見及び見解並びに前条において準用する第十七条第三項の意見に配意するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(平二三、一二・改正)

(意見書の写しの提出の要請)

第四十一条 市長は、法第十条第二項及び法第二十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき必要があると認めるとき並びに法第十条第四項及び法第二十条第四項の規定に基づいて法対象事業者に意見を述べるとき必要があると認めるときは、法対象事業者に対し、法第八条第一項及び法第十八条第一項の意見書の写しの提出について協力を求めることができる。

(平二三、一二・改正)

(事後調査計画書の提出等)

第四十二条 法対象事業者は、法対象事業に係る工事に着手するときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 一 法第五条第一項第一号に掲げる事項
- 二 法対象事業の名称、目的及び内容
- 三 法対象事業が実施されるべき区域その他の法対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲及びその概況
- 四 事後調査(法第十四条第一項第七号ロの措置が事業に係る工事の着手後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの
  - ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間
  - イ その他規則で定める事項
- 2 市長は、事後調査計画書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、事後調査計画書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、事後調査計画書を公告の日から起算して一月間縦覧に供ししなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定による事後調査計画書の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、事後調査の計画について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べることができる。
- 4 前項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴くことができる。
- 5 市長は、第三項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。
- 6 法対象事業者は、第三項の意見が述べられたときはこれを勘案して、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、速やかに、修正を行うとともに、当該修正後の事後調査計画書を市長に提出しなければならない。
- 7 第二項の規定は、修正後の事後調査計画書の提出について準用する。

(事後調査等に関する手続)

第四十三条 第四章及び第三十三条の規定による事後調査に関する手続は、法対象事業について準用する。この場合において、第二十四条中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者(この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評

価書に記載された事後調査の計画」とあるのは「事後調査計画書(第四十二条第六項の規定に基づいて修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書。以下同じ。)」と、同条第一号中「第十三条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項」と、同条第三号中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項第三号の地域(同条第六項の規定に基づいて事後調査計画書の修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書に記載された当該地域。以下同じ。)」と、同条第五号中「環境の保全及び創造のための措置」とあるのは「法第十四条第一項第七号ロの措置」と、第二十七条及び第二十九条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項第三号の地域」と、「明らかに評価書」とあるのは「明らかに法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書。以下同じ。)」と、第三十条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十一条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十三条第一項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後」とあるのは「法第二十七条の規定による公告の日後(第三号に該当することとなった場合にあっては、法対象事業に係る工事の着手後)」と、同項第二号中「第七条第一項第二号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第二号に掲げる事項」と、同項第四号及び同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「環境影響評価及び事後調査」とあるのは「事後調査」と、同条第四項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業について、法対象事業者及び前項において準用する第三十三条第四項の管理者(以下「法対象事業者等」という。)が前条及び前項の規定に基づく事後調査に関する手続を円滑に行えるよう、都市計画決定権者及び法対象事業者等と必要な調整を行うものとする。
- 3 市長は、法対象事業の実施に係る法第四条第一項第一号の免許等を行う者が、当該免許等を行うに当たって、法第三十三条第二項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付した場合で当該条件が事後調査に関するものであるときは、当該免許等を行う者及び法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。
- 4 市長は、法対象事業者等が法第十四条第一項第七号ハの措置を講じる場合にあっては、前条及び第一項の規定による事後調査に関する手続に関し、法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。

(平二三、一二・改正)

(都市計画に定められる法対象事業等)

第四十四条 法第三十八条の六第一項又は第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業及び法第三十八条の六第二項の規定により法第二章第一節の規定による法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う法第二条第三項に規定する第二種事業に係る第三十七条の二から前条までの規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平二四、一二・改正)

(港湾計画に係る事後調査に関する手続等)

第四十五条 第十七条、第四章、第三十三条及び第四十条から第四十二条までの規定は、法第四十八条第一項の規定の適用を受ける港湾計画(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

#### 第八章 仙台市環境影響評価審査会

第四十六条 この条例によりその権限に属せられた事項並びに環境影響評価及び事後調査に関する重要な技術的事項を調査審議させるため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員十五人以内で組織し、委員は、環境の保全及び創造について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第九章 雑則

(法対象事業から対象事業へ移行する場合の措置)

第四十七条 法対象事業がその事業規模の縮小その他市長が認める変更により、新たに対象事業に該当することとなった場合において、当該変更前に法の規定に基づいて行われた手続は、市長が定めるところにより、この条例の相当する規定により行われたものとみなすことができる。この場合において、当該対象事業について、第六条の規定は、適用しない。

(対象事業以外の事業への環境影響評価及び事後調査に関する手続の要請)

第四十八条 市長は、第二条第三項各号に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業で対象事業以外のもの(法対象事業を除く。)について、当該事業に係る環境影響の程度が特に著しいものとなるおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手続を経るよう求めることができる。

(実地調査への協力の要請)

第四十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において、職員に実地調査を行わせることができる。

- 2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員が行う実地調査について、協力するように努めなければならない。
- 3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による実地調査について準用する。

(勧告及び公表)

第五十条 市長は、次の各号の内いずれかに該当すると認めるときは、事業者等(都市計画決定権者及び法対象事業者等を含む。以下この条において同じ。)に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 事業者等がこの条例の規定による手続の全部又は一部を実施しなかったとき

- 二 事業者等が虚偽の記載をした事前調査書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を提出したとき

- 三 事業者が第二十二条(第三十二条第四項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき

- 四 市長が第三十条第一項(第四十三条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による実態調査をさせ、又は報告を求めた場合において、事業者等が実態調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

- 五 市長が第三十条第一項の規定による実態調査をさせ、又は報告を受けた場合において、対象事業又は法対象事業に係る工事の着手後の状況が、事業者等の責めに帰すべき事由により、評価書又は法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書)に記載されているところと異なるものであり、かつ、環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるとき

- 2 市長は、前項第五号の規定により必要な措置をとるべきことを勧告するに当たって、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

- 3 市長は、事業者等が第一項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 5 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業について、第三項の規定による公表で工事着手日以前の行為に対してなされた勧告に基づくものをしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、その内容を書面により通知するものとする。

- 6 市長は、その実施に際し、法第四条第一項第一号の免許等が必要とされる法対象事業で、当該免許等を行う者が当該免許等を行うに当たって法第三十三条第二項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付していたものについて、第三項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者に対し、その内容を書面により通知するものとする。

(平一一、一二・改正)

(近隣市町村等との協議)

第五十一条 市長は、対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると市長が認める地域が近隣の市町村の区域にわたると認めるときは、当該対象事業に関してよるべき手続について、当該市町村の区域の属する県又は市町村の長と協議し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- 一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業
- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業



三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業(規則への委任)

第五十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第一章、第二章、第八章、第五十二条及び第五十三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 宮城県環境影響評価要綱(平成五年宮城県告示第八百五十七号)別表第一及び別表第二に掲げる事業(以下「県要綱対象事業」という。)に該当するものを除くほか、対象事業については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間は、第三章から第六章までの規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、対象事業であって次に掲げるもの(第二号及び第三号に掲げるものにあつては、施行日(第二項の規定の適用を受ける対象事業にあつては同項の期間を経過した日。以下同じ。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、第二号及び第三号に掲げるものについて、施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

一 環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)附則第二項の規定により同項各号に定める手続を経たものとみなされて同条例に基づく手続を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、都市計画対象事業以外の対象事業で施行日前に第十三条第三項の規則で定める時期を過ぎたもの

三 第一号に掲げるもののほか、都市計画対象事業で施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)

4 第二項の規定にかかわらず、施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた都市計画対象事業(前項第一号に掲げるものを除く。)であつて次に掲げるもの(施行日以後に当該都市計画対象事業に係る都市計画についてその内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第六章の規定は、適用しない。

一 県要綱対象事業に該当する都市計画対象事業で都市計画法第六十条の規定による申請をした日又は当該都市計画対象事業が都市計画に定められなかったとした場合に適用されることとなる第十三条第三項に規定する準備書を提出すべき期限のいずれか早い日が施行日以後であるもの

二 施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に係る工事に着手するもの

5 この条例の施行後に事業者となるべき者は、規則で定めるところにより、この条例の施行前においてこの条例の規定の例による手続を行うことができる。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。(平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業等の環境影響評価及び事後調査に関する手続に関する特例)

7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業並びに仙台市震災復興計画(平成二十三年十一月三十日議決)に基づき堤防機能を付加するため行う道路の新設又は改築の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。

(平二三、一二・追加、平二四、一二・改正)

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業及び道路の新設又は改築の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。

(平二三、一二・追加、平二四、一二・改正)

9 市長は、前項の規定による決定をするにあたっては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(平二三、一二・追加)

附 則(平一一、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平二三、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則に見出し及び三項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第八条、第十四条、第二十条又は第二十八条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第三項に規定する方法書等、新条例第十三条第一項に規定する準備書及び要約書、新条例第十九条第二項に規定する評価書及び要約書又は新条例第二十六条の事後調査報告書について適用する。

3 新条例第八条の二(新条例第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第一項に規定する方法書及び前項の準備書について適用する。

附 則(平二四、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に改める部分は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平二四、一二・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章中第三十八条の前に一条を加える改正規定及び第四十四条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 資料 4

### 〇仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例

令和五年三月一四日  
仙台市条例第三〇号

私たちのまち仙台は、多様な自然が織りなす緑に満ちた都市景観を形成し、生物多様性を保全しながら、個性的な伝統と文化を培いつつ、情緒ある環境を育ててきた。このかけがえのない「杜の都」を次の世代へ確実に引き継いでいくことは、私たちの大きな責務である。

東日本大震災からの復興を果たす本市では、平成二十七年に開催された第三回国連防災世界会議における「仙台防災枠組二〇一五―二〇三〇」採択都市として、市、市民、事業者、地域団体等が相互に連携しながら防災・減災の強化を図っており、あらゆる施策に防災や環境配慮の視点を織り込み、市民の生活、経済活動の安全・安心や快適性が高い水準で保たれる、しなやかで強靱な「防災環境都市」を目指している。

近年、気候変動問題が世界的な危機となっていることから、国際社会が一体となって解決に向けて取り組むため、「パリ協定」が採択され、わが国は「二千五十年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現」を目指している。再生可能エネルギーの果たす役割はますます大きくなっており、本市においても、太陽光発電の導入が積極的に進められている。一方で、太陽光発電事業の導入拡大に伴い、土砂災害や景観への影響、野生動物の生息環境の悪化、適切な維持管理を巡っての問題等が生じ、市民の懸念や不安が高まっている。

このため、本市においては、太陽光発電施設の設置による災害発生のおそれ並びに自然環境及び生活環境に及ぼす影響を可能な限り予防し、又は低減し、太陽光発電事業の導入促進と、自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の調和を図るとともに、リユース及びリサイクルを推進し、循環型社会を実現していくことが重要であると認識するに至った。

このことから、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続及び地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に必要な事項を定めるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、「防災環境都市」としての仙台における脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設(その全部を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。)で合計出力が二十キロワット以上のもの(増設により合計出力が二十キロワット以上となるものを含む。)をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業(当該太陽光発電により発電した電気の全てを自ら使用するものを含む。)をいう。
- 四 事業者 太陽光発電事業を行う者(個人であるものを含む。)をいう。

五 大規模事業者 事業者のうち、太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上の太陽光発電事業を行うものをいう。

六 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域(太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。)をいう。

七 設置規制区域 次のイからチまでに掲げる区域をいう。

イ 地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

ニ 砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十二号)第二条第一号の規定により指定された砂防指定地

ホ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項の規定に基づき指定された対象狩猟鳥獣(イノシシを除く。)の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域であって規則で定める区域

ヘ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき指定された鳥獣保護区であって規則で定める区域

ト 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき指定された特別保護地区であって規則で定める区域

チ 広瀬川の清流を守る条例(昭和四十九年仙台市条例第三十九号)第八条第一項第一号の規定により指定された環境保全区域のうち、広瀬川の清流を守る条例施行規則(昭和三十五年仙台市規則第二十六号)第十条第一号に規定する特別環境保全区域

八 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第五条 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第六条 次条の許可を申請しようとする者又は第十二条の規定による届出をしようとする者(以下「設置許可申請者等」という。)は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい

影響を受けるおそれがある地域に居住する者(以下これらを「地域住民等」という。)に対し、太陽光発電事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。  
(設置規制区域内への設置)

第七条 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(設置規制区域内における設置許可)

第八条 市長は、前条の許可(以下「設置許可」という。)の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものとする。

- 2 市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。
- 4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第十二条の規定による届出があったものとみなす。  
(変更許可)

第九条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準用する。  
(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第十条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき
- 二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき

(設置許可の取消)

第十一条 市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき
- 二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき
- 三 第八条第二項(第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき
- 四 第二十三条の規定による命令に違反したとき  
(事業計画の届出)

第十二条 太陽光発電施設の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。  
(誓約書の提出)

第十三条 設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、前条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届け出るときに、規則で定めるところにより、誓約書を市長に提出しなければならない。  
(事業計画の変更)

第十四条 第十二条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。  
(維持管理等)

第十五条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画(以下「維持管理等計画」という。)を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。
- 5 大規模事業者は、太陽光発電施設(一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。)の設置(太陽光発電施設の増設により一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものとなるものを含む。)を完了した後、規則で定めるところにより、当該太陽光発電施設に係る財務計算に関する諸表を市長に提出しなければならない。
- 6 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。  
(大規模事業者の保険又は共済への加入)

第十六条 大規模事業者は、太陽光発電施設(一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。)の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済(以下「損害賠償責任保険」という。)-への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 大規模事業者は、災害等による太陽光発電事業(太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。)の途中での修繕、撤去又は処分しに備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。  
(地位の承継)

第十七条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。)があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同



- じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
  - 3 第十二条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けたる者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する。
  - 4 前項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
  - 5 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成するとともに第十三条の誓約書を市長に提出し、当該維持管理等計画に従い維持管理を行わなければならない。
  - 6 第十五条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。
  - 7 前条の規定は、第一項又は第三項の規定により大規模事業者の地位を承継した場合に準用する。  
(廃止の届出)
- 第十八条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。  
(太陽光発電施設の撤去及び処分)
- 第十九条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、使用済みとなる太陽光発電施設に関するリユース及びリサイクルに努め、関係法令に基づき適切に当該太陽光発電施設を廃棄しなければならない。  
(指導及び助言)
- 第二十条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。  
(報告の徴収及び立入検査)
- 第二十一条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(勧告)
- 第二十二条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。
- 一 設置許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき
  - 二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき
- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 一 正当な理由なく第二十条の規定による指導に従わなかったとき
  - 二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき  
(措置命令)
- 第二十三条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。  
(公表)
- 第二十四条 市長は、第十一条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第二十二条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。  
(他自治体の条例との関係)
- 第二十五条 事業者がその設置する太陽光発電施設を本市と他の自治体にまたがる区域に設置する場合、その適正な設置、維持管理、廃棄等に関し、当該他の自治体において適用される関係法令のほか、この条例の規定に基づき、適正に手続をしなければならない。  
(委任)
- 第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
(罰則)
- 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
- 一 設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設の設置をした者
  - 二 第十二条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 附 則  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第十三項の規定 公布の日
  - 二 附則第三項、附則第七項及び附則第九項の規定 公布の



- 日から六月を越えない範囲において規則で定める日  
(経過措置)
- 2 第七条から第十七条まで(第十五条第一項を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。  
(既存施設の届出)
- 3 既存施設を管理する事業者(以下「既存事業者」という。)は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、施行日まで、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出るとともに、第十三条の誓約書を市長に提出しなければならない。
- 4 既存事業者は、その全部が設置規制区域外にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合には、この限りでない。  
(既存施設の変更許可)
- 5 既存事業者は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合には、この限りでない。
- 6 第六条から第十一条まで、第十八条第二項、第二十二條第一項、第二十三條及び第二十四條の規定は前項の許可について、第十五條、第十七條、第二十三條及び第二十四條の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第九條第三項、第十一條第一号及び第二号、第十八條第二項並びに第二十二條第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第六項において準用する第九條第一項の許可」と読み替えるものとする。  
(既存施設の維持管理等)
- 7 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、施行日まで、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なければならない。
- 8 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、市長に届け出た維持管理等計画に係る既存施設について、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者は、施行日まで、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するよう努めなければならない。
- 10 前項の規定は、既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者が、同項の維持管理等計画を変更する場合に準用する。この場合において、同項中「施行日まで、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理等計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。  
(既存大規模事業者の損害賠償責任保険等への加入)
- 11 既存事業者であって太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。  
(既存事業者の地位の承継)
- 12 既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。  
(準備行為)
- 13 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。  
(検討)
- 14 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 資料5

### ○仙台市公害防止条例

平成八年三月一九日  
仙台市条例第五号

仙台市公害防止条例(昭和四十六年仙台市条例  
第三十九号)の全部を改正する。

#### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 公害の防止に関する責務
  - 第一節 市長の責務(第三条―第九条)
  - 第二節 事業者の責務(第十条―第十二条)
  - 第三節 市民の責務(第十三条)
- 第三章 公害の防止に関する規制等
  - 第一節 ばい煙等、騒音等及び排出水に関する規制(第十四条―第二十二条)
  - 第二節 事業活動又は日常生活に伴う自動車の排出ガス等に関する規制(第二十三条―第三十二条)
  - 第三節 公害防止協定(第三十三条)
- 第四章 予想しない環境の保全上の支障による市民の健康又は生活環境に係る被害の防止(第三十四条)
- 第五章 雑則(第三十五条―第三十七条)
- 第六章 罰則(第三十八条―第四十一条)

#### 附則

##### 第一章 総則

###### (目的)

第一条 この条例は、仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号)第三条に定める基本理念の通り、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を保全することを目的とする。

###### (定義)

第二条 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- 2 この条例において「ばい煙等」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って発生し、飛散し、又は排出されるばい煙又は粉じんをいう。
- 3 この条例において「騒音等」とは、工場等における事業活動又は指定建設作業(建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。以下同じ。)に伴って発生する騒音又は振動をいう。
- 4 この条例において「排出水」とは、工場等から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第三十条において同じ。)に排出される汚水その他の水又は廃液をいう。
- 5 この条例において「規制基準」とは、ばい煙等、騒音等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る量、濃度又は程度の許容限度をいう。

##### 第二章 公害の防止に関する責務

##### 第一節 市長の責務

###### (市長の基本的責務)

第三条 市長は、この条例の定めるところにより、公害を防止するための措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、あらゆる施策を通じて公害その他の市民の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのある環境の保全上の支障の防止に努めなければならない。

###### (監視等及び公表)

第四条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための措置を適正に実施するために必要な監視、測定及び調査を行うとともに、その結果明らかになった公害の状況等を市民に公表しなければならない。

###### (市民健康診断の実施)

第五条 市長は、公害の発生により市民の健康が害されるおそれがあると認めるときは、健康診断を実施し、保健指導を行わなければならない。

###### (意識の啓発)

第六条 市長は、事業者及び市民の公害の防止に関する意識を啓発し、これらの者による自発的な公害の防止に関する活動が促進されるように努めなければならない。

###### (地域開発施策等における公害防止についての配慮)

第七条 市長は、地域の開発及び整備その他の施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について十分に配慮しなければならない。

###### (事業者に対する指導等)

第八条 市長は、事業者による公害の防止のための施設の整備、改善又は移転その他のその事業活動に伴って生ずる公害を防止するための措置について、指導、助成その他必要かつ適切な措置を講ずるように努めなければならない。

###### (苦情の処理)

第九条 市長は、公害に関する苦情について、迅速かつ適切な処理に努めるとともに、公害に係る紛争の仲介等の要請があったときは、適切な解決が図られるように努めなければならない。

##### 第二節 事業者の責務

###### (事業者の基本的責務)

第十条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工等の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。

###### (管理体制の整備)

第十一条 事業者は、公害を防止するための体制の整備に努めるとともに、その事業活動に伴って生じ、又は工場等から排出されるばい煙等、騒音等、排出水又は悪臭の状況を常に監視しなければならない。

###### (事故時の措置)

第十二条 事業者は、工場等における事故により、公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、市長にそ

の事故の状況及び講じた措置の概要を報告しなければならない。

### 第三節 市民の責務

第十三条 市民は、その日常生活に伴う公害の発生の防止に努めるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

## 第三章 公害の防止に関する規制等

### 第一節 ばい煙等、騒音等及び排出水に関する規制

(規制基準の設定)

第十四条 市長は、ばい煙等、騒音等又は排出水による公害を防止するため、規則で必要な規制基準を定めなければならない。

- 2 市長は、規制基準を定めようとするときは、仙台市環境基本条例第三十条の規定により置かれる仙台市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第十五条 工場等を設置し、又は指定建設作業を伴う建設工事を施工する者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第十六条 市長は、工場等における事業活動に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該工場等に設置している騒音等の発生に係る施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善若しくは同項の施設の使用の方法若しくは配置の変更を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

第十七条 市長は、指定建設作業に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該指定建設作業を伴う建設工事を施工している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該指定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善若しくは当該指定建設作業の作業時間の変更を命じ、又は当該指定建設作業の一時停止を命ずることができる。

第十八条 市長は、ばい煙等若しくは排出水が規制基準に適合しないとき、又は規制基準に適合しないばい煙等若しくは排出水が発生し、若しくは飛散し、若しくは排出されるおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る工場等を設置している者に対し、期限を定めて、ばい煙等若しくは排出水を発生させ、若しくは飛散させ、若しくは排出する施設の構造若しくは使用の方法又は当該施設に係るばい煙等

若しくは排出水の処理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該施設に係るばい煙等若しくは排出水の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

第十九条 第十六条第二項、第十七条第二項又は前条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を採ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(小規模事業者に対する配慮)

第二十条 市長は、小規模の事業者に対する第十六条の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないように当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(適用除外)

第二十一条 第十四条から第十九条までの規定は、次に掲げるばい煙等、騒音等及び排出水については、適用しない。

- 一 工場等に設置される次に掲げる施設から発生し、若しくは飛散し、又は排出されるばい煙等
  - イ 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設又は同条第九項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第十項に規定する特定粉じん発生施設
  - ロ 公害防止条例(昭和四十六年宮城県条例第十二号。以下この条において「県条例」という。)第二条第二項に規定する特定施設のうち、ばい煙等を著しく発生させ、若しくは飛散させ、又は排出するおそれのあるものとして同項の規定に基づき定められたもの
  - 二 次に掲げる事業活動に伴って発生する騒音等
  - イ 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第二項に規定する特定工場等における事業活動又は同条第三項に規定する特定建設作業
  - ロ 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第二項に規定する特定工場等における事業活動又は同条第三項に規定する特定建設作業
  - ハ 県条例第二条第二項に規定する特定施設のうち騒音等を著しく発生させるおそれのあるものとして同項の規定に基づき定められたものを設置する工場等における事業活動
  - 三 次に掲げる工場等から排出される排出水
  - イ 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場等
  - ロ 県条例第二条第二項に規定する特定施設のうち汚水又は廃液を著しく発生させるおそれのあるものとして同項の規定に基づき定められたものを設置する工場等(規制基準の定めのない物質等に係るばい煙等及び排出水に係る勧告)
- 第二十二条 市長は、規制基準の定めのない物質等に係るばい煙等又は排出水によって公害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該ばい煙等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る工場等を設置している事業者に対し、公害を防止するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。



第二節 事業活動又は日常生活に伴う自動車の排出ガス等に関する規制

(自動車の排出ガス及び騒音)

第二十三条 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)を運転し、又は所有する者は、常に自動車の適切な運転及び必要な整備を行うことにより、排出ガス及び騒音の低減に努めなければならない。

- 2 自動車を運転し、又は所有する者は、自動車の運行に伴い発生する排出ガス及び騒音の低減に関し市長が講ずる施策に協力するように努めなければならない。
- 3 市長は、排出ガスが発生しない又はその発生量が著しく少ない自動車(次項において「低公害車」という。)の普及及び排出ガスの発生量がより少ない自動車の利用の促進に努めなければならない。

- 4 自動車を購入しようとする者は、低公害車または排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入するように努めなければならない。

(近隣の静穏保持)

第二十四条 何人も、日常生活において、音響機器音、楽器音、人声等によりみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜営業の制限)

第二十五条 静穏を保持すべき区域として規則で定める区域において次に掲げる営業を行う者は、規則で定める日を除き、午後十一時から翌日午前六時までの間においては、当該営業を行ってはならない。

- 一 ボーリング場営業
- 二 バッティング練習場営業
- 三 ゴルフ練習場営業
- 四 水泳場営業
- 五 スケート場営業
- 六 自動車教習所営業
- 七 コイン洗車場営業

- 八 前各号に掲げる営業に附帯する食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十四条の二第二号に規定する飲食店営業及び同号に規定する喫茶店営業

- 2 市長は、前項の区域又は日を定める規則を制定し、又は改廃しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(拡声機使用の制限)

第二十六条 何人も、住居の環境が良好である区域又は学校若しくは病院の周辺の区域で規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

- 2 何人も、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、何人も、商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは、その使用方法、使用時間等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の区域若しくは場合又は前項の事項を定める規則の制定又は改廃について準用する。

(屋外燃焼行為の制限)

第二十七条 何人も、ゴム、硫黄、石油ピッチ、皮革、合成樹脂その他の物を屋外において燃焼させることにより、著しくばい煙、有害ガス又は悪臭を発生させてはならない。

(地盤の沈下の防止)

第二十八条 何人も、過剰な地下水の採取その他の地盤の沈下を生じさせる行為をしてはならない。

- 2 地下水の採取を伴う工事を施工しようとする者は、地盤の沈下の防止のため、地下水の採取の抑制に資する工法を採用するように努めなければならない。

(地下水の水質の保全)

第二十九条 何人も、土壌の汚染、有害物質の地下への浸透その他地下水の水質を悪化させる行為をしてはならない。

(公共用水域の水質の保全)

第三十条 土砂の掘削、盛土、切土、整地その他大量の土砂を発生させる行為をする者は、当該土砂を著しく公共用水域に流出させることにより、その水質の汚濁を生じさせてはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第三十一条 市長は、事業活動に伴って生じた大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭でばい煙等、騒音等及び排水以外の原因によるものによって公害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、当該事業活動を行っている事業者に対し、公害を防止するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第三十二条 市長は、第二十五条又は第二十六条の規定に違反する行為により周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の発生に係る施設の構造又は使用の方法の改善、当該行為の停止その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の発生に係る施設の構造若しくは使用の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該行為を停止すべきことを命ずることができる。

第三節 公害防止協定

第三十三条 市長は、事業活動に伴って大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、市民の健康を保護し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、事業者と協議し、公害の防止に関する協定の締結に努めるものとする。

- 2 前項の規定による協議の申出を受けた事業者は、誠意をもってこれに応じ、当該協定が成立した場合は、誠実にこれを遵守しなければならない。

第四章 予想しない環境の保全上の支障による市民の健康又は生活環境に係る被害の防止

第三十四条 市長は、事業活動に伴って生じたこの条例の予想しない環境の保全上の支障によって市民の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業活動を行っている事業

者に対し、その事態を除去するために必要な指導をし、又は必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

## 第五章 雑則

(報告及び検査)

第三十五条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等、騒音等、排水水又は悪臭を発生させ、若しくは飛散させ、又は排出している者に対し、必要な事項の報告を求め、又は職員に、工場等、指定建設作業に係る建設工事の工事現場その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(経過措置)

第三十六条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(委任)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第六章 罰則

第三十八条 第十六条第二項の規定による施設の使用の一時停止の命令、第十七条第二項の規定による指定建設作業の一時停止の命令又は第十八条第二項の規定による施設の使用若しくは排水の排出の一時停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第三十二条第二項の規定による行為の停止の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の仙台市公害防止条例(以下「改正前の条例」という。)第十六条第二項(改正前の条例第二十八条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第一項の規定により仙台市公害対策審議会に諮問されている事項は、その際この条例による改正後の仙台市公害防止条例(以下「改正後の条例」という。)第十四条第二項若しくは第二十五条第二項の規定又は仙台市環境基本条例第三十条第二項の規定により環境審議会に諮問されたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十六条の規定により定められている規制基準は、改正後の条例第十四条の規定により定められた規制基準とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例第二十八条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十七条の規定により規則で定められている事項は、改正後の条例第二十五条、第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第三十七条の規定により規則で定められた事項とみなす。

- 5 この条例の施行前に改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中に相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平三〇、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令二、三・改正)

この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

## 〇仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成五年三月一八日

仙台市条例第五号

仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和四十七年仙台市条例第三号)の全部を改正する

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 廃棄物の減量(第八条―第十五条)
- 第三章 廃棄物の適正処理(第十六条―第二十四条)
- 第四章 清潔の保持(第二十五条・第二十六条)
- 第五章 手数料等(第二十七条―第二十九条)
- 第六章 雑則(第三十条―第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となつて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もつて快適な都市環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 事業系廃棄物 事業活動に伴つて生じた廃棄物をいう。
  - 二 生活環境影響調査書 処理施設の設置又は変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類をいう。
  - 三 処理施設 本市又は本市から一般廃棄物処理計画に基づき処理の委託を受けた者が一般廃棄物を処理するための施設をいう。
  - 四 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。

(平一〇、三・改正)

(市の責務)

第三条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出の抑制、その再生利用等による廃棄物の減量の推進を図るとともに、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るよう努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の減量の推進及び生活環境の清潔の保持に関する市民の自主的な活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持を図るため、必要な情報の収集、調査研究及び技術開発に努めなければならない。(事業者の責務)

第四条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品を積極的に使用し、その廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量の推進を図るとともに、生活環境の清潔の保持に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市長は、法第六条第一項の規定により、一般廃棄物処理計画を定めた場合は、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、また同様とする。

(生活環境影響調査書の縦覧等の対象となる処理施設)

第六条の二 法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による生活環境影響調査書の公衆への縦覧(以下この章において「縦覧」という。)及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設は、本市が設置し、又は変更する処理施設のうち、ごみ処理施設で焼却施設であるもの及び最終処分場(以下この章においてこれらを「対象施設」という。)とする。

(平一〇、三・追加、平二三、三・改正)

(生活環境影響調査書等の縦覧)

第六条の三 市長は、縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 縦覧の場所及び期間
- 二 対象施設の名称及び対象施設に関する法第八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項
- 三 実施した生活環境影響調査の項目
- 四 対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者(次条第一項において「利害関係人」という。)は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限
- 2 縦覧に際しては、生活環境影響調査書のほか、対象施設に関する法第八条第二項第二号から第九号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

3 縦覧は、第一項の規定による告示の日から一月間、規則で定める場所でこれを行う。

(平一〇、三・追加)

(意見書の提出)

第六条の四 前条第一項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第三項に規定する縦覧期間が満了した日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、規則で定める場所とする。

(平一〇、三・追加)

(関係市町村との協議)

第六条の五 生活環境影響調査の対象となる周辺地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、市長は、



当該市町村の長に対し、生活環境影響調査書及び第六条の三第二項の書類の写しを送付し、当該市町村の住民に係る縦覧の実施の手續に関し協議を申し入れるものとする。

(平一〇、三・追加)

(廃棄物対策審議会)

第七条 次に掲げる事項を調査審議するため、仙台市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 法第五条の七第一項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項
  - 二 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
  - 三 その他一般廃棄物及び産業廃棄物に関する対策について必要と認められる事項
- 2 審議会は、委員二十名以内をもって組織する。
  - 3 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
  - 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 委員は、再任されることができる。
  - 6 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
  - 7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。
  - 8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

(平一二、三・平一五、一〇・改正)

## 第二章 廃棄物の減量

(事業者による減量の推進)

第八条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用が可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、繰り返し使用することが可能な容器の採用に努めるとともに、その容器を回収し、再び使用すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者による再生利用の推進)

第九条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再生利用が容易な製品、容器等の開発を行うこと、再生利用の方法に関する情報を提供すること等により、その製品、容器等の再生利用の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用が可能な容器及び包装資材を採用し、使用後の容器及び包装資材を回収すること等により、その容器及び包装資材の再生利用の推進に努めなければならない。

(事業者による適正包装の推進等)

第十条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、市民が不要となった包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業者による資源の有効利用)

第十一条 事業者は、その事業活動に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第五項に規定する再生部品をいう。))及び再生品を積極的に使用すること等により、資源の有効利用に努めなければならない。

(平一三、三・改正)

(事業用建築物の所有者の義務)

第十二条 事業用の建築物(以下「事業用建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者。以下この条において同じ。)は、当該事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業用建築物の占有者は、当該事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、当該事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者の義務)

第十三条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用大規模建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者。以下「事業用大規模建築物所有者等」という。))及び事業用大規模建築物所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の定めるところにより、それぞれ当該事業用大規模建築物又は多量排出事業者が自ら所有し、若しくは占有する建築物等(以下「事業用大規模建築物等」という。)から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

- 2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用大規模建築物所有者等又は多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第十四条 事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者は、事業用大規模建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(市民による減量の推進)

第十五条 市民は、分別収集及び集団資源回収へ協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品を選択するに際して、再生利用が容易な商品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

## 第三章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理の申出)

第十六条 市民又は事業者は、一般廃棄物処理計画に従って本市が実施する一般廃棄物の収集、運搬

及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(市民による一般廃棄物の適正処理等)

第十七条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、相互に協力し、一般廃棄物の集積場所の清潔を保持しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第十八条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準による等、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。
- 3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集させるに際して、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(排出禁止物等)

第十九条 市民又は事業者は、一般廃棄物処理計画に従い行われる一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- 一 毒性を有するもの
- 二 危険性を有するもの
- 三 引火性を有するもの
- 四 火気のあるもの
- 五 著しい悪臭を発するもの
- 六 多量の汚水を排出するもの
- 七 前各号に定めるもののほか、本市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損うおそれがあるもの

- 2 市民又は事業者(一般廃棄物収集運搬業者を含む。第二十一条及び第三十二条において同じ。)は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

- 3 市民又は事業者は、第一項各号に掲げる一般廃棄物又は特別管理一般廃棄物を運搬し、又は処分しようとするときは、市長の定める方法に従わなければならない。

(処理施設への一般廃棄物搬入の承認)

第二十条 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(処理施設の受入基準等)

第二十一条 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が、前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないとき

は、当該一般廃棄物を当該処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正な処理が困難な製品等の抑制)

第二十二条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発に努めること、その使用者に適正処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第二十三条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に本市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。告示した事項を変更したときも、また同様とする。
- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。
- 4 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

- 5 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(本市が処理する産業廃棄物)

第二十四条 法第十一条第二項の規定により本市が行う産業廃棄物の処理は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物で規則で定めるものの処分とする。

- 2 第十九条第二項、第二十条及び第二十一条の規定は、前項の規定に基づき本市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。この場合において、第十九条第二項中「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、第十九条第二項、第二十条及び第二十一条中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平一五、一〇・改正)

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の更新)

第二十四条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第二条第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)及び省令第二条の三第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)は、一年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(平一二、三・追加)

(変更の指定の申請)

第二十四条の三 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。)又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生活業者」という。)が取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(平一二、三・追加)

(一般廃棄物再生輸送業等に係る廃止の届出)

第二十四条の四 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平一・二、三・追加)

(指定の取消し等)

第二十四条の五 市長は、一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定に係る一般廃棄物が再生利用されなくなったとき
- 二 法若しくは条例又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき
- 三 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき

(平一・二、三・追加)

(産業廃棄物再生輸送業の指定等への準用)

第二十四条の六 第二十四条の二から前条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定(省令第九条第二号に規定する指定をいう。)及び産業廃棄物再生活用業の指定(省令第十条の三第二号に規定する指定をいう。)について準用する。この場合において、第二十四条の三及び第二十四条の五第一号中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平一・二、三・追加)

#### 第四章 清潔の保持

(公共の場所の清潔保持)

第二十五条 何人も、公園、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 2 前項に規定する場所の管理者は、その場所の清潔を保つように努めなければならない。

(土地の管理)

第二十六条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下、本条において「所有者等」という。)は、その土地の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 市長は、所有者等が前項の規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、所有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

#### 第五章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第二十七条 市長は、本市が行う別表第一に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、それぞれ同表に定める手数料を徴収する。

- 2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(平一・二、三・平一九、一〇・改正)

(産業廃棄物処分費用)

第二十八条 市長は、法第十三条第二項の規定により、本市が行う産業廃棄物の処分に関し別表第二に定める費用を徴収する。

- 2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に規定する費用を減免することができる。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第二十九条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第七条第一項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	一万二千四百円
二 法第七条第二項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	一万千六百円
三 法第七条第六項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	一万六千六百円
四 法第七条第七項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	一万六千二百円
五 法第七条の二第一項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	一万二百円
六 法第七条の二第一項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業範囲変更許可申請手数料	一万三千元
七 法第七条第一項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	二千五百円
八 法第七条第六項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	二千五百円
九 法第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものについては十三万五百円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものについては十二万五百円



十 法第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものについては十二万円、その他一般廃棄物処理施設に係るものは十五万円
十一 法第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	三万三千元
十二 法第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	二万円
十三 法第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等申請手数料	七万六千元
十四 法第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	七万六千元

(平一・二、三・全改、平一・二、一・二・平一・三、三・平一・五、一〇・平二・三、三・平二・八、三・改正)

(産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第二十九条の二 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料	十四万七千元
二 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の更新の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定更新申請手数料	十三万四千元

三 法第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物の収集又は運搬の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万千元
四 法第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物の収集又は運搬の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業更新申請手数料	七万三千元
五 法第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物の処分の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	十万円
六 法第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物の処分の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分更新申請手数料	九万四千元
七 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物の収集又は運搬の業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	七万千元
八 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物の処分の業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	九万二千元
九 法第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万千元
十 法第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新申請手数料	七万四千元
十一 法第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	特別管理産業処分業申請手数料	十万円
十二 法第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業処分更新申請手数料	九万五千元

十三 法第十四条の 五第一項の規 基づく特別管 業廃棄物の業 は運搬の業の の範囲の更 可の申請に 審査	特別管理産 業廃棄物取 集運搬業更 業申請手 数料	七万二千元
十四 法第十四条の 五第一項の規 基づく特別管 業廃棄物の業 の事業の範 変更の許可 に対する審査	特別管理産 業廃棄物分 業事業範 圍変更許可 申請手数料	九万五千元
十五 法第十五条第 一項の規定に 基づく産業廃 棄物処理設 施の設置の 申請に対する 審査	産業廃棄物 処理施設設 置許可申 請手数料	法第十五条 第四項に規 定する産業 廃棄物処理 施設に係る ものにあつ ては十四万 円、その他 の産業廃棄 物処理施設 に係るもの は十二万円
十六 法第十五条の 六第一項の規 定に基づく産 業廃棄物処理 施設の変更の 申請に対する 審査	産業廃棄物 処理施設更 改許可申 請手数料	法第十五条 第四項に規 定する産業 廃棄物処理 施設に係る ものにあつ ては十三万 円、その他 の産業廃棄 物処理施設 に係るもの は十一万円
十七 法第十五条の 三第一項の規 定に基づく熱 回収設置者の 認定の申請に 対する審査	産業廃棄物 熱回収施設 設置者認定 申請手数料	三万三千元
十八 法第十五条の 三第二項の規 定に基づく熱 回収設置者の 更新の申請に 対する審査	産業廃棄物 熱回収施設 設置更新申 請手数料	二万円
十九 法第十五条の 四において準 用する法第九 条の五第一 項の規定に基 づく産業廃棄 物処理施設の 譲受け又は 借受けの許可 申請に対する 審査	産業廃棄物 処理施設譲 受け等許可 申請手数料	六万八千元

二十 法第十五条の 四において準 用する法第九 条の六第 一項の規定に 基づく産業廃 棄物処理設 施の設置者 である法人 の合併又は 分割の認可 の申請に 対する審査	産業廃棄物 処理施設設 置者合併等 認可申請手 数料	六万八千元
---	--	-------

(平一二、三・追加、平一二、一二・平一三、三・平一五、一〇・平二三、三、平三〇、三・改正)

#### 第六章 雑則

(報告の徴収)

第三十条 市長は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(平一五、一〇・改正)

(立入調査)

第三十一条 市長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(勧告、公表及び受入拒否)

第三十二条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第十三条第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条第二項の規定による指示に従わない者
- 三 第十四条の規定に違反した者
- 四 第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、市民又は事業者が、第十九条各項の規定(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。
- 4 市長は、前二項に規定する公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 5 市長は、第一項に規定する勧告を受けた者が、第二項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかつた場合には、その者が排出する廃棄物(その勧告を受けた者が事業用大規模建築物所有者等である場合には、当該事業用大規模建築物から排出される廃棄物)を処理施設に受け入れることを拒否することができる。  
(本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第三十三条 法第二十一条第三項の条例で定める資格は、省令第十七条第一項に規定する資格とする。  
(平二四、六・追加)

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平二四、六・旧第三十三條繰上)

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成五年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第一の規定の適用については、同表ごみ等の項中「

七〇〇円
七〇〇円
七〇〇円

」とあるのは、平成五年四月一日から同年六月三十日までの間においては「

五〇〇円
五〇〇円
三五〇円

」と、同年七月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「

七〇〇円
七〇〇円
五〇〇円

」とする。

- 新条例別表第二の規定の適用については、同表中「七〇〇円」とあるのは、平成五年四月一日から同年六月三十日までの間においては「三五〇円」と、同年七月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「五〇〇円」とする。
- この条例の施行の際現に改正前の仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)第十二条第三項の規定により審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において、新条例第七条第三項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、新条例第七条第四項の規定にかかわらず、委員の任期は平成六年三月三十一日に満了する。
- この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 平成十三年三月一日から同月三十一日までの間においては、市長は、第二十七条及び別表第一の規定にかかわらず、同年四月一日以後において定日に収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分に関し手数料を徴収することができる。この場合において、当該手数料の額は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年仙台市条例第三十七号)による改正後の別表第一粗大ごみの項に定める額とする。  
(平一二、三・追加)
- 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間においては、別表第一一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)処分の項中「三〇〇円」とあるのは「一五〇円」と、「一、〇〇〇円」とあるのは「八五〇円」と、別表第二中「一、〇〇〇円」とあるのは「八五〇円」とする。  
(平一二、三・追加)  
(東日本大震災により生じた廃棄物に係るごみ処理施設に関する特例)
- 第六条の二の規定にかかわらず、東日本大震災により生じた廃棄物を処理するために本市が設置し、又は変

更するごみ処理施設で焼却施設であるものは、法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設としない。

(平二三、四・追加)

附 則(平九、三・改正)抄

(施行期日)

- この条例は、平成九年四月一日から施行する。  
(経過措置の原則)
- 次項から附則第十三項までに定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平一〇、三・改正)

この条例は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則(平一二、三・改正)

(施行期日)

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第二項の改正規定 平成十二年七月一日  
二 附則に二項を加える改正規定(附則第六項に係る部分に限る。) 平成十三年三月一日

三 第二十七条第二項の改正規定、附則に二項を加える改正規定(附則第七項に係る部分に限る。)、別表第一の改正規定、別表第二の改正規定及び附則第四項の規定 平成十三年四月一日  
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成五年仙台市規則第三十号)の規定によりした手続その他の行為で、この条例による改正後の仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に相当する規定のあるものは、同条例の規定によりしたものとみなす。

4 平成十三年四月一日前に収集の申込みがあり、かつ、同日以後に臨時に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、附則第一項第三号に掲げる改正規定による改正後の第二十七条第二項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平一二、一二・改正)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十九条及び第二十九条の二の規定は、この条例の施行の日以後に受理した申請に係る審査について適用する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平一五、一〇・改正)

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第七条、第二十四条及び第三十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平一九、一〇・改正)

(施行期日)

- この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十七条及び別表第一の規定による家庭ごみ及びプラスチック製容器包装の収集、運搬及び処



分に係る手数料の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平二三、三・改正)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平二三、四・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。  
(手数料に関する経過措置の原則)

4 次項に規定するもののほか、施行日前になされた申請その他これに類する行為に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平二九、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処分に係る手数料について適用し、施行日の前日までの一般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第二の規定は、施行日以後の産業廃棄物の処分に係る費用について適用し、施行日の前日までの産業廃棄物の処分に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平三〇、三・改正)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令四、一〇・改正)

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行った改正前の別表第一の規程によるプラスチック製容器包装の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収は、改正後の別表第一の規程によるプラスチック資源の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収とみなす。

別表第一(第二十七条関係)

(平一二、三・全改、平一九、一〇・平二九、三・改正)

区分	単位	金額	備考
一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。) が定日に収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市が定日に収集するものに限る。)	家庭ごみ 市長が指定する特小袋(容量が一〇リットル相当のもの)一袋につき	九円	家庭ごみとは、本市が定日に収集する一般廃棄物(粗大ごみ及びし尿を除く。)のうち、再使用又は再生利用を目的として分別して
	市長が指定する小袋(容量が二〇リットル相当のもの)一袋につき	一八円	

	市長が指定する中袋(容量が三〇リットル相当のもの)一袋につき	二七円	収集するもの以外のものをいう。
	市長が指定する大袋(容量が四五リットル相当のもの)一袋につき	四〇円	
プラスチック資源	市長が指定する小袋(容量が一五リットル相当のもの)一袋につき	八円	プラスチック資源とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号)別表第一の七の項で定める商品の容器を除く。)をいう。
	市長が指定する中袋(容量が三〇リットル相当のもの)一袋につき	一六円	
	市長が指定する大袋(容量が四五リットル相当のもの)一袋につき	二五円	
粗大ごみ	スプリングマットレス	一枚	三、〇〇〇円
	スプリングマットレス以外のもの	一、六〇〇円以内で品目別に規則で定める額	

	収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市が臨時に収集するものに限る。)	一〇キログラム又はその端数ごと	二六〇円	一回につき一〇キログラム又はその端数ごとに二六〇円を乗じて算出した額(スプリングマットレスにあっては一枚ごと三、〇〇〇円、スプリングマットレス以外の粗大ごみにあっては一、六〇〇円以内で品目別に規則で定める額)に一、〇〇〇円を加算した額		
		一回	一、〇〇〇円			
		缶、びん、その他の廃棄物で再生利用に資すると市長が認めるもの	一〇〇キログラム又はその端数ごと		三〇〇円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。
		スプリングマットレス	一枚		二、〇〇〇円	
	処分	その他	一〇〇キログラムまで	一、五〇〇円		
			一〇〇キログラムを超える部分につき一〇キログラム又はその端数ごと	一五〇円		
犬、猫等の死体	収集、運搬及び処分	複数頭焼却炉を使用する場合	一頭	三、七〇〇円		
		一頭焼却炉を使用する場合	一頭	六、五〇〇円		

処分	二〇キログラムを超えるもの	一頭	一一、四〇〇円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。
	複数頭焼却炉を使用する場合	一頭	一、八〇〇円	
	一頭焼却炉を使用する場合	二〇キログラム以下のもの	一頭	
し尿	収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市が収集するものに限る。)	二〇キログラムを超えるもの	一頭	九、三〇〇円
		一人月額	一六〇円	一般家庭のし尿(水洗式のくみ取り便所に係るものを除く。)で定日に収集するものに限る。
		九〇リットル又はその端数ごと	三二〇円	

別表第二(第二十八条関係)  
(平一二、三・平二九、三・改正)

区分	単位	金額	備考	
産業廃棄物	処分	一〇〇キログラムまで	一、五〇〇円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。
		一〇〇キログラムを超える部分につき一〇キログラム又はその端数ごと	一五〇円	

## 資料7

### ○ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例

平成一一年三月一六日  
仙台市条例第五号

仙台市環境美化の促進に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第四十一号)の全部を改正する。

わたしたちは、美しく住みよいまち「杜の都仙台」の恵まれた生活環境を守り育むため、まちぐるみ清掃などの美化活動や清掃活動に取り組んできた。

しかし、空き缶やたばこの吸い殻などのごみの散乱は、依然としてわたしたちの清潔で快適な生活環境を損ねている。この問題は、行政、市民及び事業者が連携して取り組まなければ解決できないものであり、わたしたち一人一人が考え、学び合い、力を合わせて行動を起こしていかなければならない。

このような認識のもと、わたしたちは、「杜の都仙台」に暮らす市民としての誇りと決意を持って、ごみの散乱のない快適なまちづくりを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ごみ 飲料又は食料を収納していた缶、びんその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飼犬のふん、紙くずその他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- 二 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- 三 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 四 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- 五 自主的活動団体 ごみの散乱の防止のための自主的かつ継続的な活動を実施する市民団体(主として市民により組織された団体をいう。)をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、ごみの散乱の防止についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うにあたって、ごみの散乱を防止するとともに、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域における清掃活動に努めるとともに、ごみの散乱の防止について従業員の啓発に努めなければならない。

- 2 飲料、食料、たばこその他ごみの散乱の原因となるおそれのあるものの製造、加工及び販売を行う者は、ごみの散乱の防止について消費者の啓発を行わなければならない。
- 3 容器入り飲料又はたばこを販売する事業者は、その販売する場所に飲料を収納していた容器を回収する容器

又は吸い殻入れをそれぞれ設置するとともに、これを適正に管理しなければならない。

- 4 事業者は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第五条 市民等は、屋外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は適正に処理する等みだりにごみを捨ててはならない。

- 2 市民は、その居住する地域における清掃活動に積極的に参加する等ごみの散乱のない快適なまちづくりの推進に努めなければならない。

- 3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めなければならない。

- 4 市民等は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるごみの散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 土地所有者等は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(行動計画の策定)

第七条 市は、第三条の施策を推進するための計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 行動計画には、ごみの散乱の防止に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業者、市民等及び土地所有者等の意識の啓発に関する事項
- 二 市、事業者、市民等及び自主的活動団体相互の連携に関する事項
- 三 自主的活動団体等の支援に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか必要な事項

- 3 市は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

- 4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の意見が十分に反映されるよう、あらかじめ、その案を公表し、意見を求める等必要な措置を講じなければならない。

(推進地区の指定)

第八条 市長は、特にごみの散乱を防止する必要があると認められる区域を、ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、推進地区を指定したときは、これを公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、推進地区の区域を変更し、又は推進地区の指定を解除する場合について準用する。

(推進団体の認定)

第九条 自主的活動団体のうち、推進地区においてごみの散乱を防止するための活動を行おうとするものは、当該活動の実施に関する計画を作成し、これを市長に提出して、当該自主的活動団体がごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)である旨の認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の認定の申請があった場合において、同項の計画が第一条の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 推進団体は、第一項の認定に係る計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、推進団体が第一項の認定に係る計画(前項の承認を受けた場合は、変更後の計画)に従ってごみの散乱を防止するための活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(推進団体への支援)

第十条 推進団体は、推進地区における清掃活動を行おうとするときは、市長に対し、ごみの収集及び運搬並びにごみ袋その他市長が定める清掃用具の贈与又は貸与の依頼をすることができる。

- 2 市長は、前項の依頼があったときは、これに応じなければならない。
- 3 推進団体は、第一項の依頼のほか、ごみの散乱の防止のための広報活動、研究その他のごみの散乱のない快適なまちづくりに関する活動を行おうとするときは、市長に対し、協力の依頼をすることができる。
- 4 市長は、前項の協力の依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(推進団体以外の者に対する支援)

第十一条 市長は、推進団体以外の自主的活動団体及び市の区域内において清掃活動、ごみの散乱の状態の調査その他のごみの散乱のない快適なまちづくりに関する活動を行う者に対し、清掃用具の貸与その他の支援を行うことができる。

(指導及び勧告)

第十二条 市長は、第四条第三項の規定に違反している者に対し、指導又は勧告を行うことができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十一年五月三十日から施行する。

廃棄物処理手数料等

一般廃棄物処理手数料

区 分			単 位	金 額	備 考		
一般廃棄物 (犬、猫等の 死体及びし尿 を除く。)	家庭ごみ		特小袋 (容量が10リットル相当のもの) 1袋につき	9円	家庭ごみとは、本市が定日に収集する一般廃棄物 (粗大ごみ及びし尿を除く。) のうち、再利用又は再生利用を目的として分別して収集するもの以外のものをいう。		
			小袋 (容量が20リットル相当のもの) 1袋につき	18円			
			中袋 (容量が30リットル相当のもの) 1袋につき	27円			
			大袋 (容量が45リットル相当のもの) 1袋につき	40円			
	プラスチック資源		小袋 (容量が15リットル相当のもの) 1袋につき	8円	プラスチック資源とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号) 第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則 (平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号) 別表第1の7の項で定める商品の容器を除く。) をいう。		
			中袋 (容量が30リットル相当のもの) 1袋につき	16円			
			大袋 (容量が45リットル相当のもの) 1袋につき	25円			
	粗大ごみ		スプリングマットレス	1 枚	3,000円	1,600円以内で品目別に規則で定める額	
			スプリングマットレス以外のもの				
	収集、運搬及び処分 (一般廃棄物処理計画に従い本市が報酬で収集するものに限る。)			10kg又はその端数ごと	260円	1回につき10kg又はその端数ごとに260円を乗じた額 (スプリングマットレスにあつては1枚ごと3,000円、スプリングマットレス以外の粗大ごみにあつては、1,600円以内で品目別に規則で定める額) に1,000円を加算した額	
1 回				1,000円			
処 分		缶、びん、その他の廃棄物で再生利用に資すると市長が認めるもの	100kg又はその端数ごと	300円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。		
			スプリングマットレス	1 枚		2,000円	
			その他	100kgまで		1,500円	
				100kgを超える部分につき10kg又はその端数ごと		150円	
収集、運搬及び処分	複数頭焼却炉を使用する場合		1 頭	3,700円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。		
			一頭焼却炉を使用する場合	20kg以下のもの		1 頭	6,500円
				20kgを超えるもの		1 頭	11,400円
	一頭焼却炉を使用する場合	20kg以下のもの	1 頭	1,800円			
20kgを超えるもの		1 頭	4,600円				
処 分		複数頭焼却炉を使用する場合	1 頭	1,800円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。		
			一頭焼却炉を使用する場合	20kg以下のもの		1 頭	4,600円
し 尿	収集、運搬及び処分 (一般廃棄物処理計画に従い本市が収集するものに限る。)		1人月額	160円	一般家庭のし尿 (水洗式のくみ取り便所に係るものを除く。) で定日に収集するものに限る。		
			90リットル又はその端数ごと	320円			

(注) 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例より抜粋

産業廃棄物処分費用

区 分			単 位	金 額	備 考
産業廃棄物	処 分		100kgまで	1,500円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。
			100kgを超える部分につき10kg又はその端数ごと	150円	

(注) 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例より抜粋

## 廃棄物処理施設の受入基準等

### 受 入 基 準

区 分	廃棄物の種類，性状等				
共通事項	1 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること 2 後に記載する排出禁止物等が含まれていないこと 3 仙台市一般廃棄物処理要領（平成20年9月29日環境局長決裁）第25条の規定により前処理をするよう指示したときは，当該処理がなされていること				
焼却工場	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">今泉工場</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">可燃性のごみ（長さ80cm以下，かつ太さ10cm以下のものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>葛岡工場</td> </tr> <tr> <td>松森工場</td> </tr> </table>	今泉工場	可燃性のごみ（長さ80cm以下，かつ太さ10cm以下のものに限る。）	葛岡工場	松森工場
今泉工場	可燃性のごみ（長さ80cm以下，かつ太さ10cm以下のものに限る。）				
葛岡工場					
松森工場					
粗大ごみ処理施設	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">今泉粗大ごみ処理施設</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">           粗大ごみのうち，次の基準を満たすものに限る。            (1) 長さ2m以下，かつ，太さ20cm以下のものに限る。（スプリングマットレスを除く。）            (2) PCB要除去製品については，PCB使用部分を除去した旨の確認書が添付されたもの         </td> </tr> <tr> <td>葛岡粗大ごみ処理施設</td> </tr> </table>	今泉粗大ごみ処理施設	粗大ごみのうち，次の基準を満たすものに限る。 (1) 長さ2m以下，かつ，太さ20cm以下のものに限る。（スプリングマットレスを除く。） (2) PCB要除去製品については，PCB使用部分を除去した旨の確認書が添付されたもの	葛岡粗大ごみ処理施設	
今泉粗大ごみ処理施設	粗大ごみのうち，次の基準を満たすものに限る。 (1) 長さ2m以下，かつ，太さ20cm以下のものに限る。（スプリングマットレスを除く。） (2) PCB要除去製品については，PCB使用部分を除去した旨の確認書が添付されたもの				
葛岡粗大ごみ処理施設					
埋立処分場	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">石積埋立処分場</td> <td style="vertical-align: top;">           罹災ごみ及び不燃性のごみのうち，次の基準を満たすものに限る。            (1) 一辺の長さが1m以下で重量が300kg以下のもの            (2) 中空の部分の割合が大きいものについては，破碎及び圧縮等により減容化したもの         </td> </tr> </table>	石積埋立処分場	罹災ごみ及び不燃性のごみのうち，次の基準を満たすものに限る。 (1) 一辺の長さが1m以下で重量が300kg以下のもの (2) 中空の部分の割合が大きいものについては，破碎及び圧縮等により減容化したもの		
石積埋立処分場	罹災ごみ及び不燃性のごみのうち，次の基準を満たすものに限る。 (1) 一辺の長さが1m以下で重量が300kg以下のもの (2) 中空の部分の割合が大きいものについては，破碎及び圧縮等により減容化したもの				
資源化施設	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">松森資源化センター</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">           (1) 缶・びん・ペットボトルのうち，仙台市一般廃棄物処理要領（平成20年9月29日環境局長決裁）第8条第2号から第9号までに掲げる事項を遵守したもの            (2) 仙台市資源物店頭回収実施要綱（平成13年2月13日環境局長決裁）第5条により認定した優良事業者が搬入する筒型乾電池         </td> </tr> <tr> <td>葛岡資源化センター</td> </tr> </table>	松森資源化センター	(1) 缶・びん・ペットボトルのうち，仙台市一般廃棄物処理要領（平成20年9月29日環境局長決裁）第8条第2号から第9号までに掲げる事項を遵守したもの (2) 仙台市資源物店頭回収実施要綱（平成13年2月13日環境局長決裁）第5条により認定した優良事業者が搬入する筒型乾電池	葛岡資源化センター	
松森資源化センター	(1) 缶・びん・ペットボトルのうち，仙台市一般廃棄物処理要領（平成20年9月29日環境局長決裁）第8条第2号から第9号までに掲げる事項を遵守したもの (2) 仙台市資源物店頭回収実施要綱（平成13年2月13日環境局長決裁）第5条により認定した優良事業者が搬入する筒型乾電池				
葛岡資源化センター					

- (注) 1 この表中「粗大ごみ」とは，P.144の表「粗大ごみ」の例による。  
 2 搬入受付時間は平日9：00から16：15まで。（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は受付しない。）



**排 出 禁 止 物 等**

区 分	品 目 の 例 示
毒性を有するもの	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
危険性を有するもの	ガスボンベ、消火器、鉛蓄電池、火薬等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
火気のあるもの	燃え殻等で火気の残っているもの等
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等
その他処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物、重量が1kgを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）、ピアノ、自動車、排気量50ccを超えるオートバイ、タイヤ、大型金庫等

- (注) 1 汚泥等については、南蒲生環境センターに搬入しようとする浄化槽汚泥を除く。  
 2 家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物及び重量が1kgを超えるパーソナルコンピュータについては、破損、汚損等により再商品化できないものを除く。

**粗 大 ご む**

区 分	品 目 の 例 示
電気・ガス・石油器具類	オーディオ機器、加湿器、ガステーブル、カラオケ演奏装置、換気扇、空気清浄機、こたつ、照明器具、除湿器、食器乾燥機、食器洗浄機、炊飯器、ストーブ、ズボンプレスナー、扇風機、掃除機、電気カーペット、電気ポット、電子レンジ、日本語ワードプロセッサ、ビデオテープレコーダー、ファクシミリ、ファンヒーター、布団乾燥機、風呂がま、ホットプレート、マッサージ器、ミシン、ミニコンボ、湯沸かし器
家具・寝具類	アコーディオンカーテン、いす、ウッドカーペット、オーディオラック、カラーボックス、キッチンラック、鏡台、げた箱、小型棚、サイドボード、収納箱、じゅうたん、食器棚、スプリングマットレス、洗面化粧台、ソファ、たたみ、建具、たんす、調理台、机、テーブル、テレビ台、電話台、パイプハンガー、布団、ブラインド、ベッド、本棚、ロッカー、ワゴン
趣味用品	オルガン、ギター、キーボード（演奏用）、健康器具、ゴルフ用具、スキーキャリア、スキー用具、卓球台
その他	アンテナ、乳母車、傘立て、脚立、クーラーボックス、車いす、原動機付自転車、小型耐火金庫、子供用遊具、米びつ、三輪車、自転車、芝刈機、水槽、スーツケース、チャイルドシート、流し台、仏壇、ペット小屋、物置、物干竿、物干台、浴槽、その他のもの

資料 10

(株)仙台市環境整備公社 (概要)

(令和5年4月1日現在)

1 概要

- 〔設立〕 昭和59年5月26日
- 〔所在地〕 仙台市泉区松森字阿比古7-1
- 〔役員・従業員〕 役員 9人 (代表取締役社長 遠藤 守也)  
従業員 259人 (パート・再雇用含む)
- 〔出資〕 1億円・2,000株 (仙台市5,000万円・1,000株, 仙台清掃公社3,340万円・668株, 公害処理センター 1,660万円・332株)
- 〔設備〕 車両: 缶びん等収集車61台・犬猫運搬車2台・残渣物運搬車5台 (中型破碎車2台・小型破碎車1台・10tダンプ2台)・マットレス運搬車(2t) 1台・フォークリフト3台・ショベルローダ2台・連絡車5台

2 収支等

〔収支〕 (単位:千円)

項目 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4
収入	1,337,580	1,374,684	1,469,127	1,462,061	1,488,112
支出	1,251,567	1,303,655	1,352,620	1,372,952	1,332,714
税引前当期利益	86,013	71,029	116,507	89,109	155,398

〔市環境局からの委託業務〕

- |                                      |              |     |
|--------------------------------------|--------------|-----|
| ① 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集運搬業務 (青葉区・太白区)  | 〈昭和59年10月から〉 | } ※ |
| ② 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集運搬業務 (宮城野区・若林区) | 〈昭和59年10月から〉 |     |
| ③ 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務              | 〈平成4年4月から〉   |     |
| 松森資源化センター                            | 〈平成4年9月から〉   |     |
| 葛岡資源化センター                            | 〈平成7年9月から〉   |     |
| ④ 缶・びん類選別加工品売払い業務                    | 〈平成16年4月から〉  |     |
| ⑤ 犬猫等死体収集運搬焼却及び手数料徴収業務               | 〈昭和60年10月から〉 |     |
| ⑥ 今泉粗大ごみ処理施設運転管理業務                   | 〈昭和61年8月から〉  |     |
| ⑦ 葛岡粗大ごみ処理施設運転管理業務                   | 〈平成7年9月から〉   |     |
| ⑧ スプリングマットレス後方輸送業務                   | 〈平成5年4月から〉   |     |
| ⑨ 葛岡工場処理手数料徴収等業務                     | 〈令和2年4月から〉   |     |

※ペットボトルの収集運搬選別業務については平成9年10月から開始

## 仙台市の環境保全事業の歩み及び年表

仙台市は「学都」「杜の都」として、豊かな自然に恵まれた良好な環境を守ってきた。昭和37年には全国に先駆けて「健康都市」を宣言し、「市民のすべてが健康で文化的な生活を営むことのできる都市」の建設を都市づくりの目標として掲げた。

昭和39年に「公害対策委員会」を設置し（後に「公害対策審議会」に改組）、昭和45年には「公害を未然に防止し、これを排除する」ための基本的な考え方を示した「公害市民憲章」を制定。昭和46年には、市民憲章の精神を継承し、市民の健康と生活環境の保全を第一とする基本姿勢に立ち、市長、事業者及び市民の責務を定めた「仙台市公害防止条例」を仙台市公害防止行政の根幹として制定するなど、積極的に公害の未然防止に取り組んできた。この後も暖房用の燃料中のいおう分規制や開発行為に伴う排水に対する独自の流量比規制の導入などの対策を推進し、また、東北新幹線の開通にあたっては騒音等の問題について当時の国鉄当局と精力的に折衝しながら、調査を行い対応してきた。

昭和48年には、自然と調和する環境の創造を都市づくりの基本として定めた「杜の都の環境をつくる条例」を、昭和49年には、広瀬川の水質を保全するために総量規制的な考え方を導入した「広瀬川の清流を守る条例」をそれぞれ制定し、自然環境の保全及び水質の保全に積極的に取り組んできた。広瀬川は、都市を貫流する河川でありながらアユが生息し、市民の川として市民に親しまれており、環境庁（現環境省、以下同じ）より「名水百選」の一つに選定されている。

昭和50年代、スパイクタイヤの普及に伴って深刻化した道路粉じん問題に対しては、全国に先駆けてスパイクタイヤの全面廃止に向けて積極的に取り組み、昭和60年12月の「宮城県スパイクタイヤ対策条例」及び平成2年6月の「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定に貢献した。

昭和63年に制定した「水辺のマスタープラン」では、杜の都にふさわしい水辺環境の創造・再生を図ることにより、新しい都市のアメニティ（快適さ）を創造する基本構想を示した。仙台市がこのような取り組みと民間団体を中心にして実施してきた光のページェントや河川一斉清掃の実績が認められ、平成4年10月、アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体として環境庁長官から表彰された。

良好な仙台市の環境を維持し、さらに快適な都市環境をつくり次代に引き継いでいくための知識の普及や市民による実践活動に対する支援を行うため、仙台市では平成2年3月に「仙台市環境保全基金」を設置し、その益金を環境教育など環境の保全のための取り組みに役立てている。

平成3年6月、環境教育の拠点として市役所本庁舎1階に「環境学習コーナー」を設置し、環境関係の情報の収集、提供を開始、その後、平成16年2月「環境交流サロン」として機能拡充を図り、平成18年5月、小田急仙台ビル9階に移転した。平成28年4月に東北大学青葉山新キャンパス内に「せんだい環境学習館（たまきさんサロン）」としてリニューアルした。

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に地域レベルで率先して対応するため、平成3年2月に「仙台市地球環境保全対策推進本部」を設置、平成4年6月に「地球環境保全に関する取組方針」、平成6年2月に「仙台市フロン対策」を決定した。平成7年9月に策定（平成14年5月、平成28年3月、令和3年3月改定）した「仙台市地球温暖化対策推進計画」に基づいて、最新の科学的知見や国の温暖化対策等を踏まえ、各種施策を展開するとともに、地域協議会や委員会などにより市民、事業者、行政が協働して取り組みを進めている。さらに、地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、地球温暖化を一因とする気候変動による影響に備えるため、仙台市環境審議会からの答申（令和元年6月）を踏まえ、同年10月に「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、令和2年4月から施行した。

社会経済活動の拡大や都市化の進展などに伴って顕在化した都市型の環境問題や自然生態系への影響、さらには地球規模の環境問題に対応するため、環境政策の新たな枠組みを示した「仙台市環境基本条例」を平成8年3月に制定した。また、本条例に基づき仙台市環境審議会を設置したほか、本市の環境基本計画となる「杜

の都環境プラン」を平成9年3月に策定（平成23年3月、平成28年3月、令和3年3月改定）し、実効ある計画の推進・進行管理を行うための市の組織として、「杜の都環境プラン推進本部」を設置した。また、杜の都環境プラン推進のための個別計画として、平成11年3月に、水の循環や生態系といった新たな視点を盛り込み、より良い水環境を保全・創造していくために、「水環境プラン」を策定した。その一環として平成17年1月から六郷堀・七郷堀通年通水事業を実施している。自動車公害防止対策を総合的に推進するため平成9年3月に策定した「仙台市自動車公害防止計画」は、ディーゼル微粒子の健康影響への懸念や自動車を主体とする運輸部門からの二酸化炭素排出の問題などを背景に平成16年4月に改定し、「仙台市自動車環境負荷低減計画」を策定した。また、平成14年8月には、環境に配慮し、行動できる「人」を育てていくための指針として「仙台市環境教育・学習プラン」を策定した。このプランの提案に基づき、環境に配慮できる人を社会全体で育てていくための推進組織として、平成16年5月に「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」（愛称：FEEL Sendai）を設立した。なお、これらの個別計画は「杜の都環境プラン」に理念等を引き継いだうえで統廃合を行った。

市役所自身が大規模な事業者・消費者であることから、市の事務事業に伴う環境負荷を率先して低減するため「仙台市環境率先行動計画」を平成10年3月に策定。平成11年9月には、本庁、北庁舎、区役所、総合支所の9つの庁舎において、政令指定都市としては初めて環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した（平成18年3月認証登録終了）。平成18年3月には、「仙台市環境率先行動計画」を全面改訂し、ISO14001のシステムを取り入れ、「仙台市地球温暖化対策実行計画（平成14年5月策定）」と統合した本市独自の環境マネジメントシステム「新・仙台市環境行動計画」を策定し、同年4月から全庁で運用を開始した。令和3年3月には、脱炭素社会の構築やプラスチック資源循環の推進等の新たな環境課題を踏まえ、「新・仙台市環境行動計画」を改定し、同年4月からは「仙台市環境行動計画」を運用している。

平成15年12月には、中小事業者が比較的容易に取り組める環境マネジメントシステムである「みちのく環境管理規格」を策定するとともに、規格の推進を図るため「みちのく環境管理規格認証機構」を設立した（平成19年1月特定非営利活動（NPO）法人環境会議所東北へ移管）。また、平成18年4月には、「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」を創設した。

開発事業者に、環境に配慮した事業の展開を促すための環境影響評価制度については、仙台市環境審議会からの答申（平成10年8月）を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し「仙台市環境影響評価条例施行規則」及び「仙台市環境影響評価技術指針」の整備を進め、平成11年6月より施行した。平成27年12月には条例施行規則を改正し、火力発電所、太陽光発電所等を対象事業に追加する（平成28年5月施行）とともに、平成29年5月には石炭火力発電所の規模要件を撤廃した（即日施行）。さらに、平成29年12月には市域内への石炭火力発電所の立地自粛を促す「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定した。令和2年12月には、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定し、都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正した。同時に、太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件の見直しを行い、併せて「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定した（令和3年4月施行）。その他、仙台市が実施する公共事業については、立地選定といった構想段階から事業の実施に係る環境への配慮を徹底しようとする仕組みである「仙台市環境調整システム」を平成12年10月より実施している。

令和5年3月には、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続を定め、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与するため、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」を制定した。

環境国際交流の面では、「仙台・ヘルシンキ都市セミナー」を平成9年に仙台、11年にヘルシンキ市で開催。平成13年にはヘルシンキ市と共催で、本市の国際姉妹・友好都市の市長等を招いて「環境国際会議」を開催した。平成14年8月には「ヨハネスブルク・サミット」に際して開催された自治体セッションに参加し、環境

と経済の調和により持続可能な発展を目指すグリーン購入についての初の国際会議を仙台で開催することを提唱した（平成16年10月、「第1回グリーン購入世界会議in仙台」を仙台国際センターで開催。世界37の国と地域から約1,000人が参加）。また、平成15年11月には、市長がICLEI（イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会）の世界理事に就任し（任期：平成18年3月末まで）、同月、アテネ市で開催されたICLEI世界大会に参加した。さらに、平成17年5月には、本市において世界理事会を開催した。

平成17年6月には、国連の「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進する国連大学が、本市、気仙沼市、蕪栗・伊豆沼地域（旧田尻町）を対象とする「仙台広域圏」を他の6地域とともに、世界で初めて「持続可能な開発に関する教育のための専門的知識の地域拠点（RCE）」に認定した。



年表(環境保全)

西暦	年号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
1959	昭和34年	○ 衛生局が発足し、公害の測定、苦情処理等を衛生局保健課で所管	
1962	37年	○ 「健康都市宣言」	
1963	38年	○ 保健所衛生課で公害苦情の受付・調査・処理を開始	
1964	39年	○ 市長の諮問機関として「公害対策委員会」を設置	
1966	41年	○ 衛生局衛生課に環境公害係、保健所衛生課に環境係を設置	
1967	42年		○ 「公害対策基本法」公布
1968	43年		○ 「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布
1969	44年	○ 環境公害係が公害係となる	
1970	45年	○ 庁内組織として「公害対策連絡調整会議」を設置 ○ 衛生局に公害対策課を設置 ○ 「公害市民憲章」制定 ○ 「仙台市公害防止施設整備資金融資利子補給公布要綱」制定	○ 「水質汚濁防止法」公布
1971	46年	○ 公害対策課を公害課に変更 ○ 衛生局に公害部を新設し調整課、規制課の2課とする ○ 「仙台市公害防止条例」公布 ○ 大気汚染常時監視テレメーター装置稼働開始	○ 「悪臭防止法」公布 ○ 環境庁発足 ○ 「水質汚濁防止法」施行 ○ 環境基準(騒音、水質汚濁)告示 ○ 大気汚染防止法による燃料中のいおう分規制
1972	47年	○ 「公害対策委員会」を「公害対策審議会」に改組 ○ 「公害防止条例施行規則」公布 ○ 関係7自治体と新仙台火力発電所、東北石油等と「公害防止協定」を締結 ○ 開発指導要綱により流量比規則の排水処理を義務づけ	
1973	48年	○ 「杜の都の環境をつくる条例」公布 ○ 水質自動測定局稼働開始	○ 環境基準(大気汚染)告示 ○ 仙台湾地域が国の公害防止計画地域に指定 ○ 環境基準(航空機騒音)告示
1974	49年	○ 原町東部で地盤沈下が問題となる ○ 「広瀬川の清流を守る条例」公布	○ 「宮城県地盤沈下防止対策要綱」規定
1975	50年		○ 工業用水法の地下水採取規制地域指定 ○ 環境基準(新幹線騒音)告示
1976	51年		○ 「振動規制法」公布 ○ 航空機騒音の環境基準地域類型指定告示 ○ 東北新幹線の環境基準の地域類型指定告示
1977	52年		○ 二酸化窒素の新たな環境基準告示
1978	53年	○ 「仙台市東部工場団地移転中小企業に対する公害防止資金融資利子補給制度」制定	○ 宮城県沖地震
1980	55年	○ 公害部が環境公害部となり、環境調整課、公害規制課となる	
1981	56年	○ スパイクタイヤによる道路粉じんが大きな問題になる ○ 「道路粉じん問題研究会」を発足	
1982	57年	○ 「道路粉じん問題研究会」を「道路粉じん対策委員会」に改組	○ 東北新幹線開業 ○ 「宮城県公害防止条例」改正(深夜営業騒音規制開始)
1985	60年	○ 広瀬川が環境庁の名水百選に選ばれる	
1986	61年		○ 「宮城県スパイクタイヤ対策条例」公布
1987	62年	○ 地下鉄南北線開業 ○ 宮城町編入 ○ 「コイン駐車場の設置に関する指導要綱」制定	
1988	63年	○ 泉市、秋保町編入 ○ 「水辺のマスタープラン」仙台・宮城地区編策定	
1989	平成元年	○ 政令指定都市に移行 ○ 公害規制課に大気係、水質係、騒音係に加えて調整係を設置 ○ 「水辺のマスタープラン」泉・秋保地区編策定 ○ 悪臭防止法の規制地域を拡大 ○ 「仙台市悪臭対策指導要綱」制定	
1990	2年	○ 環境保全基金(4億円)を設置 ○ 「環境保全活動推進に関する懇談会」設置	○ 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」公布
1991	3年	○ 「仙台市地球環境保全対策推進本部」設置 ○ 環境学習コーナー設置	○ 環境基準(土壌汚染)告示
1992	4年	○ 衛生局環境公害部を環境局環境保全部に改組、環境計画課、環境保全課の2課体制となる ○ 悪臭防止法の悪臭物質を追加規制 ○ 「地球環境保全に関する取組方針」策定	
1993	5年	○ 「仙台市電気自動車等普及懇談会」設置 ○ 「(仮称)杜の都環境プラン基本構想検討委員会」設置 ○ 「広瀬川の清流を守る条例」の水質保全区域を拡大 ○ 若林区文化センターに「環境ライブラリー」を設置	○ 「環境基本法」公布 ○ 環境基準(水質汚濁)改正



西暦	年号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
1994	6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市フロン対策」策定</li> <li>○「杜の都環境プラン」基本構想策定</li> <li>○「仙台市における環境基準条例のあり方について」公害対策審議会に諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本法に基づく国の「環境基本計画」策定</li> <li>○水質汚濁防止法排水基準改正</li> <li>○環境基準（土壌汚染）改正</li> </ul>
1995	7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市地球温暖化対策推進計画」策定</li> <li>○「第5回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」仙台市開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定</li> <li>○「宮城県公害防止条例」改正（「地盤沈下防止対策要綱」廃止）</li> </ul>
1996	8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境基本条例」公布</li> <li>○「仙台市公害防止条例」全部改正</li> <li>○環境保全部を環境部に、環境保全課を環境対策課に名称変更、併せて推進係、大気騒音係、水質係に変更</li> <li>○残したい日本の音風景100選に「広瀬川のカジカガエルと野鳥」、「宮城野のスズムシ」の2件認定</li> <li>○悪臭防止法の特定悪臭物質等の追加規制</li> <li>○仙台市環境審議会を設置（公害対策審議会は廃止）</li> <li>○「仙台市環境基本計画について」環境審議会に諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大気汚染防止法」改正（有害大気汚染物質対策の導入）</li> </ul>
1997	9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境基本計画について」環境審議会より答申</li> <li>○「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」策定</li> <li>○「仙台市自動車公害防止計画」策定</li> <li>○「杜の都環境プラン推進本部」設置</li> <li>○「第1回音風景保全全国大会」仙台市開催</li> <li>○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー」開催</li> <li>○「星空にやさしい街10選」仙台市認定</li> <li>○「(仮称)仙台市環境影響評価条例の基本的あり方について」環境審議会に諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「環境影響評価法」公布（施行は平成11年6月）</li> <li>○環境基準（地下水）告示</li> <li>○環境基準（ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気汚染）告示</li> </ul>
1998	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境計画課に活動推進係を新設</li> <li>○「仙台市環境率先行動計画」策定</li> <li>○「アジア・太平洋環境会議（エコ・アジア'98）」「APEC持続可能な都市のための環境教育シンポジウム」開催</li> <li>○「仙台市環境影響評価条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「宮城県環境影響評価条例」制定（施行は平成11年6月）</li> <li>○環境基準（騒音）改正（施行は平成11年4月）</li> <li>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行</li> </ul>
1999	11年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境影響評価条例施行規則」制定</li> <li>○「水環境プラン」策定</li> <li>○「仙台市環境影響評価技術指針」制定</li> <li>○「GPNグリーン購入大賞」優秀賞受賞</li> <li>○「仙台市環境影響評価条例」施行</li> <li>○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー'99」ヘルシンキ市にて開催</li> <li>○太白区文化センターに「環境ライブラリー」設置</li> <li>○ISO14001認証取得（本庁舎・北庁舎・区役所・総合支所）</li> <li>○「CO<sub>2</sub>ダイエットメッセ in 宮城・仙台」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基準（水質汚濁、地下水）改正</li> <li>○「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（施行は平成12年1月）</li> <li>○環境基準（ダイオキシン類に係る大気、水質、土壌）告示</li> <li>○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」公布（施行は平成12年3月）</li> </ul>
2000	12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境部に環境影響審査課を新設（審査係1係体制）、併せて環境計画課を管理係、計画係、活動推進係の3係体制に改組</li> <li>○環境対策課大気騒音係を大気係に改称</li> <li>○「環境報告書」、第4回環境レポート大賞奨励賞を受賞</li> <li>○「仙台市環境調整システム実施要綱」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布（施行は平成13年4月）</li> <li>○環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第二次）策定</li> </ul>
2001	13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ISO14001認証取得（葛岡工場・ガス局）</li> <li>○「仙台市における地球温暖化対策のあり方」について環境審議会に諮問</li> <li>○「仙台市環境率先行動計画」第2期計画策定</li> <li>○「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」制定</li> <li>○「仙台市における地球温暖化対策のあり方」について環境審議会より答申</li> <li>○「(仮称)環境教育・学習プランについて」環境審議会に諮問</li> <li>○「環境フォーラムせんだい2001・環境国際会議」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境省発足</li> <li>○環境基準（ジクロロメタンの大気汚染）告示</li> <li>○水質汚濁防止法排水基準改正（ほう素、ふっ素並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加）告示（施行は平成13年7月）</li> <li>○自動車NOx法の一部を改正する法律（SPM追加）公布（施行は平成13年12月）</li> </ul>
2002	14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ISO14001認証取得（今泉工場）</li> <li>○『(仮称)環境教育・学習プラン』に係る目標、基本方針、施策のあり方、推進体制などについて」環境審議会より答申</li> <li>○環境部環境計画課と環境影響審査課を統合・再編し、環境管理課（企画管理係、環境影響評価室）と環境都市推進課（環境活動推進係、地球環境係）となる</li> <li>○第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者の登録開始</li> <li>○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地球温暖化対策推進大綱」地球温暖化対策推進本部決定</li> <li>○「土壌汚染対策法」公布（施行は平成15年2月）</li> </ul>

西暦	年号	仙 台 市	その他（宮城県・国）
2002	14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域を拡大</li> <li>○P R T R法に基づく化学物質の排出量・移動量の届出開始</li> <li>○「仙台市環境教育・学習プラン」策定</li> <li>○「仙台市地球温暖化対策推進協議会」設置</li> <li>○「仙台市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」制定</li> <li>○I S O14001 認証更新（本庁舎・北庁舎・区役所・総合支所）</li> <li>○「ヨハネスブルクサミット」自治体セッションに参加</li> </ul>	
2003	15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境率先行動計画」第2期計画改定</li> <li>○「せんだいグリーン文具推奨制度」開始</li> <li>○「仙台市自動車公害防止計画」の見直しについて、環境審議会へ諮問</li> <li>○仙台市長が「イクレイ持続可能性をめざす自治体協議会」理事に就任（任期：平成18年3月末まで）。アテネ（ギリシャ）で開催された世界大会に出席</li> <li>○グリーン購入企業セミナー、グリーン購入フォーラム in 仙台を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「水生生物の保全に係る環境基準」告示</li> </ul>
2004	16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「みちのく環境管理規格認証機構」設立</li> <li>○環境学習コーナーを「環境交流サロン」に拡充</li> <li>○「仙台市自動車環境負荷低減計画」策定</li> <li>○「第1回グリーン購入世界会議 in 仙台」を開催し、「グリーン購入仙台宣言」を発表</li> <li>○「G P Nグリーン購入大賞」大賞受賞</li> <li>○「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「環境配慮促進法」公布（施行は平成17年4月）</li> </ul>
2005	17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○六郷堀・七郷堀通年通水事業の開始</li> <li>○本庁舎等I S Oサイトを二日町分庁舎、上杉分庁舎、泉区役所東庁舎に拡大</li> <li>○「イクレイ世界理事会」仙台市開催</li> <li>○仙台広域圏（仙台市、気仙沼市、旧田尻町）が国連持続可能な開発のための教育の10年を進めるための地域拠点（R C E）に認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大気汚染防止法」改正（揮発性有機化合物の規制導入）</li> </ul>
2006	18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○I S O14001 認証登録終了（本庁舎等・葛岡工場・今泉工場・ガス局）</li> <li>○「新・仙台市環境行動計画ー持続可能な地域をつくるエコプラン」策定</li> <li>○仙台グリーンペーパー推奨制度開始</li> <li>○「第2回グリーン購入世界会議 in バルセロナ」に前回開催都市として参加</li> <li>○「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「宮城県グリーン購入促進条例」制定</li> <li>○「水質汚濁防止法排水基準」改正（亜鉛基準強化）公布（施行は平成18年12月）</li> <li>○環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第三次）閣議決定</li> </ul>
2007	19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「みちのく環境管理規格認証機構」民間特定非営利活動（N P O）法人環境会議所東北へ事業移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「航空機騒音の環境基準」改正告示（適用は平成25年4月）</li> <li>○「環境配慮契約法」公布（施行は平成19年11月）</li> <li>○岩手・宮城内陸地震</li> </ul>
2008	20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境都市推進課の環境活動推進係と地球環境係を統合し、環境都市推進係の1係体制に改組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（6月）</li> </ul>
2009	21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境管理課と環境都市推進課を統合・再編し、環境企画課（企画調整係、地球温暖化対策係）、環境都市推進課（環境啓発係、環境調整係）に改組</li> <li>○「第3回グリーン購入世界会議 in スウォン」に第1回開催都市として参加</li> <li>○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「土壌汚染対策法」改正公布（施行は平成22年4月、ただし、平成21年10月に一部施行）</li> <li>○環境基準（大気に係る微小粒子状物質）告示（9月）</li> <li>○環境基準（水質汚濁、地下水）改正（11月）</li> </ul>
2010	22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申</li> <li>○水質自動測定局廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」改正（不正防止対策の強化、平成23年4月施行）</li> </ul>
2011	23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災</li> <li>○環境基準（水質汚濁、地下水）改正（10月）</li> <li>○「水質汚濁防止法排水基準」改正（施行は平成23年11月）</li> </ul>
2012	24年		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「環境影響評価法」を改正（施行は平成24年4月、平成25年4月）</li> <li>○環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第四次）閣議決定（平成24年4月）</li> <li>○「水質汚濁防止法」改正（施行は平成24年6月）</li> </ul>

西暦	年号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
2013	25年	○ 環境企画課地球温暖化対策係を再生可能エネルギー推進係に改称	○ 「水生生物の保全に係る環境基準（ノニルフェノール追加）」改正（8月）
2014	26年	○ 環境企画課の再生可能エネルギー推進係の業務の一部をまちづくり政策局エネルギー政策室に移管，地球温暖化対策係に改称	○ 「水生生物の保全に係る環境基準（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩追加）」改正（3月） ○ 環境基準（土壌）改正（3月） ○ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正（施行は平成27年5月）（5月） ○ 「大気汚染防止法」改正（建築物解体等時における石綿飛散防止対策の強化，平成26年6月施行） ○ 土壌汚染対策法基準改正（8月） ○ 環境基準（水質汚濁，地下水）改正（トリクロロエチレン強化）（11月） ○ 水質汚濁防止法排水基準及び浄化基準改正（カドミウム及びその化合物強化）（12月）
2015	27年	○ 環境都市推進課を環境共生課に改称 ○ 「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問 ○ 「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正（火力発電所，太陽光発電所等を対象事業に追加）	○ 「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」改正（施行は平成30年4月）（水銀及び水銀化合物の排出規制の強化等）（6月） ○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正施行（三ふっ化窒素追加） ○ 水質汚濁防止法排水基準及び浄化基準改正（トリクロロエチレン強化）（10月）
2016	28年	○ 「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申 ○ 「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定） ○ 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定 ○ 「環境交流サロン」をリニューアルし，「せんだい環境学習館（たまきさんサロン）」を開館	○ 宮城県公害防止条例 汚水等の規制基準改正（トリクロロエチレン強化）（3月） ○ 生活環境の保全に関する環境基準改正（底層溶存酸素量設定）（3月） ○ 環境基準（土壌）改正（施行は平成29年4月）（クロロエチレン及び1,4-ジオキサン設定）（4月） ○ 土壌汚染対策法施行令改正（施行は平成29年4月）（クロロエチレンを特定有害物質に指定）（4月） ○ 土壌汚染対策法施行規則改正（施行は平成29年4月）（4月） ○ 汚染土壌処理業に関する省令改正（施行は平成29年4月）（4月） ○ 環境基準（地下水）改正（施行は平成29年4月）（4月） ○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（5月）
2017	29年	○ 「仙台市生物多様性地域戦略（生物多様性の保全等に関する取り組み）」策定 ○ 「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正（石炭火力発電所の規模要件撤廃） ○ 「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」策定（石炭火力発電所の立地抑制） ○ 「グリーン購入推進自治体特別賞」受賞	○ 土壌汚染対策法改正（調査契機の強化等，平成30年4月に一部施行，平成31年4月に完全施行）（5月）
2018	30年	○ 蒲生測定局を開設しPM2.5の測定を開始（石炭火力発電所に対する取り組み） ○ 「本市における地球温暖化対策のあり方について」環境審議会に諮問	○ 「気候変動適応法」公布（施行は平成30年12月）（6月） ○ 環境基準（土壌，土壌汚染対策法施行令改正（シス-1,2-ジクロロエチレンからシス体とトランス体の濃度の和へ変更，平成31年4月施行）（9月） ○ 環境基準（有害大気汚染物質）改正（トリクロロエチレンの基準強化）（11月）
2019	31年 令和元年	○ 「本市における地球温暖化対策のあり方について」環境審議会より答申 ○ 「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問	
2020	2年	○ 「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び同施行規則」施行 ○ 「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正（都心部における大規模建築物に関して，対象となる要件を改正，太陽光発電所について，森林地域を新設し，規模要件を改正） ○ 「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」策定 ○ 「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」策定	○ 土壌環境基準等の改正（カドミウム及びトリクロロエチレン強化，令和3年4月施行）（4月） ○ 大気汚染防止法改正（石綿飛散防止対策強化，令和3年4月，令和4年4月に一部施行，令和5年10月に完全施行）（6月）

西暦	年号	仙 台 市	その他（宮城県・国）
2021	3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申</li> <li>○「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定）</li> <li>○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定</li> <li>○「仙台市環境行動計画」改定</li> <li>○地球温暖化対策推進課を新設し、まちづくり政策局防災環境都市・震災復興室から業務の一部を移管した上で、環境企画課・環境共生課と再編、環境企画課（企画調整係、環境影響評価係）、地球温暖化対策推進課（推進係、エネルギー企画係）、環境共生課（環境共生係）に改組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（5月）</li> <li>○大気汚染防止法施行令改正（ボイラー規模要件緩和、令和4年10月施行）（9月）</li> <li>○環境基準（水質、地下水）改正（六価クロム強化）（令和4年4月施行）（10月）</li> <li>○生活環境の保全に関する環境基準改正（大腸菌群数削除、大腸菌数設定）（令和4年4月施行）（10月）</li> <li>○騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の改正（一定の要件を満たす機器を特定施設から除外、令和4年12月施行）（12月）</li> </ul>
2022	4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市環境基本計画及び仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例」制定（令和4年10月施行）（7月）</li> </ul>
2023	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」制定</li> </ul>	

## 仙台市の廃棄物処理事業の歩み及び年表

### 1 ごみを中心としたあゆみ

#### (1) 汚物掃除法の時代（明治，大正時代）

仙台市の廃棄物処理事業の歴史は、明治33年の「汚物掃除法」の施行により、環境衛生担当課に清掃係を新設、掃除監督・掃除巡視の職員を配置し、汚物掃除費を予算に計上して荷馬車付常傭夫を備い上げ、じん芥収集を開始したときに始まる。

大正7年にはこれまでの収集処理を請負制度（当初請負業者は1業者、大正9年から2業者）に改め、請負業者が荷馬車によって収集するとともに、市においても区域を定めて小車10台により直営収集を開始した。収集されたじん芥はもっぱら農肥として処理してきたが、大正9年、請負業者の1名が連坊小路（市の移転命令により大正14年原町字志波東に移転）にじん芥焼却場を建設、同13年に市営のじん芥焼却場（焼却能力：26.25t/8h）を現在の小田原三丁目に建設して本格的な処理体制に入った。その後、昭和6年に請負業者によるじん芥焼却場が新たに建設され、じん芥は焼却し、焼却灰を農肥として売却するという処理体制が整った。

終戦後、じん芥の排出量が増加し、市では小車収集をトレーラー付ダッチキャリア1台に切り替え、多量排出者のじん芥は有料で、一般家庭は無料で収集に当たった。また、じん芥排出量の急増や焼却場の老朽化による能力低下によって、埋立や農肥処分が増加して市街地近郊にその堆積が目立つようになった。

#### (2) 清掃法の時代

##### ① 昭和30年代

昭和29年の「清掃法」制定と同時に、「仙台市清掃条例」及び「同規則」を公布し、これを契機に民生部に清掃課を新設した。市では直営収集区域を拡大するとともに、収集能力の増強に努めてきたが、人口の増加・市街地の拡大に伴い、請負業者による市街地近郊の埋立・農肥処理が限度を超え、荷馬車による遠距離輸送にも困難をきたすようになったことから、昭和31年より請負制を廃止し、機械力による衛生的、効率的な処理を行うことを目指して、全市直営による有料収集に切り替えた。この結果、従来の請負制による10日に1度の収集が7日に1度の収集となった。さらに、昭和32年に鶴ヶ谷じん芥焼却場（焼却能力75t/日）が竣工（従来の焼却場を廃止）し、市が全面的に収集処理する体制を整え、同年度のごみ焼却率は69%となった。

料金の徴収にあたっては、清掃責任者（世帯主などの土地の所有者等）が、「塵芥（じんかい）処理券」を出張所（支所）から事前に購入し、処理量に応じ、収集者に引き渡すこととしていた。

昭和36年には清掃課が清掃部に昇格、1部2課（管理課、業務課）体制となった。市街地の拡大・交通事情の悪化に対応するため、昭和39年に北・南・東の3清掃事業所を設置するとともに、作業能率の向上と地域環境の美化を図るため、ステーション方式による定時容器収集（ポリバケツによる排出）を一部地域で開始し、引き続き対象地域の拡大に努めていくこととした。また、ごみ排出量の増加に対応するため、昭和39年に小牛沼埋立地を確保した。

##### ② 昭和40年代

昭和30年代後半より我が国は高度経済成長時代を迎え、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済システムが「使い捨て」の社会的風潮を助長し、ごみの急激な増加及び質的多様化をもたらし、大きな都市問題となった。昭和43年に「ごみとし尿の悩み（仙台市清掃白書）」を発表し、市民に



対してごみ問題の深刻さを訴えるとともに、機構改革により清掃部が清掃局に昇格し、3課4事業所1工場体制となった。

昭和43年12月には、それまで地域的に差のあった定時容器収集の収集回数を原則として週3回に統一した。また、昭和44年8月から、事業活動に伴って生じる「営業ごみ」と市民の家庭生活から排出される「生活ごみ」を分離し、「生活ごみ」は市が収集処理にあたる一方、「営業ごみ」は排出者である事業者が責任を持って処理あるいは許可業者に収集を委託するというルールを確立した。

「営業ごみ」の分離、定時容器収集体制の確立など、ごみ処理手数料無料化の条件が整ったため、昭和44年9月から「生活ごみ」の収集の無料化を実施した。手数料無料化の条件は、市の計画に基づいて市が定期的に収集するごみで収集1回当たりの容量が450未満でかつ重量が10kg未満のものを対象とし、実質的には一般家庭の日常生活から通常排出されるごみを無料で収集するものである。

昭和43年に、本市としては初めての本格的な焼却施設である今泉清掃工場（焼却能力：180t/日）が竣工し、ごみの急増に伴って昭和42年度には18%に落ちていたごみ焼却比率が、48%に上昇した。その後、昭和46年に松森清掃工場（焼却能力：300t/日）が竣工し、焼却比率は57%となった。また、昭和46年に森郷埋立地の使用を開始した。

### (3) 廃棄物処理法の制定

#### ① 昭和40年代後半（適正処理の確保）

昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が施行され、昭和47年3月の「仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の施行に伴って業務課に産業廃棄物班を設置し、産業廃棄物処理に対する指導業務を開始した。

廃棄物処理法施行後も、ごみの排出量は増え続け、昭和48年のオイルショックで一時的に減少したものの、増加傾向に歯止めがかからず、ごみ量の急増は大きな社会問題となった。ごみ減量に関する市民団体の活動も活発となり、昭和48年には約2,000人の市民の参加を得て「ごみ問題市民集会」を開催するとともに、「ごみ白書」を発行し、市民に対してごみ減量を訴えた。

一方、ごみ減量対策としては、昭和47年から粗大ごみの計画収集（年2回）を開始し、金属類などの有価物は回収業者が有償で回収し、無価物のみを市が有料で収集することとした。さらに、従来から地域の町内会や子供会による廃品回収が実施されていたが、昭和48・49年度に通産省の古紙集団回収促進対策事業モデル都市の指定を受けたことを契機に、資源回収業界の協力を得ながら、集団資源回収団体の育成事業を開始した。

#### ② 昭和50年代（直接埋立処理から資源化・焼却処理へ）

昭和52年に小鶴清掃工場（焼却能力：600t/日）が竣工し、老朽化した今泉清掃工場を廃止した。これにより、ごみ焼却比率は78%に上昇した。

昭和55年に仙台市廃棄物資源化促進等審議会から「廃棄物の資源化に関する調査報告書」が提出され、これに基づき、ごみの適正処理と減量資源化を前提とした新たな処理体系の検討が進められ、昭和59年に、その運営主体として第3セクターの㈱仙台市環境整備公社を設立し、空き缶、空きびん類の分別収集を開始した。

同時に含有水銀による環境汚染が懸念される廃乾電池類の分別収集を開始した。

#### ③ 昭和60年代

昭和60年に今泉清掃工場（焼却能力：600t/日）が竣工し、老朽化した松森清掃工場を廃止した。これにより、空き缶、空きびん類を除くごみの焼却比率は92%となった。今泉清掃工場では余熱利



用を一層進めるために、自家発電を行い、余剰電力を電力会社に売却するほか、温水プール等の市民利用施設に蒸気を供給している。翌61年には、今泉粗大ごみ処理施設（処理能力：120t/5h）が竣工し、それに伴い、資源回収業者による粗大ごみの中の有価物収集を廃止し、市が一括して無料で収集し、金属類の回収・資源化も行うこととなった。また、昭和61年に石積埋立処分場の使用を開始した。

#### ④ 昭和から平成へ（減量・リサイクル）

昭和62年から63年にかけて宮城町・秋保町・泉市と合併し、平成元年4月の政令指定都市への移行に伴い、機構改革を行い、環境事業局と名称を変更し、4課3事業所2工場1センター体制となった。平成3年には、産業廃棄物指導課を新設するとともに、新たに部制を敷き、2部5課3事業所2工場1センター体制となった。

平成3年には、合併市町間で異なっていた処理体制を統一し、家庭ごみの排出方法をポリバケツ・指定袋・コンテナボックスの3種類に統一するとともに、粗大ごみの収集回数を年4回とした。

平成4年には、総合的な環境行政の推進を図るため、環境事業局と衛生局内の公害行政にかかる部門及び経済局、建設局の自然環境保全にかかる部門を統合して環境局を設置した。また、廃棄物処理法の抜本的な改正内容や、「再生資源の利用の促進に関する法律」の立法趣旨を踏まえ、廃棄物の減量の推進及び適正処理を図るため、平成5年に「仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定した。

平成7年には、葛岡工場（焼却能力：600t/日）、葛岡粗大ごみ処理施設（処理能力：140t/5h）及び葛岡資源化センター（処理能力：70t/5h）の処理施設群が竣工し、高度処理化が図られた。そのため、松森環境センター及び秋保環境センターを廃止した。また、ごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、機構改革によりリサイクル推進課を新設するとともに、市民啓発の拠点施設としてリサイクルプラザを整備した。

平成8年には、タバコの吸殻や空き缶、紙くずなどの散乱ごみ対策として環境美化促進事業を強化し、「まち美化推進モデル地区」を指定して市民、事業者、行政が一体となってまち美化に関する施策を重点的に実施するとともに、市民の環境美化意識の高揚のための各種啓発活動を展開した。

平成9年には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）への対応として10月から、ペットボトルの分別収集を開始した。また、その開始に合わせ、圧縮梱包設備を松森及び葛岡資源化センターに整備し、平成10年10月からはペットボトルの事業者回収モデル事業を開始した。

#### ⑤ 平成10年代（循環型社会の構築）

清潔で快適なまちづくりを推進することが市政の重要な課題の一つとされ、市民参加による「ポイ捨てごみから、まちづくりを考えるキャンペーン」を平成10年度から展開し、多くの市民の意見を参考に、平成11年3月、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定、同年5月に施行した。

地球温暖化やダイオキシン問題等に対応するとともに、限りある資源の有効活用を図るため、資源循環型の社会構築に向けた新たな法制度の整備等、廃棄物行政を取り巻く諸情勢が変化してきた。

平成9年から、ダイオキシン削減対策の一環として、市焼却施設のダイオキシン削減対策に係る改造工事を順次実施するとともに、一般家庭や民間事業所の小型焼却炉の使用自粛を呼びかけ、同年9月には、小型焼却炉の無料回収を実施した。一方、ダイオキシン問題への対応が困難なことから、平成12年度末に西田中工場を、平成13年度末に延寿ベッド専用焼却炉を、それぞれ廃止した。

また、平成10年度から、環境事業所の指導業務やごみ収集業務のあり方についての検討が行われ、その結果を受け、平成11年度から、環境事業所を各区に設置し、指導業務に従事する職員を増員する一方、家庭ごみの収集は段階的に民間委託を行うこととした。

平成11年3月には、環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築を目指し、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改正し、ごみの排出抑制・リサイクルに関し、数値目標を定めた。同年11月、同計画を一部改定し、ごみの排出抑制についてさらに高い目標を設定した。この目標達成のための施策について「100万人のごみ減量大作戦」を展開し、市民・事業者に対して協力を呼びかけた。

平成12年度には、家庭から紙類を随時持ち込める常設の紙類回収庫を公共施設等に設置した。また、12月には、容器包装リサイクル法の完全施行を受け、全市拡大に向けて各種のデータ収集や収集方法等の検証をするため、プラスチック製容器包装の分別収集をモデル地区において開始した。

平成13年4月には、家電リサイクル法の施行により、法対象の家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）を粗大ごみ収集品目から除外するとともに、粗大ごみの収集方法を従来の年4回のステーション式無料収集から隔週の戸別有料収集に変更した。また、ごみ処理手数料等を改定し、ごみ処理原価に対する手数料の負担割合の適正化を図った。

平成14年4月には、モデル事業として取り組んでいたプラスチック製容器包装分別収集を全市に拡大するとともに、週3回の家庭ごみ収集のうち1回を同収集に振り替えたことから、収集の効率化を図るため、家庭ごみを含めた収集曜日の全市的な見直しを行った。併せて、市役所本庁舎、各区役所、総合支所等において、プラスチック製容器包装の分別・リサイクルを開始した。

また、本市の学校給食センターの生ごみ、公園事業での剪定枝葉及びし尿系の脱水汚泥による堆肥化を進める実験プラントとしての「仙台市堆肥化センター」が稼働開始した。

さらに、ベッド専用焼却炉の廃止に伴い、スプリング入りマットレスの解体装置を今泉工場に設置した。

平成14年度の「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーンに、キャンペーンキャラクターの「ワケルくん」が登場、ごみの分別徹底を市民に呼びかけた。

平成14年11月、(財)日本容器包装リサイクル協会から本市のびん、ペットボトルの分別品質が悪く、改善するよう指摘された。このため、国の「緊急雇用創出特別基金事業」の補助を受け、ふたの除去作業を行った。

平成15年4月、産業廃棄物指導課を廃棄物指導課とし、廃棄物処理業の許可事務の集約化を図った。

同年9月、事業系紙類のリサイクル促進のため、無料で受け入れる紙類回収庫を若林、泉の両環境事業所内に設置した。10月には、家庭系パソコンを粗大ごみ収集品目から除外し、製造業者等によるリサイクルの推進を図った。廃蛍光管については、従来資源化センターで破碎後にリサイクル施設に搬入していたが、破碎機の老朽化等を考慮し、平成16年度から、破碎せずに搬入しリサイクルできる施設へ処理先を変更した。

平成16年4月から、一般廃棄物（ごみ）処理業の許可方針を見直し、事業ごみの収集運搬業について新規参入の条件を緩和した。

平成16年度にはごみ減量・リサイクルの情報総合サイト「ワケルネット」を開設したほか、紙類回収推進のため、スーパーなどの駐車場に紙類回収車を派遣する「紙類回収キャラバン隊」事業を開始するとともに、青葉環境事業所に事業系紙類回収庫を設置した。

また、家庭から出る生ごみのリサイクル推進のため、NPOにより青葉区で行われていた家庭用電気式生ごみ処理機の生成物と新鮮野菜との交換制度を全区に拡大した。このほか、業務用電気式

生ごみ処理機を2カ所の町内会（戸建住宅地域，集合住宅地域）に設置し，生成物を農家が野菜作りに利用する生ごみの循環型リサイクルシステムモデル事業を開始した（平成26年3月終了）。

平成17年1月の自動車リサイクル法完全施行に合わせ，解体業者など関連事業者に対する指導や登録・許可に向けた業務を平成16年4月から開始した。

平成17年3月，老朽化した小鶴工場を廃止し，その代替施設として8月に松森工場（焼却能力：600t/日）が竣工した。

同年3月には，廃棄物を取り巻く情勢の変化や市の現状等を踏まえて，仙台市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行った。

同年4月からは再生可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止するとともに，民間事業所の協力により紙類回収ステーション事業を開始し，9月には古紙等のリサイクルを一層推進するため，地域のごみ集積所を利用した古紙，布類の定期回収を約2万世帯でモデル事業として開始した（平成20年9月末終了）。

平成18年9月には，葛岡資源化センターにスプレー缶破砕機を設置し，従来は埋立処分していたスプレー缶のリサイクルを開始した。

平成19年5月には，レジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制を一層促進するため，事業者及び市民団体と，「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し，レジ袋の有償提供による削減に取り組んだ。

平成19年12月には，宮城野環境事業所に市内4カ所目となる事業系紙類回収庫を設置した。

#### ⑥ 平成20年以降（家庭ごみ有料化の開始以降）

平成20年10月には，さらなるごみ減量リサイクルの推進などを目的として，家庭ごみ等の受益者負担制度（有料化）及びごみ集積所を利用した月2回の紙類定期回収を開始した。

平成23年3月には，「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改定し，資源循環型都市や低炭素社会の構築，市民・事業者・市の三者連携による施策の推進を目指し，新たに「ごみ総量」，「リサイクル率」，「燃やすごみの量」，「温室効果ガス排出量」の4項目について目標を定めるとともに，3つの数値目標を定めた。

また，同年3月，東日本大震災により震災廃棄物等272万トン（震災廃棄物137万トン，津波堆積物135万トン）が発生した。これに対し，「発災から1年以内に震災廃棄物等を撤去し，3年以内に処理を完了する」という目標を定め，平成24年3月に撤去を，平成25年9月に焼却処理を，平成25年12月にリサイクル・処分をそれぞれ完了し，平成26年3月には「がれき搬入場（中間処理場）」の原状復旧を終えた。

平成23年10月から，家庭からの使用済み天ぷら油などを回収し，バイオディーゼル燃料（BDF）に資源化するモデル事業を開始した。

平成25年9月には，紙類回収庫を資源回収庫と改称し，回収対象品目に布類を追加した。

平成26年度は，震災後，資源物の混入割合が高くなったことから，「緊急分別宣言！！」と題したキャンペーンを実施し，震災後薄れつつある分別意識の向上を図った。

平成26年9月から，家庭からの携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電製品を回収し，資源化する事業を開始した。

平成27年度は，平成26年度に引き続き，家庭ごみへの資源物の分別徹底を訴える「続・緊急分別宣言」と題したキャンペーンを実施した。また，仙台市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行い，「ごみ総量」，「リサイクル率」，「燃やすごみの量」の3項目について新たな目標値を掲げると

ともに、「1人1日当たり家庭ごみ」を目標項目に追加した。

平成28年度は、6月から「ワケアップ!仙台」をキャッチコピーとしたキャンペーンを展開し、ごみ減量キャラバン等の市民・事業者との協働による取り組みを実施した。

また、平成29年9月には、同キャンペーンの一環として、家庭から排出される生ごみや食品ロス削減を目指し食の3Rを進めるサイト「モッタイナイキッチン」を開設した。

また、事業ごみ等の更なる減量と費用負担の適正化のため、平成29年3月にごみ処理手数料等の改定に係る条例改正を行い、平成30年4月から、一般廃棄物を自ら処理施設に搬入する場合の手数料を改定した。さらに、搬入物検査装置を3カ所の清掃工場に設置し、平成30年2月から、専任の検査員により事業ごみの内容物検査を行い、搬入禁止物の混入を調査し、適正排出指導を行っている。

平成30年4月には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に進めるため、一般社団法人仙台建設業協会、宮城県解体工事業協同組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部（現一般社団法人宮城県産業資源循環協会仙台支部）の3団体と本市を含めた4者で「仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結したほか、令和2年3月には、平成19年に策定した「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」を全面的に見直し、「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定した。

また、リサイクル推進に向けた取り組みとして、平成30年9月から、家庭から排出される剪定枝等を資源化するモデル事業を実施し、令和2年5月からは家庭系剪定枝資源化事業として本格実施しているほか、資源化が困難とされていた防水加工等がされた紙製容器を資源回収庫で拠点回収し、リサイクルする事業を行っている。

令和3年3月には、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改定した。本計画では、「杜の都の資源」を次の世代へ持続可能な資源循環都市をめざして」の基本的な考えのもと、「ごみ総量」、「最終処分量」、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」、「家庭ごみに占める資源物の割合」の4項目について基本目標を定め、プラスチックごみや食品ロス削減の喫緊の課題に重点的に取り組みながら、ごみ減量・リサイクルを一層推進することとしている。

また、リチウムイオン電池等が家庭ごみやプラスチックごみに混入し、収集運搬や処理の際に発火する事例が発生している状況を踏まえ、事故の未然防止と一層のリサイクルを図るため、令和4年7月からリチウムイオン電池等の定日収集を開始した。

喫緊の課題であるプラスチック資源循環の推進に向けては、他の政令市に先駆け令和5年4月より、これまでのプラスチック製容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックについても分別収集を開始している。事業実施にあたっては、令和2年度、3年度に一部地域で実証事業を行ったうえで、令和4年9月に国から、全国で第1号となる再商品化計画の認定を取得した。また令和5年1月から市内10地区（各区2カ所）で先行実施し、同年4月から全市展開している。

## 2 し尿を中心としたあゆみ

### (1) 昭和30年代（農家処理から市の処理）

し尿処理は市民と農家の自由契約によって行われていたが、昭和29年の清掃法の施行により、市・許可業者・農家の三者により収集し、近郊農家の農肥として還元処理してきた。しかし、市街地拡大と人口増に伴う排出量の増加、化学肥料の普及により農肥としての利用価値が次第に薄れ、その円滑な処理に支障をきたすようになった。この対応策として昭和30年6月より海岸砂防林施肥を開始し、さらに翌31年2月から海洋投入処分を開始した。



海洋投入にあたっては、市内から収集運搬されたし尿を中野係船場（中野清掃事業所）に係留されている「清仙丸（36 kℓ 積み）」（昭和31年12月からは、第二、第三（それぞれ36 kℓ 積み）の3艘体制）に積み替え、太平洋上の投棄場所（東経141° 15′ 以東、北緯38° 0′ 以南の海域）まで運搬し、投棄していた。

その後、塩釜土地造成事業のための貞山運河の埋立事業が昭和34年末に終了し新航路が完成したため、昭和35年1月に中野清掃事業所を廃止し、多賀城市の笠神地区に笠神清掃事業所を設置した。

昭和36年3月には、大型の「あおば丸（180 kℓ 積み）」が竣工し、3艘の清仙丸は、笠神清掃事業所から「あおば丸（塩釜第3港区停泊）への中継積替専用船とした。

しかし、農肥需要の減少に伴って許可業者は処理場に窮するようになり、不適正な処理をする業者も見られるようになったため、昭和37年から業者所有車両を備上し、貯留槽を開放し終末処理は市が行うこととした。昭和40年からは委託契約に改めた。

#### (2) 昭和40、50年代（海洋投入から陸上処理へ）

陸上での衛生的処理を目指して、昭和37年に南蒲生下水処理場内にし尿消化槽（180 kℓ /日：昭和40年増設 計360 kℓ /日）を設置した。これにより、昭和40年度から砂防林への施肥（浸透処理）を廃止した。

昭和41年には、原町事業所内にし尿の下水管投入施設（110 kℓ /日）を建設した。

昭和44年から、計画的な定期収集と処理施設の処理能力に対する収集量の安定化を図るため、全便槽を把握するため便槽番号制を採用した。継続して汲み取りをするものについては、地区別に作業日を定めて月1回汲み取りを行う「定日一斉汲み取り」を実施することとし、手数料額を人头割による定額制とした。また、同時に「定日一斉汲み取り」はすべて委託業者による収集とした。

昭和48年には郡山下水管投入施設（110 kℓ /日）を建設し、陸上での処理能力が一層向上した。また、下水道の普及によりし尿収集量が減少してきたこともあり、昭和50年に海洋投入を廃止し、すべて陸上による衛生処理とした。

#### (3) 昭和60年代（合併処理浄化槽の普及啓発）

昭和63年には、それまで直営だった臨時汲み取りを委託収集とし、直営収集をすべて取り止めた。また、作業依頼から処理手数料の徴収まで一貫したオンラインシステムを導入した。

昭和61年から、開発行為等によって設置された共同で使用される合併処理浄化槽の維持管理費補助制度を実施し、住民負担の軽減と公共用水域の水質保全を図っている。

また、平成2年から、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置費の補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及を図っている。

#### (4) 昭和から平成へ（施設の効率化）

下水道の普及による汲み取りし尿の減少と施設の老朽化に伴い原町下水管投入施設を平成元年に廃止し、それまで市で処理を行っていなかった汲み取り式水洗便所のし尿を郡山下水管投入施設で処理することとした。また、旧泉市のし尿処理施設であった松森環境センターし尿処理施設を浄化槽汚泥専用施設に改造（50 kℓ /日）し、さらに老朽化した南蒲生処理施設を更新（193 kℓ /日）し、南蒲生環境センターと名称を変更した。これにより、平成2年から、し尿は南蒲生環境センターで、浄化槽汚泥は松森環境センターし尿処理施設で処理する体制となった。平成3年に郡山下水管投入施設を廃止し、汲み取り式水洗便所し尿も南蒲生環境センターで処理することとした。

平成3年から、合併各市町の収集形態や手数料を委託業者による月1回定日収集、人头割による定

額制に統一した。

平成9年4月から、10人槽以下の専用の住宅合併処理浄化槽を管理している者に対し、合併処理浄化槽維持管理費の補助をすることにより、管理費の負担軽減を図り、併せて合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進している。

(5) 平成10年代以降

工事現場等に設置される仮設便所からのし尿の収集運搬については、設置者のほとんどが事業者等であり、費用負担の適正化を図るなどのため、平成13年4月から、委託収集から民間事業者の許可制とした。

平成14年3月には、老朽化した南蒲生環境センターのし尿消化槽を廃止し、下水道処理に切り替えた。また、4月には、し尿系の脱水汚泥等による堆肥化を進めるため「仙台市堆肥化センター」が稼働開始した。

平成15年4月、浄化槽関連を建設局下水道管理部施設管理課（平成15年4月下水道局廃止）に移管した。

平成19年2月に、仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を締結した。

浄化槽汚泥の処理については、そのほぼ全量を松森し尿処理施設で行っていたが、施設の老朽化が著しいことから、平成20年4月から南蒲生環境センターで処理することとし、松森し尿処理施設を廃止することとした。また、平成21年3月末で三居沢貯留槽施設を休止し、災害時における緊急用施設とした。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、通常の家家庭等のし尿くみ取りに加え、指定避難所等から排出されるし尿の収集・処理が必要であった。他都市の応援を得て収集を行ったほか、休止中の三居沢貯留槽や下水道終末処理場（建設局所管の浄化センター）を活用し処理を行った。その後、津波により甚大な被害を受けた南蒲生環境センターにおいても、簡易処理を開始した。

平成26年6月に収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に関する協定書（し尿等）」を締結した。



年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
明治33年		汚物掃除法施行により，環境衛生担当課に清掃係を置き，汚物掃除費を予算に計上する		荷馬車付常備夫を備上げ，じん芥収集処理を開始		
大正 7 年				じん芥収集処理方法を一部請負制度に改め，市においても小車10台により市直営区域の収集処理に当る (請負業者1人)		
大正 9 年				更に1人と請負契約を結ぶ (請負業者2人)		
大正13年				市営じん芥焼却場を現在の市内小田原三丁目に築造する (焼却能力26.25t/8h)		
昭和 4 年				1 請負業者を市が馬車付人夫として直備する(昭和 6 年請負に復帰)		
昭和25年				市の小車収集をトレーラー付ダッチキャリア1台に切替え，多量排出者のじん芥を有料で収集し，請負業者は一般家庭の分を無料収集する		
昭和29年	6	民生部に清掃課新設。衛生課の清掃係を吸収し，庶務・清掃第一・清掃第二の 3 係を置く	8	ごみ処理手数料 「ごみ」「燃え殻」等 20kg-20円 20kg-10円 (焼却場搬入) 犬，猫の死体 一頭につき50円	7	ふん尿処理手数料 180-10円
	7	清掃法施行(法律第72号)			9	特掃地域のうち重点区域及び公衆便所を市直営とし，他を従来からのくみ取り業者に担当区域を定めて許可し，し尿くみ取り作業を開始
	7	仙台市清掃条例(仙台市条例第14号)及び仙台市清掃規則(仙台市規則第18号)の公布			11	岩切貯留槽完成 (540kℓ)
	9	特別清掃地域の指定を受ける (宮城県告示第612号)			12	中田町貯留槽完成 (828kℓ)
昭和30年	7	現在の市内大楯16-2に建設中の清掃課車庫が完成し，仮車庫から移転			2	西多賀貯留槽・郡山貯留槽完成 (各540kℓ)
	9	宮城県規則第39号をもって清掃法施行規則の公布			3	高砂貯留槽完成 (540kℓ)
					4	六郷貯留槽完成 (540kℓ)
					6	各貯留槽が満量となり，くみ取りし尿処理に困窮をきたしたため，市内深沼海岸の市有林に施肥をかねて砂中浸透処理を開始
					9	汚物処理船の係留地を市内中野字高松地先貞山運河に選定する(中野係船場)
					12	し尿海洋投入海域を北緯38度以南，東経141度15分以東とする 汚物処理船「清仙丸」竣工 (36kℓ)

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和31年	5	特別清掃地域の変更指定を受ける		それまでの10日に1回の収集から週1回収集に	2	し尿の海洋投入開始
			11	じん芥収集全市直営に切換え、有料収集とする(料金)ごみ収集10kg-10円, 燃え殻収集20kg-10円, 犬・猫死体収集1頭-100円	3	清掃条例の一部改正により, ふん尿処理手数料を180-13円に改める
			11	三八埋立地の埋立開始	11	汚物処理船「第2清仙丸」及び「第3清仙丸」竣工(各36kℓ)
昭和32年	8	泉村が町制施行で泉町となる	8	鶴ヶ谷じん芥焼却場竣工(75t/8h)		
	11	機構改革により民生部が民生局となる	9	小田原焼却場廃止		
	11	原町車庫を原町清掃事業所に, 中野係船場を中野清掃事業所に, 鶴ヶ谷じん芥焼却場を鶴ヶ谷清掃事業所に改称し, 各主任を配置	10	鶴ヶ谷じん芥焼却場の用地内に事務室及びじん芥収集用自動車車庫が竣工		
昭和34年	4	特別清掃地域の変更指定を受け(宮城県告示第179号), 支所区域を除く他の区域(本庁管轄内)が特別清掃地域に含まれる	5	鶴ヶ谷清掃事業所内のじん芥焼却炉から排出する汚水の処理施設完成		
	11	機構改革により衛生局が設置され, 清掃課は衛生局の所属となる				
昭和35年	1	中野清掃事業所を廃し, 笠神清掃事業所を設置	12	鶴ヶ谷清掃事業所内に建設中の犬猫焼却炉竣工		
			12	犬猫の死体一頭につき100円を150円に, 汚物焼却場使用料ごみ10kgにつき5円を20kgにつき5円に改正		
昭和36年	5	機構改革により衛生局清掃課は, 衛生局清掃部に昇格, 2課4係3事業所となる(管理課に庶務係, 指導係を, 業務課に業務第一係, 業務第二係を置く)	3	泉町で南光台, 黒松団地を中心にごみ収集を開始	3	「あおば丸」(180kℓ)による海洋投入の開始に伴い「清仙丸」3隻はし尿中継船とする
			3	三八埋立地の埋立満了		
			4	追分埋立地の埋立開始	4	片平, 通町, 上杉山通の3出張所地区を市直営区域とする。このため従来のくみ取り許可業者7社のうち2社を備上げて直営地域内のくみ取り作業に当たらせる
昭和37年	3	「健康都市宣言」をする			4	くみ取り許可業者6社のうち2社の車輛を備上げて直営地域のかみ取り作業に参加させる
					10	くみ取り許可業者6社の車輛を備上げ, 全市(特掃地域)を直轄とする
昭和38年			3	追分埋立地の埋立満了	9	南蒲生し尿消化槽(180kℓ/24h)稼働開始
			4	富谷埋立地の埋立開始		
			12	ステーション収集(定時容器収集)を一部開始		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和38年			12	清掃条例の一部改正により大掃除ごみを無料、市営焼却場への自己搬入ごみを無料、定時容器収集ごみは半額（10kg－5円）、犬猫死体処理手数料を1頭500円に改める	12	清掃条例の一部改正により、ふん尿処理手数料を180－22円に改める
昭和39年	2	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第57号）。旧市内全域、及び西多賀、中田、高砂の3支所の一部が特別清掃地域となる	3	小牛沼埋立地の埋立開始（～昭和46年10月）		
	6	南清掃事業所及び東清掃事業所を設置、鶴ヶ谷、笠神の両清掃事業所をそれぞれ鶴ヶ谷焼却場、笠神係船場とする	5	富谷埋立地の埋立完了		
	12	北清掃事業所設置				
昭和40年	2	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第238号）。これにより岩切地区編入される			4	車輛備上げを委託契約に切り替える（収集業者8社、運搬業者2社）、砂防林への施肥を廃止する
					10	南蒲生し尿消化槽（360kℓ／24h）処理可能となる
昭和41年	4	原町清掃事業所を業務課処理係に編入し原町事業場とする	3	今泉清掃工場着工	9	原町し尿下水管投入施設完成、稼働開始する（処理能力110kℓ／24h）
昭和42年			3	泉町で約6tの簡易焼却炉を委託業者が建設		
昭和43年	4	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第215号）。これにより生出、六郷、七郷、高砂の一部が編入される	6	今泉清掃工場竣工（180t／24h）		
	4	機構改革により、清掃局に昇格、計画課を新設し計画係と施設係を置く また業務課の処理係を廃止し料金係を新設する	7	「ごみとし尿の悩み」（仙台市清掃白書1968）公表		
			12	ごみ収集回数を原則として週3回収集に統一		
昭和44年	4	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第221号）。これにより東部海岸に接する地域と柳生地区が編入される	2	砂崩埋立地の埋立開始	5	行政指導によりし尿委託業者4社を統合
	4	機構改革により業務課に指導係を新設、計画課の計画係を管理課に置き、施設係を課に昇格させ施設課とし、施設係と建設係を置く また原町事業場を課に昇格させ原町事業所とし第一係、第二係を置く さらに業務課の出先機関である笠神係船場、鶴ヶ谷焼却場をそれぞれ原町事業所と東清掃事業所に統合する	7	南清掃事業所を今泉清掃工場敷地内に新築移転	7	ふん尿処理手数料を従量制から人頭割と従量制の2本立てに改める（1人1月60円、180－24円）
			8	営業ごみ収集の分離及び許可業者収集体制の確立		
			9	生活ごみの無料化実施	8	し尿の定日一斉くみ取り制度の実施
			12	ごみ容器収集の徹底と容器の生活保護家庭への無料配付		
			12	秋保町、ごみ焼却炉建設（5t／日）、ごみ収集業務開始（温泉旅館を主体に一般家庭の一部）		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和44年	11	秋保町, じん芥処理条例制定				
昭和45年			1	あひる沼埋立開始	7	便槽カードの各戸貼付を行うことにより, くみ取り対象便槽数の確認とくみ取り作業の効率化を図る
			4	松森清掃工場(300t/24h)建設事業の本工事及び付帯工事開始		
			4	ごみ収集作業中に破損したポリ容器の弁償開始		
			5	あひる沼埋立満了		
			7	砂崩埋立地の埋立満了		
			11	えんこ沼埋立地の埋立開始		
昭和46年	3	宮城町廃棄物処理及び清掃に関する条例制定	2	泉町, 仙台市とごみ焼却の委託処理確認書を昭和50年10月まで, 1日30tでとりかわす	2	泉町清掃センターし尿処理場(50kℓ/日)完成
	4	泉町清掃条例制定			8	西多賀貯留槽を沢川改修工事のため撤去
	6	清掃事業5カ年実施計画(46年度~50年度)発表	5	松森清掃工場竣工, 東清掃事業所を松森工場敷地内に新築移転	10	高砂貯留槽に脱臭装置装備
	9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)施行	6	えんこ沼埋立地埋立満了 宮城町, ごみ焼却炉建設(10t/日)ごみ収集業務開始		
	11	泉町が市制施行で泉市となる	10	小牛沼埋立地の埋立満了 森郷埋立地(利府町所在)を借地し, 埋立開始(~昭和61年3月)		
			12	森郷埋立地に大規模火災発生, 鎮火までに約10日間を要する 防火水槽(200t)防火帯の整備等を決定し, 昭和47年1月17日再開する		
昭和47年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(仙台市条例第3号)及び同規則(仙台市規則第11号)施行	3	家庭粗大ごみ及び卸小売業排出廃棄物実態調査結果発表	4	宮城町, し尿くみ取り業者3社許可
	4	泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	3	鶴ヶ谷焼却場休止	5	郡山し尿下水管投入施設(110kℓ/24h)建設工事開始
	4	廃棄物処理法に基づき一般廃棄物処理業者3社, し尿浄化槽清掃業者12社, 産業廃棄物処理業者3社を許可する。許可手数料を3,000円にする	5	従来無料であった事業者等の埋立処分地等への自己搬入について処理手数料を徴収することとする(埋立処分-200kgごとに150円, 焼却処分-200kgごとに200円)その他犬猫等の死体の収集手数料を一頭1,000円に値上げする等の料金改定を実施	5	三居沢貯留槽(150kℓ×2槽)の高級化建設工事開始
	5	業務課に産業廃棄物班(4人)を置く	6	従来の大掃除ごみ無料収集を実状に合わせて粗大ごみ無料収集として実施	5	し尿料金を1人月額60円, 事業所等は90ℓごとに120円に改定
			9	松森清掃工場敷地内に新しい犬・猫専用焼却炉を建設	7	昭和46年度から始めたし尿収集車66台(委託業者64台, 直営車2台)への脱臭装置装備を完了した
					10	秋保町, 仙台市にし尿処理を委託(~昭和63年2月)
					11	三居沢貯留槽竣工

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和47年			10	粗大ごみの計画収集開始 (有価物は回収業者が、無 価物は市が有料で収集)		
			10	市民団体と共催で第1回 ごみ追放展を開催		
			12	松森清掃工場に電気集じ ん機新設		
昭和48年	4	指定区域を取り消し全市 を計画処理区域とする	2	廃棄されるテレビ等から メーカーの責任でPCB 部品の有無の確認と抜き 取りをさせ(仙台方式)、 安全なもののみを回収す る方式を始める	6	郡山下水管投入施設 (110kℓ/24h) 完成
	6	秋保町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例制定	4	ごみ戦争バスの運行開始 (昭和59年度より清掃施設 を見る会バスに名称変 更)		
			4	清掃110番を設置して不法 投棄の防止を強化		
			5	集団資源回収事業を開始		
			7	仙台市の清掃行政の現況 と問題点、今後の課題等 をまとめた「仙台市ごみ 白書」公表		
			9	2,000人の市民が参加し て、第1回ごみ問題市民 集会在開催される 併せてごみ追放展と不用品 即売会を開催		
昭和49年	9	市内の主婦8人を一日清掃 局長に委嘱	6	小鶴清掃工場(200t/24h×3基)着工	4	宮城町、熊ヶ根貯留槽 (300kℓ) 建築
			7	ごみ問題に関する世論調 査実施	6	宮城町、仙台市へし尿処理 委託開始(～昭和62年10 月)
			7	夏休み子供ごみ戦争バス 実施		
昭和50年	5	業務課の産業廃棄物班が 産業廃棄物係に昇格	3	小学生用副読本補助資料 「ごみとわたしたち」発行 (古紙再生紙使用)	1	し尿の海洋投入廃止
	11	廃棄物処理手数料改正	8	不用品あっせんコーナー 設置(～昭和63年度)	3	し尿海洋投入船「あおば 丸」廃船
			9	ごみ資源化展開催	11	し尿料金を一般家庭1人 月額120円と一便槽月額100 円を加えた額等に改定
			10	泉市清掃センター(松森ご み焼却場)試運転開始 (120t/日)		
			11	ごみ等の収集・運搬・処 分50kg300円、焼却処分 200kg450円、埋立処分 200kg350円に改定		
			12	ウイスキーあきびんの回 収の対象品目拡大		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和51年			3 10 11	泉市清掃センター竣工 今泉清掃工場休止 小鶴清掃工場試運転開始		
昭和52年	3 5 11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行 施設課検査係新設 仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正	3 10	小鶴清掃工場竣工 資源回収実践者のつどい開催		
昭和53年	6	宮城県沖地震発生，清掃施設の被害甚大（被害総額約2億円）	3 5 6 6 10	森郷埋立地第1号締切堰堤完成 秋保町清掃センター建設（ごみ焼却炉13t／日），翌月にごみ焼却炉（5t／日）を廃止 泉市，クリーンいずみ運動を提唱し，ごみの減量化対策にのり出す 地震ごみの森郷埋立地への無料搬入認める 森郷埋立地排水処理施設着工	3 10	泉市清掃センターし尿処理場増設工事完了（30kℓ／日増設，計80kℓ／日） 秋保町，し尿貯留槽（200kℓ）建設
昭和54年	1 6 8	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 廃棄物処理手数料改定 泉市の機構改革により，民生部衛生課環境衛生係，清掃係を独立させ経済環境部環境整備課となり4係を置く 清掃センターを課扱いとする 地域下水処理場を清掃センター管轄から下水道課管轄に変更	3 4 4 6 7 9 9 10	宮城町，ごみ焼却炉（10t／日）建設，計20t／日となる 泉市で可燃・不燃・資源物・有害物の4大分別収集が全市でスタート 東清掃事業所を小鶴清掃工場隣接地に新築移転 ごみの収集・運搬・処分を50kg350円等に改定 宮城県環境事業公社の小鶴沢処分場が搬入開始 森郷埋立地排水処理施設完成 廃家電製品回収方策会議の発足 仙台市廃棄物資源化促進等審議会発足	4 6	原町事業所改築 し尿料金を一般家庭1人月額150円・一便槽130円等に改定
昭和55年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正	2	小鶴・松森両工場塩化水素除去装置竣工		



年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和55年	4	機構改革により、業務課に普及係を新設、浄化槽指導部門を公害部から施設課検査係へ移管	3 5 11	北清掃事業所を松森清掃工場敷地内に増改築移転 廃家電製品の資源化開始 仙台市廃棄物資源化促進等審議会「調査報告書」提出		
昭和56年	6	本庁3課が消防庁舎内に移転	5 10	「ごみ白書」発行 集団資源回収推進のつどい開催	4 10	し尿収集委託業者2社が合併 泉市の清掃センターし尿処理場業務民間委託
昭和57年			4 4 4	営業ごみ収集の許可業者1社とし尿収集委託業者1社が合併 泉市、延寿の廃棄物処分場運転開始 宮城町、ごみ収集業務の一部民間委託		
昭和58年	6	廃棄物処理手数料改定	1 6 9 11	新今泉清掃工場（200t／24h×3基）着工 ごみの収集・運搬・処分50kg500円等に改定 石積埋立処分場整備着工 ごみ資源化展開催	6	し尿料金を一般家庭1人月額180円・一便槽175円等に改定
昭和59年	3 4 5 5	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 機構改革で管理課3係を2係にする 管理課・業務課・施設課の3課が、消防庁舎から第二庁舎に移転 空き缶・空きびん類の分別収集等のため㈱仙台市環境整備公社を設立	1 10	宮城町、有害ごみ収集開始 空き缶・空きびん類、廃乾電池の分別収集開始		
昭和60年	10	浄化槽法施行に伴い、関係条例、規則を整備、施行	9 10 10 12 12	松森清掃工場休止 今泉清掃工場試験運転開始 犬猫等の死体収集、処理業務を委託 事業所のごみ収集区域を東、北の間で変更 今泉清掃工場竣工	10	臨時し尿くみ取り業務を業者へ委託
昭和61年	4 8	今泉清掃工場内に「ごみ－PAL（ごみとくらしの展示室）」完成 8.5（台風10号）豪雨発生、清掃施設の被害甚大（被害総額約9,000万円）	3 3	泉市清掃センター敷地内にリサイクルプラザが完成 森郷埋立処分地の埋立満了	4 8	し尿処理手数料の集金方法を自主納付のみに改める 災害時の臨時くみ取り収集を減免扱いとする 隣地市町への緊急応援作業の依頼（山形市、泉市、宮城町）

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和61年	10	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例，規則の一部改正	3	宮城町，可燃ごみの処理の一部を仙台市へ委託	9	仙台市共同下水処理施設管理費の補助に関する要綱を制定 昭和61年度分から交付
			4	宮城町，生ごみ処理器購入費補助制度の実施（昭和62年度まで）		
			4	石積埋立処分場供用開始（第1期工事分）		
			7	今泉清掃工場に併設して，粗大ごみ処理施設完成		
			8	災害ごみの石積埋立処分場，今泉清掃工場への無料搬入認める		
			10	粗大ごみの計画収集に係る手数料を無料化する		
			10	コンテナボックスによる収集開始		
昭和62年	1	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正	12	（仮称）泉市第二ごみ焼却場（40t／16h×2基，（西田中工場）着工		
	8	管理課・業務課・施設課の3課が東二番丁仮庁舎（仙台大同生命ビル）に移転				
	11	宮城町の合併編入に伴い関係条例，規則を整備，施行				
昭和63年	3	仙台市環境美化の促進に関する条例の制定	6	延寿埋立処分場の粗大ごみ処理施設で火災が発生し，稼働休止となる（平成元年4月再稼働）	2	し尿処理手数料事務をオンライン化システムに移行
	3	泉市，秋保町の合併編入に伴い関係条例，規則を整備，施行	9	大倉じん芥処理場を中継施設に改造し，焼却炉を休止	4	し尿処理手数料の納入方法について口座振替制度も利用可とする
			10	産業廃棄物処理業者への期限つき（5年）許可の実施（～平成元年3月）		
平成元年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例，規則の一部改正	1	西田中工場試運転開始	3	原町下水管投入場を廃止
	4	政令指定都市に移行	2	秋保埋立地の使用を取り止める	4	郡山下水管投入場でくみ取り水洗し尿の受入れ処理開始
	4	機構改革により，清掃局から環境事業局となる	3	西田中工場竣工	4	今泉貯留槽（800kℓ）使用開始（六郷貯留槽は廃止）
		業務課，原町事業所を業務第一課，業務第二課に再編，泉総合支所経済環境部環境整備課を泉区役所市民生活課清掃係とする	3	小鶴工場塩化水素除去装置の更新完成	7	南蒲生し尿投入施設（193kℓ／24h，現南蒲生環境センター）の更新建設着工
	7	生活環境（ごみ等）に関する市民意識調査の実施	9	第2回産業廃棄物と生活環境を考える全国大会を仙台市で開催		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成2年	10	管理課・業務第一課・業務第二課・施設課の4課が北庁舎（旧水道局庁舎）に移転	4	宮城地区・秋保地区でも空き缶・空きびん収集を開始	4	南蒲生環境センター竣工
	10	今泉工場で爆発事故発生、職員5人が重傷を負い、うち1人が死亡	4	全庁的にコピー機等への再生紙利用を開始	4	松森貯留槽（200kℓ）使用開始
	12	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の一部改正	6	南環境事業所新築	4	仙台市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を制定、施行
平成3年	4	機構改革で管理部、業務部の2部制とし、産業廃棄物係を産業廃棄物指導課とする 業務第二課の原町事業所を廃止し同課に料金係を置く	3	仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定	3	郡山下水管投入場を廃止
			3	大倉中継施設を廃止	4	し尿の統一方策を実施 月1回の定期収集を委託業者で行うこと、1人月160円・90ℓ 毎320円の料金に統一 浄化槽汚泥の処分料は無料とする
			4	ごみの統一方策を実施 指定袋による収集、料金統一 粗大ごみ収集を年4回とし、業者委託に統一 許可業者の従来の処分手数料の減免扱いを取り止める		
			8	産業廃棄物懇談会を設置		
			10	リサイクルセンターを宮城野区大槻に開設		
			12	葛岡工場（300t／24h×2基）着工		
平成4年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の一部改正	2	クリーン仙台推進員のモデル事業を実施		
	4	機構改革により、環境事業局と衛生局環境公害部公害規制課等を統合し環境局に、管理部を廃し、環境保全部、業務部、施設部の3部制に、管理課を局直轄にし、計画係を企画係に 環境保全部に環境計画課（調整係、計画係）と環境保全課（大気係、水質係、騒音係）を置く 業務部業務第一課普及指導係を指導係とし、減量推進係を新設 施設部施設課建設係を建設第一係と建設第二係とする	3	ペット斎場竣工		
			5	産業廃棄物懇談会の廃止		
			5	仙台市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱を制定、6月施行		
5	仙台市清掃事業対策協議会を廃止し、仙台市廃棄物対策審議会を設置、審議会に産業廃棄物対策部会を置く	9	松森資源化センター竣工			
7	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正	10	空き缶・空きびんのモデル地区による週1回収集開始			

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成5年	3	<p>仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則を全部改正し、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則とする（4月施行）</p> <p>機構改革により、業務部産業廃棄物指導課内に排出指導係と施設指導係を、業務部北・南・東環境事業所内に指導係を設置</p> <p>仙台市廃棄物対策審議会における審議を経て「仙台市における産業廃棄物の処理のあり方について」を市長に提言</p>	3	延寿埋立処分場内に延寿ベッド焼却施設竣工	3	<p>松森し尿処理施設内の旧設備50kℓ/日解体</p> <p>南蒲生環境センター新設に伴い浄化槽汚泥処理のみの施設として運用開始</p>
	4		4	ごみ処理手数料等を改定 ごみの収集・運搬・処分50kg700円等に改定（7月実施）		
	4		4	空き缶・空きびんの週1回収区域を全市の半分に拡大		
	5		6	葛岡粗大ごみ処理施設・葛岡資源化センターの建設着工		
	10		10	松森資源化センターの処理能力の増大を図り、空き缶・空きびん類の週1回収区域を全市域に拡大		
			10	リサイクルプラザの建設着工		
平成6年	4	<p>機構改革により、環境保全部環境計画課を管理係、計画係、調整係の3係制とする</p>	1	事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の提出を受ける	4	三居沢貯留槽の検収業務を自動化
			8	大倉じん芥処理場焼却施設を廃止	7	仙台市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の策定
			10	廃棄冷蔵庫からのフロン回収をモデル実施		
平成7年	1	<p>阪神・淡路大震災発生 神戸市からの要請によりごみ収集作業支援を実施（総勢82名）</p> <p>機構改革により、業務部業務第一課、業務第二課を業務課（管理係、指導係、料金係、浄化槽係、松森環境センター）、リサイクル推進課（事業推進係、指導啓発係）に再編、施設部に葛岡工場を設置</p>	3	リサイクルプラザ竣工（後に今泉リサイクルプラザの設置に伴い、葛岡リサイクルプラザに改称）	3	<p>仙台市浄化槽指導要綱を制定</p>
	4		3	秋保環境センター、松森環境センター焼却施設を廃止		
	3		3	仙台市リサイクルプラザ条例を制定		
	4		4	家庭ごみの排出方法を全区で統一		
	4		4	廃棄冷蔵庫からのフロン回収を全市域で実施		
	4		4	北環境事業所を葛岡工場敷地内に新築移転し、西環境事業所に名称変更		
	8		8	葛岡工場、葛岡粗大ごみ処理施設、葛岡資源化センター竣工		
	8		8	松森環境センターリサイクルプラザを休止		
	9		9	クリーンリサイクルタウンとして厚生大臣から顕彰		
	10		10	リサイクル推進功労者等表彰式で通商産業大臣賞を受賞		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成8年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	8	太白区長町地区を第一号のまち美化推進モデル地区に指定	4	今泉貯留槽の検収業務を自動化
	4	機構改革により、環境保全部を環境部、業務部を廃棄物事業部、管理課を総務課、環境保全課を環境対策課（推進係、大気騒音係、水質係）、業務課を廃棄物管理課とする	10	リサイクル推進功労者等表彰式で内閣総理大臣賞を受賞		
			10	第1期仙台市分別収集計画策定		
平成9年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	3	産業廃棄物処理指導計画策定	4	合併処理浄化槽維持管理費の補助に関する要綱を制定、施行
	5	一般廃棄物循環型システム構築調査実施	4	産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）設置		
	8	ダイオキシン対策会議設置	9	まち美化懇話会を設置		
			10	し尿収集運搬委託業者5社が出資し、新会社を設立、旧仙台地区の粗大ごみ収集運搬業務を行う		
			10	ペットボトルの分別収集開始		
			10	第6回全国ごみ減量化推進全国大会仙台市で開催		
			12	まち美化懇話会を廃止		
平成10年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	4	産廃110番設置		
	4	機構改革により、環境部環境計画課を管理係、計画係、調整係、活動推進係の4係制とし、施設部施設課の施設係を管理係とする	9	小型焼却炉の無料回収を実施		
	4	環境率先行動計画策定	10	ペットボトルの事業者回収モデル事業を開始		
	6	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正				
	8	生ごみ減量化（コンポスト化）調査開始				
平成11年	3	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例制定（5月30日施行）	4	太白区（秋保地区を除く）の家庭ごみ収集を民間に委託		
	3	仙台市一般廃棄物処理基本計画を全面改定	5	葛岡リサイクルプラザ利用者50万人突破		
	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正				

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成11年	4	機構改革により、西・南・東環境事業所を青葉・宮城野・若林・太白・泉環境事業所とする	6	(仮称)松森工場(ごみ焼却施設)の環境影響調査結果を公表		
	12	仙台市一般廃棄物処理基本計画を一部改定	6	第2期仙台市分別収集計画策定		
			6	屋内設置型の生ごみ堆肥化容器を補助対象に追加		
			11	100万人のごみ減量大作戦展開		
平成12年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	2	家庭用電気式生ごみ処理機の購入費補助事業を開始		
	4	機構改革により、環境部環境対策課の大気騒音係を大気係とし、環境影響審査課を新設し同課に審査係を置く 廃棄物事業部若林環境事業所の庶務係を廃止、施設部施設課の延寿埋立処分場を廃止し、石積埋立処分場を石積埋立管理事務所とする	4	若林区の家庭ごみ収集を民間に委託		
			9	環境配慮型店舗(エコにこショップ)認定制度開始		
			10	仙台まち美化サポートプログラムを実験的に実施		
			12	プラスチック製容器包装分別収集モデル事業を開始		
	5	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	12	ペットボトル事業者回収モデル事業終了		
	9	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	12	堆肥化センター(25t/日)着工		
	11	建設リサイクル法施行				
	12	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正				
平成13年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則の一部改正	2	資源物店頭回収事業を開始	3	南蒲生環境センターのし尿処理を嫌気性消化処理から脱水処理に改造
	4	機構改革により、施設部葛岡工場の西田中工場を廃止	3	西田中工場を廃止	4	仮設トイレ等のし尿の収集運搬を許可制とする
	4	家電リサイクル法施行	3	廃棄冷蔵庫からのフロン回収モデル事業終了		
	5	食品リサイクル法施行	3	紙類拠点回収事業開始(2カ所)		
	6	フロン回収・破壊法公布	4	粗大ごみのステーション方式無料収集を戸別有料収集とする		
	6	P C B 特別措置法公布	4	宮城野区の一部の家庭ごみ収集を民間に委託		
			4	不法投棄巡視員を設置		
			4	今泉リサイクルプラザ開館		



年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成13年			4	ごみ処分手数料100kg850円等に引き上げる（平成12年3月改定）		
			5	（仮称）松森工場（200 t / 24h×3基）本体工事着工		
			10	プラスチック製容器包装分別収集に係る地域説明会開始		
平成14年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	3	延寿ベッド専用焼却炉廃止	3	堆肥化センター竣工
	4	機構改革により，環境部環境計画課，環境影響審査課を環境管理課（企画管理係，環境影響評価室），環境都市推進課（環境活動推進係，地球環境係）に再編，廃棄物事業部宮城野環境事業所の庶務係を廃止	3	堆肥化センター竣工		
			4	プラスチック製容器包装分別収集全市拡大		
			4	家庭ごみの祝日収集開始		
			4	宮城野区の家ごみ・プラごみ収集を民間に完全委託		
			6	第3期仙台市分別収集計画策定		
			10	ダイオキシン排出規制に伴い，ペット斎場の焼却炉を改修		
			11	100万人のごみ減量大作戦キャンペーン（ワケルくんによるごみ分別の徹底）		
			11	容器包装リサイクル協会より，びんの分別の改善を要請される（ふた）		
平成15年	4	機構改革により，総務課庶務係及び企画係を総務係に再編，廃棄物事業部廃棄物管理課浄化槽係を廃止，産業廃棄物指導課を廃棄物指導課に，リサイクル推進課事業推進係及び指導啓発係を企画係及び啓発係に再編	1	資源化センターにびん，ペットボトルのふた取り要員を配置（各施設7人計14人）		
	7	宮城県北部地震発生	4	青葉区東部地区の家ごみ・プラごみ収集を民間に委託		
	9	宮城県北部地震罹災ごみの受け入れ開始（矢本町，鳴瀬町，河南町）	4	プラスチック製容器包装の祝日収集開始		
	9	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	4	ごみ処分手数料100kg1,000円に引き上げる（平成12年3月改定）		
	10	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	9	事業系紙類回収庫の設置（若林，泉環境事業所）		
平成16年	10	新潟県中越地震発生 長岡市の要請により，被災地支援実施（携帯用簡易トイレ）	4	青葉区中部地区の家ごみ・プラごみ収集を民間に委託		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成16年			4	乾燥生ごみと野菜との交換制度全市拡大		
			6	紙類回収キャラバン隊事業開始		
			9	食器洗浄車「ワケルモバイル」貸出開始(平成28年度終了)		
			9	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事業開始(太白区)		
			10	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事業開始(宮城野区)		
			11	ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」開始		
			12	事業系紙類回収庫の設置(青葉環境事業所)		
平成17年	2	宮城県北部地震罹災ごみの受け入れ終了	3	小鶴工場を廃止		
	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	3	試験運転期間中の松森工場で触媒損傷事故発生, 4月予定の施設の引き渡し延期		
	4	機構改革により, 施設部小鶴工場を廃止し, 松森工場(管理係, 技術係, 運転計画係)を設置	3	一般廃棄物処理基本計画改定(中間見直し)		
	5	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	4	再生可能な紙類の焼却工場への搬入禁止		
			4	富谷町収集分の可燃性ごみ, 不燃性ごみ, 犬猫等死体の受入開始		
			4	青葉区西部地区の家庭ごみ・プラごみ収集を民間に委託(市内全域の家庭ごみ・プラごみが民間委託へ)		
			4	缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の祝日収集開始		
			6	第4期仙台市分別収集計画策定		
			6	紙類回収ステーション事業開始(36カ所)		
			8	松森工場竣工		
			8	環境配慮型事業所(エコにこオフィス)認定制度開始		
			9	古紙等定期回収モデル事業開始(48町内会)		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成18年	3	太白環境事業所が建設局郡山監視センター内に移転	9	葛岡資源化センターにスプレー缶破砕機を設置		
	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正				
	4	機構改革により、総務課に企画係を設置、環境部環境管理課環境影響評価室を環境調整係、廃棄物事業部リサイクル推進課企画係を資源化推進係とする				
	5	総務課・環境部・廃棄物管理課・リサイクル推進課・廃棄物指導課・施設課が一番町仮庁舎（小田急仙台ビル）に移転				
平成19年	10	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例，規則の一部改正（家庭ごみ等有料化）	3	仙台市産業廃棄物処理指導方針，同実施計画を作成	2	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を締結（7社）
			5	事業者，市民団体，市による「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」締結（4事業所・4店舗）		
			9	「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」への参加事業者・店舗の拡大（6事業者・14店舗）		
			10	家庭ごみ等の受益者負担制度（有料化）及び紙類定期回収の平成20年10月からの実施が決定		
			10	第5期仙台市分別収集計画策定		
			12	宮城野環境事業所に事業系紙類回収庫設置		
平成20年	4	機構改革により，環境部環境都市推進課環境活動推進係及び地球環境係を環境都市推進係に再編	2	家庭ごみ等有料化に係る地域説明会開始	3	松森し尿処理施設での浄化槽汚泥受入を終了し，施設は廃止
	6	岩手・宮城内陸地震発生宮城県の要請により，被災地支援実施（携帯用簡易トイレ）	6	松森環境センターリサイクルプラザを廃止	4	南蒲生環境センターでの浄化槽汚泥受入を開始
			9	古紙等定期回収モデル事業終了		
			10	家庭ごみ等有料化及び紙類定期回収開始		
平成21年			3	松森工場の灰溶融炉でスラグ流出・火災事故が発生	3	し尿処理手数料新システム稼働
			3		3	三居沢貯留槽施設を休止し，災害時における緊急用施設として活用

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成21年	4	機構改革により、環境部環境管理課及び環境都市推進課を再編し、環境企画課（企画調整係、地球温暖化対策係）、環境都市推進課（環境啓発係、環境調整係）とする  南蒲生環境センターを廃棄物事業部廃棄物管理課から施設部施設課に移管、廃棄物管理課料金係を業務係とする			4	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を再締結（7社）
	11	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会に諮問				
平成22年	7	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」[改定版]中間案発表（パブリックコメント及び地域説明会の実施）	7	第6期仙台市分別収集計画策定		
平成23年	2	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会から答申	3	焼却・破砕・資源化各施設が稼働停止（4月までにすべて再稼働） 震災ごみ仮置き場を各区に開設（5月全閉鎖） 床上浸水地区のごみ収集開始 沿岸3カ所がれきの搬入場の造成・整備着手 蒲生搬入場受入開始	3	南蒲生環境センターが稼働停止、仮設処理設備で簡易処理開始 指定避難所等に仮設トイレ設置
	3	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の全面改定			11	南蒲生環境センター再稼働
	3	東日本大震災発生、清掃施設の被害甚大（被害総額約15億円）	4	宅地内がれき・自動車撤去、荒浜・井土搬入場搬入開始（宅地内がれき撤去7月終了）		
	5	機構改革により、震災廃棄物対策室を設置、総務課企画係及び廃棄物事業部リサイクル推進課を再編し、廃棄物事業部ごみ減量推進課（企画啓発係、資源化推進係）とする	5	高齢者世帯等の震災ごみ戸別収集開始 損壊家屋の解体・撤去申請受付開始（平成24年9月終了）		
			6	石巻市及び亘理名取共立衛生処理組合より、家庭から出る可燃ごみの焼却処理の受託開始（石巻市は8月、亘理名取共立衛生処理組合は平成24年6月にそれぞれ終了）		
			7	農地内がれき撤去開始（12月終了） 損壊家屋等の自費解体助成申請受付開始（10月終了）		
			8	損壊ブロック塀等の解体・撤去申請受付開始（11月終了）		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成23年			9	損壊ブロック塀等の自費解体助成申請受付開始（11月受付終了）		
			10	蒲生・井土搬入場の仮設焼却炉稼働		
			10	家庭用使用済み食用油リサイクルモデル事業開始		
			12	荒浜搬入場の仮設焼却炉稼働 津波の塩害による枯死高木の伐採・撤去申請受付開始（平成24年1月終了）		
平成24年			3	津波堆積物撤去完了	4	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を再締結（7社）
			5	損壊ブロック塀等及び枯死高木の撤去終了		
			7	津波堆積物等の国公共事業（海岸防災林事業・海岸堤防事業）への再生利用開始		
			7	石巻市の木くず等の可燃物5万トンの受入れ・処理開始（平成25年5月終了）		
			10	がれき搬入場の原状復旧開始		
平成25年	4	機構改革により、松森工場運転計画係を廃止、環境企画課地球温暖化対策係を再生可能エネルギー推進係とする	7	第7期仙台市分別収集計画策定		
			9	布類の拠点回収を開始（37カ所）		
			9	全搬入場の仮設焼却炉の稼働終了		
			11	3工場（今泉・葛岡・松森）にて一般廃棄物収集運搬業許可業者が搬入する事業ごみの展開検査を開始		
			12	がれき等の処理完了		
平成26年	4	機構改革により、震災廃棄物対策室を廃止、環境企画課再生可能エネルギー推進係を地球温暖化対策係とする	2	損壊家屋等の解体・撤去終了	6	収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に関する協定書（し尿等）」を締結（9社）
			3	がれき搬入場の原状復旧完了		
			3	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事業を終了		
			6	収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に関する協定書（家庭ごみ等）」を締結（8社）		
			9	小型家電リサイクルモデル事業開始		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成27年	4	環境都市推進課を環境共生課に改称	3	小型家電リサイクルモデル事業終了	4	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を再締結(7社)
	8	総務課・環境部・ごみ減量推進課・廃棄物管理課・廃棄物指導課・施設課が二日町第二仮庁舎(MSビル二日町)に移転	3	今泉リサイクルプラザ利用者25万人突破		
	9	「仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」[中間評価案]及び[改定素案]を廃棄物対策審議会で審議	3	クリーン仙台推進員の永年勤続表彰制度を創設		
	10	「仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」[改定案]に対する意見募集(パブリックコメント及び説明会の実施)	4	小型家電リサイクル事業開始		
			12	石積埋立処分場整備(第2期)着工		
平成28年	1	「仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の改定案について廃棄物対策審議会に報告	6	第8期仙台市分別収集計画策定		
	3	「仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の改定	6	「ワケアップ! 仙台」キャンペーン開始		
			10	ごみ減量キャラバン2016実施		
平成29年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	3	葛岡工場の基幹的設備改良工事完了(平成26年10月～)		
	4	機構改革により、廃棄物事業部ごみ減量推進課、廃棄物管理課及び廃棄物指導課を再編し、廃棄物企画課(企画係、収集計画係)、家庭ごみ減量課(管理係、減量推進係)、事業ごみ減量課(事業係、施設係、指導係)とする	9	食の3R推進サイト「モットイナイキッチン」開設		
			10	ごみ減量キャラバン2017実施		
平成30年			2	搬入物検査(展開検査)装置による事業ごみの内容物検査開始		
			4	ごみ処分手数料100kgまで1,500円、100kg超10kgまでごとに150円に引き上げる(平成29年3月改定)		
			4	環境配慮事業者(エコにこマイスター)認定制度開始(環境配慮型店舗・事業所認定制度から移行)		
			4	災害廃棄物処理に係る業界3団体と「仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結		
			9	家庭系剪定枝資源化モデル事業開始		



年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成30年			9	防水加工等がされた紙製容器の拠点回収開始		
			10	石積埋立処分場供用開始(第2期工事分)		
令和元年	7	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会に諮問	6	第9期仙台市分別収集計画策定		
	10	食品ロス削減推進法施行	10	令和元年東日本台風に伴う本市災害ごみ処理開始(12月末完了)		
	10	令和元年東日本台風発生	11	葛岡工場にて丸森町の災害ごみの受入開始(令和2年3月13日終了)		
令和2年	3	「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定	3	スプレー缶・カセットボンベの排出ルールを「穴開け不要」に変更		
	4	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(対象地域:全国, 4月16日~5月6日)	4	3工場(今泉・葛岡・松森)にて自己搬入ごみ処分手数料徴収時の二度計量方式を運用開始		
	9	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」[中間案]に対する意見募集(パブリックコメント及び説明会の実施)	5	家庭系剪定枝資源化事業本格実施		
令和3年	1	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会から答申	3	今泉工場の基幹的設備改良工事完了(平成29年10月~)		
	3	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の全面改定	3	松森資源化センターの基幹的設備改良工事完了(令和元年10月~)		
	4	機構改革により, 環境部に地球温暖化対策推進課を設置, 併せて環境企画課・環境共生課を再編し, 環境企画課(企画調整係, 環境影響評価係), 地球温暖化対策推進課(推進係, エネルギー企画係), 環境共生課(環境共生係)とする				
令和4年	4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行	7	リチウムイオン電池等の収集開始		
	10	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	7	第10期仙台市分別収集計画策定		
			9	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく再商品化計画について環境大臣及び経済産業大臣の認定を取得(全国第1号)		
			10	食の3R推進サイト「モッタイナイキッチン」を「ワケルネット」に統合		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
令和5年			1	製品プラスチック分別収集を先行実施		
			4	製品プラスチック分別収集を全市展開		



令和5年8月発行

令和5年度

## 「仙 台 市 環 境 局 事 業 概 要」

編集・発行 仙 台 市 環 境 局 総 務 課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号  
MSビル二日町

TEL 022(214)8214(直通)

FAX 022(268)2861

印 刷 株式会社 佐々木印刷所  
〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2丁目2番16号  
TEL 022(236)1281 FAX 022(236)1284

再生紙を使用しています。



植物油インキを使用しています。

資源循環の杜へ 

